

2021～2023年度  
自己点検・評価報告書

## 目次

### 北翔大学 自己点検・評価報告書

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	15
基準 3. 教育課程	45
基準 4. 教員・職員	55
基準 5. 経営・管理と財務	65
基準 6. 内部質保証	76
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	81
基準 A. 学術フロンティア推進拠点としての研究推進と地域貢献	81
基準 B. 大学教育改善、教育の質の向上を支援する実践的取り組み	85

### 北翔大学短期大学部 自己点検・評価報告書

1. 自己点検・評価の基礎資料	88
2. 自己点検・評価の組織と活動	97
【基準Ⅰ. 建学の精神と教育の効果】	
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神	102
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果	111
テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証	116
【基準Ⅱ. 教育課程と学生支援】	
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	121
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	142
【基準Ⅲ. 教育資源と財的資源】	
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	156
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	164
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	172
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	173
【基準Ⅳ. リーダーシップとガバナンス】	
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	181
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	183
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス	186



令和 3 (2021) ~ 令和 5 (2023) 年度

北翔大学 自己点検・評価報告書



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

#### (1) 建学の精神

本学の建学の精神「女性の社会的地位の向上を目指し、女性に相応しい職業的スキルと幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」は、昭和 14（1939）年、本法人の母体となった北海ドレスメーカー女学園創立時に定められたものである。

この建学の精神は、狭い社会に閉じこめられていた女性が職業的スキルと教養を身につけ自立することをめざすという、当時としては「時代を先取りした精神」であった。その後、社会は大きく変わり、今日の高等教育機関には、男女を問わず一人ひとりが人間として幅広い教養と専門的な知識・スキルを身につけ、自立的な社会人を育成していくことが求められている。

本法人は、女子専門学校から女子短期大学を設置し、平成 9（1997）年に北海道女子大学を開学した。その後、平成 12（2000）年に学部を増設し短期大学とともに男女共学制に移行、平成 13（2001）年には大学院の開設、学科の増設と発展してきた。男女共学制に移行した平成 12（2000）年 12 月の理事会において、建学の精神の解釈を女性に限ることなく、創立時の精神を現代に生かし、未来に向けて新たな社会を創造する教育研究活動を展開し、現代人に相応しい専門的実践能力を身につけた「時代を切り開く人材」の育成をめざすことを確認した。

その後、教育研究の充実や短期大学を含めた改組転換を進める中で建学の精神の確認と点検を行い、平成 28 年度第 6 回理事会（平成 29（2017）年 3 月 24 日開催）において建学の精神の持つ本旨を今日的意義に敷衍し、「常に変化する社会に向かって真摯にかつ創造的に対応できる人材の輩出をめざし、より高い専門性と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」を建学の精神の今日的定義とすることを確認した。

#### (2) 教育理念「愛と和と英知」

建学の精神のもと、キリスト教的愛の精神と聖徳太子の説く和の心を融合した「愛と和」を教育理念として、昭和 38（1963）年の北海道女子短期大学開学以来、温かくきめ細やかな教育・学生指導を展開してきた。平成 7（1995）年 4 月に短期大学に経営情報学科国際情報コースを設置し、国際化社会に対応できる人材育成を短期大学の目的に加えたことを契機に「国際性」を加え「愛と和と国際性」とし、平成 9（1997）年の北海道女子大学開学以降は大学・短大の教育理念として共有してきた。その後、様々な教育内容の改善や学部・学科等の設置、研究センターの設置など教育研究体制の充実に努め、平成 19（2007）年 4 月に大学名称の変更とともに教育理念の再構築を図った。大学名称は北翔大学、教育理念は国際性を「愛」と「和」に包含し、高等教育機関としての使命を表す「英知」を加え、「愛と和と英知」とした。

### 2. 使命と目的

本学は、建学の精神の下、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、本学の教育理念である「愛と和と英知」を根本にすえ、広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教育研究するとともに、真理探究の精神と幅広い教養を身につけた創造性豊かな人材を育

成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的としている。

現在、大学 2 学部 5 学科、大学院は博士後期課程を含む 3 研究科の教育組織の下で教育研究活動を展開している。

各学部・学科の目的は以下のとおりである。

#### <生涯スポーツ学部スポーツ教育学科>

スポーツ教育に関する高い専門知識と実践的技術を学び、生涯スポーツ社会の実現に向けて、競技スポーツ、学校教育、地域社会で活躍できる人間性豊かな人材の育成を目的とする。

#### <生涯スポーツ学部健康福祉学科>

健康・福祉・介護・スポーツに関する幅広い専門的知識の習得と地域貢献等に主体的に取り組む実践をとおして優れた企画力・実践力・連携力の養成をめざし、少子高齢社会における地域づくり、健康づくり、対人援助などを推進するスポーツマインドを持った福祉実践者、福祉マインドを持った健康運動指導者の育成を目的とする。

#### <教育文化学部教育学科>

こどもの視点に立ち、豊かな人間性と柔軟な思考力をもち、高い専門性と実践力を身につけ、多様な学習活動をつくりだすことのできる教員を養成する。生涯発達における幼児・児童・生徒期の意義役割を理解し、学習支援とさらには心豊かな情操教育を支援する人材を育成する。こどもの心身の健康課題の専門的知識と指導力をもち、さらに特別な教育支援を必要とするこどもに情熱をもって関わることのできる教員の育成を目的とする。

#### <教育文化学部芸術学科>

美術、メディアデザイン、インテリア建築、服飾美術、舞台芸術などの各芸術領域を学び、理論と実践に係る研究を深め創造性を培い、共同制作や発表活動を活発に行うことによって、あらゆる職種において芸術性を活かし、自らの人生を切り開き、社会貢献ができる人材を養成する。また、美術教育並びに生涯学習の観点から、中学校、高等学校、美術館、博物館、劇場、福祉施設、非営利組織等で芸術の専門知識とコミュニケーション能力を活かし、芸術文化の持つ豊かな力や技法を教えられる指導者や学習支援者を養成する。

#### <教育文化学部心理カウンセリング学科>

心理学、社会福祉学、教育学を統合した学際的観点から、一人ひとりの生活を包括的に支える実践力を養成する。「こころ」の科学としての心理学の基礎から応用に至る理論と技法、及び精神保健福祉学の専門知識をもち、心理的支援に限らず、福祉、教育・保育を含む、より広い領域における人間援助の総合的アプローチとしてのカウンセリングの素養を身につけ、現代社会に貢献する人材の育成を目的とする。

また、大学院の目的は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の理論及び実践を重視した応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的としている。各研究科、専攻の目的は以下のとおりである。

<人間福祉学研究科臨床心理学専攻>（令和 6（2024）年度から臨床心理学研究科に研究科名称変更予定）

学校、病院や社会福祉施設をはじめとする各種臨床現場で、他の専門職と十分な連携を図りながら心理臨床活動に従事できる人材の育成を目的とする。

#### <生涯学習学専攻>

地域における生涯学習を振興することのできる資質・能力を身につけた研究者・上級職業人の育成を目的とする。

#### <生涯スポーツ学専攻>

北海道をはじめ氷雪寒冷圏域における生涯スポーツ社会の発展に向けて、運動・スポーツや健康に関する学術研究能力と専門的スキルを修得し、指導的役割を担う人材の養成を目的とする。

#### <生涯スポーツ学専攻博士後期課程>

北海道をはじめ氷雪寒冷圏域における豊かな生涯スポーツ社会の発展に向けて、スポーツ科学、生涯スポーツ学に関する高度な専門的知識を修得し、課題設定能力、科学的分析能力、情報発信能力を備えた研究者及び高度職業人の養成を目的とする。

### 3. 大学の個性と特色

本学は、「愛と和と英知」の教育理念を掲げ、建学の精神の具現化に努め、高等教育機関として社会に有為な人材を育成し地域社会に貢献することを目的として、「教育重点大学」「地域貢献大学」をコンセプトに温かみのあるきめ細やかな教育・研究指導及び学生生活支援を行っている。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

本法人は、昭和 14（1939）年の創設以来、84 年にわたり、建学の精神「女性の社会的地位の向上を目指し、女性に相応しい職業的スキルと幅広い教養を身につけた自立できる社会人の育成」を掲げ、「愛と和と英知」の教育理念に基づく学園づくりを継続し、社会に貢献できる女性のための高等教育機関として重要な役割を果たしてきた。平成 9（1997）年には北海道女子大学を開学し、短期大学とともに男女共学となった平成 12（2000）年以降も自立できる社会人の育成に努めその役割を果たしてきた。

本学の母体は、昭和 38（1963）年に創設した北海道女子短期大学（現北翔大学短期大学部）であり、本学は、平成 9（1997）年に開学（創設時北海道女子大学）した。開学当時、時代のニーズに応じて人間福祉学部（介護福祉学科・生活福祉学科）を設置し、高齢社会において各種社会福祉機関・施設・在宅等で福祉の相談や指導等のできる実践的スキルと教養を持った人材を育成してきた。また、平成 12（2000）年には、平成 3（1991）年から生涯学習の場として設置した生涯学習センター（AOC：浅井学園オープンカレッジ）での実績と経験をもとに、新たに生涯学習システム学部（健康プランニング学科・芸術メディア学科）を開設し、社会的要請である生涯学習社会の推進者や生涯学習支援者の育成に努めてきた。生涯学習システム学部の開設に合わせて男女共学制とし、大学名称を北海道女子大学から北海道浅井学園大学に変更した。平成 13（2001）年には、人間福祉学部には福祉心理学科と大学院人間福祉学専攻科（修士課程）、平成 16（2004）年には大学院生涯学習学専攻科（修士課程）を開設して教育研究の充実に努めてきた。

平成 17 (2005) 年、大学名称を北海道浅井学園大学から浅井学園大学に変更し、平成 18 (2006) 年には、児童・生徒に関する社会的課題を見つめ、その解決に取り組む人材を育てる学習コーチング学科を生涯学習システム学部 3 番目の学科として開設した。こうした変遷の中で様々な教育内容の改善や改革、教育研究体制の充実に努め、平成 19 (2007) 年には大学名称を現在の北翔大学に変更するとともに、教育理念を「愛と和と英知」に再構築した。

平成 21 (2009) 年には、生涯スポーツ社会の構築を目指し、地域住民の健康増進やスポーツ活動を推進させるための研究・実践活動を行ってきたこれまでの研究成果をもとに、生涯学習システム学部健康プランニング学科を改組し、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科を設置した。

その後、教育効果の一層の向上を目指して大学全体で教育組織編成の点検評価を行い、平成 26 (2014) 年に、これまでの 3 学部 6 学科体制を再編して生涯スポーツ学部 (スポーツ教育学科、健康福祉学科)、教育文化学部 (教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科) の 2 学部 5 学科体制とした。

平成 31 (2019) 年からは、本法人の設置校の一つであった北海道ドレスメーカー学院の法人分離に伴い、法人名を学校法人北翔大学に改称した。令和 2 (2020) 年 4 月には人間福祉学部を廃止し、令和 3 (2021) 年には大学院博士後期課程を開設した。また、令和 3 (2021) 年 3 月をもって生涯学習システム学部学習コーチング学科を廃止、令和 4 (2022) 年 3 月をもって生涯学習システム学部芸術メディア学科を廃止した。令和 5 (2023) 年 3 月には大学院人間福祉学研究科の人間福祉学専攻を廃止し、令和 6 (2024) 年から人間福祉学研究科を臨床心理学研究科に名称変更を行う予定である。

昭和 38 (1963) 年 4 月	北海道女子短期大学開学 (被服科入学定員 80 人)
平成 9 (1997) 年 4 月	北海道女子大学開学 (人間福祉学部介護福祉学科入学定員 80 人、生活福祉学科入学定員 80 人・3 年次編入学定員 10 人)
平成 12 (2000) 年 4 月	北海道女子大学を北海道浅井学園大学に名称変更、北海道浅井学園大学生涯学習システム学部開設 (健康プランニング学科入学定員 120 人・3 年次編入学定員 15 人、芸術メディア学科入学定員 120 人・3 年次編入学定員 15 人)
平成 13 (2001) 年 4 月	人間福祉学部福祉心理学科開設 (入学定員 80 人・3 年次編入学定員 20 人) 大学院人間福祉学研究科人間福祉学専攻 (修士課程) 開設 (入学定員 8 人)
平成 15 (2003) 年 4 月	大学院人間福祉学研究科臨床心理学専攻 (修士課程) 開設 (入学定員 6 人) 大学院人間福祉学研究科人間福祉学専攻入学定員変更 (8 人→4 人)
平成 16 (2004) 年 4 月	大学院生涯学習学研究科生涯学習学専攻 (修士課程) 開設 (入学定員 6 人)
平成 17 (2005) 年 4 月	北海道浅井学園大学を浅井学園大学に名称変更
平成 18 (2006) 年 4 月	生涯学習システム学部学習コーチング学科開設 (入学定員

平成 19 (2007) 年 4 月 平成 21 (2009) 年 4 月	80 人・3 年次編入学定員 20 人) 浅井学園大学全体の学生定員増 (入学定員 540 人・3 年次編入学定員 100 人、収容定員 2,360 人) 浅井学園大学を北翔大学に名称変更
平成 23 (2011) 年 4 月	生涯スポーツ学部スポーツ教育学科開設 (入学定員 120 人・3 年次編入学定員 20 人) 人間福祉学部介護福祉学科、生活福祉学科を地域福祉学科、医療福祉学科にそれぞれ名称変更、医療福祉学科入学定員変更 (80 人→50 人)、生涯学習システム学部芸術メディア学科 3 年次編入学定員変更 (15 人→10 人)
平成 25 (2013) 年 4 月	人間福祉学部の入学定員変更 (地域福祉学科 80 人→60 人、医療福祉学科 50 人→30 人、福祉心理学科 80 人→70 人) 生涯学習システム学部の入学定員変更 (学習コーチング学科 80 人→60 人) 人間福祉学部 3 年次編入学定員変更 (地域福祉学科 10 人→5 人、医療福祉学科 10 人→5 人、福祉心理学科 10 人→5 人)、生涯学習システム学部 3 年次編入学定員変更 (学習コーチング学科 20 人→15 人)
平成 26 (2014) 年 4 月	大学院生涯スポーツ学研究所生涯スポーツ学専攻 (修士課程) 開設 (入学定員 6 人)
平成 28 (2016) 年 4 月	生涯スポーツ学部健康福祉学科開設 (入学定員 60 人・3 年次編入学定員 5 人) 教育文化学部開設 (教育学科入学定員 120 人・3 年次編入学定員 10 人、芸術学科入学定員 50 人・3 年次編入学定員 5 人、心理カウンセリング学科入学定員 50 人・3 年次編入学定員 5 人)
平成 31 (2019) 年 4 月 令和 2 (2020) 年 3 月 令和 3 (2021) 年 3 月 令和 3 (2021) 年 4 月	大学院人間福祉学研究所臨床心理学専攻の入学定員変更 (6 人→4 人) 法人名を学校法人北翔大学に改称 人間福祉学部廃止 生涯学習システム学部学習コーチング学科廃止 生涯スポーツ学研究所生涯スポーツ学専攻 (博士後期課程) 開設
令和 4 (2022) 年 3 月 令和 5 (2023) 年 3 月 令和 6 (2024) 年 4 月	生涯学習システム学部芸術メディア学科廃止 大学院人間福祉学研究所人間福祉学専攻廃止 大学院人間福祉学研究所臨床心理学専攻を臨床心理学研究所臨床心理学専攻に名称変更予定

## 2. 本学の現況

- ・ 大学名 北翔大学
- ・ 所在地 北海道江別市文京台 23 番地 [TEL] 011-386-8011 [FAX] 011-387-1542

江別市は石狩平野の中心部に位置し、総面積は 187.38 km<sup>2</sup>。全般的に平坦な地勢で豊かな自然環境に恵まれ、札幌市、北広島市、岩見沢市などと隣接している。札幌市のベッドタウンとして成長を続け、人口は約 12 万人となっている。本学へのアクセスは、札幌駅から JR 函館本線大麻駅下車徒歩約 15 分、あるいは札幌市営地下鉄（東西線）新さっぽろ駅下車バス利用約 10 分で、札幌市中心部から約 30 分程度の距離にある。

近年は、商業施設や飲食店の進出が目立ち、自然と都市機能が調和した街として知られている。広大な面積を持つ道立自然公園野幌森林公園（2,053ha）が隣接し、公園内には 40km の自然遊歩道、休憩施設や 5 つの池などがあり、市民に親しまれている。

また、本学を含め 4 つの私立大学が立地する文教都市としても知られており、研究施設や大学が市内生産者・製造業と連携し、地域ブランド創りへの挑戦も盛んになってきている。研究施設や大学では、市民向けのイベント・セミナー等を開催し、地域に開かれた取り組みも積極的に行われている。

アメリカ合衆国オレゴン州のグレシャム市とは姉妹都市関係にあり、中高生を中心とした交換留学も行われているほか、高知県土佐市とは友好都市関係にあり、「人」「もの」の交流も盛んである。

首都圏でも有名な乳製品の自家生産企業、ハム・ソーセージの製造企業その他、初冬蒔き栽培で有名な幻の小麦「ハルユタカ」や、多くの野菜直売所もあり、農業の盛んな都市としても知られている。明治期に日本の近代化に大きく貢献した煉瓦は、現在も一大産地となっており、毎年夏には、煉瓦とやきものをテーマにした「えべつやきもの市」が開催され、道内有数のイベントとなっている。

・学部構成・学生数（令和5（2023）年5月1日）

（人）

学部等	学科等	入学定員	収容定員	実員	備考
生涯スポーツ学部	スポーツ教育学科	180	700	832	編入学定員10
	健康福祉学科	40	210	163	編入学定員5
教育文化学部	教育学科	120	500	601	編入学定員10
	芸術学科	50	210	226	編入学定員5
	心理カウンセリング学科	50	210	237	編入学定員5
人間福祉学研究科 （修士課程）	臨床心理学専攻	4	8	9	
生涯学習学研究科 （修士課程）	生涯学習学専攻	6	12	12	
生涯スポーツ学研究科 （修士課程）	生涯スポーツ学専攻	6	12	9	
生涯スポーツ学研究科 （博士後期課程）	生涯スポーツ学専攻	3	9	9	
合計		459	1,871	2,098	

・教員数、職員数（令和5（2023）年5月1日）

（人）

専任教育職員				兼任講師	専任 事務職員	合計
教授	准教授	講師	助手			
46	29	14	1	229	74	393
専任教育職員合計 90						

※兼任講師の数には、大学院担当18人を含む。

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

北翔大学（以下、「本学」）の使命・目的は、「教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、建学の精神と教育理念を根本に据え、広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教育研究するとともに、真理探究の精神と幅広い教養を身につけた創造性豊かな人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与すること」と「北翔大学学則」（以下、「学則」）第 2 条並びに「学校法人北翔大学ガバナンス・コード」（以下、「ガバナンス・コード」）に定めている。

学部と同様に、北翔大学大学院（以下、「本学大学院」）の使命・目的を、「教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の理論及び実践を重視した応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与すること」であると「北翔大学大学院学則」（以下、「大学院学則」）第 2 条並びに「ガバナンス・コード」に定めている。大学院の目的は、果たすべき使命を念頭に置いて設定しており、到達度においても教育研究の水準を踏まえている。

具体性と明確性をもった学部・学科及び研究科の教育目的は以下のとおりで、学生便覧に掲載して学生に周知しているほか、本学 Web サイトで教育情報として公表している。

###### <生涯スポーツ学部>

スポーツ教育学科と健康福祉学科を有し、スポーツや健康に関する理論や実践について探求し、主体的・活動的・健康的な生き方を実践・支援できる人材を育成し、生涯にわたってスポーツに親しむことができる健康で豊かな生涯スポーツ社会の構築に貢献できることを教育目標として定め、実践力のある人間性豊かな生涯スポーツのスペシャリストを育成している。

###### <スポーツ教育学科>

スポーツに関する高い専門知識と実践的技術を学び、生涯スポーツ社会の実現に向けて、競技スポーツ、学校教育、地域社会で活躍できる人間性豊かな人材の育成を目的としている。

#### <健康福祉学科>

健康・福祉・介護・スポーツに関する幅広い専門的知識の習得と地域貢献等に主体的に取り組む実践をとおして優れた企画力・実践力・連携力の養成を目指し、少子高齢社会における地域づくり、健康づくり、対人援助などを推進するスポーツマインドを持った福祉実践者、福祉マインドを持った健康運動指導者の育成を目的としている。

#### <教育文化学部>

教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科を有し、教育学、芸術学、心理学のそれぞれの専門領域の特性を生かしつつ横断統合した学部であることから、学部での多様な学びをとおして、幼児教育・学校教育から生涯教育にいたる幅広い世代の学びへの支援の観点を踏まえつつ、社会と関わり、時代のニーズに応え得る人材を養成する。

#### <教育学科>

こどもの視点に立ち、豊かな人間性と柔軟な思考力をもち、高い専門性と実践力を身につけ、多様な学習活動をつくりだすことのできる教員を養成する。生涯発達における幼児・児童・生徒期の意義役割を理解し、学習支援と更には心豊かな情操教育を支援する人材を育成する。こどもの心身の健康課題の専門的知識と指導力をもち、更に特別な教育支援を必要とするこどもに情熱をもって関わることのできる教員の育成を目的としている。

#### <芸術学科>

美術、メディアデザイン、インテリア建築、服飾美術、舞台芸術などの各芸術領域を学び、理論と実践に係る研究を深め創造性を培い、共同制作や発表活動を活発に行うことによって、あらゆる職種において芸術性を活かし、自らの人生を切り開き、社会貢献ができる人材を養成する。また、美術教育並びに生涯学習の観点から、中学校、高等学校、美術館、博物館、劇場、福祉施設、非営利組織等で芸術の専門知識とコミュニケーション能力を活かし、芸術文化の持つ豊かな力や技法を教えられる指導者や学習支援者を養成する。

#### <心理カウンセリング学科>

心理学、社会福祉学、教育学を統合した学際的観点から、一人ひとりの生活を包括的に支える実践力を養成する。こころの科学としての心理学の基礎から応用に至る理論と技法および精神保健福祉学の専門知識をもち、心理的支援に限らず、福祉、教育・保育を含む、より広い領域における人間援助の総合的アプローチとしてのカウンセリングの素養を身につけ、現代社会に貢献する人材の育成を目的としている。

#### <人間福祉学研究科>

様々なこころの問題の背景としての社会的要因に関する洞察を深め、臨床心理学に関する専門知識を涵養するとともに、各種臨床現場において、心理アセスメント、心理療法・カウンセリングなどの心理臨床活動を確実に遂行できる知識と技術を習得することを目指す。これにより、保健医療・教育・福祉等の領域の各種臨床現場において、他の専門職との十分な連携を図りつつ、福祉マインドを持って臨床活動に従事できる人材の育成を目的とする。

#### <生涯学習学研究科>

心身の健康増進を図り、人々の生涯学習を支援し、生きがいのある人生を創造するといった社会的要請に応え、教育学、心理学などの幅広い人間科学的な素養の上に、生涯学習の振興に関わる高度な学識と指導力を身につけた専門家の育成を目的としている。地域における生涯学習を振興することのできる資質・能力を身につけた研究者・上級職業人の育成を目

的とする。

＜生涯スポーツ学研究科＞

修士課程は、北海道をはじめ氷雪寒冷圏域における生涯スポーツ社会の発展に向けて、運動・スポーツや健康に関する学術研究能力と専門的スキルを修得し、指導的役割を担う人材の養成を目的としている。

博士後期課程は、北海道をはじめ氷雪寒冷圏域における豊かな生涯スポーツ社会の発展に向けて、スポーツ科学・生涯スポーツ学に関する高度な専門的知識を修得し、課題設定能力、科学的分析能力、情報発信能力を備えた研究者及び高度職業人の養成を目的としている。

以上、いずれも具体的かつ明確に設定している。

### 1-1-② 簡潔な文章化



シンボルマーク  
(通称: bird)

大学の使命・目的並びに各学部・学科の使命・目的は、「学則」第2条に規定している。本学大学院の使命・目的は、「大学院学則」第2条に規定している。いずれも長文を避け、簡潔な文章で表現している。

シンボルマークについては「北翔大学で成長し社会に飛び立つ学生たちを、北の大地で成長し大空高く翔けようとする鳥になぞらえた。そんな鳥たちを育てる栄養分(=サポート・教育)としての大学を目指し、その大きく成長していく鳥たちの背中を見続けたいという想いを込めたマークである。」と学生便覧に掲載し、使命・目的に沿った大学の姿勢を示している。

### 1-1-③ 個性・特色の明示

教育理念である「愛と和」に示すように、本学の教職員は開学以来、学生に対して温かくきめ細やかな教育・指導を展開してきた。「愛」はキリスト教的「愛の精神」を、「和」は聖徳太子の説く「和のこころ」であり、それらに高等教育機関としての使命を表す「英知」を加えて、幅広い教養を身につけた創造性豊かな人材を育成することを特色としている。

この理念(愛の精神、和の心と英知)は、学生への指導体制である「GT(Guidance Teacher)制度」やオフィスアワー制度により教職協働できめ細やかに学修支援や学生支援に努めることで継承してきている。これらの体制や制度、支援等は学生便覧や本学 Web サイト等に明示し学生にも周知している。

また、実践的学びを重視していることが特色である。本学の教育課程においては実践的な学びを多く配し、能動的体験的学びをとおした実践力の醸成に努め、社会に貢献できる人材育成に努めている。教育課程には5つの教育フレームを設け、学部共通科目、学科専門科目のみならず、全学共通科目に「教養科目」「就業力養成科目」群、「発展科目」群を配している。このことは、「学則」、学生便覧、大学案内等に掲載している。

#### 1-1-④ 変化への対応

本学の建学の精神「女性の社会的地位の向上を目指し、女性にふさわしい職業的スキルと幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」については、平成 12（2000）年からの男女共学制への移行、教育研究体制の充実や短期大学を含めた改組転換を進める中で確認と点検を行った。そして、平成 28（2016）年度第 6 回理事会（平成 29（2017）年 3 月 24 日開催）において、「建学の精神」の持つ本旨を「常に変化する社会に向かって真摯にかつ創造的に対応できる人材の輩出を目指し、より高い専門性と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」と敷衍し今日的定義として定めた。本法人設立当時の建学の精神を現代に生かし、未来に向けて新たな社会を創造する教育・研究活動を展開し、現代人に相応しい専門的実践力を身につけた時代を切り開く人材の育成を目指している。この建学の精神については、大学案内や学生便覧等に今日的定義を併記し教育理念とともに明示している。また、校舎内にも額装して掲示し来学者や地域の方々にも公表している。

本学では、社会の変化や本学を取り巻く環境の変化に応じて、教育組織の再編や教育課題の検討、教育制度の見直しなどを適宜実施してきた。そのたびに、常勤理事会や学部・学科等で、建学の精神や大学の使命・目的を改めて確認し、教育研究活動の充実や水準の向上を図り、適正な大学運営を継続している

#### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教職員が展開している教育研究活動や学生支援は、建学の精神、教育理念を拠りどころとしており、大学の使命・目的及び教育目的を達成するための大学教育の根幹となっており、教職員が協働で教育活動を進めていく重要な方針となっている。これらは、本学 Web サイトをはじめ「学則」や「大学院学則」に簡潔に明文化しており、「ガバナンス・コード」にも明記し公表している。時代の変化の中でも守るべき事項と、時代の変化に合わせた調整を図っていくべき事項がある。今後も常に社会の変化と学生のニーズを確認・把握しながら適切に対応していく。

### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-2-② 学内外への周知

#### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

## (2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学では、開学した平成9（1997）年から3年ごと（開学当初は5年ごと）に自己点検・評価を行い「自己点検・評価報告書」にまとめその結果を公表している。この自己点検・評価において、その都度、本学の使命・目的、及び建学の精神、教育理念の確認を行っている。自己点検・評価活動及び自己点検・評価報告書は、点検評価委員会を通じて全学的な協働体制で実施、作成している。自己点検・評価を通じて北翔大学の役員、教職員は、本学の使命・目的及び教育目的に関して、十分に理解し支持をしている。また、学生への学修支援を教育研究目的の最優先の使命と常に意識して行動している。

教職員の採用時には、理事長挨拶において本学の使命・目的、建学の精神に触れ、新任の教職員には事務局長が今日的定義を含めて建学の精神や教育理念について、その趣旨を伝えている。

なお、自己点検・評価報告書は理事長、専務理事、学長、副学長、学部長、学科長のほか学務機関の各センター長、オフィス長及び事務局長、事務局部課長に配付している。

### 1-2-② 学内外への周知

学生に対しては、建学の精神及び教育理念、シンボルマーク、三つのポリシーを学生便覧、Webサイトに掲載して本学の使命・目的を周知している。教育目的は「学則」第2条に定め、学生便覧に掲載して周知している。

新入生対象の基礎教育セミナーでは、学長自らが本学の建学の精神と教育理念について講義する中で、改めて大学の目標を説明している。

大学の目的達成に向けて、教育改革・改善については、FD（Faculty Development）・SD（Staff Development）研修会で今日的課題を取り上げ、教職員への周知を図っている。新任教職員には新任研修の際に、非常勤講師には非常勤講師懇談会において、大学の目標を説明している。

また、保護者には入学時並びに保護者懇談会の際に、大学の教育目標について説明を行っている。

以上、学内外への周知としては、教職員、学生・大学院生とその保護者、本学関係者、受験生とその保護者、高等学校、そのほか社会一般に大学の使命・目的及び教育目的を本学Webサイト、学生便覧に公表し周知を図っている。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の中期的な計画は、令和3（2021）年5月に「第3次中期計画」の実績（総合点検評価）報告を行い、「第4次中期計画」に引き継いだ。「第4次中期計画」には、建学の精神と教育理念も掲載し、本学の使命・目的を達成するために4つの重点項目に10の計画、35の計画テーマを設定し、その実現に向けて担当部署が（関連部署との連携も含めて）取り組みを進めている。

建学の精神と教育理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標を改めて確認し、教育改革の具体策と実現の見通し、教育環境整備計画等を計画の中に項目として盛り込んでいる。年度ごとの「事業計画」においては、中期計画と理事会からの運営方針

を踏まえて学部・学科、研究科、各センター、事務局各部門から教育目的の達成に向けた具体的な計画を予算管理委員会に提議している。個々の事業計画については、予算管理委員会が予算要請とともに教育目的に合致した取り組みであるかをヒアリングにより確認している。計画の採否は大学・大学院の使命・目的及び教育目的との関連性、必要性、有効性を要素として判断している。

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

学部・学科並びに研究科各専攻において三つのポリシーを一体のものとして策定している。ディプロマ・ポリシーについては、大学の目的及び教育目的を反映し、それを達成するための教育内容及び教育方法、教育評価をカリキュラム・ポリシーに定めている。教育目的を達成するために入学時に必要な基礎的学力をアドミッション・ポリシーに定めている。高等教育機関としての使命を達成するために、各学部及び各大学院研究科それぞれに三つのポリシーを設定しており、相互に有機的に関連させて、社会の要請に応えうる人材育成に取り組んでいる。これら三つのポリシーは、大学案内や学生便覧等に掲載しているほか本学 Web サイトにも掲載して学生や社会に周知・公表している。

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

教育研究組織体制は、大学の目的に沿って生涯スポーツ学部スポーツ教育学科、健康福祉学科及び教育文化学部教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の 2 学部 5 学科を設置している。この 5 学科を基礎としてより専門的な知識・技能を身につけるために、大学院には人間福祉学研究科臨床心理学専攻（令和 6（2024）年 4 月から臨床心理学研究科に名称変更予定）、生涯学習学研究科生涯学習学専攻（何れも修士課程）、生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻（修士課程、博士後期課程）の 3 研究科 3 専攻を設置している。いずれも設置基準数を満たし必要な専任教員を配置している。大学院では、生涯学習学研究科と生涯スポーツ学研究科の 2 研究科で大学院設置基準第 14 条（教育方法の特例）に基づいて社会人特例制度を設けて履修面での便宜並びに学費の減免を図っている。学部・学科、研究科では、それぞれの分野における学修を通じて建学の精神に適った人材の育成にあたっており、分野の特色に応じた様々な資格取得を可能としている。なかでも教員養成においては複数の教職課程を設置し、教員採用候補者選考検査合格者数の実績は道内私立大学でトップクラスを維持している。

また、全学的な研究組織として「北方圏学術情報センター」と「北方圏生涯スポーツ研究所」を設置している。北方圏学術情報センターは、「QOL の向上に欠かすことのできない北方圏における地域福祉・生活文化の向上を目的に、衣食住といった生活環境や地域福祉、心身の健康、生涯学習としての芸術などさまざまな分野について、総合的かつ学際的な視点から研究を行う。」ことを目的としている。北方圏生涯スポーツ研究所は、「北方圏における総合型地域スポーツクラブ、寒冷地スポーツ推進、競技者育成、体力向上、体験活動、食育推進に関する総合的、学術的研究を行い、生涯スポーツ文化の創造・形成に貢献する。」ことを目的としている。北方圏学術情報センター（平成 13（2001）年選定）、北方圏生涯スポーツ研究所（平成 16（2004）年選定）ともに、文部科学省の「学術フロンティア推進拠点」に選定された研究施設である。

### (3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、教育理念に基づいて大学の使命・目的及び教育目的を、「学則」第2条並びに「大学院学則」第2条に具体性、明確性、個性・特色を備えたものとして定めており、それらを Web サイトや大学案内等を活用して学内外へ周知している。今後の社会状況を見据えながら中長期的な計画への反映、教育研究組織の編成と運営に活かす努力を継続していく。また、教育目標を学生がより身近に意識できるような仕組みを工夫する。今後は大学の目的及び教育目標を反映した大学全体の三つのポリシーを策定するとともに、各学部・学科、研究科の三つのポリシーとの整合性を図っていく。

なお、人間福祉学研究科の名称変更に伴い臨床心理学研究科としての使命並びに目的を策定したが、既存の学部・学科、研究科に関する教育目的や三つのポリシーについては不断の検証、点検評価を続けていく。

### 【基準1の自己評価】

建学の精神、教育理念は、普遍性を持つものであるが、時代の変化に即応した建学の精神の今日的定義「常に変化する社会に向かって真摯かつ創造的に対応できる人材の輩出を目指し、より高い専門性と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」を掲げたように、時代の変化に合わせてその解釈を常に確認・点検し検証していくことに努めている。

本学及び本大学院の使命・目的及び教育目的は「学則」等に明確に定めており、学生、教職員をはじめ本学及び本大学院関係者へ Web サイトや大学案内等を活用して周知を図っている。本学及び本大学院の使命・目的は三つのポリシーに反映させており、その達成に向けて第4期中期計画を策定し、様々な計画を推進している。同時に大学を構成する学部・学科、研究科等は、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織として編成している。

以上のことから、基準1.「使命・目的等」の基準を満たしていると自己評価する。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

建学の精神と教育理念に基づき「学則」に記す教育目的に基づいて、学部・学科のアドミッション・ポリシーを定め、大学案内や学生募集要項、本学 Web サイト等に掲載公表し、広く周知を図っている。大学案内及び学生募集要項は、年間 26,000 部を作成し、オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問等、様々な機会を活用するとともに配付している。

大学案内や学生募集要項は、アドミッションセンター職員及びアドミッションコーディネーターによる北海道内及び東北地方の一部への高校訪問、道内各地で開催される進学相談会、高等学校での出張講義・ガイダンスに持参するとともに、高校生や高校教員を対象とした本学見学会において配付や説明を行うほか、資料請求者への郵送を実施している。また、より深く本学を知りたい進学希望者やその保護者に対して、オープンキャンパス（年 6 回）を開催し発信している。

このように、本学の建学の精神と教育理念、学部・学科の目的や特徴、アドミッション・ポリシーを広く進学希望者とその保護者、高校教員へ伝える努力をしている。

大学院研究科については、各研究科の目的、専攻の特徴に基づきアドミッション・ポリシーを定め研究科教員の研究テーマ等を記載した大学院学生募集要項並びに本学 Web サイトに掲載公表し、広く周知を図っている。本学学部 4 年次を対象にした大学院学内説明会の開催や大学院学生募集要項を年間 1,500 部作成して関連分野の学部・学科等を持つ他大学や教育機関、施設等へ送付している。

入学者の受け入れにあたっては、「北翔大学入学者選抜規程」に基づき建学の精神と教育理念及び学部・学科のアドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜を実施している。また、入学者選抜は公正性を保持し、適切に運用している。入学者選抜の体制と運用については、以下の体制で実施している。

入学者選抜に関する業務は、学長が委員長となり、副学長、学部長、学科長、アドミッションセンター長等からなる入試総務委員会が統括している。入学者選抜に関する実務はアドミッションセンター運営委員会を中心に企画・立案のうえ実施している。決定された入学者選抜の日程、試験教科・科目、募集人員、受験資格、出願方法及び入学手続方法については、学生募集要項や本学 Web サイトに掲載して受験生や高等学校等に公表している。

入学者選抜の実施にあたっては、教職員で分担し、入学者選抜日の当日並びに事前に説明会を開催して実施方法や注意事項を説明、確認しており、厳正な入学者選抜の実施を行うための取り組みを常に行っている。入学者選抜日の当日は試験実施本部（本部長は学長）を設

置き、本部の指揮のもとで公正かつ適正に入学者選抜が行われるよう管理監督している。面接を伴う入学者選抜においては、公正性保持の観点から複数の面接教員で実施している。

試験入学制度においては、学長及びアドミッションセンター長が委嘱する入試問題専門委員会の委員により入試問題作成に係る事項を専門的に取り扱い、入学選抜に係る入試問題の確認・校正及び採点業務を行っている。

合格者の判定は、各学科及び研究科で行い入試総務委員会の審議を経て学長が決定し、教授会に報告している。また、入学者の決定は教授会の意見を聞いて学長が行っている。

入学者選抜に関わる募集要項の作成、インターネットによる出願受付、試験実施及び合格発表等の業務については、アドミッションセンターを中心に各学科と連携して実施している。

文部科学省の大学入学選抜実施要項の見直しに伴い、本学においても、令和3(2021)年度入学選抜より、同実施要項の趣旨に沿った対応を行っている。いずれの入学選抜もアドミッション・ポリシーに示す教育目的及び求める人物像を踏まえつつ、学力の3要素である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を多面的・総合的に評価する制度としている。

入学選抜の区分と選抜方法の概要は以下のとおりである。

入試制度（選抜区分）		選抜方法
総合型選抜制度	1期～4期	エントリーシート、課題、面談（1回）、調査書
学校推薦型選抜制度	指定校推薦	口頭試問、面接、学校長の推薦書、調査書
	一般推薦	学校長の推薦書、小論文、面接、調査書
	指定スポーツ推薦	口頭試問、面接、学校長の推薦書、 本学顧問＋高校クラブ顧問連名の推薦書、調査書
特別選抜制度	社会人 帰国子女 外国人留学生	面接
一般選抜制度	A・B日程	筆記試験（2科目）、記述課題、調査書
大学入学共通テスト 利用選抜制度	A・B・C方式	共通テスト（2科目）、記述課題、調査書

※いずれも調査書や推薦書はそれぞれ点数化している。

総合型選抜制度は、入学希望者の意欲や個性を理解することを通じてそれらを重視した選抜方法である。エントリーは1期から4期に分けて行っている。学校推薦型選抜制度は、特定の高校に指定校枠を示す指定校推薦制度、高等学校長からの推薦に基づく一般推薦、高等学校長及び本学が指定しているスポーツクラブ顧問の推薦を受ける指定スポーツ推薦がある。いずれも本学専願を条件とし判定し選抜している。

特別選抜制度は、社会人、帰国子女、外国人留学生を対象とした制度で、学校推薦型選抜制度と同一日程で実施している。募集人員はいずれも若干名で、出願書類と面接により選抜している。

一般選抜制度は、国語・英語の2科目、記述課題及び調査書により判定し選抜している。いずれの学科も指定した他学科への第2志望出願を可能としている。A日程は選抜会場と

して、本学以外に旭川会場、帯広会場、函館会場、青森会場及び東京会場の 5 会場で実施している。

大学入学共通テスト利用選抜制度は、A 方式・B 方式・C 方式を実施しており、いずれも大学入学共通テストの国語（近代以降の文章）を必須、選択科目 1 科目の試験結果などの結果を基に判定し選抜している。

編入学の学生募集は、全学部・学科において、3 年次に編入する編入学選抜を編入学学生募集要項に出願資格等を定め実施している。編入学者選抜は 1 期から 4 期で実施している。本学短期大学部生を対象にした学内説明会の開催や、他大学、教育機関へ編入学学生募集要項を送付し周知を図っている。

選抜試験は全構内を関係者以外立入禁止として実施している。願書受付から合否通知作業においては、慎重な点検体制のもと作業を実施し、合否の判定に関しては各学科及び研究科で行い、入試総務委員会の審議を経て学長が決定し教授会に報告している。障がいのある入学志願者については、出願に先立って事前にアドミッションセンターへ合理的配慮を申し出ることとし、志願者、本学の双方が受け入れ態勢について確認をしたうえで出願できるよう、状況にあわせて志願者との話し合いを実施している。また、別室受験や公的機関の手話通訳派遣等、可能な範囲で選抜における配慮を行っている。出願前の個別相談については、障がい学生支援室職員が対応している。なお、合格者の中で多様な背景を持つ学生からの申し入れがあった場合は、入学前に障がい学生支援室職員を含む保健センター職員、保健センター長、該当学科長と連携し支援体制を整えている。

入学者選抜区分ごとの適切な学生受け入れ人数については、各学科で点検・評価をした上で総括資料を作成して学長に報告することで担保しており必要に応じて改善を図っている。

大学院研究科においては、大学院入学者選抜を 1 期と 2 期で実施している。試験入学制度では、試験科目は筆記試験（英語、専門科目）及び口述試験を設定している。障がいのある入学志願者の合理的配慮の申し出については、出願前にアドミッションセンターが受け、受験生・保護者と面談を行って合理的配慮の確認を行っている。受験における配慮についてはアドミッションセンターが、修学上の配慮については研究科教員と障がい学生支援室の担当者が面談を行い対応している。入学者選抜は公正性を保持して適切に運用し、入学者の選抜に関する業務については学長が統括している。入試問題作成においては、学長が研究科の各専攻から非公開のもと選任された出題者に委嘱し、厳格に入試問題を作成し入試問題作成の委員会が点検を行っている。入学者選抜の合否については、設定した合格基準に基づき研究科委員会で判定を行い、入試総務委員会の審議を経て学長が決定している。

入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持について、各学部の入学定員、志願者数、合格者数、入学者数は、以下のとおりである。

学部	学科	項目	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
生涯 スポーツ 学部	スポーツ教育 学科	入学定員	160	180	180
		志願者数	338	300	361
		合格者数	253	249	273
		入学者数	221	186	231
	健康福祉学科	入学定員	60	40	40
		志願者数	47	61	56
		合格者数	46	61	56
		入学者数	32	45	43
	合計	入学定員	220	220	220
		志願者数	385	361	417
		合格者数	299	310	329
		入学者数	253	231	274
教育文化 学部	教育学科	入学定員	120	120	120
		志願者数	365	335	288
		合格者数	184	203	228
		入学者数	148	145	150
	芸術学科	入学定員	50	50	50
		志願者数	64	81	95
		合格者数	63	79	93
		入学者数	42	49	71
	心理 カウンセリング 学科	入学定員	50	50	50
		志願者数	92	100	112
		合格者数	69	84	82
		入学者数	54	59	52
	合計	入学定員	220	220	220
		志願者数	521	516	495
		合格者数	316	366	403
		入学者数	244	253	273
合計	入学定員	440	440	440	
	志願者数	906	877	912	
	合格者数	615	676	732	
	入学者数	497	484	547	

令和 5 (2023) 年度の大学全体としての入学定員充足率は 1.24 倍、収容定員充足率は 1.13 倍である。一部の学科で入学定員の超過が著しい年度はあるものの収容定員では大きな超過とはなっていない。令和 5 (2023) 年度は全学科で入学定員を充足し、大学全体での学生受け入れ数は毎年度適正に維持している。大学院の入学定員充足率は 0.78 倍、収容定員充足率は 0.95 倍であり、生涯スポーツ学研究科を除いて収容定員を充足している。

### (3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

収容定員の充足状況を考慮しながら入学定員に沿った学生数を確保し、引き続き適切な学生受け入れ数の維持に努めていく。

本学のアドミッション・ポリシー及びそれに基づく各種情報は、Web サイト、大学案内や学生募集要項等の様々な広報ツールを使用して、引き続き広く周知していく。

今後、さらに 18 歳人口の減少が加速することから、入学定員の充足を継続していくことが最も重要な課題である。第 4 期中期計画の重点項目Ⅲには、効果的な学生募集活動の設計を課題項目として掲げており、高校生やその保護者及び高等学校等の対象者ニーズに沿った広報活動を展開し、効果的な学生募集活動を検討し、推進していく。新型コロナウイルス感染症の拡大による社会的影響により、学生募集における対象者の情報収集方法が紙媒体等のアナログ中心から急速にデジタル化したことを考慮して周知を図る必要がある。その一方で、感染症法上の分類の変更後、従来の紙媒体及び対面での広報活動も増えつつあるため、アナログとデジタルとのバランスを考慮した学生募集活動を検討していく。

また、各種選抜制度においても、入学者選抜の結果を踏まえ、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れを行っているかの検証を、学科及び研究科ごとに継続的に行いながら、安定した入学者数の確保、入学定員の充足等、適正な定員管理に努めていく。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

本学では、学修支援や学生生活面での支援を総合的に担う教育支援総合センターを設置している。また、学生相談室や障がい学生支援室を含む 3 部門で学生を支援する保健センターや教職課程に特化して支援を行う教職センターの設置などの支援体制を整えるほか、TA (Teaching Assistant) や GT (Guidance Teacher)、ゼミ担任、オフィスアワーといった支援制度も取り入れて体制と制度の両面から学生支援に努めている。

<教育支援総合センター>

教育支援総合センターには、学習支援オフィス、学生生活支援オフィス及び FD 支援オフィスを設けている。学習支援オフィスは履修に関する相談や手続き、授業や学籍、卒業に関

することなど学修面での相談や支援を行っている。また、文章作成や数学、SPI 対策など学生の日頃の悩みや質問に対応する「学習サポート教室」の運営も行っている。「学習サポート教室」は図書館内に設置し、2 人の非常勤講師を配置して月曜日から金曜日まで週 5 日、15 時から 18 時まで開設している。レポート作成や小論文対策などの国語分野の基礎力向上と数学分野の基礎力向上及び音楽・ピアノ演奏の基礎力向上など幅広く、そして学生のニーズに沿った丁寧な指導を恒常的に展開している。学生のニーズは学修以外のキャリア形成や進路支援に関しても多く、学習サポート教室で行う支援は、日常的学修の悩みや相談に留まらず広範囲に及んでいる現状にある。

学生生活支援オフィスでは学生証や通学証明書、奨学金、課外活動など学生生活全般にわたる相談や支援を行っている。また、学生生活支援オフィスでは、「聞きたいことがあるけどどこで聞いたら良いかわからない」「悩みがあるけど誰に相談したらよいかわからない」など、学生生活のすべての疑問や悩みを窓口や電話で受け付けている「なんでも相談」も担当している。

FD 支援オフィスでは、ICT（情報通信技術）関連での支援や学生の視点から授業や教育に関わる「学生 FD 活動」の支援も行っている。

各オフィスに教員のオフィス長を配置し、事務体制として担当課長をはじめとする職員を適切に配置して教職協働による学修支援及び学生生活支援体制を構築している。

#### <保健センター>

本学の保健センターは、心身の健康を管理し、疾病予防や健康の保持・増進を援助する保健センターと心理的な悩みや健康・学業・進路の悩み等相談に応じる学生相談室、主に障がいのある学生が学修するうえで必要な支援ニーズに対応する障がい学生支援室の 3 つの組織で運営している。多くの場合、保健センター、学生相談室及び障がい学生支援室が連携を図りながら学生の生活面を含めて総合的に学生生活支援を行っている。また、必要に応じて学部・学科との連携、情報の共有を図り学修支援にあたっている。

近年、多様な背景を持つ学生は増加傾向にあり、入学前からの相談も含めて、学生の情報は保健センターに一元化している。平成 28（2016）年からは、「障がい学生支援室（通称：特別サポートルーム）」を開設し、大学全体として合理的配慮・支援に向けたガイドラインの策定など支援体制強化に努めている。保健センターで一元化された情報は、教育支援総合センターから学科を含めた各部署へ発信し、情報共有を図っている。教育支援総合センターでは、障がい学生支援検討専門委員会を定期的に開催し、学内の事務部門だけではなく学科との情報共有を行い、組織的な学修支援体制を構築している。学科では、GT 制度及びゼミ担任制度により、オフィスアワーなどを用いた個別の指導や支援を行い、必要な学生の情報を学科内で共有している。共有された情報で必要な情報は、保健センターへ報告し、学生情報の更新を行っている。

多様な入学者に対応するために、学生相談室には専任カウンセラーが常駐し（専任 1 人、非常勤 2 人）、個別な対応を図るとともに学生相談室主催のワークショップや、FD を目的として多様な学生を理解する教職員の学びの機会を設けている。障がいを抱える学生への対応では、障がい学生支援室を設置して専門的な資格・知識を有する職員をはじめ 3 人体制で支援を行っている。

#### <教職センター>

本学は、5 学科中 3 学科で教職課程を設置しており多くの学生が教員を目指して学んでいる。そこで本学では、教員養成に係る支援に特化した教職センターを設置し、教員・職員からなる教職センター運営委員会が中心となって、教職課程の履修指導、教育実習等の受け入れ依頼、教員採用検査や教員免許申請の手続きなどを行い、教職課程の適切な運営を行うことで教職課程を履修する学生の学修支援に努めている。また、北海道教育委員会などの要請による「学校ボランティア事業」についても窓口となっている地域連携センターと協力して積極的参加を促すほか、全学的な取組みである春・夏季休暇期間の「教員採用候補者選考検査対策講座」を運営している。

#### <TA 制度>

TA 制度については、「北翔大学ティーチング・アシスタント規程」を整備し、実験・実習・演習及び実技の授業科目に対して TA を採用、配置している。本学では、体育系や芸術系の演習及び実技を主とする授業科目が多く、TA 制度の活用が大学院生には教育補助活動を通して専門性を深化する機会となり、学部生にとっては安全性の向上にもつながっている。令和 5（2023）年度は 20 人の TA（人間福祉学研究科 9 人、生涯学習学研究科 6 人、生涯スポーツ学研究科 5 人）を配置した。

#### <GT 制度、ゼミ担任とオフィスアワー>

GT 制度は、1 年次生、2 年次生を対象として、履修指導等の学修支援や学生生活での幅広い支援を行うため、教員が少人数学生の担任となるものである。GT 制度は、学生の志向性と学修の習熟度に応じたきめ細やかな指導を通して、学生の自己実現に寄与することはもとより、学生の生活環境にも配慮したサポートと合わせて休学・退学の相談にも対応でき、休学・退学の予防につながっている。合わせて、学生が気軽にコミュニケーションをとれる機会として活用できるようオフィスアワー制度を併用して定期的に面談を行なっている。3 年次以降は GT の役割をゼミ担任（専門演習担当教員）が引き継ぎ細やかな指導を継続している。

また、大学での学修に不安を感じている学生や多様な背景を持つ学生においては、GT 教員が橋渡し役を担い、学科内での情報共有と合わせて、学習支援オフィスや保健センター並びに障がい学生支援室と連携し、学生個々の状況に応じて修学を支援している。

#### <札幌圏大学・短期大学単位互換協定>

札幌圏大学・短期大学単位互換協定は、札幌圏にある大学・短期大学間の交流と協力を促進し、幅広い学習機会の提供と一層の教育内容の充実を図るための協定である。平成 14（2002）年に締結し、現在は本学を含め 11 大学・3 短期大学間で実施している。

#### <えべつ未来づくりプラットフォーム>

江別市内の 4 大学 1 短期大学と江別市、江別商工会議所の産学官連携による地域貢献と高等教育の活性化を目的としたプラットフォームで令和元（2019）年に協定を締結した。令和 4（2022）年 9 月には、全国の大学、教育関係者等が 100 人以上の参加となった「江別 4 大学合同 FDSO フォーラム」（テーマ：ICT を用いた授業運営、大学事務の今後の在り方について）を開催した。基調講演の後、事例発表となり、本学の教員も講師として参加した。フォーラムの参加者からは、具体的な事例が参考になったなど高評価を得た。

### <学科や研究科独自の学修支援>

(スポーツ教育学科の GT による個人面談)

スポーツ教育学科では 10 人程度の学生に対し 1 人の GT を配置している。GT は 1 年次から個別面談を行うことで学生個々の状況を把握し、学修意欲と基礎学力の向上に向けて指導を行っている。2 年次には入学時の志望や学修の習熟度を確認するとともに志向する専門領域の学びにつながる履修コースやゼミ選択に向けた支援を行っている。個人面談によるきめ細やかな指導を通して学生の生活環境にも配慮したサポートもできており休学・退学の予防にも繋がっていると捉えている。こうした面談はオフィスアワーを活用して定期的実施しており、3 年次・4 年次には GT に代わってゼミ担任が引き継いで対応している。

(教育学科の上級生ボランティアによる実験補助)

上級生ボランティアによる実験補助を活用したりするなど、学生一人ひとりが学修の成果を獲得できるよう工夫している。これは、SA (Student Assistant) のように活動を制度化したものではないが、教員、指導者を目指し、教育学を学ぶ学生においてはゼミ生に限らず上位学年者が下位学年者に対し様々な場面で「伝え・指導していくこと」は双方の学生にとって有益な経験・学びにつながる活動として大切にしている活動である。活用にあたっては、場面に応じて授業担当教員の判断で行っている。

(芸術学科の GT 2 人体制)

芸術学科では、少人数学科であることを活かして 2 人の GT を配置した相談・指導体制を整え、一層きめ細やかな支援を実施している。中途退学や休学の予防に努めるほか、学生や保護者と連携を図りながら継続的に指導・助言を行っている。

大学院 3 研究科は、基礎となる学科の教員が教員審査を経て大学院専任教員を兼任して運営している。研究科の運営は各研究科委員会が中核を担うことを「大学院学則」並びに「研究科委員会規程」に定めており、大学院としての審議決定や他の研究科との連絡調整については大学院委員会で行っている。事務局体制は大学・大学院一体の組織として教務事務を行っており、研究科委員会と連携して円滑に業務を遂行し院生の学修支援に努めている。

なお、生涯学習学研究科及び生涯スポーツ学研究科では、一人の院生に複数の指導教員を配置することできめ細やかな学修支援、研究指導を行うことができる体制を整えている。両研究科ともに、大学院設置基準第 14 条の教育方法の特例を適用することとしており、学生の状況に合わせて履修時間や履修期間、履修方法等で弾力的に対応するなどの修学上の支援も行っている。院生は、TA として学部学生の授業において教育補助活動を行っており、自身の教育研究活動の向上や教育訓練を積むことにも努めている。特に生涯学習学研究科では、社会人学生以外の院生は全員が TA を務めている。

人間福祉学研究科臨床心理学専攻では、院生や教員のほか、修了生も含めた研修会を毎年開催し、専門的な知識や技術の更新や向上を図り実践力を高める機会を設けている。また、臨床心理センターとの連携により、年 1 回、対人援助職及び一般市民を対象とした講演会を開催し、地域との連携強化と社会貢献の充実を図っている。TA は、学部学生の授業補助を通じて院生の教育研究成果の向上、教育研究活動の一助となるよう、院生の専門知識と授業内容を考慮して選考、配置している。

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

#### <学部>

学部学生の中には大学での学修に不安を感じる学生もいることから、上位学年の専門教育課程の学修に円滑に移行できるよう、「学習サポート教室」への接続や教育課程の一部見直しによる基礎学力の向上支援、SA 制度を含む新たな授業補助制度についても検討していく。

当初の目的や進路を変更した学生の学修意欲の維持、中途退学や休学及び留年の防止に向けて、GT 制度やゼミ担任制度、オフィスアワー制度を活用してよりきめの細かい指導・支援を継続していく。他学部・他学科に進路を変更した学生への支援については、学科とキャリア支援センターが情報を共有し連携して進路支援対策を講じていく。

#### <大学院>

複数の研究指導教員による学修及び研究支援を一層充実させる。また、研究科主催の研究会及び FD 等を利用し、教育内容・教育方法の改善を図り、大学院生の研究力・研究成果の向上を支援していく。

生涯学習学研究科及び生涯スポーツ学研究科では、大学院設置基準第 14 条の教育方法の特例の適用により、社会人院生が在籍することも多く、科目の開講スケジュールを院生ごと個別に調整して夜間や土曜日開講となるケースも発現している。事務局をはじめ関係部署との連携が欠かせない。今後も事務局各部署、特に教務事務を担う学習支援オフィスとの連携・協働を深め、学修支援体制の充実を図っていく。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、キャリア教育科目を「教養力から就業力まで、現代の大学生に必須の力を磨く実学教育の 5 つの教育フレーム」の一つに位置づけ、就業力養成科目を教育課程に位置付けている。また、4 つの支援フレームの一つとして就職・進路支援を位置付けている。

全学年（1 年次～3 年次：必修・選択必修、4 年次：選択）に系統的なキャリア科目を体系的に設定し、座学のみならずグループワークやプレゼンテーションを取り入れ、社会で活躍するための基礎力を養っている。4 年間で蓄積された学びが自信となり、一人ひとりが目的の実現に向かって社会へ力強く羽ばたいていくことを支援している。

#### ① 教育課程内におけるキャリア教育

本学の就業力養成科目は、平成 26（2014）年度入学生からスタートし、令和 5（2023）年度で 10 年目を迎えた。全学共通科目の中に 10 科目計 11 単位を配置し、うち 5 科目 5 単位を必修として位置付けている。1 年次から 4 年次まで継続して学び、就業力を身につけられるよう、全学的に社会人基礎力の育成に取り組んでいる。

必修科目：早い段階から職業観を高めることを目指し、学びと働くことの意味を考える「キャリアデザインⅠ」（1年次前学期）、PBL（課題解決型学習）を通して、世の中で起きている課題にチームで解決を目指すとともに、社会で求められるスキルを理解する「キャリアデザインⅡ」（2年次前学期）、社会環境の仕組みを理解し、キャリアデザインにおける情報収集力や状況把握力を養う「キャリアデザインⅢ」（2年次後学期）、自己分析で自分の強みを理解し、自己PRや履歴書の作成を通して言語的コミュニケーション基礎力の向上を目指す「キャリア演習Ⅰ」（3年次前学期）、書類作成や面接、グループディスカッション等の実践的な演習などを通して、就職活動の基本を学ぶ「キャリア演習Ⅱ」（3年次後学期）を必修科目として開設している。

選択必修科目：民間企業等の就職試験において実施されている筆記試験の中でも代表的なSPIの非言語分野について学ぶ「就業力特別講義Ⅰ」（2年次後学期）、論理的思考力の醸成を図るため、「推論」「分割」「割合」「図形」「確率」の5項目を扱いながら、筋道を立てて論理的に考える力を養う「就業力特別講義Ⅱ」（3年次前学期）を選択必修科目として開設している。

選択科目：民間企業志望者をはじめ、就職活動中の学生を対象にグループディスカッションや模擬面接などを行い「面接力」の向上を目指す「キャリア演習Ⅲ」（4年次前学期）、大学卒業後に必要となる「社会人としての視点」を学ぶ「キャリア演習Ⅳ」（4年次後学期）を選択科目として開設している。

「インターンシップ」（3年次）は、企業・団体での就業体験を通して、社会に通用する価値観の獲得や社会人基礎力を培うことを目指し、大学3年次を対象に選択科目として開設している。参加日数、レポート提出、インターンシップ報告会等の一定の条件を満たしたものに対して単位認定を行っている。実施にあたっては、「説明会」「パソコン講習」「マナー講習（必修）」等を受けた後に、8月上旬から9月中旬にかけてインターンシップに参加する。インターンシップ終了後には「自己評価書」「日報」「成果報告書」を提出し、10月下旬の報告会で発表を行っている。

## ② 教育課程外におけるキャリア教育

本学では、学生の就職支援の実務を担当するキャリア支援センターと、センターの運営方針等を検討するキャリア支援センター運営委員会を中心に、教職員が連携して学生の就職・進路の支援を行い、学生の個々の事情に合わせた対応に努めている。また、職員はキャリア教育・就労支援などの研修会へ参加し、学生に多くの情報を提供しサポートできるよう資質向上に取り組んでいる。

キャリア支援センターはセンター長（運営委員会委員長を兼務）、副センター長（運営委員会副委員長を兼務）を中心として、事務職員5人（専任4人、臨時1人）の計7人で構成している。一方、キャリア支援センター運営委員会は、センター長、副センター長の他、併設する短大の教員を含む5人の教員とキャリア支援センター担当課長（運営委員会副委員長を兼務）の合計8人で構成している。運営委員会は隔月1度定例で開催しているほか、必要に応じて臨時会議も開催する場合があります。センターの各業務や就職支援等について定期的に報告・検討を行っている。

(a) 就職ガイダンス

低学年から段階を踏んだ準備を促し、働く意欲を育むため、前学期の開始時（4月）に実施している。

(b) 学内企業研究会

就職活動の開始期にあたり、様々な企業・団体から業界の動向や事業内容、求められる人材像等を学生が直に聞く機会を設け、就職への動機付けとして開催している。

令和5（2023）年度は、Zoomによるオンライン開催とし、62の企業等が参加した。また、参加学生は延べ数で175人であった。

(c) 学内単独企業説明会

卒業年次生を主な対象に実施している。採用担当者から事業内容や募集職種、選考内容、スケジュール等を聞ける説明会の他、OB・OGや専門職に就いている方を招いた説明会を開催する等、企業選びの有効な場を提供できるよう支援している。

(d) ジェネリックスキル測定テスト「PROG」の活用

1年次及び3年次を対象にジェネリックスキル測定テスト「PROG」を実施している。これは、社会に出て活躍するのに役立つ力であるジェネリックスキルの二側面、「リテラシー」と「コンピテンシー」を測定するものである。テスト実施後には業者による説明会を開催することで、学生が検査結果を自己分析に繋げ就職活動に活用できるよう支援している。

(e) インターンシップ（オープンカンパニー等を含む）及び就職活動対策セミナー

就職活動を迎える3年次学生を主対象に、インターンシップセミナー（5・6月）、就職活動対策セミナー（就職活動の基礎対策）（10～2月）を実施している。

インターンシップ対策では、自己分析結果から自分に合った企業を探す、業界や企業、職種の基本知識を理解しながら、参加企業の幅を広げるにあたっての相談や支援を行っている。近年では、自社の採用候補の母集団を形成する目的の一つとして、インターンシップを実施する企業も増加していることから、インターンシップへの理解と関心を高めることを目的に低学年次から情報を提供し、早期化する就職活動に対応するための支援をしている。

就職活動の基礎対策では、就職活動の全体像を理解するところからスタートし、就職情報サイトの利用方法や自己分析、履歴書・エントリーシートの作成、面接対策等の内容で就職活動対策セミナーを後学期に9回開催し、就職活動を円滑に行うことができるよう支援をしている。

(f) 模擬面接

面接試験の重要な評価項目の一つは、試験官に対して冷静かつわかりやすく自分の意見を伝えることである。自信を持って挑んでもらうため、センター職員が集団面接や試験官役を交代し複数回実施する等、学生からの要望にできる限り対応した練習を実施している。また、令和2（2020）年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響から増加したオンライン面接対策のため、オンラインでの面接練習も実施している。

(g) 公務員採用試験及びSPI試験対策講座

公務員採用試験及び一般企業等の筆記試験対策のため、令和4（2022）年度より試験の出題傾向を把握している外部の専門講師に依頼し、対策講座を実施している。

#### (h) 卒業・修了後のキャリア支援

卒業生・修了生の進路を把握するとともに、卒業・修了後のキャリア支援の際の参考とするため、毎年3月の卒業・修了時に最終進路調査を実施し、4月以降に進路が決定する者については、継続して支援している。

#### (i) 卒業生及び就職先企業等への調査

組織的な就職支援体制を推進するため、平成30(2018)年度から併設する短大と併せ、全学的に卒業生及び就職先企業等へアンケート調査を実施している。

令和3(2021)年度卒業生へのアンケートは卒業後約10ヶ月後に実施し、「実習科目での学び」や「学外実習科目での学び」を通して得たこと、「自らすすんで挨拶をすることができる」「自分の意見をわかりやすく伝えることができる」「会話を通じて相手の意図を受け止めることができる」という態度が重要であるとの回答を得た(77人/527人、回答率14.6%)。また、「環境・設備・制度について重要だと思うこと」については「学内Wi-Fiスポット」、「奨学金・学費援助制度」の充実を重要視していた。

令和3(2021)年度卒業生の就職先企業等へのアンケートは卒業後約1年後に実施し、教育・学習業、医療福祉業、卸・小売業等から回答(119社/279社、回答率42.7%)を得ることができ、新卒採用の視点として「対人対応能力」と「周囲との協調性」を重視する傾向にあった。また、職場で必要とされる知識・能力・技能については、「礼儀・マナー」、「チームの中で仕事を遂行する能力」が求められ、総体的評価では「遅刻・欠勤をしない」、「期限を守って仕事を処理する」が高い数値となった。本学への要望等については、「とても優秀で、気がつき、学ぼうという気持ちが伝わり、即戦力になっている」、「多くの卒業生が活躍しており、皆、将来が期待できる人材である」と好評価がある一方、「パソコンの基本操作や初歩的なビジネスマナーの理解が乏しい」との回答もあった。

これらのアンケート結果や回答は、キャリア支援センター運営委員会で確認し、学科報告事項として学内に発信し、全教員が共有することで学生支援に役立てられるように努めている。

### ③ 教員を目指す学生へのキャリア支援

本学では2学部5学科のうち3学科に教職課程を設置し、幼稚園・認定こども園(保育士を含む)の教諭から小中学校及び高等学校教諭、養護教諭、特別支援学校教諭まで幅広く教員養成を行っている。教員としての登録(合格)も毎年度100人を超える結果を継続しており、道内の教育現場はもちろん、道外でも本学の教員養成に対し高い評価を得ている。教員を目指す学生へのキャリア支援は教職センターを中心に学科教員と連携・協力して早い時期から支援を開始している。施設面では、教職センターに併設する教職課程資料閲覧室に、教員採用対策や学習指導要領等の教職課程関連図書の資料も閲覧ができるよう整備している。また、教職課程学習室の自習スペースも設けるなど、学修環境も整備している。

介護等体験から始まる教育実習等の学外実習支援にあたっては、説明会の開催など1年次後学期後半から支援を開始する。2年次には養護教諭のための看護学臨床実習や介護等体験実習に向けてのガイダンス、3年次・4年次には各種の学外実習を支援し、卒業時の教育職員免許状授与に繋げている。

教員採用試験対策支援では、受験の前年度から一般教養、教職教養等の対策講座を外部に

依頼し本学において開講してもらうほか、本学独自では、各学科・コースの教科等指導法や面接、実技指導等の 2 次対策講座や、学校現場での教員経験を有する教員による校種別の対策講座も開催している。受験前年度の対策講座は 3 年次の学生が主対象となるが、1 年次・2 年次の学生の受講も許可しており、近年は 2 年次からの受講生が増加傾向にある。

直近 3 年間は休止となっていたが、本学では毎年、現職教員研修会を開催しており、卒業後も継続して支援を行っている。参加者の多くは講演等や研修を自身の資質向上に役立てたり、同じ現職教員として多くの同窓生と情報交換ができ、新たなネットワークづくり、ネットワークの拡大につながっている。令和 5 (2023) 年度は在学生の参加も認めたことで現職教員、在学生双方にとって良い刺激になり今後の展開に期待している。

#### ④ キャリア支援センターにおける就職サポート体制

キャリア支援センターでは、学生への求人・イベント情報の提供と、学生の相談に応じて的確な就職・進路指導を行うため、本学が策定したキャリア支援のサポートスケジュールに基づき、入学時から卒業時まで切れ目ない支援ができる環境を整えている。

本学への求人件数については、令和 3 (2021) 年度から令和 5 (2023) 年度までの 3 年間は、毎年 3,000 件を超える。本学は多様性に富む学科構成のため、求人内容と業種は多種多様である。これらの求人情報は、学生ポータルサイトを通じて学内外を問わず、パソコンやタブレット、スマートフォンからでも確認できる環境を整えて学生を支援している。また、求人内容やイベント情報、OB・OG によって作成された就職試験受験報告の内容なども確認できるようになっている。さらに、求人票や企業・施設のパンフレットは一般企業・福祉施設・幼稚園等、複数のファイルに分類する等、情報を閲覧しやすいように整理しキャリア支援センター内資料室で閲覧できるようにしている。

資料室には、筆記試験対策や就職情報誌等の書籍を配置し、学生の企業研究や試験対策に役立つよう配慮している。また、オンラインによる説明会への参加や面接試験、Web テスト受験の他、企業研究や応募書類の作成等を行う学生のために、パソコンを 6 台設置している。

#### ⑤ 多様な背景をもつ学生を支援するための学内・学外機関との連携

学科の担当教員は、学内機関である保健センター（学生相談室・障がい学生支援室）と情報を共有し、学生が相談・利用できる学外機関（就労支援事業所等）と連携した支援ができる体制を整備している。

#### ⑥ 就職・進路決定状況

令和 5 (2023) 年度の就職希望者に対する就職率は大学全体で 99.0%となった。卒業生に対する就職率は 85.1%、進学を含めた卒業生に対する進路決定率は 88.7%となった。

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学入学時から全学年に体系立てた就業力養成科目を展開し、座学のみならず、グループワークやプレゼンテーションを取り入れる等、多彩なプログラムにより自らの目標の実現に向かって社会で活躍するための社会人基礎力を養成している。また、上述のように、就職活動を円滑に行うことができるよう多種多様な支援をしている。

社会状況の変化、価値の多様化等から企業が大学や学生に期待する能力は、多岐にわたっている。卒業生や就職先企業アンケートの結果を全学で共有し、社会・学生が求める力を身

に付けることができるキャリア教育を展開できるよう、また、多様化する就職活動に合った支援ができるよう、プログラムをブラッシュアップしている。また、より効果的な内容について全学的に検討・改善をしていく必要があることから、現在、「新たな教育組織検討部会」で今後、示していく三つのポリシーに即したキャリア支援、キャリア教育の内容を教育組織の具体的検討と併せて進めていく。

大学院では、令和6(2024)年3月に、生涯スポーツ学研究科博士後期課程で初めての課程修了生(博士)を輩出した。北方圏生涯スポーツ研究所とも連携して、課程で修得した学識を教授するために必要な能力を培うための機会の創出を早急に検討していく。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

#### (2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

(学生生活支援委員会及びオフィスによる学生支援)

学生生活を支援する組織として、学生生活支援委員会を設置している。この委員会は大学と短期大学部による合同編成で、令和5(2023)年度は委員長1人、大学2学部5学科、短期大学部2学科から選ばれた委員各1人、そして学生生活支援オフィス担当課長1人の計11人がメンバーとして機能している。

学生生活支援のために、広範な分野・内容をカバーするために、4つの小委員会を設けそれぞれ異なる領域に焦点を当てて支援している。1つめの小委員会では、学生の生活環境、学内環境、厚生に関することや障がいのある学生のための学内生活環境整備、育英奨学、安全防災に関することを担当している。2つめの小委員会では、学生自治会、行事、集会及び掲示に関することを担当している。3つめの小委員会では、課外活動及びセミナー室(雅館)の管理を担当している。学生からの生活相談や賞罰、学生の厚生補導等に係る学則や諸規程等、学生が関わる学外諸団体との連絡調整は委員会全体で担当している。4つめの小委員会では、国際交流を担当し、学生の留学相談や誰もが参加できる英語・中国語のランチミーティング交流や学内国際交流行事の企画、各自治体の国際交流センター主催行事への対応を行っている。

学生生活支援委員会は毎月1回の定例会を開催し、各種奨学金制度の選考、学内学生団体の活動支援、若者の犯罪行為への対応、SNS及びインターネット情報公開の指導などについて協議するほか、交通事故や悪徳商法、違法薬物等に関する注意喚起も行っている。学生生活の安全確保のために、委員会やオフィス所属の教職員で必要に応じて大学構内外の巡回を行っている。緊急の課題が生じた場合は臨時委員会を開催して、学生生活に関する様々な問題に対処している。このほか、他の委員会や機関との連携や協力が必要な場合や全学に関わる問題については、教育支援総合センター会議で審議し対応している。

事務組織である学生生活支援オフィスは6人体制(専任4人、派遣1人、嘱託1人)で、

学生の大学における様々な活動を支援するほか学生生活支援委員会で決定した事項の円滑な実施のため、学生への周知、教員への連絡も担っている。また、「何でも相談」窓口を通じて学生の多種多様な相談に応じ、最適な部署の紹介や教員への連絡をとるほか、学生の生活安全を支援するために保健センターとも連携するなど適切に対応にあたっている。

学生団体に関しては、令和 5 (2023) 年度は体育系 36 団体、文化系 20 団体、計 56 団体が課外活動を展開している。これらの団体は大学と併設する短期大学部の学生が合同で活動し、学内学生団体の登録者数は学生総数の約 40%に達している（内訳は下表）。コロナ禍においては、感染対策と管理監督を徹底し、学生の活動が途絶えることのないよう学生生活支援委員会とオフィスが学生団体の顧問と協力して支援を継続してきた。学生生活支援委員会では、各学生団体に対して設立・継続許可、部室貸与、指導者配置、学生遠征費補助、指導者引率費支給などの様々なサポートを提供している。また、顧問会議を通じて顧問間の連携や安全管理に関する要望を確認するとともに、課外活動中のけが人に対する救急搬送方法の指導も実施している。さらに、本学では大学スポーツ協会（UNIVAS）に加盟しており、加盟する他大学の情報も収集しながら協会の方針に則り本学の学生スポーツ支援にも取り組んでいる。

### 令和 5 (2023) 年度 学生団体一覧

体育系団体

(人)

	学生団体名	大学	短期大学部	計
1	硬式野球部	74		74
2	軟式野球部	34		34
3	女子ソフトボール部	7		7
4	体操競技部	25	2	27
5	陸上競技部	85		85
6	男子バレーボール部	33		33
7	女子バレーボール部	20	1	21
8	男子バスケットボール部	33		33
9	女子バスケットボール部	12		12
10	サッカー部	60		60
11	硬式庭球部	13		13
12	ソフトテニス部	35	1	36
13	男子バドミントン部	29		29
14	女子バドミントン部	19		19
15	卓球部	5		5
16	スキー部	19		19
17	エアロビック部	5		5
18	水泳部	15	2	17

19	男子ラクロス部	12	3	15
20	女子ラクロス部	13	1	14
21	男子ハンドボール部	11		11
22	女子ハンドボール部	9	1	10
23	アルティメット部	13	1	14
24	トレーナー部	13		13
25	チアダンス部	9	3	12
26	剣道部	8		8
27	空手道部	6		6
28	ゴルフ部	5		5
29	スポーツチャンバラサークル	10		10
30	体育指導研究会	26		26
31	Lucida (ルシダ ダンスサークル)	10	2	12
32	フットサルサークル	33		33
33	ミニバレーサークル	11		11
34	ラグビーサークル	8	1	9
35	男女混合バレーサークル	9		9
36	パラスポーツサークル	18		18
計		747	18	765

文科系団体

(人)

	学生団体名	大学	短期大学部	計
1	TEAM PAL:C	174	15	189
2	絵本サークル「きたきつねのゆめ」			0
3	軽音サークル	14		14
4	茶道部	8		8
5	国際交流アシスタント.COM	8		8
6	北翔大学吹奏楽団	14	1	15
7	ボランティアサークルみつばち	8	1	9
8	北翔大学 YOSAKOI ソーランサークル～友和～	22		22
9	アート表現部	22	1	23
10	漫画・アニメ文化研究会	8		8
11	ピアノサークル‘cLavier‘	6		6
12	料理研究部	12		12
13	災害ボランティアサークル	7		7

14	科学実験サークルがっきーず	13		13
15	映画鑑賞サークル	3		3
16	ボードゲームサークル	10		10
17	ジャズ研究会	5		5
18	s-Base (子どもたちの居場所づくり支援サークル)			0
19	魅力発見サークル「のっぺいす」			0
20	Compagno di canto (合唱サークル)	12		12
計		346	18	364

また、学生自治会を通じて学生が行う様々なイベントに対しても助言を行い、地域社会と協力しながら学内外の安全を確保しており、大学祭などの地域密着型の行事が継承されている。学生自治会の主な活動内容は、新入生歓迎会、大学祭やXmas イベント等の開催、及び学内学生団体に活動補助金の交付や近隣地域自治会の環境問題会議への出席等がある。学生生活支援委員会及び学生生活支援オフィスは、学生が企画・立案する様々なイベントに対し、企画の段階から助言し、町内会や保健所、警察署、消防署等への手続きの支援を行っている。イベント当日は学内の巡回を行い、参加者が安全に楽しめるよう後方支援に努めている。



クリスマスイベント

本学の奨学制度については、「本学の建学の精神と教育理念を十分体得して、将来実社会で意欲的に活躍できる優秀な学生を確保し、本学のより一層の活性化を図るとともに、優れた学生であって経済的理由により修学が困難な者に対して学資の給付等を行い、修学を支援する」という趣旨のもとに、出願時に募集する入学時成績優秀特待奨学生、また入学後募集する成績優秀奨学生、成績優秀特別奨学生、修学支援奨学生、浅井淑子記念特別奨学生、福祉・介護人材養成奨学生、やる気チャレンジ奨学生の7種の奨学生制度を設けている。このほか、本学同窓会による淑萃会奨学金がある。

朝食習慣を身に付け食生活改善により健康な学生生活を過ごせるよう、本学では江別市内3大学と連携、協力して食生活改善運動「100円朝食」を実施している（市内4大学同時開催）。春と秋、それぞれ3日間、1日約150食を提供している。同様の趣旨で本学の同窓会も時期を変えて年3回、各3日間1日約130食～150食程度を100円で提供する「パイセンめし」を学生支援として企画実施している。

防犯対策としては、毎年、新入生に対しては地元江別市の警察署の協力を得て交通安全指導を行っている。さらに今般、警察署からSNSによる詐欺被害防止に向けた学生への注意喚起、指導の要請があり、掲示や学生ポータルサイトを活用して学生に周知している。

学生の通学については、公共交通の便が良く、自家用車やバイクでの通学は原則禁止しているが、5分～10分間隔でバスやJRが運行しており通学には全く支障がない。

（保健センターによる学生支援状況）

学生の学業及び生活支援を、心身の健康面からサポートするために保健センターを設置している。本学の保健センターは、保健センターと学生相談室、障がい学生支援室の3つの部門からなり、学生の健康管理のほか、特別な配慮やサポートが必要な学生に向けた学修支援や生活支援を提供するためのメンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整備している。保健センターには、専門職員として常勤看護師のほかに、臨床心理士や精神保健福祉士の資格を持つ専門家を配置して、学生の生活上の悩みや不安に対して適切なカウンセリングや学修支援を提供している。

学生の健康管理においては、入学手続きの段階で「心身健康調査書」の提出を求めている。障がいを抱える学生や学修に支援が必要な場合には、障がい学生支援室に申し出るように案内しており、ノートテイクやPCテイク、オンラインでコミュニケーションを取るためのツールを活用しながら合理的な配慮やサポートを行っている。提出された情報は保健センターで保管し、各部署と連携して入学前から必要な学生への支援に活用している。心身健康調査書の情報は健康診断の実施結果と併せて、学生の健康サポートに役立てている。

学生相談室では、コロナ禍において相談手段を対面面接以外にも拡充し、Microsoft社のTeamsを使用したビデオ面接、メール、電話相談などを導入し、カウンセリングや相談を希望する学生数に対応している。多くはないが、自殺リスクのアセスメントを必要とするような深刻なケースも増えつつあり、学生相談室では相談枠の拡充や医療機関との連携が課題となっている。

障がい学生支援室においても、支援を要する学生のニーズが年々多様化・複雑化しており、専門的な支援の提供が一層重要性を増している。今後の学生支援において、保健センターの専門職員と他部署（学科、学習支援オフィス、キャリア支援センター、アドミッションセンターなど）との連携支援体制の組織化と充実が重要な課題となっている。

(スポーツ支援室による学生支援状況)

大学の体育・スポーツにかかわる様々な事業を統括し、学生のスポーツ活動へのサポートを一層充実させるため、令和3(2021)年4月にスポーツ科学センターを設立した。その中でも、学生との窓口機能を有するのがスポーツ支援室である。スポーツ支援室では、大学の体育・スポーツ施設や設備の点検、管理運営、体育実技・授業のサポート等の業務を担当し、学生のスポーツ活動における安全確保とサポートに注力している。また、本学は平成31(2019)年に発足した大学スポーツ協会(UNIVAS)の加盟しており、スポーツ支援室は、他大学の動向や情報を収集しながら協会の方針に則って本学における学生スポーツ支援に取り組んでいる。

スポーツ施設・設備の安全確保については、スポーツ支援室職員が定期的な体育施設の巡回を行い、体育器具などの安全性を点検する際に体育担当教員と緊密な連携をとり、事故を未然に防ぐための取り組みを進めている。施設・設備の安全が確保されていることで、学生は安心してスポーツに取り組むことができ、自身の健康増進を促進できている。

### (3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、学生たちの活動が制約を受けていた。こうした制約は、大学祭や新入生歓迎会といった自治会活動やイベント、さらに部活動やサークル活動にも及んでいた。しかし、感染症法上の分類が5類に移行したことで学生たちの活動も徐々に再開できることとなり、令和5(2023)年度は4年ぶりに大学祭を実施し、実行委員や参加学生、教職員ともに充実感を味わうことができた。今後も、学生たちが活動を通じて充実した学園生活を過ごせるよう、そして成長できるよう学生生活支援委員会及び学生生活支援オフィスを中心に積極的に支援していく。

また、学生に好評な食生活改善運動「100円朝食」を継続して実施し、学生が元気に学生生活を過ごせるよう健康面及び経済面でも支援していく。

警察署からの要請もあり、インターネットやSNSによる詐欺被害防止に向けて、警察署の指導を受け注意喚起と指導を徹底していく。指導に係る情報の発信においては、即時性と利便性の向上を図る一方で情報過多にならないよう精査した発信に努める。

災害時対応や学生の安全、安心な環境を維持整備するため、危機管理マニュアルに基づく実効的な実施マニュアルの整備について検討を開始する。

新型コロナウイルス感染症の発生、拡大もあり休止状態が継続している国際交流について、コロナ禍以前の活動状況を含めた検証を行いながら、本学の国際交流方針を確認しつつ、国際化推進のためのサポート内容を含めて国際交流活動の再開、新たな展開について検討を開始する。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

校地面積は、設置基準上必要な 18,300.00 m<sup>2</sup>を上回る 123,654.00 m<sup>2</sup>（併設短期大学との共用分を含む）を有する。校舎面積についても、設置基準上必要な面積である 17,052.00 m<sup>2</sup>を上回る 63,400.28 m<sup>2</sup>を有している。教室は、1号棟から8号棟、体育館までの校舎に大教室（200人以上）6教室、中教室（101人～199人）12教室、小教室（100人以下）13教室、実験・実習室（練習室を含む）100室、演習室（自習室を含む）44室、研究室92室を有している。実験・実習室については、絵画・彫刻等の美術系実習室、音楽・合奏室及び指導室の音楽系実習室も整備している。このほか、厚生施設（食堂、売店、保健センター、学生相談室、障がい学生支援室、休憩スペース等）及び各センター、事務局を配置している。また、大学院研究科ごとの院生研究室、講義室、演習室及び実験・実習室も整備している。

体育施設・スポーツ施設は、屋内と屋外に大別して次の通り整備されている。

屋内施設としては、第1体育館（4階建て、6,208.55 m<sup>2</sup>）、第2体育館（平屋、1,568.93 m<sup>2</sup>）、トレーニング室、2つの多目的室を備えている。また、敷地内にある北方圏生涯スポーツ研究所（6階建 11,603.95 m<sup>2</sup>）内に多目的ホール、体操競技や器械運動を行うジムナスホール、球技その他で使用するスポルホール、トレーニングジム、プール、測定室、大会議室等を有しており、研究活動のほか、被験活動に位置付けられている授業や学生の課外活動に利用されている。

屋外施設は、陸上競技場、テニスコート5面（クレーコート2面、オムニコート3面）、野球グラウンド、多目的グラウンド（サッカー、ラクロス等）、PALグラウンドを整備している。

体育・スポーツ施設設備の維持・管理及び改修と修繕については、事務局総務部総務課で行うほか、スポーツ支援室が築年数及び設置年数経過による経年劣化状況を把握するために定期巡回を行い、総務課と連携を図り施設設備の改修や修理修繕について施設設備委員会に具申している。近年の事例としては、第1体育館ステージ幕更新・レール改修、第1体育館床特殊ウレタンコーティング改修や第1体育館・第2体育館天井の照明のLED化工事、第1体育館カーテン更新等を実施した。また、実技科目全般において使用する用具や消耗品についても、履修者数に応じた個数を用意し、可能な限り最新モデルを揃えるなど、教育環境の整備に努めている。

体育実技科目の総履修者数（延数）は、約2,700～2,800人であり、全学学生数に対する割合としては非常に多い状況にある。こうしたことから、該当する学科と連携し、最大50人を超えることがないようにクラス分けを行い、1科目に対するコマ数を調整することで事故

防止や円滑な実技展開の環境整備に努めている。さらに令和2(2020)年度には新型コロナウイルス感染症対策として、感染防止の観点から、体育・スポーツ施設毎、施設の大きさに合わせて最大受講者数を超えないように配慮した。

また、スポーツ支援室は、学生が安全に活動できるよう職員が実技授業の準備等の補佐を行うほか、授業で使用する施設、備品、消耗品の管理も行っている。課外活動における施設利用においては、使用調整を行い、学外からの使用申請についてはスポーツ科学センター運営委員会で協議のうえ使用の適否を判断している。

このほか、札幌市中央区に札幌円山キャンパス(地上8階・地下1階建8,689.43㎡)があり、学生の学外発表、卒業制作展などで有効活用している。

図書館は、専有面積2,300.20㎡であり、座席は298席を有する。図書226,658冊、雑誌2,727種、視聴覚資料11,132点を所蔵し、電子ジャーナル利用可能タイトル数は6,631種、新聞記事、文献検索等のデータベース契約種数は10種である。令和5(2023)年度年間開館日数は244日、授業期間平日の開館時間は8:45~19:00、土曜日の開館時間は8:45~15:00であった。

図書館2階には、学習スペース「生涯学習サポート教室(まなぼっと)」を設置し、大型タッチパネルディスプレイ4台、大型液晶ディスプレイ1台、プロジェクター2台、スクリーン2台、可動式テーブル18台、可動式椅子36脚等を設置し、アクティブ・ラーニングに対応できる環境を整備している。

このほか個人学習ゾーン(846.99㎡)、グループ学習ゾーン(246.61㎡)、ラーニング・コモンズ(178.88㎡)を確保し、学内LAN接続のパソコン20台及びプリンター1台のほか貸出用モバイルPC20台を備えている。学生個人が所有するPC等の持ち込み利用については、全館で無線LANへの接続が可能であり、充電が必要な場合はコンセントの使用を認めている。

資料の配置については、講義要綱(シラバス)に記載された教科書、参考書等を「科目関連図書コーナー」に集めて配架しているほか、資格関連図書、レポート・論文参考資料、基礎学力、CD、DVD等のコーナーを1階に設置し、主に初年次学生が利用しやすい環境を整備している。また、1階に「グループ学習ゾーン」を設け、2階3階は専門図書を配架し静かに利用する「個人学習ゾーン」とし、学生が各自のニーズに合わせて利用できる環境を提供している。

職員は、専任職員4人のほか契約職員1人の5人体制(5人全員が図書館司書資格を有している)で学修支援を行っている。

情報リテラシー教育支援を目的として、新入生オリエンテーション及び情報検索ガイダンスを実施している。新入生オリエンテーションは、全学共通科目「基礎教育セミナーⅠ」内で実施している。コロナ禍以前は、特別に研修を受けた学生スタッフの案内による館内ツアー形式で実施していたが、遠隔授業の実施以降は、オンラインでの動画視聴と演習課題により実施している。動画は学生スタッフによる館内ツアー形式で撮影し、毎年更新を行っている。情報検索ガイダンスは、学科やゼミ毎に教員からの要請に応じて実施している。少人数の場合は、図書館内「生涯学習サポート教室(まなぼっと)」で実施するほか、参加人数に応じて教室及びオンラインによる実施にも対応している。

また、コロナ禍以降、図書館外からの利用を支援するため、電子図書館機能の整備を進め

てきた。本学図書館の Web サイトを窓口として文献複写申込、返却期限延長手続き、貸出中の資料への予約登録等各種サービスを受付可能とし、学生からの相談対応のため「図書館なんでも相談室」を開設した。電子ブックについても購入数を増やし、令和 5 (2023) 年度までに 459 冊が利用可能となっている。

新入生オリエンテーション及び情報検索ガイダンスのための動画作成やオンラインでの実施については、遠隔授業への対応がきっかけで開始したが、その他の各種サービス受付も含め通常授業再開後も継続して実施しており、図書館に来館しなくても利用できるサービスの向上に繋がることとなった。

教育支援総合センター主催の「学習サポート教室」を図書館内の「生涯学習サポート教室 (まなぼっと)」で年平均 117 回 (令和 2 (2020) 年度は遠隔での開催のため除く) 開催している。学生が大学での学修をスムーズに進められるよう 2 人の非常勤講師を配置し、リメディアル教育や学修上の幅広い相談に応じている。

現在の図書館は昭和 58 (1983) 年に建築されたが、当時 36,331 冊であった蔵書冊数は前述のとおりとなり、図書収容可能冊数を超える状況となっている。狹隘化解消が課題であるが、監査法人監査における指導に則り、平成 27 (2015) 年度から蔵書管理計画の見直しを開始し、除籍・廃棄予定資料の選別を継続して進めている。

情報関連教室は、キャンパス全体で情報処理演習室 5 室 (自由開放を含む)、CAD 実習室 1 室を設置し共用している。パソコン教室においては、事務ソフトウェアや 3D グラフィック制作ソフトウェアなど業界標準アプリケーションが利用できる。CAD 室においては、アパレル専用 CAD システムを整備し、服飾、ファッション関係の実践的な授業を行うことができている。これらの設備は、更新計画を作成し、定期的に機器の交換を行い時代に合うよう整備している。この計画並びに定期的なハードウェア、ソフトウェアの更新については、教育支援総合センター FD 支援オフィスが行い、毎年見直しも行っている。その他に教員を目指す学生への支援となるよう、GIGA スクール構想に対応した ICT (情報通信技術) 教室も 2 室整備している。パソコンは、授業で使用している教室の他に自由開放室及び図書館等にも設置しており、授業に支障がない場合には自由に使用することができる。

また、FD 支援オフィスでは、ICT に関する教職員、学生からの日常の問い合わせ対応も行なっている。

学内の一部の施設を除いて Wi-Fi エリアを配備し、教職員及び学生の Wi-Fi 利用ができる環境を順次拡張している。また、国際学術無線 LAN ローミング基盤 (eduroam) に参加しており、教職員及び学生は、国内外の eduroam 参加大学等で Wi-Fi が利用できる状況になっている。

ソフトウェアは、Microsoft 社の Microsoft365 のサービス (メール、OneDrive など) が使え、さらに教職員はもとより学生の個人パソコンに対しても Office 製品を在学期間中無償で提供している。

また、学内のパソコンに Adobe Creative Cloud (Acrobat, Photoshop, Illustrator など) がインストールされており自由に利用することができる。コロナ禍において遠隔授業で利用した Microsoft365 に含まれている Teams を使用した授業展開も行っている。その他、一部の授業では学生ポータルサイトを利用した課題提出を行っている。情報機器を含めた情報関連教室の現況は以下の通りである。

## (情報関連教室の現況)

室名	機種	数量	令和 5(2023)年度 使用頻度
527 情報スタジオ	Windows (教員用含む)	57	短期大学部と共用 前学期 25.5 時間/週 後学期 18.0 時間/週
	モノクロプリンター	2	
	カラープリンター (兼スキャナー)	1	
	教材提示装置	1	
740 情報スタジオ	Windows (教員用含む)	26	短期大学部と共用 前学期 6.0 時間/週 後学期 9.0 時間/週
	モノクロプリンター	2	
	カラープリンター (兼スキャナー)	1	
128 情報スタジオ	Windows	20	短期大学部と共用 前学期講義利用なし 後学期講義利用なし (自由開放教室として利用)
	iMac	20	
	モノクロプリンター	2	
528 情報スタジオ	Windows (教員用含む)	57	短期大学部と共用 前学期 19.5 時間/週 後学期 18.0 時間/週
	モノクロプリンター	2	
	カラープリンター (兼スキャナー)	1	
	教材提示装置	1	
	プロジェクター	1	
	スクリーン	1	
544 情報スタジオ	iMac (教員用含む)	45	短期大学部と共用 前学期 13.5 時間/週 後学期 9.0 時間/週
	モノクロプリンター	2	
	カラープリンター (兼スキャナー)	1	
	教材提示装置	1	
545 情報スタジオ	電子黒板	1	短期大学部と共用 前学期 9.0 時間/週 後学期 9.0 時間/週
	BDプレイヤー	1	
	教材提示装置	1	
	Wi-Fi AP	1	
	プロジェクター	1	
	スクリーン	1	
730 情報スタジオ	電子黒板	1	短期大学部と共用 前学期 7.5 時間/週 後学期 6.0 時間/週
	BDプレイヤー	1	
	プリンター	1	
	Wi-Fi AP	1	
	プロジェクター	1	
	スクリーン	1	
CAD 実習室	Windows (教員用含む)	13	短期大学部と共用 前学期 12.0 時間/週 後学期 13.5 時間/週
	カッティングプロッター	1	
	大判プリンター	1	
	プロジェクター	1	

	カラープリンター（兼スキャナー）	1	
	パターンスキャナー	1	
生涯学習サポート教室	電子黒板	4	短期大学部と共用 前学期 15.0 時間/週 後学期 15.0 時間/週 (必要に応じて予約して利用)
	ビデオプロジェクター	2	
	BDプレイヤー	4	
	モバイルPC	20	
	デジタル複合機	1	

情報システムはネットワークを含め、職員3人で管理運営を行っている。本学のサーバの一部は、入退室管理、耐震、防災などの整備がなされているデータセンターにハウジングしてサーバを管理している。ファイアウォール及び不正な通信に関しては、24時間監視を行っている。

また、情報セキュリティ強化のため、セキュリティ機器を導入して学内ネットワークの管理を行っている。学内ネットワークは、学生、教員、職員、サーバ関連に分かれており、サーバのアクセスを制限している。ポータルサイトについては、教職員を含めユーザID、パスワード認証をしている。学生が使用するパソコン（情報処理演習室を含む）は、使用時にユーザID及びパスワードを要求している。ウイルス対策として、全クライアントパソコンにウイルス対策ソフトをインストールし、セキュリティ対策を行っている。

昭和56（1981）年以前に建築された施設は1号棟、3号棟、4号棟、第2体育館、雅館の5施設で、雅館は平成19（2007）年に実施した耐震診断により基準値をクリアしていることを確認した。1号棟、3号棟、4号棟、第2体育館については、平成28（2016）年度、平成30（2018）年度の2期にわたって耐震改修工事を行い耐震対策は完了している（2号棟は平成25（2013）年度末に建て替え）。エレベータの設置箇所は、講義棟校舎に3カ所（2・6・7号棟）、厚生施設に2カ所（カレッジホール）、図書館に1カ所、研究センターに2カ所であり、平成9（1997）年以降の建設校舎等（4棟）はスロープ設置、引き戸設置、障がい者用トイレを設置している。校舎の主要な出入り口はすべて自動開閉扉になっており、スロープは2カ所に設置されている。校舎内バリアフリー化については、各棟への車椅子での通行が可能となっている。

施設設備の維持管理は、総務部総務課の所管業務としており、経年劣化による施設設備の年次計画に基づく整備のほか、常勤理事会の諮問機関として学長を委員長とした施設設備委員会を設置し、「授業改善アンケート」や「学生生活調査」における施設整備に対する要望や、学部・学科、研究科等からの要望等を取りまとめ、予算管理委員会に提案している。提案を受けて予算管理委員会は、優先度の高いものから常勤理事会に諮り、学生の要望に対応した改善にも努めキャンパス全体の施設設備の維持整備に努めている。

学生の学修環境向上のため、隔年で実施している「学生生活調査」の結果から学生の要望を把握し、教室の冷暖房設備の整備や机、椅子の取り換え、トイレの改修等について「施設・設備等整備拡充引当特定資産」も活用して令和5（2023）年度から3年計画で進めている。

安全管理について、防火・防災管理面では、火災その他災害による人的、物的被害を最小限にとどめることを目的とした「北翔大学・北翔大学短期大学部 防火・防災管理規程」を定めており、毎年度、江別市消防署の指導のもと、学生・教職員による防災訓練を実施している。

安全面では、構内 7 カ所（冬期間は 6 カ所）に AED（自動体外式除細動器）を設置し、毎年、講習会を行ってきた。コロナ禍にあつて令和 2（2020）年度以降は休止していたが、令和 5（2023）年度から再開し、多くの教職員が使用できるよう事務職員の参加を積極的に促した。

授業のクラス展開については、授業内容・方法、前年度の履修者数及び担当教員の意向等を踏まえて割り当てし、適切に管理している。実験・実習科目、演習科目、実技科目、情報系科目及び語学等については、少人数クラスとなるよう複数コマ展開の時間割を編成している。また、厚生労働省管轄資格で基準がある場合には、基準に基づいたクラスを編成している。

### （3）2-5 の改善・向上方策（将来計画）

各施設設備の点検・修理や設備等の交換は法令を遵守し適切に行うと同時に、限られた予算の範囲内で老朽化が進行している施設設備を管理しながら、研究と教育の質の維持向上を図っている。また、学生と教職員の安全と衛生を確保し、各種法令を遵守している。具体的には、「学校法人北翔大学第 4 期中期計画（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）」に沿って整備を進めていく。

学生の学修環境向上のため、隔年で実施している「学生生活調査」の結果から学生の要望を把握し、教室の冷暖房設備の整備や机、椅子の取り換え、トイレの改修等について「施設・設備等整備拡充引当特定資産」も活用して令和 5（2023）年度から 3 年計画で進めている。2 年目、3 年目も計画通り整備を進めていく。

図書館では、新入生オリエンテーション及び情報検索ガイダンス実施時に使用した資料や動画を、学生各自が必要な時に自学自習に利用できるように、オンラインでの提供を検討する。また、電子ブック、電子ジャーナル及びデータベース等の電子情報資源を有効に活用するためのマニュアルを整備、提供することを検討し、学修支援のためのサービス提供の向上を図る。

研究施設・設備については、外部資金の獲得を促進することで研究の活性化をしつつ併せて研究環境整備に繋げていく。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2 年に一度全学で実施している学生生活調査や、毎年 4 月に実施している学生健康調査（UPI 調査）、1 年次及び 3 年次対象のジェネリックスキル測定テスト「PROG」におけるアンケート結果等において学生の状況や要望を把握している。学修支援に関する学生の意見・要望を把握するために、FD 支援委員会が所管している学生による授業評価「授業改善アンケート」を実施し、評価項目の集計結果及び学生からの自由記述を科目担当教員が確認して自己点検により授業改善に役立てている。

平成 23（2011）年度以降、学生 FD の組織化を行い、学生視点での FD 活動を取り入れることにより、本学の FD 活動の活性化を図っている。

令和 2（2020）年度以降においては、コロナ禍のため遠隔での授業展開となったが、Teams 等のオンラインツールを活用して、学生一人ひとりから授業運営に対する意見・要望を聞き取り、対応にあたった。また、遠隔授業を展開するにあたり、近隣他大学との情報交換も行いながら、学生の通信環境整備にかかる経費の補助や大学施設の一部開放などを行い、臨機応変に対応して学生の学修機会を確保してきた。

教員の授業の改善及び ICT 機器の活用スキルの向上のために、FD 支援委員長による ICT 相談会を開催（令和 2（2020）年度 50 回、令和 3（2021）年度 152 回、令和 4（2022）年度 84 回、令和 5（2023）年度 41 回）してきた（継続中）。遠隔授業でも有効に活用できるよう教職員の ICT のスキルアップ支援を行い、教育の質向上に努めた。

FD 支援委員会が実施する大学院授業評価アンケート結果については、研究科委員会での報告資料として配付し、委員会内でその内容を確認するとともに、改善が必要な項目についてはその方策を検討している。

各学科とも、Teams 等のアプリケーションを継続して活用するほか、現在は対面対応も含め積極的に学生とのコミュニケーションを取っている。

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

オフィスアワー制度を設け、学生と教員が相談できる環境を整備している。GT やゼミ担当教員、課外活動の顧問による日常的な学生とのコミュニケーションを重視し、学生意見や相談を受けやすい体制を構築し、きめ細かな指導・助言を行える環境づくりに努めている。また、前・後学期の開始前もしくは期間中には、学生と個人面談を実施し、学生の意見を直

接聞く機会を設け、随時、学生の状況に応じた柔軟な対応を心がけている。学生から寄せられた相談や意見、要望については、必要に応じて教職員間で共有し、迅速かつ適切に対応するよう努めている。

全学的な学生生活支援について検討する組織として、学生生活支援委員会がある。学生生活支援委員会は、短期大学部と合同で組織し、事務組織である学生生活支援オフィスとの連携を図りながら教職協働で運営している。学生生活支援委員会では、「学生生活調査」として隔年で全学生を対象とした日常生活上の実態調査をアンケート形式で実施し、結果は学生生活支援委員会にて把握・分析を行い、把握された課題について検討している。それらの結果は学部・学科にも報告されている。学生生活支援オフィスでは、奨学金相談を含む経済的支援を行っている他に、「何でも相談」も行うなど教育支援総合センター内の3つのオフィス及び保健センターとも連携して支援を行っている。

学生の心身に関する健康相談をはじめとする学生生活に関する学生への対応については、新入生対象の必修科目「基礎教育セミナーⅠ」において、全15回のうち1回(90分)を「メンタルヘルス講座」として学生相談室の臨床心理士が担当し、大学生活を送るうえで気を付けておくべきところのトラブルという内容のオンデマンド配信を行っている。様々なところのトラブルとその対処、相談相手や窓口などを事例紹介の方法で解説し、メンタルヘルスケアについての意識啓発を行っている。その他、学生相談室では、全学生対象にリーフレットや名刺カードの発行やワークショップ等を開催し、相談することへの敷居を下げ、必要に応じた学内窓口に関する周知や案内を行い、学生の状況や意見、要望の把握を行っている。得られた学生の意見や要望については、保健センター・学生相談室・障がい学生支援室の3部門の専門職員及び職員で、月1回の3部門会議を実施して情報共有と連携を図り、分析検討結果をもとに3部門及び学内関連部署と連携して包括的な支援を行っている。

ハラスメントに対しては、「北翔大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、理事会付設の委員会としてキャンパス・ハラスメント防止対策委員会を設置して啓発活動や研修会を実施するなどハラスメントの防止に努めている。各学科及び事務局から複数の相談員を選出し、ポスター掲示でキャンパス内の学生や教職員に周知している。相談員研修も行うなどキャンパス・ハラスメントの防止、ケア対策に取り組んでいる。

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

ICT関連の本学教務システムや遠隔授業、また、ユーザアカウントやICT端末などに関する対応は、FD支援オフィスが担当している。学生からの問い合わせに関しては、Teamsでのチャット機能やメール、窓口等でサポート対応を行っている。また、学内施設については、PC教室の利用者数や利用状況の把握なども行い、適宜、現地対応も行いながら学修環境を整備している。学生には、大学への要望も含めた学生生活全般に対する「学生生活調査」を隔年で実施している。調査で把握できた施設設備に対する学生の要望については、施設設備委員会の審議を経て予算管理委員会に提案している他、学修環境向上のために教室やトイレなどの改修整備に係る3年計画を作成している。

図書館資料の購入については、学生からの購入希望を常時受け付けている。申し込み方法は、Forms「オンライン購入希望図書申込」の送信または「購入希望図書申込書」の提出による。また、毎年選書ツアーを開催し、参加学生による書店店頭及びオンラインでの図書館資料の選定を実施している。

大学院では、平成30(2018)年に各専攻における教育課程の課題を探るために、修了学生に対して教育課程に関する要望調査を行った。その結果、社会人学生から論文指導の時間や方法などについての要望があったため、以降、現職を考慮した時間調整や指導方法において対面指導に拘らず遠隔方式も活用するなど柔軟に対応している。これらの個別対応が可能であることはオリエンテーションで学生に周知している。

また、各専攻における人材育成の基本方針に合う入学者選抜が実施されているかどうかを検討するための基礎資料として、修了学生に対して入学前の準備状況についての調査を行った。こうした調査の結果を踏まえて、各研究科で1年次の前学期に指導教員、副指導教員を決定し、学修のみならず、広く学生生活全般の相談を行い、院生の生活・研究環境の質の向上に貢献できる体制を整えてきた。さらに、オフィスアワー制度を設け、担当教員と相談しやすい環境も整備している。

### (3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

教員一人ひとりが学生の意見や要望を適切に把握し対応するには、適正に対応する姿勢を持つことを心がけるようにすることが求められる。特に、令和2(2020)年度からのコロナ禍においては、オンライン授業への転換という新たな教育的課題が浮上し、個々の教員による対応に加え、大学全体として組織的に解決すべき案件が多数あった。これらの案件の解決のためには、教職員の教育スキルを向上させ、状況に応じて臨機応変に対応していく必要がある。したがって、これまでの常識にとらわれず、新たな教育ツールを活用し、新たな教育方法を模索したい。コロナ禍により、学生も教職員もオンラインツールの使用がされると同時にそれらのツールの長所と短所を見極める機会にもなった。例えば、学生からの意見・要望を聴取するにあたり、Teams等でのチャット機能は対面よりも発信の抵抗感が低くなる学生もいたことから、利便性の高いツールであると言える。一方で、情報倫理が未熟な学生による深夜や週末の発信、受信数が多くなり返信に多くの時間を割かざる得ない教員側の負担が大きいことから、ICT活用のリテラシーや情報倫理教育が必要である。また、オンデマンド授業で作成された動画は、繰り返し視聴できるメリットもあり、学生の理解が進む場合もあった。大学全体として、さらに学生の学修機会を確保・拡充する方針を検討したい。

学内施設設備に関しては、学生がゆとりを持って着席できる教室の整備やネットワーク環境の整備に関する要望がある。現有施設で効率的に授業を進めるために1科目の展開コマ数を増やすことにより実技・実習科目における事故防止を優先した対応を継続する。コマ数増により時間割編成の困難さ、専任教員の担当コマ数増による過重負担、非常勤講師の手配不能等が生じた場合には、他大学の情報も収集しながら学生の履修制限や教育課程の検討を行っていく。学修環境の整備は、学生及び教員からの要望も踏まえて対応していく。

高い専門性を持つ大学院の教育方法については、複数の研究指導教員による学修及び授業支援を一層充実させていく。また、研究科主催の研究会及びFD等を利用し、教育内容・教育方法の改善を図り、個々の教員がそれぞれ院生に還元していく組織的な取り組みも継

続して推進していく。

学生の心身に関する健康相談及び学生生活に関する意見や要望に関しては、複雑で個別性のある対応が求められており、保健センターの3部門だけでなく、本学の教職員がチームとして学生の意見・要望を踏まえた学生支援に向けて協働できるよう連携を強化していく。

### **【基準2の自己評価】**

学生の受け入れについては、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを明示し、様々な場で周知している。入学者選抜については、入試総務委員会が統括し、アドミッションセンター運営委員会が実務を行っている。入試問題作成に関しては、入試問題専門委員会を設置し、大学として責任を持って作成している。入学試験の実施については、教職員で分担して試験当日及び事前に説明会を開催して注意事項等を確認し、厳正に試験を実施している。合格者は、各学科及び研究科で判定を行い、入試総務委員会の審議を経て学長が決定し、教授会に報告している。入学者の決定は教授会で意見を聞いたうえで学長が行っている。試験制度ごとの入学定員は毎年見直しを行っている。令和5(2023)年度の大学全体の入学定員、収容定員ともに充足はしているが、今後の18歳人口減少に対応できるよう、引き続き全学科で入学定員の確保に努めていく。

学修支援対応については、教職協働体制で行っている。社会環境の変化とともに、多様性を増す学生への支援に対しては、学生の多様な質問や要望に対応しうる体制を整えており、必要に応じて学部・学科及び研究科、保健センター、学生相談室、障がい学生支援室などの学内関係部署が様々に連携を図りながら行っている。また、その情報は保健センターで一元化するとともに必要な情報の収集及び発信がなされており、共通理解のもと教職協働で学修支援を行う体制を整えている。

障がいのある学生への配慮については、障がい学生支援室を設置し、個別の聞き取り面談に基づき、必要な配慮を学部・学科へ依頼し、障がいのある学生が適切な配慮を受けることができるようにしている。

オフィスアワーを定め、研究室前に掲示するほか、Webサイトにも掲載して教員が学生と面談できる時間を公表している。

「北翔大学ティーチング・アシスタント規程」に基づき、大学院生は、TAとして教育補助業務を担当することで教育研究成果の向上にも努めている。

中途退学、休学及び留年への対応については、少人数担任制度のGT制度を活用し、1年次、2年次において担当学生の個別相談を頻繁に行い、学生の課題や問題を解決し、退学防止に努めている。休学に対しては、GTや指導教員が休学中にも連絡をとり、状況を確認し、復学への支援を行っている。留年生に対しては、履修相談を実施し、卒業に向けての支援を行っている。

大学院生涯スポーツ学研究科では、修士・博士両課程において現時点で妥当な学生支援が実施できていると判断できるものの、研究の高度化や細分化が急速に進む中で、改善されるべき事項について、社会や学生のニーズを把握し的確に実施していくことが課題である。

また、大学院授業評価アンケートにおいて、過密な集中授業日程への改善を求める意見があったことから、これら日程の見直しを検討する予定である。学生一人ひとりのニーズに対応できるよう、保健センターと教育支援総合センター等との連携を強化する。高い専門性を

持つ大学院の教育方法については、複数の研究指導教員による学修及び授業支援を一層充実させていく。また研究科主催の研究会及びFD等を利用し、教育内容・教育方法の改善を図り、院生に還元していく組織的な取り組みも継続している。

キャリア支援については、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制を整えている。

教育課程内においては、就業力にかかる科目を設定し、単位の必修化を図るなど支援体制を整えている。1年次から4年次まで継続して学び、早い段階から職業観を高めることを支援している。また、インターンシップでは、学生の自己分析結果に合致した企業を探し、職種の基本知識を理解しながら参加企業の幅を広げる等の支援を低学年次から行っている。

教育課程外においては、就職ガイダンス、学内企業研究会、ジェネリックスキル測定テスト「PROG」の活用などを行い、キャリア支援の充実に努めている。さらに、就職活動対策セミナー、模擬面接などの実施を通じて社会的・職業的自立支援を実施している。

学生サービスについては、学生を取り巻く環境の多様化に伴い、学生が安心して大学生活を送れるよう支援体制の強化に努めている。メンタルヘルスケア及び障がいのある学生支援の状況については、学生相談室及び障がい学生支援室の利用実績が増加傾向にある。奨学金制度については、種々の制度を設定し、学生の経済的支援の充実に努めているが、今後も本学の奨学金制度を検証しながら社会状況に合わせて改善に努めていきたい。

学修環境の整備については、校地、校舎の適切な運営・管理を行っている。耐震改修対策も2期に分けて実施し、平成30(2018)年度に完了している。経年劣化状況の把握のため担当課員が定期巡回を行い、施設設備の改修や修理修繕について施設設備委員会への具申を行っている。また、学生からの要望を踏まえて令和5(2023)年度から3年計画で学修環境の向上に向けた施設設備の改修等を開始したところである。さらに、ICT関連の環境整備についても、FD支援オフィスを中心に充実に努めている。令和2(2020)年度からは、コロナ禍で対面授業から遠隔授業への転換となったが、学生の学修機会を確保できるようネットワーク環境を整備し、ICT相談会もほぼ毎日開催するなどして教職員のICTスキルの向上のための支援も行ってきた。図書館に、「生涯学習サポート教室(まなぼっと)」を整備しているほか、730情報スタジオ、545情報スタジオは可動机や椅子、AV機器等を入れ替えアクティブ・ラーニングに対応できる学修環境も整備している。

校舎内のバリアフリー化については、主要な入り口への自動開閉扉の設置、校舎内の必要箇所にスロープやエレベータを設置しており、校舎内各棟への車椅子での通行を可能にしている。授業クラスの展開については、資格等での基準も踏まえ、適切に管理している。学生の意見・要望への対応については、学生生活支援オフィスに「何でも相談」窓口を設けて、多様な質問疑問に対応し得る体制を整えている。

学生生活全般及び施設・設備に関する要望を把握するため、隔年で全学生を対象とした「学生生活調査」を実施し、結果を踏まえて継続的な工夫・改善に努めている。また、保健センターでは、精神健康調査を実施し、学生が希望する支援の要望や必要性を確認するとともに、その分析結果を学生支援につなげている。

以上のことから、基準2.「学生」の基準を満たしていると自己評価する。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、「北翔大学学則」（以下、「学則」）第 2 条（目的）、「北翔大学大学院学則」（以下、「大学院学則」）第 2 条（目的）において大学としての教育目的を定めるとともに各学科、各研究科・各専攻における教育目的も定めている。これらを踏まえて、各学部・各学科、各研究科・各専攻はディプロマ・ポリシーを策定している。

策定されたディプロマ・ポリシーは、大学案内、学生便覧、本学 Web サイトで公表しており、入学時のオリエンテーションにおいても新入生に周知している。

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、「学則」第 46 条（授業科目の履修及び単位の修得）、「大学院学則」第 45 条（授業科目の履修及び単位の修得）にて、卒業・修了に必要な単位数を規定している。また、「学則」第 48 条（単位の授与）、「大学院学則」第 47 条（単位の授与）には、単位の認定を規定している。

「学則」第 7 節成績評価基準及び成績判定、「大学院学則」第 7 節成績評価基準及び成績判定において、成績評価の基準を規定している。「学則」第 54 条（成績評価基準）、「大学院学則」第 53 条（成績評価基準）で成績評価のための基準とする事項を規定している。また、「学則」第 55 条（成績評価）、「大学院学則」第 54 条（成績判定）にて、大学は S（秀）・A（優）・B（良）・C（可）・D（不可）の 5 段階、大学院は A（優）・B（良）・C（可）・D（不可）4 段階で評価を行い、いずれも D（不可）を不合格とすることを規定している。

大学の 5 段階の成績評価では、S には 4.0、A には 3.0、B には 2.0、C には 1.0、D には 0 のグレードポイント（以下 GP）が割り当てられる。GPA は、奨学生の選定、学業表彰対象者の選定などで活用している。また、直前の学期の GPA が 1.5 未満の学生に対しては、GT 又はゼミ担任が履修指導を行い学生指導にも活用している。

大学院ではこの他に、「大学院学則」第 55 条（学位論文の提出）、第 68 条（学位の授与）において、学位論文及び学位の授与について規定している。また、本学が授与する学位については、「北翔大学学位規程」に定めている。

成績評価基準及び成績判定については、授業科目ごとのシラバス（講義要項）に明記しており、本学ポータルサイトで確認できる。シラバス（講義要項）には、成績評価の公平性のための工夫として、学生が学修活動を計画的に行うことができるように、成績評価基準となっている科目試験や課題評価などの学修活動ごとの評価割合も明記している。また、学生が成績評価について疑問がある場合には、問い合わせの機会を設け、学生からの質問に答えている。

成績評価基準及び成績判定は、「学則」もしくは「大学院学則」に明記し、学生便覧に掲載するとともに、本学 Web サイトでも公表している。また、学生には学期ごとのオリエンテーションにて周知している。

なお、本学では進級基準はなく、単位取得の状況によらず次の学年に進級し、「学則」第 24 条（在学年限）、「大学院学則」第 23 条（在学年限）の範囲内で在学する。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

卒業・修了要件については、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、「学則」第 9 節の卒業要件及び学位授与、「大学院学則」第 9 節 課程の修了要件及び学位授与 で明記している。

大学では、「学則」第 66 条（卒業の要件）、第 67 条（卒業の認定）、第 68 条（学位の授与）として規定し、卒業の認定は、教授会の議を経て、学長がこれを認定すると定めている。教授会での審議の前には、学生個々の成績や卒業要件の達成状況等を記載した卒業認定の判定資料を各学科にて確認し、卒業認定の結果を教授会で提案している。学科での卒業認定のための判定資料は、学習支援オフィスでも卒業要件等を事前に確認しており、複数回の確認を経て、卒業認定は定められた基準に基づき厳正に行っている。

大学院では、「大学院学則」第 66 条（課程修了の要件）、第 67 条（課程修了の認定）、第 68 条（学位の授与）として規定し、課程修了の認定は、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを認定すると定めている。学生個々の成績や修了要件の達成状況等は、当該研究科委員会で確認、審議を行っている。修了認定のための判定資料は、学習支援オフィスでも事前に修了要件等を確認している。修了認定は資料を基に複数回の確認を経て、定められた基準に基づき厳正に行っている。

#### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

学生の学修成果の把握のため、令和 4 年 4 月に教育支援総合センターに学修成果の可視化検討委員会を設置した。本学では、平成 29（2017）年度より、外部評価としてアセスメント・テストを導入している。令和 5（2023）年度卒業生をもって、4 学年分のデータの蓄積ができた。しかし、この間の新型コロナウイルス感染症による影響を受け、データの解析結果の解釈が難しく、エビデンスをもって PDCA サイクルを回すには至っていないという課題がある。また学内の組織体制としても、この間、感染症対策に重点が置かれた結果、学修成果の把握のための体制整備の遅れが生じている。

令和 5（2023）年度には統合データベースを導入して一部情報の収集を開始しており、今後も教育支援総合センターで継続してデータの蓄積を行い、確実に PDCA サイクルを回すことができるような体制を令和 7（2025）年の整備に向けて検討中である。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

#### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、教育目的を踏まえて、各学部・各学科、各研究科・各専攻にてディプロマ・ポリシーを定め、それを反映するための教育課程編成の方針としてカリキュラム・ポリシーを策定している。策定されたカリキュラム・ポリシーは、大学案内、学生便覧、本学 Web サイトで公表している。また、入学時のオリエンテーションでも周知している。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーにおいて提示されている資質・能力の獲得のための教育課程編成・実施方針として掲げ、一貫性は確保できている。学生への周知は、大学案内や学生便覧、Web サイトに掲載して行っている。また、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーの可視化として、カリキュラムマップを作成し Web サイトに掲載して学生に提示している。

本学では各学科及び専攻それぞれで資格取得が可能となっており、資格認定を管轄する省庁及び団体におけるカリキュラム変更に合わせてカリキュラムマップの変更及びディプロマ・ポリシーの見直しを行うなどにより一貫性の確保を行っている。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに明記されている能力の獲得のための教育課程編成・実施方針として掲げ、一貫性を確保している。本学では、このカリキュラム・ポリシーに則って全学共通科目、発展科目、学部共通科目及び学科専門科目に区分してカリキュラムを体系的に編成している。

講義要項（シラバス）は電子化し、ポータルサイトや本学 Web サイトより検索し、閲覧することができる。科目ごとに授業のねらいと到達目標を明示しており、授業計画はそれぞれの時間でのテーマ・内容・時間外学修内容・学修形態、担当のほか、使用テキストや参考書、成績評価の方法、課題のフィードバック等についても記載している。作成にあたっては、学習支援委員会を通じて作成要領（シラバスの作成について）を授業科目担当者へ配付し、一定の基準を示している。また、学部・学科及び研究科の学習支援委員及び学習支援オフィス事務担当者でも作成要領に合致した記載になっているかを確認し、合致していない場合には修正を求め、基準に従った作成を徹底している。

履修登録単位数の上限の設定として、CAP 制度を導入している。CAP 制度は、各年次で設定された単位数の値に、直前学年次の年間 GPA に応じて単位数を加算した値の範囲内で、履修登録を行う仕組みとなっており、「学則」並びに「履修科目の登録の上限に関する規程」に定めるほか学生便覧にも掲載して学生に周知している。なお、専門演習や卒業研究などの卒業認定に関わる必修科目は CAP 制度対象外科目として履修登録を行うことができる。

さらに、各学部では、体系的な教育課程編成のために、以下の取組を行っている。

生涯スポーツ学部は、スポーツ教育学科と健康福祉学科の 2 学科からなる。1 年次には基礎・教養科目の他に、学部において多様な学問領域に触れる機会を多く設定するとともに、2 年次以降の進むべき専門分野や取得を目指す資格を選択していく教育課程となっている。スポーツ教育学科では、3 年次に 3 コースの中から 1 コースを選択し、専門的な学びを深める教育課程となっている。健康福祉学科では、本学がこれまで培ってきた福祉・介護職の人材育成のスキルを最大限に活かし、福祉と健康・スポーツという 2 つの教育資源の統合的展開による幅広い人材の育成を目指す教育課程となっている。

教育文化学部は、教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の 3 学科からなる。教育学科では、幼稚園教諭及び保育士、小学校教諭、特別支援学校教諭、中学校・高等学校教諭（音楽）、養護教諭の養成を目的とし、4 つのコースそれぞれで教育者として必要な力である専門性を高めるために基礎的科目をベースとして応用的な演習科目を設定している。

芸術学科では、美術、メディアデザイン、インテリア建築、服飾美術、舞台芸術の 5 分野があり、それら 5 分野の専門科目を、芸術理解、表現技術、情報技術、アート教育・文化、平面表現、立体表現、空間・身体表現、発想・企画・プレゼンテーション、総合・統合の領域で構成し教育課程を編成している。1 年次には各分野におけるモデルカリキュラムを提示し、学生の参考に資するようにしている。

心理カウンセリング学科では、認定心理士資格、福祉心理士資格、及び精神保健福祉士受験資格を取得可能とするために、心理学の幅広い領域を網羅する科目を中心に教育課程を編成している。また、所定の科目の履修に加え、大学院に進学し所定の科目を履修するか、国が認めた施設に国が指定した期間勤務することにより、心理職の国家資格として創設された公認心理師の受験資格を取得することができる教育課程にもなっている。これら資格に関連する科目に加えて、さらに深い専門性を追求する講義、実験及び演習科目を履修することにより、人間理解と対人援助についての高い能力を持つ人材を育成するための科目構成となっている。

大学院においても、各研究科のディプロマ・ポリシーを踏まえ、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成している。人間福祉学研究科臨床心理学専攻では、基礎心理学領域と臨床心理学領域の 2 領域を設定している。日本臨床心理士資格認定協会の第一種指定大学院としてのカリキュラム並びに国家資格「公認心理師」の受験資格を得るために必要な指定科目を整備し、基礎心理学及び臨床心理学に関連の深い科目のほか、「臨床心理査定演習」「心理学特別演習」の演習科目、「臨床心理基礎実習」「臨床心理実習」の実習科目を開設している。

生涯学習学研究科生涯学習学専攻では、生涯学習学理論領域、生涯学習活動領域、研究指導の三つの科目群からなり、地域における生涯学習を振興することのできる資質・能力を身につけた研究者・上級職業人の育成を目的として、教育研究を展開している。また、幼稚園

教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校・高等学校教諭一種免許状（美術、音楽）、特別支援学校教諭一種免許状を有している者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定された科目を修得することにより、それぞれ当該免許状の専修免許状を取得することが可能な教育課程を編成している。加えて、所定の単位を取得することで、学校等をフィールドとした心理教育的援助サービスの専門的資格としての「学校心理士」の受験資格も取得可能な教育課程となっている。

生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻修士課程では、教育課程を「基礎教育領域」と「応用教育研究領域」の2階層構造で編成している。「基礎教育領域」では、生涯スポーツや環境・スポーツ適応に関する学際的見地から科学的知識基盤を構築している。また、「応用教育研究領域」でスポーツ科学、応用健康科学及びスポーツ教育学の専門的素養を大学院レベルに特化・深化させることをねらいとしている。このように2領域の知識を統合させて、特に冰雪寒冷圏域の生涯スポーツの課題に対し科学的・専門的にアプローチする能力の修得を目指している。また、令和3（2021）年度開設の博士後期課程では、冰雪寒冷圏域の生涯スポーツの深化・発展を果たすため、スポーツ動作の理論化や冬期スポーツを主とする競技スポーツの研究手法を身に付ける「スポーツ科学」と、冰雪寒冷圏域特有の健康問題や運動を制限する要因をふまえ、生涯スポーツ活動を推進する「生涯スポーツ学」の領域を設定し、修士課程との連携を図りより高度に専門化していくことになっている。

これら学部・学科及び研究科の教育課程は大学案内や学生便覧、本学 Web サイトに掲載している。

### 3-2-④ 教養教育の実施

建学の精神に基づく教育目的の達成のために、「学則」第40条（授業科目及び単位）において、全学共通科目を設定している。

全学共通科目は、導入科目、基礎科目、外国語科目、教養科目、就業力養成科目で編成している。導入科目は、「基礎教育セミナーⅠ及びⅡ」をそれぞれ1年次の前学期及び後学期に必修科目として実施しており、前学期の「基礎教育セミナーⅠ」では、学長による建学の精神に基づいた学長講話を設定している。

後学期の「基礎教育セミナーⅡ」では、学科ごとの授業計画により2年次の専門科目につながる基礎的な内容設定を行っている。

基礎科目では、「日本語表現」、「数学入門」、「情報機器操作Ⅰ及びⅡ」、「英語コミュニケーション」を必修科目として開講している。外国語科目では、「英語」のほかに、「韓国語」、「中国語」、「ドイツ語」、「フランス語」、「スペイン語」を開講している。教養科目では、現代社会における一般的かつ普遍的教養の醸成をすべく、科目を設定している。就業力養成科目では、社会人基礎力を養うべく、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」や「キャリア演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」などを開講している。これら教養教育のカリキュラムの運営、実施、検討については、教育支援総合センターと学習支援委員会が連携し、前者がキャリア支援センターなど各種委員会との連絡調整を担い、後者の学習支援委員会が各学科との連絡調整を担い、その実施と検討について担当している。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

各科目においては講義要綱（シラバス）を適切に整備している。講義・演習・実習科目ごとに、カリキュラム・ポリシーを反映するよう、授業内容・方法に工夫をし、アクティブ・ラーニングを効果的に取り入れている。教授方法の改善を進めるための組織体制整備・運用については全学的に実施している FD の取組みに従って実施している。FD の組織的運用は、「北翔大学 FD 規程」第 2 条（FD 活動）として規定している。FD 活動の実施方針の決定機関である運営企画会議で決定した FD 活動の実施方針に基づき、教育支援総合センター FD 支援オフィス及び FD 支援委員会が活動を推進している。

FD 支援オフィスでは、情報システムの運用・管理を行っており、教授方法の工夫において ICT を活用した情報提供が行われている。本学では、Microsoft 社の Microsoft365 を全学的に導入しており、教授方法の工夫や改善に関しては、Teams を始めとしたオンライン教育ツールを活用したレポート課題の蓄積によるポートフォリオ的評価や、Web アンケートシステムや挙手機能を応用した主体的な意思表示を促す教育方法を取り入れるなどの工夫も行っている。令和 2（2020）年より、遠隔授業の展開も考慮して FD 支援委員長を中心に ICT 相談会を開催し、授業等での ICT の効果的な活用に向けた技術支援も行っている（令和 5（2023）年度末までに 328 回開催）。

#### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラム・ポリシーを策定しており、その可視化としてカリキュラムマップを作成している。カリキュラムマップは、新入生オリエンテーションにおいても、学生の履修指導に活用されている。カリキュラムのナンバリングには至っていないが、資格取得のために必要な実習の前に履修し単位を取得すべき科目を設定して科目ごとの到達目標を講義要綱（シラバス）に示すなど、段階的に学修できるよう教育課程を編成している。本学の場合、資格取得を主な目的とする学科が多く、それらの資格を認定している省庁及び関係団体での認定基準の変更等によって教育課程を変更せざるを得ないことが多いため、常に教育課程の見直しを行っている。そのため、資格取得と直接関連しない科目が多い全学共通科目と学科専門科目との学年配置のバランスなどを検証し改善を図っていく必要がある。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、三つのポリシーの一貫性を持った運用のため、特にディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラムマップを学科ごとに作成し、毎年見直しを行っている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価するための資料として、外部アセスメントテストの実施、資格取得状況の把握、就職状況等の把握、学生への意識調査を用いている。また、令和5（2023）年度には、アセスメント・ポリシーを策定し、学生の学修成果を多面的に把握するよう心掛けている。

##### <学修成果としての外部アセスメントテストの実施>

学生の学修成果の把握のために、外部のアセスメントテストとしてジェネリックスキル測定テスト「PROG」を導入している。このテストは、社会で求められる汎用的な能力・態度・志向、いわゆるジェネリックスキルを測定・育成するテストとなっている。本学では、1年次と3年次の2回実施し、学修成果の客観的な把握を行っている。学生には個人別の結果が渡され、結果の示す意義については全学共通科目の就業力養成科目で伝えられている。また、学科ごとのディプロマ・ポリシーとアセスメントテストとの関連について、毎年度実施されるアセスメントテスト報告会で説明され、学科ごとに学生の特徴を把握することにより、学生の指導や教育内容の改善などに活用している。

##### <資格取得状況の把握>

本学では、各学科において様々な資格取得が可能となっている。特に、教育職員免許状については、学内組織である教職センターが主となり資格取得のための支援が行われている。取得できる教育職員免許状は、「学則」第69条（教育職員免許状）、「大学院学則」第69条（教育職員免許状）に規定している。社会教育主事任用資格（社会教育士）も各学科共通で取得できる。

学部・学科独自の主な資格としては、以下の資格がある。

生涯スポーツ学部では、2学科共通の資格として、健康運動指導士受験資格がある。スポーツ教育学科では、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の取得が可能である。健康福祉学科では、介護福祉士及び社会福祉士受験資格の取得が可能で、資格の取得については、「学則」第70条（介護福祉士受験資格）、第71条（社会福祉士の受験資格）に明記している。

教育文化学部では、学科ごとにディプロマ・ポリシーに基づき、様々な資格取得が可能となっている。教育学科では、保育士の資格取得が可能であり資格の取得については、「学則」第 72 条の 2（保育士資格の取得）に明記している。芸術学科では、一級及び二級建築士受験資格、インテリアプランナー受験資格の取得が可能である。学芸員任用資格の取得や服飾ファッション系、情報系の検定受験も推奨している。

心理カウンセリング学科では、精神保健福祉士受験資格及び公認心理師受験資格の取得が可能で、資格の取得については、「学則」第 72 条（精神保健福祉士の受験資格）、第 72 条の 3（公認心理師の受験資格）に明記している。

大学院では、臨床心理学研究科臨床心理学専攻において、公認心理師の受験資格が取得できる。また、生涯学習学研究科において、学校心理士受験資格の取得ができる。資格の取得については、それぞれ「大学院学則」第 69 条の 2（公認心理師の受験資格）、第 70 条（学校心理士受験資格その他資格取得）に明記している。

＜就職状況の把握、卒業時調査の実施、就職先アンケート調査の実施＞

本学では、キャリア支援センターが学生の就職状況の把握、卒業時調査及び就職先アンケート調査を行っている。

各学科及び研究科の就職状況は、取得可能な資格による特徴を反映した結果となっている。卒業時には、最終的に決定した進路調査を実施し、学修成果の評価の一つとして活用している。

＜学生の意識調査の実施＞

本学では、隔年にて学生生活に関する調査を実施している。また、ジェネリックスキル測定テスト「PROG」実施時に、授業への取組について、卒業後の進路の明確化について、大学への満足度について、教育内容への満足度についてなどの質問を設定し、集計している。集計結果は、学部・学科ごとに示され、学生の指導や教育内容の改善などに活用している。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導等への改善のため、FD 支援オフィスでは学生に対して学期ごとに授業改善アンケートを実施している。大学院では、学期ごと自由記述を主とする授業評価アンケートを実施している。いずれのアンケートも、授業担当者へ結果がフィードバックされ、授業担当者は学修指導等の改善に活用している。

授業評価アンケートの他に、ICT 環境を活用した学生と教員との相互コミュニケーションツールも活用している。本学では、Microsoft 社のアプリを組織的に導入しており、アプリの一つ Teams を活用することで、受講課題の提出・コメント・返却機能を用いて、教員のみならず学生自身が学修の過程・成果を確認することができるポートフォリオ的運用も行えるよう組織的な環境整備をしている。また、新規に導入したデータ統合システムを活用し、ジェネリックスキル測定テストの結果と学生の成績評価の結果である GPA との関連などの学修成果の可視化の試行を開始した。

その他、学部・学科、研究科では独自の点検・評価も行っている。スポーツ教育学科では、4 年間の学びを統合した到達度を評価することができる科目として、平成 30（2018）年度入学生から「卒業研究」を必修科目に位置付けている。教員は、「卒業研究」の指導過程を

通じて学生の知識及び理解等での不足している部分を把握することができ、その結果を教育課程にフィードバックすることで、学修成果の継続的な点検・評価へつなげている。また、「卒業研究」は教員・学生全員が参加する発表会で公表され、教員だけでなく学生自身も4年間の学びの自己点検・評価の機会となっている。

健康福祉学科では、国家資格である介護福祉士及び社会福祉士の資格取得が教育目的の一つでもあるため、国家試験の合格を可能とする受験対策の工夫や、個々の学生の学習内容やモチベーションの継続を目的として、複数回の個別面談等によるサポートなどを実施している。

教育学科は、教育学の体系的な知識を身に付け、教育現場の諸問題と向き合い検討し、教育者として社会に貢献する志をもち、教員等に求められるコミュニケーション力を身に付けるというディプロマ・ポリシーに基づき、各実習先からの評価、教員採用検査結果、就職活動結果などを外部評価として捉え、それらの結果を学科内で共有し、学修指導の改善へ活用している。芸術学科では、4年間を通じた演習科目の最終的な学修成果として卒業制作展、演劇の公演やファッションショーなどの学外発表会を開催している。開催後には学生に「報告書」を提出させ、点検・評価に活用している。心理カウンセリング学科では、資格取得のための実習を通して学生、教員、実習先の三者評価を行っており、特に実習先からの学生評価は、学外からの学修成果への評価として受け止めている。精神保健福祉士養成において、実習後の「実習報告会」は、実習先にも案内しており、実習指導者の参加も得ているほか、「実習指導者会議」も開催しており、学外からの学修成果への評価を受ける機会ともなっている。公認心理師養成においては、実習後の「実習報告会」を学修成果として捉え、学修成果の点検・評価に活用している。

大学院では、修士及び博士論文の内容の発表会を実施し、大学院担当教員以外に案内して、学修成果の点検・評価の機会としている。

臨床心理学研究科では、毎年独自に修士課程修了生に対して教育課程に関する要望調査を行い、学修及び授業支援へ繋げている。令和2(2020)年を除き、毎年研修会を開催し、在学する大学院生のみならず、教員、修了生を含めた心理専門職としての技術向上を図り、実践力を高める研修の機会を設けて、学修指導の改善に繋げている。生涯学習学研究科では、修士論文は主査1名・副査2名の指導体制で進められ、研究科全体としての修士論文の進捗状況確認は、入学後1年次7月に行う題目発表会、2年次5月に開催する修士論文進捗状況報告会、2年次10月に開催する中間発表会、2年次2月に行う口頭試問及び最終発表会の場において行っている。主査・副査による個別指導に加え、複数回の学内発表会等の場を経ることで、修士論文内容の質を担保し、学修指導の改善に繋げている。生涯スポーツ学研究科では、指導教員と副指導教員(複数も可)による指導体制を組んでいる。毎年10月に実施している研究進捗報告会での題目発表及び中間発表におけるプレゼンテーションと討論・意見交換に加えて、教員からの学際的観点からの総論的及び専門的な質問に対する応答から、包括的な学修成果を教員全体で確認している。さらに修士の学位の条件としている全国的な学会における発表、博士の学位の条件としている国際学会での発表に際してのデータ解析・文献検索などの綿密な準備に対する評価を適宜行い、実際の発表と質疑応答、評価点・問題点についての議論を通して、各自の学修成果の質の向上を目指している。

### (3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

本学では、令和5（2023）年度にアセスメント・ポリシーを策定した。しかし、アセスメント・ポリシーとしての項目が示された段階であり、個々の項目についての点検・評価を可能とする分析には至っていない。今後は学修指導の改善へフィードバックできるアセスメント・ポリシーの項目を用いた点検・評価を行う必要がある。

令和6（2024）年7月には、事務組織の改編により、これまで法人部門として設置していた企画室を廃止して大学事務局に総合政策推進室を設置することとしている。総合政策推進室の設置により、理事長及び学長によるガバナンス体制のもとで教学IR等を含む様々な取り組みを効果的に推進していくことで大学としての水準の維持・向上に努めていく。

### 【基準3の自己評価】

本学は、建学の精神を踏まえ、教育目的を明確に定め、これを実現するために三つのポリシーを策定し、周知している。単位認定、卒業認定、修了認定については、基準を明確化し、厳正に適用している。

ディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラム・ポリシーを策定し、体系的な教育課程を編成している。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性の保持のため、教育目的に沿った教育課程を編成し常に点検を行っている。学科ごとにカリキュラムマップを作成し、学生に分かりやすく周知している。

建学の精神に基づく教育目的を達成するための教育課程を編成し、全学共通科目には基礎科目、教養科目や就業力養成科目を提供している。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価には、各種のアンケート調査や外部のアセスメントテストを実施してその結果を活用している。

大学院の修士論文は、発表会として公表しており、適正な評価を受けている。

以上のことから、基準3.「教育課程」の基準を満たしていると自己評価する。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学では、「学校法人北翔大学管理運営規程」（以下、「管理運営規程」）第 13 条（学長）において、学長の職務は校務をつかさどり、所属職員を統督すると規定している。また、同条第 2 項において、学長は理事会が定める「北翔大学学長・北翔大学短期大学部学長選考規程」（以下、「学長選考規程」）により選任することを規定している。「管理運営規程」第 14 条（副学長）には、学長のリーダーシップを支える仕組みとして、大学及び短期大学に副学長を置くことができるとしており、副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることを規定している。

学長の選任にあたっては、「管理運営規程」第 13 条（学長）第 2 項において学長選考規程によるものと明記し、「学長選考規程」第 2 条（選考の方法）において、学長候補者選考委員会（委員会）が行うと規定している。委員会は、理事会選任の理事、運営企画会議選任の教育職員、理事会が選任する事務職員という構成で、経営・管理、教学及び事務組織の協働体制の組織として候補者の選考を行い理事会に上申することとしている。

副学長は、学長の推薦により理事会の承認を経て、理事長が任命している。また、「北翔大学学部長規程」第 1 条（目的）において、学部長は、当該学部の所属事項を処理し、学長を補佐すると規定しており、学長が当該学部の意見を徴し、学長が任命すると定めている。大学院については、「北翔大学研究科長規程」第 1 条（目的）に、研究科長は、当該研究科の所属事項を処理し、学長を補佐すると規定しており、任命は当該研究科委員会の具申に基づき学長が任命するとしている。このように学長を補佐する副学長や学部長、研究科長の役割を規定することで学長がリーダーシップを発揮できる体制を整えている。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

「北翔大学学則」（以下、「学則」）第 16 条に、学長が教授会を招集し、議長となることを規定しており、第 14 条（審議事項）第 1 項において、教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与について、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものと規定している。その他、運営に必要な事項は「北翔大学教授会規程」（以下、「教授会規程」）に定めている。また、教授会は、「教授会規程」第 11 条（合同教授会）にて短期大学教授会と合同の

教授会（合同教授会）を招集することができることを規定している。合同教授会の開催によって、短期大学を含めた全体としての意思決定を行っている。教授会は、「教授会規程」第3条（開催・招集）において、毎月1回の定例会と、臨時の2種を規定している。

大学院についても、「北翔大学大学院学則」（以下、「大学院学則」）第8条（研究科委員会）に研究科委員会を、第13条に大学院委員会を規定しており、同第14条（大学院委員会の審議事項）に審議事項とともに、学長の求めに応じ、意見を述べることができると規定している。研究科毎に研究科委員会を置き、研究科委員会は研究科長が招集し、「北翔大学研究科委員会規程」第5条（審議事項）について審議し、議事録を作成後、審議経過及び結果を学長に報告することを規定している。

教授会への議題は、「教授会規程」第5条（議題）に基づき、「管理運営規程」第31条第1項の別表の学内組織があらかじめ文書をもって学長に提出することとしている。大学院についても同様である。

教授会とは別に、「管理運営規程」第28条（運営企画会議）において、学長が教学運営に関して複数の組織・機関等の連携・調整等を必要とする事項について協議するために、運営企画会議を置いている。運営企画会議は、「北翔大学運営企画会議規程」（以下、「運営企画会議規程」）第2条（会議の構成）に基づいて学長、副学長、研究科長、学部長、短期大学学部長（空席）、学科長、教育支援総合センター長、事務局長、事務局次長（空席）を構成員として開催し、学長が議長となって運営している。また、第4条（構成員以外の者の出席）では、学長が、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができるとも規定しており、学長が教学運営に関して学内の組織・機関の意見等を調整するための組織となっている。現在の構成員以外の者の出席としては、「管理運営規程」第17条（大学及び短期大学の共通機関に関わる職制）にて規定される教育職員として、図書館長及び図書館副館長、各センター長及び副センター長、各オフィス長としており、事務及び技術職員として内部監査室、企画室、総務部、スポーツ支援室、図書館及びセンター・オフィス担当の事務職員となっている。

教育職員は、「管理運営規程」第7条（身分）で、教授・准教授・講師・助手と規定し、教授会の構成員は、助手を除く教育職員で学務を分掌する者と定めている。教育職員は、教授会の他に学部及び学科の会議の構成員でもある。学部長については、「北翔大学学部長規程」第4条（学部会議）において、学部長は定例的に、必要によっては臨時に学部会議を招集し、議長となることを規定している。学部会議は当該学部の属する学務事項について協議するとしている。学科長については、「北翔大学学科長規程」第4条（学科会議）において、学科長は定例的に、必要によって臨時に学科会議を招集し、議長となることが定められており、また、学科会議は当該学科に属する学務事項について協議することとしている。学部及び学科では、これらの会議を通じて、三つのポリシーに基づいた教育の質保証の検証及び改善の取組を行っている。この取組結果は事業報告書として学長が委員長となっている点検評価委員会へ提出されており、学長をトップとした教学マネジメント体制が確立できている。

以上のことから、大学の意思決定及び教学マネジメントは、大学の使命・目的に沿って、適切に行うことができていると判断している。

### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務及び技術職員については、管理運営規程第8条に内部監査室長、事務局長、事務局次長、部長、副部长、課長、主幹・主査の職制を規定し、第7章においてそれぞれの職務を規定している。

事務組織としては、大学及び大学院、短期大学が一体となった編成を行っている。事務局長、総務部長、教育支援総合センター担当部長、スポーツ支援室担当部長の下に、総務部総務課(10)、総務部財務会計課(6)、スポーツ支援室(3)教育支援総合センター 学習支援オフィス(16)、学生生活支援オフィス(5)、FD支援オフィス(3)、図書館(5)、地域連携センター(4)、保健センター(8)、教職センター(6)、アドミッションセンター(8)、キャリア支援センター(5)を置いている(( )内は事務職員の人数)。このほか、法人部門として内部監査室と企画室を設置している。事務組織各部門の職務は、「管理運営規程」第30条(事務分掌)に基づき、事務分掌規程に定めている。

事務及び技術職員は、各センター等の規程に基づき、各課、センター、オフィスが所掌する事務及びセンターや委員会の業務支援を行っており、教職協働による教学マネジメント体制が機能している。各課、センター及びオフィスが所管する委員会には、教職協働の観点から、事務及び技術職員が委員として参加して分掌を担っており、それぞれの委員会の方針や施策の立案に参画している。

#### (3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

本学における教学マネジメントは、各規程に基づき、学長のリーダーシップの下、全学的に意見集約を可能とするべく組織が構築され適切かつ機能的に働いている。大学運営において全学的な教学マネジメントの機能性を発揮できるように事務職員を配置し役割を配分している。また、「管理運営規程」第31条にある教学運営上の組織の長は学長が任命することとしており、副学長、学部長及び研究科長は学長を、学科長は学部長を補佐している。副学長及び学部長は常勤理事会へも出席し、教学運営上必要な事項に関する情報共有が行われることで、権限の分散及び責任の明確化を行っている。

減少が続く18歳人口の動態及び国の教育政策の進展等により地方の私立大学が直面する課題は多岐に及んでおり、学長のリーダーシップの下、教学マネジメントのさらなる充実を図るため、情報の収集及び分析の機能を備えた組織が必要となっている。そのようなことから、法人並びに大学の円滑な運営・改善に向けて、IR情報を収集・提供し政策推進を支援することを目的の一つとして、令和6(2024)年7月から大学事務局に総合政策推進室を設置することとしている。今後は、学長と総合政策推進室が連携を密にしながら情報やデータを共有し、学長のリーダーシップにより教学や大学運営の課題改善に努めていくことで教学マネジメントの機能性をさらに高めていく。

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

#### (2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

令和5(2023)年度の専任教員数は、生涯スポーツ学部が41人、教育文化学部が48人、大学院助手1人の合計90人で、大学設置基準を満たした編成を行っている。また、大学設置基準とは別に、教職課程・各種資格取得に係る要件を満たすよう教員を配置して学部・学科の目的、教育課程に即した人数を確保した配置を行っている。なお、大学院においては学部教育との連続性、専攻分野を考慮の上、臨床心理学研究科、生涯学習学研究科及び生涯スポーツ学研究科共に学部教員を兼任で配置している。

教員の採用・昇任については、「学校法人北翔大学 就業規則」「北翔大学大学院・北翔大学教育職員任用規程」（以下、「教員職員任用規程」）「北翔大学・北翔大学短期大学部 教育職員の任期に関する規程」「北翔大学特別任用教育職員に関する規程」「学校法人北翔大学嘱託教育職員に関する規程」「北翔大学・北翔大学短期大学部 外国人教育職員任用基準」「北翔大学 教育職員の採用及び昇任の選考に関する申し合せ」に基づき行っている。

教員の採用は、「教育職員任用規程」第14条（新規任用候補者の選考）に基づき行っている。具体的には、毎年度初めに各学科が人事委員会に翌年度の教員編成計画を提出し、審議を経て学長が常勤理事会に上申する。その後、常勤理事会で教員編成計画を審議し、決定した事項は学長が学科に通知する。学科では公募要領に基づき公募を行い、提出書類をもとに採用候補者を選定して人事委員会へ付議する。採用候補者については、人事委員会では審議・承認された後に、模擬授業及び面接を行い、新規任用候補者として、再び人事委員会に付議する。人事委員会の承認を得た任用候補者は、学長が常勤理事会に上申し、審議を経て採用の可否は理事長が行うこととしている。また、本学では、各学部・学科の教育目的を達成するため設定した教育課程を実施するにあたって、担当する分野に造詣が深いだけでなく、担当分野によっては演習・実技にも高い専門性を持つ実務家教員の採用も行っている。

教員の昇任は、「教育職員任用規程」第16条（昇任に係る任用候補者の選考）に基づき行っている。具体的には、「北翔大学 教育職員の採用及び昇任の選考に関する申し合せ」に基づいた昇任に係る任用候補者について、学長は研究科長及び学部長に付託することができることとしており、学部長は、学部の選考委員会が推薦した任用候補者を、学長に報告し、学長が人事委員会に付議する。人事委員会での承認を経て、常勤理事会において審議の上、教育職員の昇任について理事長が決定している。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、大学院及び大学の学則に基づき、「北翔大学 FD 規程」を定めて、大学、大学院の授業内容及び方法の改善を図るため、全学的な研修を実施している。また、全教員の共通理解を図ることを目的として、障がい学生への支援などについては FD・SD 合同の研修会として行っている。教職員合同で研修を行うことで、教育研究、学生支援や大学運営に係る諸課題を教員と事務職員が共有し、教職協働で課題解決に取り組むことができている。

令和 5 (2023) 年度の FD・SD 研修会の実施状況は以下の通りである。

1	研修会名	初任者研修
	日 時	令和 5 年 4 月 26 日 (金) 13 : 10 ~ 14 : 40
	場 所	7 号棟 3 階 730 情報スタジオ
	参加者	新任教員 5 人
	研修内容	1. 本学の沿革と大学を取り巻く状況 (講師：教育支援総合センター長 松澤 衛 教授) 2. 本学の教育課程と授業などについて (講師：学習支援オフィス長 新川 貴紀 准教授) 3. 本学 FD 活動について (講師：教育支援総合センター長 松澤 衛 教授)
2	研修会名	学修成果可視化とアセスメント・ポリシー策定にあたって
	日 時	令和 5 年 8 月 1 日 (火) 16 : 30 ~ 17 : 30
	場 所	3 号棟 3 階 332 教室
	参加者	教員 50 人 事務局 44 人 合計 94 人
	研修内容	1. 学修成果可視化が求められる背景 2. 他大学での学修成果可視化 3. アセスメント・ポリシー策定に向けて他 (進行：事務局総務部総務課)
3	研修会名	障がい学生支援に関する説明会
	日 時	令和 6 年 3 月 7 日 (木) 15 : 30 ~ 16 : 40
	場 所	1 号棟 3 階 135 教室
	参加者	教員 39 人 事務局 31 人 合計 70 人
	研修内容	次年度から合理的配慮が義務化されることを踏まえ、全教職員の合理的配慮及び障がい学生に関する内容についての共通認識を図ります (講師：障がい学生支援室 飯竹コーディネーター)。 ・障がいの社会モデル ・改正障害者差別解消法 (してはいけないこと、しなければならないこと) ・本学の取り組み状況及び課題 ・事例紹介

FD 活動の実施方針は、「北翔大学運営企画会議規程」第 5 条（協議事項）に FD の推進に関する事項を定めており、「FD 規程」第 3 条（FD 活動の実施方針）において、運営企画会議の審議事項 5 項目を定めている。

FD 諸活動の実施は活動実施方針に基づき、FD 支援オフィスが具体的な実施計画を企画・立案し、FD 支援委員会の議を経て、これを実施する（「FD 規程」第 4 条（FD 支援オフィス及び FD 支援委員会））こととしている。FD 活動の実施状況は、運営企画会議に報告され、可能な限り公表することを規定している。なお、FD 支援委員会は、各学科からの委員及び FD 支援オフィスの事務職員で構成しており、教職協働体制を整えている。

### （3）4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任は、これまで人事委員会等によって組織的に行ってきたり今後も継続していく。大学 5 学科中 3 学科に教職課程を設置、他の 2 学科では国家資格取得に対応した教育課程を編成しており、教員の採用・昇任においては、大学設置基準を満たすと同時に教職課程及び国家資格取得に係る科目担当教員としての適正な教員配置と教育研究業績の確認が必須である。こうした面から、今後は、中期的な教員編成方針を策定し、計画的に教員編成を進めていく。教育の質の保証や円滑な大学運営のため、教員の資質・能力の向上は不可欠であり、また、FD・SD 活動の一層の充実を図らなければならない。そのため、FD の実施方針を定める運営企画会議及び SD 会議の活性化に努めていく。同時に、採用後も教育活動や大学運営、社会活動等に対する適正な評価についても検討していく。

## 4-3. 職員の研修

### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

#### （1）4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

#### （2）4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

SD 活動は、「学則」第 12 条（職員の職制及び職務）及び「大学院学則」第 41 条の 3（教育研究活動等の適切かつ効果的な運営のための研修）に定めている。これらに基づき、「北翔大学 SD 規程」を定め、組織的な研修に取り組むこととしている。「北翔大学 SD 規程」第 3 条（SD 会議）には、SD 活動を推進するための SD 会議について規定しており、学長、副学長、事務局長、事務局次長（空席）、総務部長、総務課長及びその他に必要と判断された職員によって組織している。なお、SD 活動に関する事務は、総務部総務課が所管し、教学組織と事務組織との連携を図っている。

職員の資質・能力向上のために、本学では学内外での研修を行っている。

令和 3（2021）年度の学内における研修の実施状況は、コロナ禍の影響により対面での研修会開催が難しい状況であったため、映像資料の視聴によるコンプライアンス研修を実施した。振り返りとして繰り返し視聴できる点は、映像資料の利点と捉えている。また、当年

度は映像視聴に加えて理解度テストも併用し点数化することにより自己理解度を確認することができた。また、SD 研修についてもコロナ禍の影響により、対面での研修会開催が困難な状況であったため、研修形式を含めて実施について検討したが、在宅勤務の推奨やコロナ禍による対応などにより開催には至らなかった。

令和 4 (2022) 年度は、ブランディング・ディレクター及び関西の学校法人理事・事務局長を講師に迎え 100 年後にあり続ける大学を目指して「ブランド・伝える・継続する」、「組織としての統制・チーム力」、「鳥の目・虫の目・魚の目」をテーマに SD 研修会を実施した。

令和 5 (2023) 年度は、株式会社リアセックの社員を講師に迎え、学修成果可視化とアセスメント・ポリシーについての FD・SD 研修会を実施した。学修成果可視化が求められる背景、他大学での学修成果可視化の事例紹介、アセスメント・ポリシー策定に向けて詳細な説明があった。事例を交えた内容で、職員に改めて周知徹底することができた。

このほか、若手職員のキャリア形成支援の一つとして令和 3 (2021) 年度から学内インターンシップを開始、加えて令和 5 (2023) 年度は、「認証評価」、「大学設置基準の改正」「学校法人ガバナンス改革」、「北翔大学財務状況」について若手職員を主対象とした勉強会を開催した。

学外の研修については、日本私立大学協会主催の部門別研修である大学経理部課長相当者研修会、大学教務部課長相当者研修会、学生生活指導主務者研修会、就職部課長相当者研修会にいずれも参加している。また、日本私立大学協会北海道支部が主催する職位に応じた階層別研修（初任者研修、中堅実務者研修、中堅指導者研修、課長相当者研修）にも参加している。

コロナ禍においては対面形式に替わりオンラインによる個別研修が増加したこともあり、ジェネリックスキル分野を中心に多くの職員が受講した。このオンライン研修は、現在も学外研修機会の一つとして対面形式での研修と組み合わせながら取り入れている。その他、必要に応じて各部署に様々な分野の研修案内をし、職員の自主的な参加を募っている。

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

「北翔大学 SD 規程」に基づき、学内 SD 研修会を実施しているが、研修実施期間の確保、研修計画の策定、学内研修と学外研修の系統づけなどの検討が必要である。また、職員の資質・能力の向上、他部署との連携、柔軟な協力体制の構築、職員育成プログラム策定の検討や「目標管理制度」などを用いた評価制度導入の検討、職員の資格取得の支援体制づくり等、職員のキャリア形成支援についても検討していく必要がある。経営と教学、事務局が一体となって大学運営、教学運営を進めていくために、第 4 期中期計画とともに策定した行動指針（北翔大学 10 の約束）を毎年度の中期計画進捗管理に合わせて確認し、本法人職員としての意識の共有に努めていきたい。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

###### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の研究環境については、個人研究室の他に学部ごとに設置する共同研究室、また、大学に付設する 2 つの研究施設（北方圏学術情報センター、北方圏生涯スポーツ研究所）に、共同研究環境の整備、設備・備品の配置及び職員配置による支援を行っている。

研究成果については、学部の紀要や 2 つの研究施設で発行している年報等で公表している。また、北方圏学術情報センターにおいては毎年市民講座を開催し、地域住民をはじめ関係機関へ積極的に研究成果を発表する機会を確保しているほか、関係学会での発表等も推奨している。北方圏生涯スポーツ研究所では、研究成果を基礎とした「体力づくりや健康増進のプログラム」として北海道各地において実践活動を行い、直接的な成果発表の機会となっている。このプログラムは、地域住民からの評価も高い。

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理については「北翔大学大学院・北翔大学・北翔大学短期大学部 研究倫理規程」に必要事項を定めている。加えて「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）、並びに公正な研究活動の推進に向けた「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に基づき、その資金の使用及び管理を適切に行うことを目的として、平成 26（2014）年に公的研究資金等取扱規程を制定し、公的研究資金の運営管理体制の強化に伴う改正、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに係る改正を行い研究倫理確立に取り組んできた。

学内の教員に対しては、前述のガイドラインの内容を理解したうえで、研究活動における不正行為を行わないこと、不正行為を行った場合は責任を負いその損害を賠償すること、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことがないように行動することを誓約する「誓約書」の提出を義務付けている。また、全教員、2 つの研究施設の研究員（学外研究員を含む）、大学院生及び役員、事務担当者に日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース「eL CoRE」の受講を義務付け、修了証書の提出を求めている。なお、科学研究費等競争的資金への応募については、同コースの修了証書提出を応募の必須条件としている。

学内におけるコンプライアンス教育は、年 1 回以上実施することを「北翔大学公的研究資金等取扱規程」に定めている。令和 2（2020）年度以降はコロナ禍による 3 密を避けること及び受講者の学習機会の拡充のため、外部の専門講師による研究倫理や研究活動における不正防止の研修会をオンデマンド方式で実施している。公的研究資金の運営・管理に関わる

すべての構成員の参加が義務付けられているが、不正防止対策の理解や意識を高めるため、事務職員及び大学院生にも受講を促している。また、内部監査でも適正な研究活動、研究費の執行を確認している。

科学研究費をはじめとする競争的資金の情報については、総務課に担当の事務職員を配置し対象者に適宜メールを配信するほか、グループウェアに掲載することで周知徹底を図っている。また、科学研究費等競争的資金への応募に伴う事務担当者の業務としては、事務的な処理を行うだけでなく、研修等で得た知見を教員に提供することで採択率の向上に寄与しており、令和 5（2023）年度の科学研究費助成事業の配分額は 13 件 19,110 千円を獲得した。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源の配分では、助手を含む教員全員に個人研究費を支給し、また、大学付設の研究機関である「北方圏学術情報センター」及び「北方圏生涯スポーツ研究所」にも研究費を配分し、外部資金獲得も視野に入れた研究活動を推奨・促進している。「北翔大学特別研究費規程」を定めているが、多くの教員が 2 つの研究施設のいずれかに所属していることもあり、現在募集を休止している。第 4 期中期計画を推進していく中で改めて共同研究や特別研究費について検討していく。

#### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

科学研究費助成事業の応募件数は例年 15～20 件前後であるが、「若手研究」において 39 歳以下の博士号未取得者の応募を認める経過措置が令和 2（2020）年度公募をもって終了したことから、40 歳未満の若手研究者の応募数が減少している。一度「基盤研究」（S・A・B・C）に採択された者は「若手研究」への応募を認められないことから個人の学位取得計画による判断とはなるが、博士号を取得していない若手研究者へも基盤研究（C）への応募を積極的に勧めていきたい。

様々な研究活動の取り組みが増えつつある中で、更なる研究活動の活性化を図るため、研究費の傾斜配分、学内共同研究や学内教員間の専門領域を超えた研究分野のマッチングサポート等、研究活動促進に向けた取り組みを継続検討課題としている。また、第 4 期中期計画には学生と教員の協働による研究や教員の共同研究の推進を計画項目として定めており、総務課を所管部署として検討を開始する予定である。

#### 【基準 4 の自己評価】

大学の意思決定については、学長が「校務をつかさどり、所属職員を統督する」ことを「管理運営規程」で規定し、その意思決定に際しては、「教授会規程」、「北翔大学大学院委員会規程」及び「運営企画会議規程」において、それぞれ規定している。これらの規定に基づいて、学長が教学マネジメントにおける適切なリーダーシップを発揮して運営している。

教員は、大学設置基準数を充足し、各種免許・資格取得要件等に必要な教員を適正に配置している。教員の採用・昇任については、「教育職員任用規程」「北翔大学教育職員の採用及び昇任の選考に関する申し合せ」に基づいて基準の審査等を行い、人事委員会の議を経て学長が常勤理事会に提案し、審議を経て理事長が決定している。また、「FD 規程」に基づき

FD 活動を通じて授業内容や教授法の改善に取り組んでいる。

事務職員の採用、昇任については、理事長、学長及び事務局長を中心に毎年度方針を定め、常勤理事会審議を経て理事長が決定している。職員としての資質向上に係る SD 活動については、「北翔大学 SD 規程」に基づき、日本私立大学協会をはじめとする関係団体や様々な機関の研修参加に加えて本学独自の研修も実施し、その資質・能力の向上に努めている。FD 活動、SD 活動ともに教職協働体制で実施している。

研究支援では、個人研究及び共同研究に施設と資源を配分して支援しているほか、研究倫理の醸成及び外部資金獲得のための規程を整備し支援を行っている。

以上のことから、基準 4. 「教員・職員」の基準を満たしていると自己評価する。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本法人は、「学校法人北翔大学寄附行為」（以下、「寄附行為」）第 3 条にその目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、大学並びに短期大学の教育を行うこと」と規定し、法人の経営においては教育基本法及び学校教育法を遵守して、同法の趣旨に沿って堅実に運営している。また、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制を構築するとともに諸規程を整備して社会の要請に応えうる経営を行っている。これらの状況は法人情報として本学 Web サイトを通じて広く公表している。

なお、平成 31（2019）年 4 月に北海道ドレスメーカー学院の設置者を変更して本法人から分離し、本法人は「学校法人北翔大学」と名称を改め、以降、北翔大学と北翔大学短期大学の 2 つの設置校で教育研究活動を展開している。

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人では、「寄附行為」第 16 条に規定する最高意思決定機関である「理事会」を年 6 回（5 月 2 回、7 月、9 月、12 月、翌年 3 月）開催するとともに、理事会の委任を受けた事項を協議決定する「常勤理事会」を月 1 回開催し、法人の円滑な意思決定及び運営に努めている。また、理事会の諮問機関として「評議員会」を置き、寄附行為第 22 条に定める諮問事項である予算や事業計画、中期計画等の重要事項について、あらかじめ理事長が、十分な情報開示と説明を行った上で意見を求めている。

理事会は、使命・目的の実現への継続努力として、第 3 次中期計画を引き継ぎながら「教育・研究」「学生支援」「管理・運営」「地域連携」を重点項目として第 4 期中期計画（令和 3 年（2021）年度～令和 7 年（2025）年度）を策定した。毎年度取り組み状況を確認しながら進捗管理を行うとともに理事会報告等を行い、意見を踏まえてさらに取り組みを進めており、PDCA サイクルを機能させている。

教育組織については、教育組織編成や定員、教育内容の改善・見直しとその具現化に取り組んでいる。令和 3（2021）年には、生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻（修士課程）の更なる教育研究の深化、向上を目指して同専攻の博士後期課程を開設した。学部では、令和 4（2022）年度入学生から生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の入学定員増（160 人→180 人）と健康福祉学科の入学定員減（60 人→40 人）を行い、大学院人間福祉学研究科人間福祉学専攻については令和 4（2022）年度入学生から募集を停止し、在籍学生の修了によ

り令和 5(2023)年 3 月をもって廃止した。このことから、人間福祉学研究科は令和 6(2024)年度から研究科名称を臨床心理学研究科に改め、臨床心理学専攻 1 専攻で教育研究活動を展開することとしている。なお、短期大学部ライフデザイン学科についても令和 5 (2023)年度入学生から募集を停止している。

さらに、令和 4 (2022) 年度には、新たに理事長を委員長とする「新しい教育組織検討委員会」を設置し、これまで運営企画会議で検討してきたアイデアをもとに 3 つの検討部会で新たな教育組織編成や教育内容の改善・見直しについて検討を開始した。

このように理事会、常勤理事会及び評議員会を規定に沿って定期的に開催して審議を行い、中期計画の推進や適切な管理運営、教育研究活動や組織等の改善に努めながら変化に対応した質の高い教育を提供することで、本法人及び本学の使命・目的の実現に向けて取り組んでいる。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境面については、学生の学修や就業環境の整備として、キャンパス内の植栽や芝生の維持管理、冬季の除排雪等の環境保全や校舎内外の照明の段階的 LED 化、冷房設備の設置などの取り組みを継続している。また、室温調整も喚起し LED 化と併せて省エネ対策にも取り組んでいる。

喫煙については、校舎内全面禁煙としていたが、令和 2 (2020) 年 3 月からはコロナ禍でもあり、1 カ所あった屋外喫煙所を閉鎖して事実上のキャンパス内全面禁煙状態となっていた。令和 5 (2023) 年 5 月からは改めてキャンパス内の全面禁煙を決定した。

平成 21 (2009) 年に安全衛生管理について必要な事項を定めた「北翔大学安全衛生管理規程」を制定し、学長を委員長とする月 1 回の安全衛生委員会を通して学内の安全衛生環境の確認整備を行うとともに、職場の労働災害及び健康障害の防止に努める他、教職員全員を対象としたストレスチェックを実施するなど、教職員の安全及び心身の健康の保持増進に努めている。

人権への配慮の面では、「学校法人北翔大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」及び「キャンパス・ハラスメントの防止等のための指針」を制定し、役員、全教職員を対象とした研修も行っている。障がい者への配慮として、平成 28 (2016) 年に障がい学生支援室を設置し、コーディネーター1人と事務職員の合計 3 人で運営している。実技科目を含めたノートテイク・PC テイクをはじめ修学や進路に関する相談にも広く対応し、必要に応じて保護者や医療機関等とも連携して対応している。また、保健センターや学生相談室と連携・情報共有を行いながら心身のケアと修学環境の調整にあたっている。令和 6(2024)年 4 月より、合理的配慮が義務化になることから、直前の 3 月 7 日 (木) に本学では合理的配慮と障がい学生支援に関する内容について全教職員が共通認識をもてるよう、FD・SD 合同研修として障がい学生支援に関する説明会を実施した。参加者は、教員、職員併せて 70 人であった。

防災対策としては、東日本大震災を教訓とし、学生や教職員に被害が及ぶ恐れのある様々な危機を未然に防止するとともに、災害が発生した場合には被害を最小限に止めることを目的とする「危機管理基本マニュアル」を平成 24 (2012) 年度に策定・施行し、平成 30 (2018) 年 9 月の北海道胆振東部地震でのブラックアウトを含む被害状況を踏まえて、令

和 5 (2023) 年度に改訂した。防災・避難訓練は江別消防署の指導を得て、エリアを限定し学生、教員、職員混成で年 1 回実施している。また、避難経路図面を学生便覧に掲載するとともに全教室に掲示している。

安全への配慮として、平成 25 (2013) 年度に 2 号棟の建て替えを行い、平成 28 (2016) 年度と平成 30 (2018) 年度の 2 期にわたる改修工事により全ての校舎の耐震対策を完了した。

令和 2 (2020) 年度からは新型コロナウイルス感染症への対応により、学位記授与式や入学式等の式典や行事の中止や休校、多くの取り組みや活動での開始時期の繰り下げや中止、あるいは計画変更になるなど教育研究、学生生活、地域貢献や運営等の様々な場面で大きな影響が出た。そのような状況において、学内の消毒や消毒液、アクリル板の設置、ソーシャルディスタンスの確保やマスク着用の徹底などの感染防止対策を同窓会の支援も受けながら継続してきた。また、学生への PC 等の機器や通信環境整備への支援を行ってオンライン授業の実施を行ったほか、教室での上限人数の設定による対面授業の再開や、徹底した安全対策を講じた上での課外活動の承認など、学修機会の確保に努めながら学生生活の支援を続けてきた。なお、令和 5 (2023) 年 5 月からは、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類へ移行されたことに伴い、対面授業を中心とした教育活動を展開している。

### (3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 19 (2007) 年度からの大学名称変更に合わせて「教育理念」を再構築し、平成 29 (2017) 年度には併設短期大学を含めた大学の「建学の精神」を改めて検討し、今日的定義を定めた。こうした活動も踏まえて、令和 3 (2021) 年 3 月に第 4 期中期計画 (2021~2025 年度) を策定した。第 4 期中期計画は、「教育・研究」「学生支援」「管理・運営」「地域連携」を 4 つの重点項目としており、ヒアリングや進捗状況報告書を通じて企画室が年度ごとに取組状況を理事会に報告している。理事会は、その報告を確認し検証、審議を行いながら計画の実現に向けた取り組みを継続的に実施している。令和 6 (2024) 年度には計画の 4 年目に入ることから、第 4 期中期計画の点検に加えて総括にも着手していく予定である。

環境面では、キャンパス内の LED 化を進めることや植栽、芝の保全、計画的な冷暖房の稼働によるエネルギー、CO<sub>2</sub> の削減に継続的に取り組んでいく。また、現状の危機管理マニュアルを効果的に稼働する実施マニュアルの検討や学生の学修環境整備の推進、教室等の教育研究環境の美化整備も計画的に進めていく。

安全への配慮では、現在、一部の参加にとどまっている学生や教員がより多く参加する避難訓練の実施について検討していく。

また、「新しい教育組織検討委員会」のもと、教育組織や教育体制について教職協働で検討を進めており、今後はワーキンググループ (作業部会) を設置し、より具体的な検討を進めていくことにしている。学生の学修環境の整備・美化については、令和 5 (2023) 年度からの 3 年計画に従い、計画的に取り組んでいく。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「学校法人北翔大学管理運営規程」（以下、「管理運営規程」）に則り理事会及び評議員会を開催している。理事会は、毎年度 6 回（5 月 2 回、7 月、9 月、12 月、翌年 3 月）開催し、法人の業務を決定するとともに理事の職務執行を監督している。評議員会は、毎年 4 回（5 月、9 月、12 月、翌年 3 月）開催し、理事長が「寄附行為」第 22 条に定める諮問事項について、あらかじめ十分な情報開示と説明を行い評議員会の意見を聞いたうえで理事会において決定している。また、理事会については、文部科学省高等教育局私学部私学行政課長からの通達（令和 3（2021）年 6 月 25 日付）を受け、令和 3（2021）年 12 月開催の理事会から Web 会議システムを導入し、役員が出席しやすい環境を整えることで理事一人ひとりの意思表示を徹底しており、適切な運営に努めている。

また、「寄附行為」第 18 条及び理事会規程に基づき常勤理事会（構成員は、理事長、専務理事、常勤の学内理事 3 人の計 5 人）を設置し、理事会から委任を受けた事項を審議決定し迅速・円滑な法人運営に努めている。

さらに、非公式ではあるが理事長が学内理事懇談会（構成員は、常勤理事会と同じ 5 人）を適宜召集し、法人及び大学・短期大学部に関する事案対応、新たな取り組みの効果や方向性などについて協議を重ね、課題や問題点の共有、合意形成を図っている。

法人の管理運営に関わる役員（理事・監事）と評議員の選任に関しては、「寄附行為」第 5 条及び第 20 条に、理事 9 人、監事 2 人～3 人、評議員 19 人～20 人と規定し、理事の中から理事長、専務理事を選任している。理事の構成にあつては、学長 1 人の他、評議員会選任 2 人、学識経験者 1 人、理事会選任 5 人となっており、評議員会選任の 2 人と学識経験者 1 人、理事会選任の 5 人を合わせた 8 人中 2 人以上を法人職員以外から選任することとしており、現在は 4 人が法人職員以外の理事となっている。監事 2 人はいずれも学外の有識者から選任している。

理事、監事及び評議員は幅広い分野の識者から選任しており、その構成及び役割は適正である。教学及び運営に係る役職者の権限も明確にしており、戦略的に意思決定ができる体制は整備できている。また、学長の選考については学長選考規程に定めており、規程に則って学長候補者選考委員会からの報告を受け理事会が決定し理事長が任命している。

また、理事長のリーダーシップのもと業務を効率的・効果的に推進するため、私立大学協会や私立大学協会北海道支部等が主催する研修会へは職員を積極的に派遣している。その他、学内実施の FD・SD 研修会も令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度ともそれぞれ 3 回開催している他、若手職員を対象に、所属部署以外の部署を経験する学内インターンシップを実施する等教職員の育成、資質・能力の向上に努めている。

### (3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

理事会及び常勤理事会は、関係法令及び省令等を遵守し、理事長のリーダーシップのもと、ガバナンス強化に向けた各種規程や組織の見直し点検、教職員の資質・能力の向上に努めて第4期中期計画を策定し、着実に取り組みを進めている。今後とも、法人や大学としての意思決定が迅速にできるよう、事務局の再編や教職員の資質・能力の向上の効果的な方法や事務職員の採用・昇任に関する規程の制定を併せて検討していく。

なお、役員の職務・役割と責任を明確にし、Webサイトで公表しており、今後も、私立学校法改正の趣旨を踏まえて情報公開に努め学校法人としての社会的責務を果たしていく。また、「ガバナンス・コード」や「寄附行為」及び関係法令等を遵守しながら本学の自主性・自律性を活かし、建学の精神の具現化に努めていく。

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### (1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

#### (2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「学校法人北翔大学ガバナンス・コード」を令和2（2020）年3月13日から施行し、理事の責務・役割、監事の責務・選任・監査基準・監事業務を支援するための体制整備について明示するとともに本学Webサイトで公表している。

「寄附行為」「理事会規程」及び「常勤理事会規程」の定めに基づき、重要事項は理事会で審議決定しているが、「理事会規程」第9条に定める委任事項について「常勤理事会」を原則月1回開催し、審議決定し、円滑な運営に努めている。常勤理事会の構成員は、理事長、専務理事、学長、教員理事、事務局長の5人で、管理部門と教学部門での意思疎通、連携は図られている。また、学内理事懇談会（構成員は常勤理事会と同じ）を適宜開催し、法人及び大学・短期大学部に関する事案対応、新たな取り組みの効果や方向性などについて協議を重ね、課題や問題点の共有、合意形成に努めている。

大学・短大部共通の事項について協議する機関として平成26（2014）年度に学長が設置した「運営企画会議」は、学長、副学長、研究科長、学部長、短期大学部長（空席）、学科長、教育支援総合センター長、事務局長、事務局次長（空席）で構成している。この運営企画会議は、教育研究と教学に関する重要事項の協議や各部門の長からの報告を通して教学の方向性を全学的視野から確認・調整し学長の教学運営上の意思決定を補佐する機関として副学長とともに重要な役割を果たしている。また、理事会や常勤理事会における管理運営上の決定事項や審議状況を報告として行うことで、経営と教学両者の情報共有を図っているほか、この会議で議論された教学部門の意向や要望は、必要に応じて学長から常勤理事会・理事会に諮られている。

監事の選任は、「寄附行為」第7条の規定に従い、理事長が選任している。監事は、「寄附行為」第15条の規定に従い、法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に

ついて監査を行うため、すべての理事会、評議員会に出席し、業務や財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査するとともに意見を述べている。また、内部監査室から内部監査の都度その報告を受け、学内の必要な情報を十分に得た上で、毎会計年度終了後 2 月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。令和 5 (2023) 年度には、授業を視察の上、担当教員と意見交換をするなど教学監査についても実施した。監査法人との関係では、必要に応じて情報交換をしているほか、期末監査の最終日には、毎年、監事、監査法人及び内部監査室長の三者による意見交換会を実施し、連携を図っている。

評議員の定数については、寄附行為第 20 条第 2 項に「評議員会は 19 人以上 20 人以下の評議員を持って組織する」と規定し、現在は理事定数（現在 9 人）の 2 倍を超える 19 人の評議員をもって組織している。また、評議員の選任については、寄附行為第 24 条に「この法人職員のうちから理事会において選任された者 5 人」「この法人の設置する学校を卒業した者で 25 才以上のもののうちから、理事会において選任された者 5 人」「学識経験者のうちから理事会において選任された者 1 人」「その他理事会において適任と認め選任された者 8 人～9 人」と規定している。なお、法人職員から選任される者のうち内部監査室から 1 人を含めることが定められている他、設置校卒業生及びその他理事会において適任と認め選任する評議員のうち、本法人職員以外のものを過半数選任することを努力義務として規定しており、現在はこの 2 つの選任区分の評議員数 13 人中 11 人が本法人職員以外の構成となっており、広く多様な視点からの意見を徴することができる。

評議員会は、寄附行為第 20 条に「重要な業務を理事会が決するに当たり、妥当性があり、関係者の理解が得られるか否かを確認すること」を目的と定め、5 月、9 月、12 月及び翌年 3 月と年 4 回開催している。理事長は、私立学校法第 42 条の規定に従い、寄附行為第 22 条に定める 10 項目の事項についてあらかじめ評議員会に十分な情報開示と説明を行い、意見を求めている。

### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

18 歳人口の減少とともに教育の質的転換が進み、大学を取り巻く厳しい環境・情勢が続いていく中、設置する学部・学科、研究科等での入学定員の充足や教育の質保証、学生支援の強化のほか、内部質保証や学修成果の可視化への対応は必須で喫緊の課題であり、理事長及び学長のリーダーシップのもと、これまで以上に学内体制の整備を進め、経営と教学及び事務職員が協働・一体となって解決に取り組んでいく。

今後、大学全体の将来構想として、経営と教学双方の共通認識のもとで上述のような課題に迅速・的確に対応していくため、教学組織や事務組織の見直しのほか、教室等の再配置などを積極的に進めていく。また、私立学校法の一部改正による理事、監事、評議員の選任手続の大幅な見直し、内部統制の義務化や評議員会のチェック機能を高める趣旨を踏まえ、現在、寄附行為の変更について検討を進めており、令和 6 (2024) 年秋を目途に変更認可申請を予定している。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

#### (2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和 3（2021）年度以降の 5 年計画として策定した第 4 期中期計画に基づき、毎年度課題の取組状況や成果の検証を行っている。また、毎年度事業方針及び予算編成方針を示して、各部門の具体的な事業計画の策定及び予算編成にあたって計画の確実な履行に努めており、適切な財務運営を行っている。

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体における基本金組入前当年度収支差額については、令和元（2019）年度に北海道ドレスメーカー学院の法人分離によりマイナスを示したほかは、平成 27（2015）年度からプラスとなっており、経営的には安定を保っている状況である。

財務基盤の強化のため特定資産の増額を進めている。平成 30（2018）年度に退職給与引当特定資産に新たに 1 億円を組み入れたほか、令和 4（2022）年度には、今後の施設設備の整備及びそれらを拡充する際に必要な資金の一部に充当可能な財源として新たな特定資産「施設・設備等整備拡充引当特定資産」を創設して 5 億円を組み入れ、令和 5（2023）年度にはさらに 3 億円増額して合計 8 億円とした。特定資産構成比率は令和 5（2023）年度には 11.5%を示し、令和元（2019）年度の 6.9%と比して増加している。

令和 2（2020）年度には「学校法人北翔大学資金運用規程」を改正して運用対象となる債券の格付等運用基準の明確化及び管理体制強化を図り、規定に則った資金運用により、元本確保型債券への運用割合を高めた。令和 5（2023）年度末までに特定資産の半分以上を従前の定期預金から元本確保型債券での運用に移行し、受取利息収入の増加を図っている。

収入面では主たる収入を学生生徒等納付金が占めており、令和 5（2023）年度は補助金比率 13.0%、寄附金比率 0.2%、学生生徒等納付金比率 81.2%であった。財務基盤の確立には学生数の確保が欠かせないが、平成 28（2016）年度以降、大学では入学定員を充足しており、安定した収入が保たれている。

支出構成については、法人全体では令和 4（2022）年度から、大学単体では令和 2（2020）年度から人件費比率 50%程度の適正水準となっている。教育研究経費比率は法人全体では 35%前後で推移しているが、令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う感染防止対策費や通信環境整備費等の支出により若干上昇した。経常収支差額比率は、法人全体では令和元（2019）年度に -7.5%を示したが、これは前述のとおり専修学校の法人分離に伴う資金移動による管理経費（寄付金支出）の増加が原因であって、大学単体で見れば令和元（2019）年度 6.0%から令和 5（2023）年度 11.1%へと改善しており、収支のバランスを保つことができている。

また、負債比率は外部負債の計画的返済により順調に減少し、一方内部留保資産比率は上昇しており、安定した財務基盤を確立できている。

第4期中期計画の重点項目である「科学研究費・外部資金の獲得」については、事務局のサポートのもと全学で外部資金の獲得に努めており、科学研究費は、令和5(2023)年度申請20件、採択4件11,570千円(採択率20.0%)であり、過去5年の平均採択率は18.7%であった。また、包括連携協定に基づく江別市からの研究資金は、令和3(2021)年度に3件・638千円、令和4(2022)年度に3件・540千円、令和5(2023)年度に5件・830千円採択されており、北海道内他自治体の包括連携協定に基づく派遣業務や業務委託、各団体からの教育研究奨励寄付金も継続して受けている。北方圏学術情報センター、北方圏生涯スポーツ研究所では積極的に研究に取り組み、平成29(2017)年度に日本体力医学会学会賞、令和元(2019)年度に同学会国際学術交流奨励賞、令和2(2020)年度には心不全の治療に関する研究で北海道科学技術奨励賞を受賞するなどの成果を上げている。

寄付金については、平成21(2009)年6月に所得税法施行令第217条第1号の2、第3号又は第4号及び法人税施行令第77条第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益法人の証明書の交付を受け、寄付金募集を行っているが、女子短期大学であったという沿革も背景にあり、同窓会からの寄付(現物寄付を含む)以外の個別同窓生からの寄付は多くはない現状にある。令和4(2022)年度に江別市ふるさと納税の寄付先に本学を含む市内の高等学校及び大学が追加され、納められた寄付額の一部が教育環境充実のための補助金として翌年度に交付される制度が開始し、令和4(2022)年度のふるさと納税分として令和5(2023)年度に173千円の寄付を受けた。寄付金の取扱いについては、令和5(2023)年度に規程を定め行っている。

また、平成30(2018)年度は私立大学等研究設備整備費補助金97,000千円を活用して校舎耐震改修工事を行い、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和2(2020)年度は私立学校情報機器整備費補助金1,370千円を遠隔授業環境整備に充当した。加えて令和2(2020)年度と令和4(2022)年度には日本学生支援機構助成金により学生に食事利用券を配布(1人1千円)するなど、外部資金を活用して教育環境の整備や学生支援の一層の充実を図っている。

### (3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

第4期中期計画を推進し、更なる財務基盤の強化のため3つの具体的計画を実施細目とともに定めている。1つ目は、翌年度繰越収支差額の支出超過増加を抑えるため、各部門の運営改革・業務改善を促して効果的な予算編成を行い、収支の健全化を図ることである。2つ目は、施設設備の整備拡充や退職金確保のため、目的や金額を検証して計画的に特定資産を準備することであり、令和4(2022)年度には「施設・設備等整備拡充引当特定資産」を創設した。今後も特定資産の充実を図る。さらに、3つ目は、学生生徒等納付金以外の収入確保のため資産の有効な運用に取り組むことであり、安全性を担保しながら受取利息収入の増加を図る。

また、今後も常勤理事会を中心に、予算管理委員会とともに計画に基づいた適正な財務運営に努め、収支の状況や特定資産の準備状況、資産運用による収入増加等の状況を検証し、理事会への報告を行いながら今後も安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を図る。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は、「学校法人北翔大学経理規程」「学校法人北翔大学予算管理規程」「学校法人北翔大学固定資産及び物品管理規程」、その他の関連学内規程に則り、学校法人会計基準を遵守し適正に行っている。

予算編成については、毎年 9 月上旬に策定される方針及び予算編成方針に基づいて部門別に予算配賦額を示し、各部門から予算要求書の提出を受ける。新規事業や施設設備に関する予算要求には別途所定様式の提出を受けることとし、通常経費と区別している。予算管理委員会で要求書を取りまとめた後、ヒアリングを通して検討を行い、各部門の支出を積み上げて最終予算案を編成し、3 月の理事会審議を経て確定する。入学生数確定後に学生生徒等納付金等収入を中心に補正を行い、5 月の評議員会及び理事会に諮り補正予算案が確定する。また、必要に応じて年度途中で補正予算を編成しており、予算の厳守と適正な支出及びその管理に努めている。予算の執行は決裁委任基準による決裁に基づき実行され、決裁後に総務部財務会計課で会計処理を行っている。

予算執行、会計処理業務の流れは以下のとおりである。

(1) 「予算管理規程」に則り、各部門（予算管理単位）から支払書、納品書、請求書、領収書及び稟議書（写）（予算管理責任者の決裁権限を超える場合）が財務会計課に提出される。

(2) 財務会計課で証拠書類を確認し、会計担当部署責任者の決裁印を受けた後、支払処理を行う。会計伝票の作成は、支払処理後に財務会計課で行う。執行状況については、予算管理委員会が中間期及び決算期に予算執行状況調査を実施し、把握、管理している。

なお、月次計算書は毎月作成し、経理責任者である事務局長を経て常勤の理事、専務理事、理事長に報告を行っている。

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監事、監査法人及び内部監査室による三様監査の体制を構築し厳正に実施しており、資産及び資金は適切な会計処理により安全かつ適正に管理している。

監査法人による会計検査は、年度途中の期中監査 3 回、現預金実査 1 回、期末監査 1 回実施されている。概ね 6 人の公認会計士により、年間 13 日（469 時間）に渡って法人全体の財務状況について学校法人会計基準や各種法令、税制等に照らし、その妥当性の確認を中心に監査を行っている。監査法人による会計監査の都度、専務理事、内部監査室長、事務局長、総務部長、財務会計課長、財務会計課担当職員出席のもと、講評を受けている。

監事が行う学校法人の業務状況調査については、全ての評議員会及び理事会に監事が出

席することにより、また、期末の監事監査時の理事長、専務理事との意見交換で行っている他、必要に応じて随時内部監査室等から情報を得て行っている。なお、期末の監査法人監査の際には、監査法人と内部監査室長との三者による意見交換の場を設けている。

内部監査室による監査では、内部統制の観点から財務会計処理の適正な執行を検証している。

### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

改正法令の理解や適正な会計処理体制の維持を目的に、会計担当の事務職員対象の業務研修体制を強化し、会計処理の精度向上を図る。また、会計業務のフロー作成を通して円滑な業務遂行や業務改善に繋げていく。

監事、監査法人、内部監査室による三様監査のさらなる充実により、監事を中心とした相互連携体制及び厳正な監査体制を維持していく。

### 【基準 5 の自己評価】

本法人は、自ら定めた「学校法人北翔大学ガバナンス・コード」と「寄附行為」に基づき、教育基本法及び学校教育法を遵守して堅実に運営しており、経営の規律を維持している。令和 3（2021）年度には第 4 期中期計画を策定し、その後、毎年の取組状況を確認・検証しながら PDCA サイクルを確立させ、中期計画と毎年度の事業計画を誠実に履行している。

ガバナンスの面では、学校教育法、私立学校法等の法令を遵守し適切に管理・運営しており、監事監査、監査法人監査及び内部監査による三様監査体制を整えている。令和 7（2025）年 4 月 1 日施行の私立学校法の一部改正により、理事、監事、評議員の選任手続の大幅な見直しや内部統制の義務化、評議員会のチェック機能が強化されることから、本学の寄附行為の改正についてもその趣旨を踏まえた検討を進めている。今後、理事会及び評議員会の執行と監視・監督といったそれぞれの役割をより明確にして権限の分配を整理し、協働と相互牽制により、それぞれが適切に機能するように体制を整えていく予定である。

環境保全の面では、キャンパス内の植栽の管理整備やキャンパス内照明の LED への移行、冷暖房の調整（夏季 28 度、冬季 20 度）の励行・管理等により CO2 の削減に努めている。

学生及び教職員の人權にかかわる事項については、キャンパス・ハラスメント関係規程の整備や委員会の設置、研修会の実施等により防止や意識啓発に努めている。

安全への配慮では、平成 30（2018）年度に全ての校舎の耐震改修工事を終えており、今後とも、施設設備については安全を第一に計画的に整備を進めていくほか、学生の学修環境の向上のための施設整備については積極的に進めていく。

理事会及び評議員会については、理事長が寄附行為等に則り適正に運営しており、重要な法人業務を審議し理事会で決定している。常勤の理事は、理事長のリーダーシップのもと担当する業務を中心に執行に努めている。現在は、私立学校法の一部改正に伴うガバナンス強化のため、寄附行為の見直し検討を進めると同時に事務局の再編や職員の育成にも努めている。

こうしたガバナンス改革に対応した見直し・改善を進めることで、学生にとっては質の高いより魅力的な教育を提供し、教職員にとってはより働きやすい大学となるよう努めていく。

財務状況については、現状、収支バランスは安定しており、今後も堅実に運営をしていくとともに特定資産を増額するなど、第4期中期計画を適切に遂行することで継続的に財務基盤の強化に努めていく。

会計処理については、監査法人監査においても大きな指摘や修正はなく、適正に行われている。監査については、監事、監査法人、内部監査室による三様監査体制を構築し厳正に行われている。三者が連携を図るとともに監事と理事長・専務理事、監事と内部監査室、理事長・専務理事と内部監査室の意見交換も適宜行われている。

以上のことから、基準5.「経営・管理と財務」の基準を満たしていると自己評価する。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「北翔大学学則」（以下、「学則」）第 3 条、「北翔大学大学院学則」（以下、「大学院学則」）第 3 条には「教育研究水準の向上に資するとともに、本学の目的を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と内部質保証に係る点検評価について定めている。加えて、「本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法の定めるところにより、一定の期間ごとに認証評価機関による評価を受けるものとする。」と定めている。これに基づき「北翔大学点検評価規程」（以下、「点検評価規程」）を定め、内部質保証に係る恒常的な組織として点検評価委員会を設置している。「点検評価規程」第 1 条（目的）において、点検評価の客観性の確保及び教育機関としての水準の向上を図ることを目的とすることを定めている。

「点検評価規程」第 5 条において、委員は、学長、副学長、研究科長、学部長、短期大学部長、学科長、図書館長、センター長（大学、研究科及び学部付設のセンター長、研究所長を除く）、オフィス長、事務局長及び総務部長をもって構成すると定め、第 7 条（委員会の任務）では、点検評価委員会の任務を定めており、内部質保証に係る全学的な合意形成のための組織となっている。

第 5 条第 2 項において、（点検評価）「委員会に委員長を置き、学長をもって充てる」と責任体制を明確にしている。また、第 3 条（学長の責務）では、学長が自己点検評価及び外部評価を実施し、報告書を理事長に提出することを定めている。第 14 条（結果の公表）において、委員会が点検評価等の結果について整理及び分析を行い、理事長に報告するとともに広く周知、公表することを定めている。第 15 条（結果の活用）では、改善が必要と学長が認めるものについては、関連する学内機関に諮るとともに、その内容により改善策を理事長に提案すると定めており、「理事長は、学長の報告又は提案に基づき、必要な事項については改善のための指針を示し、人的、物的、財政的な措置を講じるよう努め、本学の教育研究環境の改善を推進する」ことと定めている。

以上のように、本学では内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、「点検評価規程」を定めてその責任体制の明確化も図っている。

##### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学には環境の変化に即応した、社会のニーズに応えうる高等教育機関としての教育や研究の水準と質の維持・向上が求められる。今後も、内部質保証に係る組織体制の整備と責任体制を堅持するとともに認証評価機関の設定する評価項目にとどまらず、本学独自の点

検評価項目を設定し、内部質保証に取り組んでいく。また、自己点検・評価において指摘事項、要請事項とされた課題、取り組みについては迅速、適切に対応して改善に繋げ大学としての水準の維持向上に努めていく。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

#### (2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

各学部・学科、センター、事務局等の各部署においては、毎年度自主的な自己点検・評価を行って事業報告書を作成し、理事会の承認を得ている。その後、事業報告書には点検評価委員会による評価が付され、それを含めて年次報告書として毎年作成している。年次報告書は、経年評価を可能とするべく一定の形式に沿って作成されており、本学 Web サイトで公表している。

また、毎年の年次報告書とは別に、3年ごとに「自己点検・評価報告書」を作成している。自己点検・評価報告書は、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める評価基準及び評価項目に沿って自己点検・評価を実施し作成している。点検・評価のためのデータ・根拠資料は、各部署が収集、作成、分析したデータを事務局総務課が窓口となり各部署からの書類を取り纏め、点検評価委員会にて内容の検討を行い、点検及び評価結果について理事長へ報告している。作成された自己点検・評価報告書は、学内各部署に配付するとともに図書館でも収容し、本学 Web サイトで公開するなど、学内で共有するとともに社会への公表も果たしている。

教育の質保証につなげるためにも点検・評価の客観性が必要となる。こうした考えから、教育効果や学修成果の把握のため、アセスメントテストとしてジェネリックスキル測定テスト「PROG」を継続的に実施し、テスト実施機関による学科ごとの結果分析報告を受け、学科での分析を通して教育課程や教育内容の分析・見直しの検討資料として活用している。具体的には、入学年度別及び学年経過による変化などの結果の検討を行い、学科ごとに教育内容の改善やカリキュラムの精選等に向けた検討を行っている。

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、入学者選抜、学習支援、学生生活支援、キャリア支援などのデータの収集・分析、蓄積は各部門が行い、それぞれの所管委員会等を通じて全学及び学科等へ提供している。また、教学運営上重要な事項については、運営企画会議において報告・協議を行い大学内の複数の組織・機関等の連携・調整等を図り取り組む流れが整備できている。

例えば、FD 支援オフィスでは学生による授業評価（授業改善アンケート）を Web で行い、担当した教員はその結果に対するコメントを FD 支援オフィスへ提出して授業改善へ

繋げている。これらを集計した結果は、FD 支援委員会に報告した後、学長をはじめ学部長等にも報告され、本学 Web サイトにも公開している。調査結果並びに学生からの意見、要望は、当該教員に通知し、当該教員はそれらに対するコメントを作成・提出し、個々の授業改善に努めている。学習支援オフィスでは、学生の成長を縦断的に把握する観点から 1 年次前学期と 3 年次後学期にジェネリックスキル測定テスト「PROG」を実施し、委託業者による分析報告会を学部の全教員を対象に開催している。その結果から学生の成長を客観的に把握して、得られた学生の特徴をもとに考えられる課題について共有を図っている。また、学生生活支援オフィスでは、学生生活支援委員会による 2 年ごとの日常生活上の実態調査（学生生活調査）を質問紙調査方法で実施し、調査結果を学生の生活支援や学内環境の改善のための資料として用いている。

調査結果については、委員会報告後に各学科や施設設備委員会など関係する学内組織・機関にも提供し、学生からの意見に対する改善に向けた取組みに繋げている。これら各部門で収集されたデータや分析結果のうち、教学運営上の重要な内容については、教授会や運営企画会議等における報告で共有された後、学長が関係部署に改善指示を出して教学運営の改善に役立てている。

### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後、国の教育政策や社会の変化に即応した教育の質保証及び教育研究水準の維持向上を図っていくためにも、自己点検・評価の組織体制及び分析体制の強化が課題である。学修成果の可視化を一層推進するために、統合データベース Tableau（タブロー）を導入し、入学から卒業までの情報を統合し、全体としての学生情報の分析を行う準備を進めている。コロナ禍もあり、導入に向けた対応が遅れていたが、令和 7（2025）年度から稼働できるよう、令和 6（2024）年度後学期から試行を進め、対応を検討していく。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

#### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、日本高等教育評価機構が定める評価基準及び評価項目に則って自己点検・評価を継続して実施してきた。組織体制としては、学長を委員長とする点検評価委員会があり、点検・評価の年度活動方針を策定し、学内各組織・機関への周知を図っている。学内各組織・機関では、当該年度終了後に年度の事業計画に対する取組状況について各部署が自己点検・評価を行い、次年度への課題を含め点検評価委員会に提出する。それらの自己点検・評価に対して、点検評価委員会が評価を行っている。点検評価委員会からの評価は、学内各組織・機関へ通知され、改善すべき点については、次年度の事業計画へ反映している。進行中の年度の事業計画においては、点検評価委員会の評価のうち反映可能な計画を追加して後学期

には計画を遂行するよう努めている。点検評価委員会の評価を含めて年次報告書としてまとめ、公表も行っている。

このように、各部門では毎年事業計画を策定し、その実施状況について部門ごとに自己点検評価を行い、現状の確認と検証を行うとともに、点検評価委員会による評価も行って改善に努めている。これらを点検評価委員会で行うことで、部門ごとの PDCA に加えて大学全体でも内部質保証の PDCA サイクルを機能させている。

三つのポリシーに基づく教育研究活動や学生支援等の取り組みについては、学部・学科及び研究科等において、年度の取組課題に記載し、取組課題に対する取組結果と点検・評価及び次年度への取組課題を含めて、自己点検評価を行っている。各部門の自己点検評価は、点検評価委員会に提出され、点検評価委員会による評価を受ける。点検評価委員会による評価結果は、学部・学科及び研究科等へ通知するとともに年次報告書として Web サイトで公表している。このように、自己点検評価により教育研究の改善・向上に向けて次の事業計画の策定につなげ、内部質保証の充実を図っている。

また、毎年の年次報告書とは別に、高等教育評価機構の定める評価基準に準拠して3年ごとに自己点検・評価報告書も作成している。

自己点検・評価報告書は、本学が客観性の確保及び高等教育機関としての水準の維持向上を図るために教育研究活動や学生支援から管理運営、ガバナンス及び内部質保証に至るまでの遂行状況の確認と今後の確実な遂行のために作成している。事業の中期的な遂行のために中期計画を策定しており、現在は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの第4期中期計画が進行中である。第4期中期計画では、本学のめざすビジョンと、4つの重点項目を明示しており、学内各組織・機関では、それらを踏まえ理事会が示す運営方針・中期計画に基づいて個別に事業計画を策定している。

年次報告書及び3年ごとの自己点検・評価報告書から、本学全体に共通する事項で改善することが適当と認められるものについては、学長が関係する学内の機関に諮るとともに、改善策を理事長に提案すること、及び当該機関等に改善を勧告できることを「点検評価規程」第15条(結果の活用)に規定している。また、これら学長の報告や提案に基づいた必要な事項について、理事長は人的、物的、財政的な措置を講じるよう努め、教育研究環境の水準の維持向上に向けて改善を推進することも規定しており、これらの規定に基づく点検評価の所管は総務部と定めている。このように、自己点検評価等から明らかになった課題やその改善方策等について大学と法人、教学組織と事務組織が協働して取り組む体制を整えている。

前述のように、点検評価は全学体制で実施しておりその結果は、教授会、事務局をはじめ学内に報告するとともに公益財団法人日本高等教育評価機構の評価基準に準拠した形式で自己点検・評価報告書としてまとめている。報告書は、各学部・学科や各センター、事務局各部署に配付するとともに図書館でも収容し、Web サイトで公開することで自己点検・評価結果や課題、改善・向上方策等の全学的共有を図っている。

### (3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

学長を委員長とする点検評価委員会を設置していることで、点検評価活動を行い改善に繋げていく教職協働の全学的な運営体制は整備できている。しかし、国内及び国外の社会的情勢のめまぐるしい変化に対応するために内部質保証の充実を図り、より円滑に内部質保証のPDCAサイクルを機能させていかなければならない。そのため、現在は、情報収集と評価、データ分析と活用を図り、学修成果の分析を行う部署として教育支援総合センター内に学修成果の可視化検討委員会を設置し検証を進めているところである。

#### **【基準6の自己評価】**

内部質保証については、「学則」、「大学院学則」及び「点検評価規程」に基づき、学長を委員長とする教職協働体制の点検評価委員会を設置し、日常的に点検評価活動を実施している。「点検評価規程」には、学長の責務や結果の活用として、点検評価結果をもとに理事長及び学長が本学の教育研究環境の改善を推進することを規定しており、点検評価委員会を中心に全学的に内部質保証の確保に取り組む体制を整えている。

自己点検・評価は毎年度実施し、その点検評価結果を年次報告としてまとめ、Webサイトに掲載して学内外に公表している。年次報告では、各学部・学科、センター及び事務局を含む、学内組織及び機関が事業計画に対する取り組み状況を自己点検評価し、その結果に対して、点検評価委員会による評価を加えている。点検評価委員会の評価については、年次報告を行った組織及び機関に通知しており、次年度の期中には評価結果による改善を次の年度の事業計画や取り組みへ反映させ、PDCAサイクルを機能させるよう努めている。

自己点検・評価報告書は、日本高等教育評価機構が定める評価基準及び評価項目に沿って点検評価を実施し、3年ごとに作成・公表している。

以上のことから、基準6.「内部質保証」の基準を満たしていると自己評価する。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 学術フロンティア推進拠点としての研究推進と地域貢献

##### A-1. 北方圏学術情報センターにおける研究推進と地域貢献

##### A-1-① 北方圏学術情報センターにおける「北方圏住民における QOL (Quality of Life) の向上に関する総合的研究」の推進

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

北方圏学術情報センターは、文部科学省が平成 9（1997）年に創設した「学術フロンティア推進拠点」の研究組織として、平成 13（2001）年度分全国 14 件の 1 つとして選定された。そして、平成 14（2002）年 6 月に竣工した本学付属の研究センター「北方圏学術情報センター（通称：ポルト）」として、札幌円山キャンパスにおいて活発な研究活動を推進してきている。「北方圏住民における QOL (Quality of Life) の向上に関する総合的研究」という課題を掲げて、北方圏における地域福祉・生活文化の向上を目的に、衣食住といった生活環境や地域福祉、心身の健康、生涯学習としての芸術などさまざまな分野について、総合的かつ学際的な視点から活発に研究を進めている。

本センターの研究開始当初は、大学院研究科開設の基礎となる役割を果たしてきた「北方圏生活福祉研究所」（設置目的は、北方圏における人々とりわけ高齢者や障がい者の生活全体に密着した人間中心、生活中心の介護福祉の研究と教育など）と「生涯学習研究所」（設置目的は、生涯学習における総合的研究の推進など）の 2 つの研究組織が共存したものであったが、平成 22（2010）年度より、両組織本体を統合した形で現在の北方圏学術情報センターという研究組織形態を整えた。現在の研究組織は、プロジェクト研究という共同研究を中心とした組織体となっている。プロジェクト A は、共通テーマとして「多様な人々が共創して地域づくりを行うための異分野連携による研究」を掲げ、参画される研究員を構成員とする共同研究チームを 1 チーム編成し、本センター連続市民講座の実施を必須とする実践的な共同研究活動を展開している。プロジェクト B は、共通テーマを持った学内教員が複数学科を跨いでメンバーを募り、学外研究員も含めたグループで活動するものである。令和 5（2023）年度は「舞台芸術を活用した地域貢献・人材育成に関する臨床研究」、「美術と社会並びに学校との連動の試みー現代アートにおける美術教育的視点の考察ー」、「思春期・青年期における成長と生活支援に関する理論的ならびに実証的研究」、「北国のユニバーサルデザイン研究」、「居場所づくり支援に関する研究と実践」、の 5 グループが活動し、研究成果発表や論文報告等の研究活動を行った。

本センターの研究の成果は、年に 1 回発行してきた研究誌を主たるものとして公表してきた。北方圏生活福祉研究所年報は、平成 8（1996）年から平成 20（2008）年まで 13 号、生涯学習学研究所紀要「生涯学習研究と実践」は、平成 13（2001）年から平成 21（2009）年まで 12 号発刊し、その後 1 つに統合した現年報「北方圏学術情報センター年報」は、平

成 21 (2009) 年から現在 15 号まで発刊済みである。その内容は大きく分けて、研究論文、研究報告、作品発表と 3 つに分類されるが、いずれもその研究過程において、実地調査や公開イベントなどを様々な場所で実践している。とりわけ研究部を統合した平成 22 (2010) 年度からは、「市民講座」と「成果発表会」を義務化し、継続実施することで大学として研究成果を地域住民に還元している。



札幌円山キャンパス外観



研究グループ美術展の様子

### (3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

北方圏学術情報センター (札幌円山キャンパス内) は、平成 13 (2001) 年の設立以来、23 年が経過している。この間、研究組織は形態を変えつつも研究活動は継続し、円山キャンパス全体を活用した研究成果の公表・公開や、北海道、札幌市と連携した事業 (カルチャーナイト) の取り組みなど、この施設を地域社会や住民に開かれたものとする事により、地域におけるその存在意義は増していると思えている。しかし、今後、より質の高い研究の推進と地域貢献に寄与するための改善・向上方策としては、以下のことが挙げられる。

1 点目は、施設・設備充実の問題であり、2 点目は立地に関する学内関係者の利活用の頻度である。

1 点目の施設・設備充実については、建設してから 23 年が経過し、施設の改修、補修を計画的に行っていくことが必要となっている。地上 8 階、地下 1 階の建物の維持管理とこの間の冷房・暖房設備の入れ替えなどは、計画を超える急激な環境変化 (猛暑など) の影響により、状況に対応した整備ができていないと言いきれない。研究成果を地域社会に還元することを目的とした施設としては早急な整備が必要であるが、学術フロンティアの研究施設として、収益事業を行うことができないなど、活用の制限があり、その財源の確保が課題である。

2 点目は、大学があるメインキャンパス (江別市文京台) から公共交通機関を利用する場合、移動に約 1 時間半の時間を要する条件下で教職員、学生の利活用の頻度を高めることの課題である。現在、札幌円山キャンパスとして、芸術学科が毎週月曜日にプロジェクト研究の被験授業として活用しているが、2 つのプロジェクト研究に携わる研究員を常駐する等、利活用を促進するとともに、住民に親しみやすい研究施設となるようその研究内容をより身近な内容とすることや、より積極的に地域連携の拠点施設として活用するよう工夫を図っていきたい。

## A-2. 北方圏生涯スポーツ研究所における研究推進と地域貢献

### A-2-① 北方圏生涯スポーツ研究所における総合的・学際的研究による生涯スポーツ文化の創造への貢献

#### (1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

#### (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

北方圏生涯スポーツ研究所は、「平成 16 年度学術フロンティア推進事業」（文部科学省）の選定に基づき、北方圏における総合型地域スポーツクラブ、寒冷地スポーツ推進、競技者育成、体力向上、体験活動、食育推進について総合的・学際的研究を行い、生涯スポーツ文化の創造に貢献することを目的とした研究センターとして設置し研究を開始した。

地域スポーツクラブ研究、寒冷地スポーツ推進、競技者育成、体力向上研究、体験活動研究及び食育研究推進の 6 分野でスタートし、研究事業を展開した。研究成果を着実に国内外学会・学術誌などに公表し業績を積み重ね、10 年経過後の外部審査では、高い評価を得て、研究事業を継続した。現在は、主に高齢者の健康寿命延伸研究、こどもの体力向上研究及びアスリートサイエンス研究の 3 分野を中心に研究事業を展開している。

研究活動の現状、研究成果と研究成果による地域貢献の状況は以下の通りである。

高齢者の健康寿命延伸研究分野では、これまで健康寿命への効果の検証としてコホート研究、健康プログラムの効果検証を行ってきた。コホート研究では健康寿命喪失のリスク要因とエンドポイントデータの関係性について解析を進め、日本体力医学会やヨーロッパ・カレッジ・オブ・スポーツサイエンス（ECSS）などへの成果報告を行なっている。健康プログラムの効果検証では、平成 22（2010）年からこれまでの間に「(NPO) ソーシャルビジネス推進センター、コープさっぽろと北海道内の協力市町村との産学官協働による健康スポーツプログラム」として「地域まるごと元気アッププログラム（まる元）」を開発し、対象地域でのプログラムの定着と新たな地域への普及を進めている。令和 5（2023）年は、北海道内の 28 市町村で 2,095 人の体力測定や、生活習慣等の質問調査から運動プログラム参加者の効果を確認した。また、健康運動指導士に対する新技術の獲得を目指した研修を行うとともに、ボランティア層の体操指導者育成カリキュラムを充実させた「ゆるげん体操指導者」を養成した。

こどもの体力向上分野では、北海道の子どもたちの体力・運動能力にかかわる課題の解決に資するため、体力向上支援プログラムで示されている「学校における体力づくりの推進」や「地域における運動や外遊びの機会の確保」に着目し、その実践を江別市内の小学校にて実践してきた。「北海道における子どもの体力・運動能力低下の要因に関する比較研究」と「子どもの体力や運動能力を向上させる運動や外遊びプログラムの開発」をテーマに①子どもの運動能力が世帯収入と関連があること、②小学校でジャンプを中心とした運動遊びが運動能力に及ぼす影響、③雪遊びでの活動量とメンタル面に及ぼす影響を明らかにしてきた。現在は幼児の発育発達に関する新たな知見を収集する段階に入っている。

アスリートサイエンス研究分野では、アルペンスキー、ジャンプ、クロスカントリースキー、モーグル、スノーボード、パラスキーなどのジュニア・シニア選手を対象として、体力

測定、心理サポート及び技術分析などを行ってきた。本研究部は令和 3（2021）年に独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が実施する「ハイパフォーマンススポーツセンターネットワーク連携機関（体力測定）」に指定され、国内のトップレベルの選手をサポートする国立スポーツ科学センター（JISS）と連携して、オリンピック、パラリンピックに出場を目指す選手のサポートを行なってきた。年間約 300 名の体力測定からデータを集積し、競技力と関係の深い体力要素を分析した成果を公表しつつ、研究活動を通しスポーツの普及と競技力向上に貢献している。

### （3）A-2 の改善・向上方策（将来計画）

北方圏生涯スポーツ研究所は、平成 16（2004）年の「学術フロンティア推進事業（文部科学省）」に選定されてから、北方圏における生涯スポーツ文化の創造に貢献する活動や研究を継続している。特に、大学内の施設を利用する総合型地域スポーツクラブや地元公立小学校や教育委員会の体力づくりの行事やイベント、さらに、北海道内 28 市町村で実施している高齢者の健康寿命延伸分野の研究活動は、産学官連携事業として好評を得ている。これらの事業の参加者の協力を得ている研究成果は、本学大学院生涯スポーツ学研究科博士後期課程の設置の原動力ともなったと捉えている。さらに、生涯スポーツ文化の創造への貢献に寄与するための改善・向上方策としては、以下のことがあげられる。

高齢化に対応する健康寿命延伸事業は、特に過疎化が進む北海道では喫緊の課題である。また、部活動等の子どもたちのスポーツ支援の指導者不足も広域を擁する北海道の課題でもある。そうした中で、需要が増えつつある健康づくりやスポーツ支援の指導者・人材の確保が課題となっている。本学大学院生涯スポーツ学研究科博士後期課程の院生及び修了した PD（ポストドクター）を、このような課題に対応するための人材として位置付けたり、研究活動と関連させたりするなどにより、上記課題解決の一施策となることも踏まえ、本学の特色をより地域のニーズにあった活動となるよう発展させていく所存である。

### 【基準 A の自己評価】

北方圏学術情報センター、北方圏生涯スポーツ研究所ともに学術フロンティア推進拠点に選定されたそれぞれの研究目的に沿って活発な研究活動を継続している。北方圏学術情報センターでは、その研究成果を市民講座や成果報告会として公表することを研究プロジェクトに義務付けている。北方圏生涯スポーツ研究所では、海外の学会での発表を含め活発な研究成果発表を行っている。また、産学官協働による健康スポーツプログラムとして「地域まるごと元気アッププログラム（まる元）」を開発し、対象地域でのプログラムの定着と新たな地域への普及を進めているほか、健康運動指導士に対する新技術の獲得を目指した研修を行うとともに、ボランティア層の体操指導者育成カリキュラムを充実させた「ゆるげん体操指導者」の養成も行なってきた。

こどもの体力向上分野では、北海道の子どもたちの体力・運動能力に関わる課題の解決に資するため、体力向上支援プログラムで示されている「学校における体力づくりの推進」や「地域における運動や外遊びの機会の確保」に着目し、江別市内の小学校で実践した。

以上のことから、それぞれの研究機関の当初の目的に沿った研究を継続し、その研究成果を様々な形で地域社会に還元しており、基準 A を満たしていると自己評価する。

## 基準 B. 大学教育改善、教育の質の向上を支援する実践的取り組み

### B-1. 北翔アンビエントによる学生視点での教育改善支援

#### B-1-① 北翔アンビエントによる学生視点での教育改善支援

##### (1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

##### (2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「北翔アンビエント」とは、学生の立場で大学教育改善のための組織的な取り組みを行っている本学の学生 FD (Faculty Development) 団体であり、「学生の視点から大学をより良くしよう」という目標で FD 活動を展開している。

FD については、大学設置基準改正により平成 20 (2008) 年度から義務化となった。これを受けて本学でも FD を学則に規定し、平成 21 (2009) 年度には学務機構のセンター化と事務組織改編を行い、教育支援総合センターに学習支援オフィス、学生生活支援オフィスとともに FD 支援オフィスを設置した。FD 支援オフィスには教員のオフィスのほか担当課長や職員を配置し、FD 支援委員会と連携・協力して教職協働で FD を支援、推進する体制を構築した。FD の推進にあたっては、平成 21 (2009) 年 1 月に山形大学が展開していた「FD ネットワーク“つばさ”」に加盟し、複数の教職員が研修会やイベントに参加して研鑽を積み本学での FD に活かしてきた。

平成 20 (2008) 年度までは、学生の要望や提言を聴取する機会として「卒業予定者と教員の懇談会」を開催していたが、平成 21 (2009) 年度からは「北翔大学学生 FD 会議」と改め、「学生 FD」活動がスタートした。平成 22 (2010) 年度には 2 回のワークショップを開催し、学生と教職員が授業改善に必要なことについて話し合いを行った。

こうした経緯を経て、「北翔アンビエント」は、平成 24 (2012) 年に FD 支援オフィス担当課長が、学生 FD に興味を持っていた自治会の学生数人に声をかけたことによって発足した。

平成 25 (2013) 年には、新入生歓迎イベントの開催や FD メンバーによる勧誘を行い、11 名で活動を行った。また、「学生主体の学びとは何か?」といったテーマでグループワークを行い、学生や教職員が話し合う場を提供してきた。

FD 活動のための大学等の連携組織である「FD ネットワーク “つばさ”」の学生 FD 会議への参加や開催、学生 FD サミットへの参加や開催を、組織が設立されてから 12 年間行ってきた。この間、「北翔アンビエント」は、道内外の大学の学生 FD 団体と交流も含め活動の幅を広げてきた。また、学生 FD 会議の企画運営を担当して参加大学から高い評価を受けたほか、学生 FD サミットではポスターセッションで特別賞も受賞した。

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の学生 FD 活動が停止し、学生 FD サミットなどが対面で開催できない状況が続いたために本学のメンバーも減少し、現在は 1 名で活動している状況である。活動は活発ではないが、令和 4 (2022) 年にはオンラインで学生 FD 会議を主催し、令和 5 (2023) 年の 10 月には、「10 年後の北翔大学を考えよう」というテーマの学生 FD イベントを本学独自に開催した。学生、教職員 36 人の参加者が 6 つの

ステップで「実現可能な 10 年後の北翔大学」案をまとめ、後日、学長にプレゼンテーションを行った。

他大学を知ることによって自分の大学の良さを理解することにもつながっており、学生 FD 活動は、大学にとっても学生にとっても有益なものである。令和 5 (2023) 年の 10 月には、大学基準協会から本学の学生 FD 活動についてヒアリングが行われ、ヒアリング時に学生 FD を経験した卒業生に対するアンケートから、学生 FD の経験が現在の仕事に活かされているという結果も得られている。

課題としては、学生 FD 団体である「北翔アンビエント」が学生の課外活動の一つとしての位置づけとなっているために、大学運営上の組織との連携が弱い点が挙げられる。また、構成員が少ないことも今後の活動に向けての課題となっている。

### (3) B-1 の改善・向上方策 (将来計画)

今後は、学生自治会との役割の整理も含めて、学生の意見を取り入れるための手順を明確にし、大学運営において学生の声を反映する仕組みが必要となる。したがって、学生 FD 活動を大学としてどのように位置づけていけるかを、学生とともに検討する必要がある。また、メンバーの増員を目指し、学生 FD の目的や有効性、これまでの活動や成果について FD 支援オフィスや FD 支援委員会も協力して学内広報を強化していく。

## B-2. 教職員の ICT スキルの向上を支援する取り組み

### B-2-① 教職員の ICT スキルの向上を支援する取り組み

#### (1) B-2 の自己判定

基準項目 B-2 を満たしている。

#### (2) B-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

本学では、令和 2 (2020) 年から、教職員の IT のスキル向上のために継続的な支援を行うことを目的とした ICT 相談会を年間通して実施している。ICT 相談会は教職員の IT スキルを向上させ、教育の質を上げるための継続的な支援が目的である。令和 2 (2020) 年度の授業開始時には、新型コロナウイルス感染症の拡大が始まっており、感染予防対策とともに授業の展開方法やクラス人数などあらゆる面で変更が必要な事態となったため大学全体が混乱し、新年度の授業開始が遅れる事態となった。その中で、授業運営には Microsoft 社の Teams 等の ICT ツール活用が不可欠となったが、ICT に対する理解や知識、技術が十分ではないことが問題となった。

そのため、FD 支援委員長が主導し、教員が ICT を利用する上での問題点や困りごとを解決するための相談会を開始した。この相談会は、昼休みの時間を利用して遠隔で行い、その日の相談会の内容は、参加者が事前に知ることができるように、開催日の朝にメール配信している。希望者は、このメール配信で周知・案内された Teams 会議のリンクをクリックすることで参加が可能となる。

この ICT 相談会は、令和 2 (2020) 年 11 月 20 日に第 1 回目を開催し、令和 5 (2023) 年 3 月 31 日までに計 328 回開催した (現在も継続中)。この継続的な支援により、教員は

ICT スキルを向上させて、新型コロナウイルス感染症の影響下でも質の高い授業運営が可能となった。この ICT 相談会は教職員にとって大切な支えとなっており、今後も教育の質向上に貢献していくことが期待されている。

### (3) B-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学で使用している ICT ツールは、法人として契約している Microsoft 社のツールが主となっている。その他に、会議用ソフトの Zoom、Google Classroom の使用も可能である。社会全体の ICT をめぐる環境の変化とともに、使用するソフトやその使い方も多様化している。生成 AI への対応も含めて、今後も継続的に教育の質の向上に向けた努力が必要である。

### 【基準 B の自己評価】

大学の教育改革や教育の質の向上のためには、学生の視点を取り入れることと、日々変化する ICT をめぐる環境の変化への対応が欠かせない。

本学では、学生 FD 活動を「北翔アンビエント」として学生の立場で大学教育改革改善のための組織的な取り組みを行ってきた。また、継続的な ICT 相談会の開催によって、教職員の ICT スキルの向上を行ってきた。

以上のことから、本学独自の大学教育改善及び教育の質の向上を支援する実践的な取り組みが行われており、基準 B を満たしていると自己評価する。

## V. 特記事項

特になし。



令和 3 (2021) ~ 令和 5 (2023) 年度

北翔大学短期大学部 自己点検・評価報告書



## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

#### <学校法人の沿革>

昭和 14(1939)年	北海ドレスメーカー女学園創設
昭和 38(1963)年	北海道女子短期大学（被服科 入学定員 80 人）開学
平成 9(1997)年	北海道女子大学（人間福祉学部 入学定員 160 人）開学
平成 13(2001)年	北海道浅井学園大学大学院（人間福祉学研究科修士課程）開設
平成 21(2009)年	学校法人浅井学園創立 70 周年記念式典挙行、記念誌刊行
令和元(2019)年	北海道ドレスメーカー学院を学校法人北海道浅井学園に譲渡 法人名を学校法人浅井学園から学校法人北翔大学に改称 学校法人浅井学園（旧学校法人北海道浅井学園）が創立 80 周年記念式典挙行（2021 年に両法人共同で創立 80 周年記念誌刊行）
令和 3(2021)年	北翔大学大学院生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻 博士後期課程開設

#### <短期大学の沿革>

昭和 38(1963)年	北海道女子短期大学（被服科入学定員 80 人）開学
昭和 40(1965)年	被服科を服飾美術科に科名変更
昭和 41(1966)年	工芸美術科（入学定員 100 人）開設 体育科（入学定員 100 人）開設
昭和 44(1969)年	初等教育学科（入学定員 50 人）開設
昭和 45(1970)年	体育科を保健体育科に科名変更
昭和 58(1983)年	短期大学創立 20 周年記念式典挙行、記念誌刊行
昭和 62(1987)年	経営情報学科（入学定員 150 人）開設
平成 5(1993)年	短期大学創立 30 周年記念式典挙行、記念誌刊行
平成 9(1997)年	北海道女子短期大学を北海道女子大学短期大学部に、服飾美術科を服飾美術学科に、工芸美術科を工芸美術学科に、保健体育科を保健体育学科に名称変更
平成 12(2000)年	北海道女子大学短期大学部を北海道浅井学園大学短期大学部に名称変更
平成 13(2001)年	工芸美術学科廃止
平成 15(2003)年	人間総合学科（入学定員 340 人、臨時定員 45 人）開設
平成 17(2005)年	北海道浅井学園大学短期大学部を浅井学園大学短期大学部に名称変更 こども学科（入学定員 140 人）開設
平成 18(2006)年	服飾美術学科、経営情報学科廃止
平成 19(2007)年	浅井学園大学短期大学部を北翔大学短期大学部に名称変更 保健体育学科、初等教育学科廃止

平成 21(2009)年	財団法人短期大学基準協会における認証評価（第 1 回）により、「適格」認定
平成 24(2012)年	人間総合学科をライフデザイン学科に名称変更
平成 25(2013)年	短期大学創立 50 周年記念式典挙行、記念誌刊行
平成 28(2016)年	一般財団法人短期大学基準協会における認証評価（第 2 回）により、「適格」認定
令和 4(2022)年	こども学科の入学定員変更（140 人→110 人）
令和 5(2023)年	ライフデザイン学科募集停止

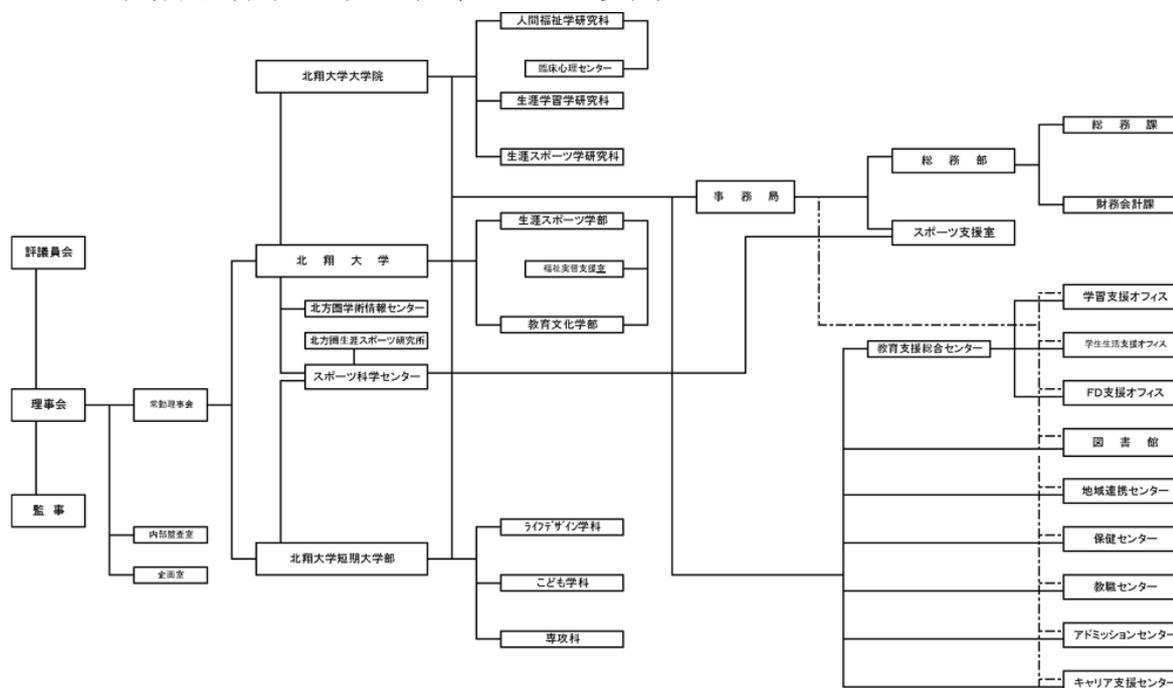
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数（令和 5（2023）年 5 月 1 日現在）

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
北翔大学大学院	北海道江別市文京台 23 番地	19 人	41 人	39 人
北翔大学	北海道江別市文京台 23 番地	440 人	1,830 人	2,063 人
北翔大学短期大学部	北海道江別市文京台 23 番地	110 人	270 人	209 人

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図（令和 5（2023）年 5 月 1 日現在）



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の所在する江別市の人口は、約 118,700 人（令和 4（2022）年 9 月末、住民基本台帳人口）で石狩振興局管内では札幌市に次ぐ 2 番目、北海道内でも 8 番目の都市であ

る。住民基本台帳による市の人口動態を見ると、死亡が出生を上回る「自然減」が続く一方で、平成 28（2016）年以降、転入が転出を上回る「社会増」が続いており、令和元（2019）年には「社会増」が「自然減」を上回った。特に 14 歳以下の転入超過数は、令和 2（2020）年住民基本台帳人口移動報告によると道内 2 位の多さとなっている。

また、江別市に隣接し本学入学者の 30%強を占める札幌市は、社会動態では増加が続いているが人口増加数は令和 3（2021）年から微減に転じている。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

道内の短期大学（短期大学部を含む）は 15 校で、その学生数は平成 30（2018）年度の 5,063 人から令和 5（2023）年度には 3,182 人にまで減少している（文部科学省「学校基本調査」）。

本学の学生はほぼ道内出身者であり、道外からの進学者は直近 5 年間で 2 人という入学生数となっている。道内の地域別でみると札幌市が約 35%、本学が所在する江別市が約 10%、また、通学可能な石狩支庁及び空知支庁約 10%と多くなっている。他の地域についてはそれぞれ少数ではあるが道内各地域から学生は集まっている。本学の入学生の出身地別人数及び割合は下表のとおりである。

地域	令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	116	100.0	111	99.1	128	100.0	122	100.0	61	98.4
江別市	6	5.2	6	5.4	12	9.4	11	9.0	7	11.3
札幌市	46	39.7	42	37.5	44	34.4	42	34.4	18	29.0
石狩支庁	14	12.1	8	7.1	6	4.7	6	4.9	3	4.8
渡島支庁	2	1.7	1	0.9	1	0.8	1	0.8	1	1.6
檜山支庁	1	0.9	0	0.0	1	0.8	1	0.8	2	3.2
後志支庁	4	3.4	5	4.5	8	6.3	8	6.6	2	3.2
空知支庁	10	8.6	13	11.6	13	10.2	13	10.7	7	11.3
上川支庁	2	1.7	3	2.7	3	2.3	3	2.5	4	6.5
留萌支庁	1	0.9	0	0.0	1	0.8	1	0.8	1	1.6
宗谷支庁	1	0.9	4	3.6	1	0.8	0	0.0	0	0
網走支庁	9	7.8	4	3.6	10	7.8	8	6.6	5	8.1
胆振支庁	10	8.6	7	6.3	9	7.0	9	7.4	2	3.2
日高支庁	4	3.4	3	2.7	4	3.1	4	3.3	2	3.2

十勝支庁	4	3.4	8	7.1	6	4.7	6	4.9	4	6.5
釧路支庁	0	0.0	4	3.6	3	2.3	3	2.5	0	0
根室支庁	2	1.7	3	2.7	6	4.7	6	4.9	3	4.8
道外	0	0.0	1	0.9	0	0.0	0	0.0	1	1.6
合計	116	100.0	112	100.0	128	100.0	122	100.0	62	100.0

#### ■ 地域社会のニーズ

江別市は石狩平野の中央に位置しており、市内には日本三大河川の一つ石狩川が流れているほか、2,053ha の大自然が広がり、数多くの動植物を観察できる野幌森林公園があるなど自然豊かな街である。

また、人口は約 118,686 人と石狩振興局管内では札幌市に次ぐ 2 番目、北海道でも 7 番目の都市である。隣接する札幌市には電車で 15 分、新千歳空港までは高速道路で 40 分と道央圏の交通の要所として交通網が発達している暮らしやすく緑豊かな街でもある。さらに江別市は、人口約 118,700 人の都市でありながら本学を含めて 4 大学 1 短期大学、北海道立の研究機関と図書館が集積するなど教育研究の街でもある。

江別市及び江別商工会議所と 4 大学 1 短期大学（北翔大学、北翔大学短期大学部、札幌学院大学、北海道情報大学、酪農学園大学）は「各種分野において、互いに連携・協力することにより、地域社会の持続的発展に資する」ことを目的として平成 21（2009）年に包括連携協定を締結した。この包括連携協定に基づき江別市大学連携調査研究事業や江別市大学連携学生地域活動支援事業、大学版出前講座などの事業を展開してきた。この実績を基に、令和元（2019）年 8 月には新たに「えべつ未来づくりプラットフォーム連携協定」を締結し（江別商工会議所、江別市、北翔大学、北翔大学短期大学部、札幌学院大学、北海道情報大学、酪農学園大学）産学官連携・協働による地域貢献と高等教育の活性化を目的として地域社会のニーズに応えるよう様々な取り組みを進めている。

#### ■ 地域社会の産業の状況

江別市の産業別就業者数は、第 1 次産業 2.77%、第 2 次産業 17.33%、第 3 次産業 76.23%となっているが（令和 2（2020）年 江別市統計書）、市面積の約 40%が農地という「農業のまち」でもある。稲作・畑作・酪農のほか、露地野菜や施設園芸など多彩な品目が生産されており、大消費地である札幌市に隣接している立地を活かした、都市型農業を展開している。また、江別市はレンガ・陶芸のまちとしても知られており、市内には陶芸窯やレンガ建築も多くみられるほか公設の江別市セラミックアートセンターも設置されている。市内にはいくつもの農産物直売所が存在しており、新鮮な野菜が手に入るほか旬な野菜が格安で売られていることも多く、「行者ニンニク、ウド」などのスーパーマーケットではなかなか見られない山菜も手に入る農環境であり市民にとって魅力となっている。また、市内には、「江別第 1 工業団地」、「江別第 2 工業団地（物流・製造業）」、「江別 RTN パーク」の 3 つの工業団地があり、「江別 RTN パーク」には情報技術の産業が集積している。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



本学は、江別市の西端に位置しており、札幌市と旭川市を結ぶ国道 12 号線沿いにある。西側では札幌市に隣接し、西南には野幌森林公園が広がっている。JR では札幌から約 15 分、車では約 40 分という好立地で、札幌副都心として今なお開発が続く新札幌からはバス・車で約 10 分、新千歳空港からも JR で約 30 分という距離にある。

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果【テーマC 自己点検・評価】 毎年度作成される年次報告書と、3年ごとの自己点検・評価報告書は、総合的に検討されることで多くの示唆を得られるものと判断できるが、教育の質の向上に向けて、点検及び評価の結果を迅速にフィードバックする体制の整備が望まれる。
(b) 対策 年次報告書は各部門の自己点検評価に基づく事業報告に、全学点検評価委員会が評価を行い部門の同意を得て作成している。毎年7月には年次報告書としてまとめ前学期中に公表している。前年度の評価結果をできるだけ早く学科や各部署に伝えるよう努め、教育の質向上に向けたPDCAサイクルを機能させるよう努めている。
(c) 成果 両学科や各部署は、毎年7月には公表も含めた形で点検評価委員会からの評価を受けていることで、期中の後学期からは評価結果を踏まえて運営や業務に反映させ、改善充実に向けて取り組むことができるようになっている。

(a) 改善を要する事項
基準Ⅱ 教育課程と学生支援【テーマA 教育課程】 シラバスの記載内容が不統一であるので、学生が授業選択時により参考にしやすいよう統一することが望ましい。
(b) 対策 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に対応して、授業科目のねらいや到達目標、各回の授業計画や展開方法、成績評価方法に加えて授業形態も学生に示し、学習成果獲得の支援につながるよう作成してシラバス記載の統一を図った。また、記載内容が不統一とならないよう、毎年度、学習支援委員によるシラバスチェックも行っている。
(c) 成果 シラバスの記載内容が統一化され、学生の履修支援や学習成果獲得の支援につながられている。

(a) 改善を要する事項
基準Ⅲ 教育資源と財的資源【テーマA 人的資源】 SD活動については、学内におけるFD/SD研修、OJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)、学外における職制別研修や職務別研修等に参加してスキルアップを図っているが、規程が未整備であるので整備することが望まれる。

(b) 対策
未整備であった SD 規程は平成 29 (2017) 年度に制定し、規程に則って教職員の教 学運営に係るスキルアップ、短期大学教職員としての資質の向上に向けた研修や取り組 みを行っている。令和 4 (2022) 年度と令和 5 (2023) 年度は、学外から講師を招聘し SD 研修会を実施した。今後も継続して教職員の資質向上に向けた研修等の取り組みを 計画的に実施していく。
(c) 成果
SD 研修での学びを踏まえて第 4 期中期計画策定への参画や、新たな奨学金制度や週 休二日制導入に向けた制度の検討など、職員の意欲の向上やスキルアップに繋がり新た な業務の推進や改善に活かすことができるようになった。

(a) 改善を要する事項
基準Ⅲ 教育資源と財的資源【テーマ D 財的資源】 <p>余裕資金はあるものの、過去 3 年のうち 2 年間 (※平成 28 (2016) 年度の認証評価 受審時に付された指摘事項のため、平成 25 (2013) 年度、平成 26 (2014) 年度に該 当)、学校法人全体及び短期大学部門の事業活動収支ともに支出超過であるので、収支 バランスの改善計画を策定し、実行することが望まれる。</p>
(b) 対策
毎年、予算編成にあたって次年度の事業方針並びに予算編成方針を理事会から示し、 収支均衡となる予算編成を行っている。カリキュラムの見直しやポートフォリオによる 学生個々人の把握と指導など学生が学習成果を獲得できるよう教育指導や学生支援に取 り組んできたが、十分な学生確保には至らず、ライフデザイン学科は令和 5 (2023) 年 度入学生からの募集を停止することとした。また、こども学科も令和 4 (2022) 年度か ら入学定員を 140 人から 110 人に変更 (減少) した。
(c) 成果
コロナ禍にあって学外実習やフィールドワーク等の中止や展開方法の変更、遠隔授業 の導入等、教育経営や学科等の運営において当初の計画を変更せざるを得ない状況で最 大限の学習機会の保証に努めてきた。そうした中で学部学科等の予算管理単位で予算の 執行管理を徹底し、法人としては令和 2 (2020) 年度以降、基本金組入前当年度収支差 額においてプラスの状況を継続している。同時に、収支のバランスを取りながら特定資 産への組入を増加し、財務基盤の強化にも取り組むことができている。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
<p>[テーマ A 教育課程]</p> <p>継続的な教育の質保証を図るとともに、その向上・充実に向けた取り組みにより一層努めた。</p>
(b) 対策
<p>ライフデザイン学科は、教養・専門・総合・キャリア・編入の 5 つの教育を柱に、「ユニット履修制」を導入して、幅広い教養と豊かな人間性を身に付ける総合的な教育を実施している。ファイル「キャリアデザイン」を活用して学生自らが学ぶ姿勢を意識づけるためライフデザイン学科の特色である「自分の学びをデザインする」という履修指導を行うことで、学生の管理型学習支援の強化を行った。</p> <p>こども学科は、「履修ガイダンス」や「各種評価関連表簿」による履修指導を行い、各コースの履修メニューを活用して 2 年あるいは長期履修の 3 年、4 年の学びを学生自ら主体的に取り組む姿勢の醸成に努めた。</p>
(c) 成果
<p>ライフデザイン学科のファイル「キャリアデザイン」、こども学科の「履修ガイダンス」や「各種評価関連表簿」をより充実させることで学習成果の可視化を図ることができた。</p>

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
<p>【テーマ A 教育課程】</p> <p>評価の過程で、中間及び最終試験を実施する授業科目において、15 回の授業の中に、評価のための試験が含まれている科目があり、1 単位当たり 15 時間の授業時間が確保されていないという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに対処し、教育研究の改善に努めていることを確認した。今後は、教育課程編成・実施の方針の下、継続的な教育の質保証を図るとともに、その向上・充実に向けた取り組みにより一層努められたい。</p>
(b) 改善後の状況等
<p>シラバス表記の改善に努め、ねらい・到達目標、授業計画、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法、テキスト・参考書の明示等については、詳細かつ共通した記載方法の徹底を図っている。特に授業前後の学習についても記載項目を設けており、成績評価方法については、方法と割合について明記している。指摘後、ただちに改善を行い、現在もシラバスの改善や記載内容の充実に努めており、毎年度、学習支援委員によるシラバスチェックも実施している。</p>

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし。
(b) 履行状況
なし。

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 4（2022）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学では、「北翔大学研究倫理規程」及び「北翔大学利益相反管理規程」を制定し、研究者の責務、社会的信頼性および公正性について方針を示している。

公的研究費については、「北翔大学公的研究資金等取扱規程」、「北翔大学公的研究資金等に関わる間接経費取扱規程」及び規程に付随する事務取扱要領に則って管理を行うとともに、「研究費執行の手引き」を作成し、新任者研修時、各研究センター総会時に配布して適正執行の啓蒙にも努めてきた。令和 3（2021）年 2 月に文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正がなされ、研究機関全体の意識改革を図り、研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するために不正防止対策を強化する考えが明らかにされたことを受け、本学でも令和 5（2023）年 3 月 20 日を施行日とする新たな「北翔大学公的研究資金等取扱規程」「公的研究資金等に関わる間接経費取扱規程」及び両規程に付随する事務取扱要領を制定し、現在に至るまで適正な研究活動及び研究費執行を続けている。並行して文部科学省の Web サイトにおける「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育用コンテンツを視聴し、その内容を理解した上での不正行為等を行わない旨の「誓約書」提出を義務付け、総務課で管理している。

毎年 1 回、文部科学省のガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出にあわせて監事への確認、内部監査室による保管書類及び研究費執行状況の監査を行うとともに監査法人による外部調査も年数回行っている。また、公的研究費等の管理・監査に関する研修会にも積極的に参加し、その内容を学内で周知するなど適正な研究活動及び経費執行の意識向上・啓発にも取り組んでいる。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

### ■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学の点検評価委員会は、「北翔大学点検評価規程」第5条に基づき併設大学との合同の委員会として組織している。

#### 【北翔大学点検評価規程】

- 第5条 委員会は、学長、副学長、研究科長、学部長、短期大学部長、学科長、図書館長、センター長、オフィス長事務局長及び総務部長をもって構成する。
- 2 委員会には委員長を置き、学長をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

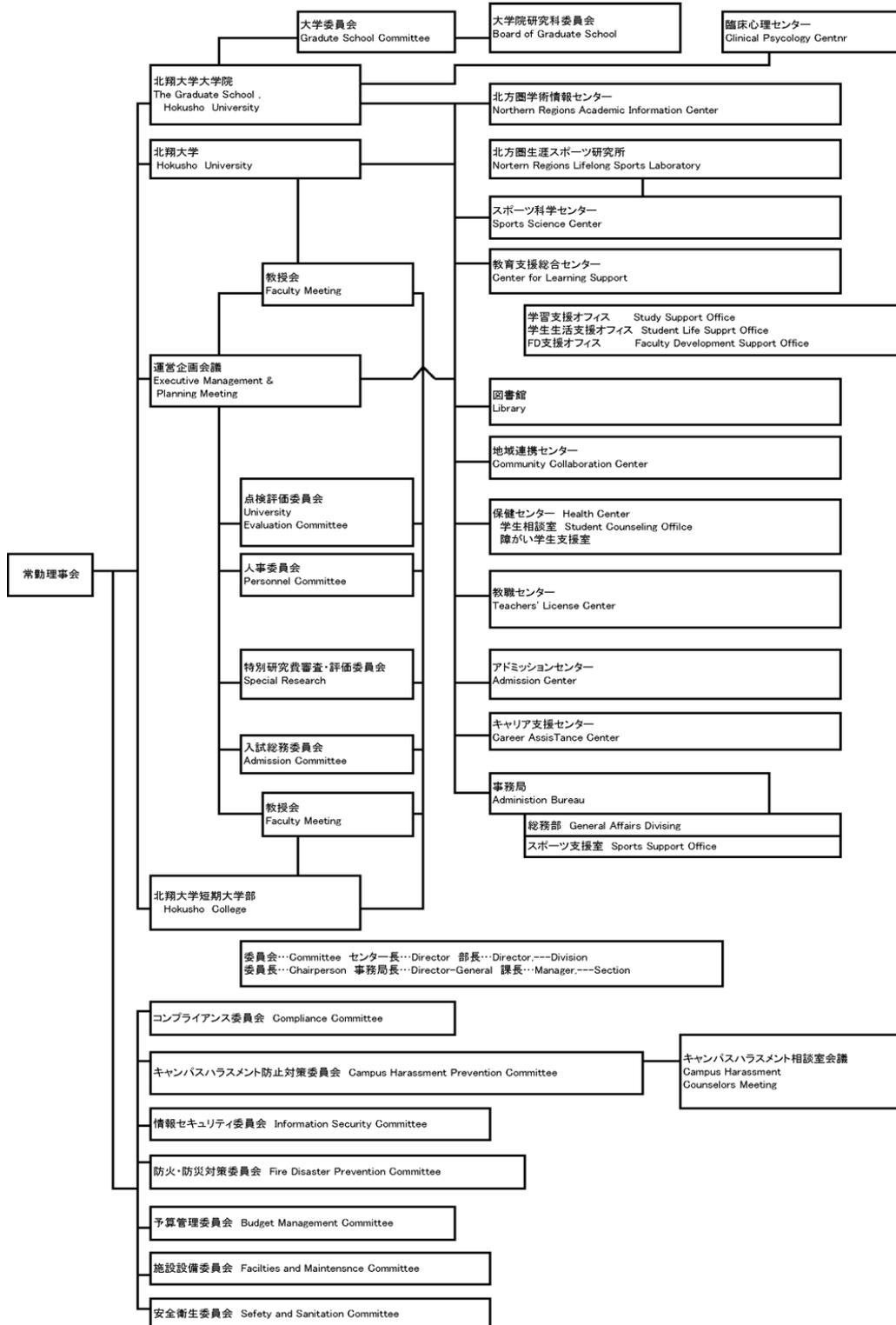
#### 【令和5（2023）年度 北翔大学点検評価委員会】

	氏 名	役 職
委員長	山谷 敬三郎	大学・短期大学部学長
	佐々木 浩子	大学・短期大学部副学長
	小杉 直美	教育文化学部長、教授（LO）
	橋本 卓三	こども学科長、教授（短期大学部 ALO）
	佐藤 至英	人間福祉学研究科長、教授
	小室 晴陽	生涯学習学研究科長、教授
	川西 正志	生涯スポーツ学研究科長、教授
	竹田 唯史	生涯スポーツ学部長、教授
	永谷 稔	スポーツ教育学科長、教授
	杉岡 品子	健康福祉学科長、教授
	横山 光	教育学科長、教授
	村松 幹男	芸術学科長、教授
	小坂 守孝	心理カウンセリング学科長、教授
	田口 智子	ライフデザイン学科長、教授（短期大学部）
	松澤 衛	教育支援総合センター長、FD支援オフィス長、芸術学科教授
	新川 貴紀	学習支援オフィス長、心理カウンセリング学科准教授
	山本 敬三	学生生活支援オフィス長、スポーツ教育学科教授
	磯島 年成	図書館長、教育学科教授
	三浦 公裕	アドミッションセンター長、教育学科教授
	飯田 昭人	キャリア支援センター長、心理カウンセリング学科教授
	類家 斉	教職センター長、こども学科教授（短期大学部）
	花井 篤子	保健センター長、スポーツ教育学科教授
	上田 和行	スポーツ科学センター長、スポーツ教育学科教授
	菊地 達夫	地域連携センター長、こども学科教授（短期大学部）
	菊地 一慶	事務局長
	西野 美智代	総務部長

(短期大学部ALO補佐)

氏名	役職
高橋 さおり	こども学科准教授
小川 美夏	総務課長
鈴木 美智子	総務課主査

■ 自己点検・評価の組織図)



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

(1) 年次報告書の作成

点検評価委員会は、毎年度の年次報告書を作成している。年次報告書は、各部門・部署の事業計画に対する取り組み状況の自己点検評価に対し、点検評価委員会による評価結果を付して作成している。

年次報告書は、学長、副学長、学部長や学科長等の教育組織の長及び学務機関の長、事務局長等からなる点検評価委員のほか、理事長、専務理事、事務局部課長に配付されるほか、本学Webサイトに掲載し学内外に公表している。

(2) 自己点検・評価報告書の作成

「点検評価規程」に基づき3年に1回、自己点検・評価報告書を作成し学内外に公表している。前回は、令和3（2021）年度に2018～2020年度の自己点検・評価報告書を作成した。

本学の自己点検・評価報告書は大学が公益財団法人日本高等教育評価機構、短期大学部が一般財団法人大学・短期大学基準協会の示す基準に準じて行い、それぞれ指定の様式で作成している。この自己点検・評価報告書は、点検評価委員会に設置した編集グループにより作成している。このため、大学と短期大学部それぞれに編集グループを設け作業に当たった。

なお、令和5（2023）年には短期大学部が自己点検・評価報告書を作成・提出し、大学・短期大学基準協会による機関別認証評価を受審し、適格の認定を得た。また、令和6（2024）年には大学が日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審することとしている。

報告書は、点検評価委員、理事長、専務理事、事務局部課長に配付するほか、本学Webサイトに掲載し広く社会に公表している。

(3) 結果の活用

学長は、点検評価により本学全体に共通する事項で、改善することが適当と認められるものについては、関連する学内機関に諮るとともに、その内容により改善策を理事長に提案することを点検評価規程に規定している。また、各機関又は各部門に固有の事項で、改善することが適当と認められるものについては、当該機関等に改善を勧告することができることも規定している。委員会構成員、特に各機関及び各部門の長は、点検評価の結果を真摯に受け止め、各分野における諸活動の水準の向上とその活性化に努めている。

理事長は、学長の報告又は提案に基づき、必要な事項については改善のための指針を示し、人的、物的、財政的な措置を講じるよう努め、本学の教育研究環境の改善を推進することとしている。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和4（2022）年度、令和5（2023）年度を中心に）

本学では、3年ごとに自己点検・評価報告書を作成しており、直近では令和3（2021）年度に「2018～2020年度自己点検・評価報告書」を作成した。令和3（2021）年7月13日に第2回委員会を開催し、内容について検討・調整を行い、以後は短期大学部長を中心に作成に当たった。その後、令和4（2022）年2月10日、点検評価委員会で自己点検・評価報告書（案）の承認を得て原案を教授会に諮り、教員からの意見を聴取し、加除修正を行い常勤理事会による審議、学長及び理事長の承認を受け令和3（2021）年度末に完成、公表した。

毎年度の自己点検・評価は、各部門の自己点検評価に対し点検評価委員会による評価を付して年次報告書にまとめ、本学Webサイトに掲載し学内外に公表している。

令和4（2022）年度は同時に、令和5（2023）年度の短期大学の認証評価に向けた自己点検・評価体制や認証評価に向けたスケジュール等を確認し、事務局、教員ともに全学一体となって自己点検評価報告書の作成に取り組んだ。

令和4（2022）年度第1回理事会（令和4（2022）年5月15日開催）において令和5（2023）年度の短期大学部認証評価受審を決定し、同年6月28日開催の令和4（2022）年度第1回点検評価委員会においてALO及びALO補佐、報告書の全体統括者を決定し各基準の記載担当者を含めた編集グループを編成した。各基準の記載担当者は、学科長を中心に教学や学生支援の学務機構の長と財務担当理事や事務局、総務・財務の担当者であり、根拠資料やデータに基づいて記述している。自己点検評価報告書の内容はALOや学科長を通じて教授会や学科会議に報告され共有化を図っている。自己点検・評価による課題への対応は学科対応が中心となっており、教育の質の保証のため短期大学部としてのPDCAサイクルを機能させていくことが重要と捉えている。こうした自己点検・評価活動及び報告書の作成をベースに、令和5（2023）年度に大学・短期大学基準協会による機関別認証評価を受審した。

点検評価委員会開催状況（令和3年度～令和5年度）

令和3（2021）年度

開催日	議事内容	出席者数	構成員数
6月15日	第1回点検評価委員会 ・令和2年度 年次報告の作成について ・自己点検・評価報告書の作成について	19人	27人
7月13日	第2回点検評価委員会 ・自己点検・評価報告書の作成について	18人	27人
令和4年 2月10日	第3回点検評価委員会 ・自己点検・評価報告書の作成について	14人	27人

令和4（2022）年度

開催日	議事内容	出席者数	構成員数
6月28日	第1回点検評価委員会 ・令和3年度 年次報告の作成について ・短期大学の認証評価について	17人	27人
9月28日	第2回点検評価委員会 ・令和3年度 年次報告書について ・短期大学の認証評価について（確認）	14人	27人

令和5（2023）年度

開催日	議事内容	出席者数	構成員数
5月11日	第1回点検評価委員会 ・短期大学の認証評価について	17人	27人
6月30日	第2回点検評価委員会 ・令和5年度 点検評価スケジュールについて ・令和4年度 年次報告書の作成について ・令和5年度 自己点検評価書（大学分）について	15人	27人
7月31日	第3回点検評価委員会 ・大学認証評価 小委員会について ・短大認証評価 訪問調査対応について	26人	27人
9月4日	第4回点検評価委員会 ・令和4年度 年次報告書について	16人	27人
12月25日	第5回点検評価委員会 ・令和5年度 短期大学認証評価に係る機関別 認証評価案の内示について	18人	27人

## 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

### [テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

#### [区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

#### <区分 基準Ⅰ-A-1の現状>

本学の建学の精神は、昭和14（1939）年、本法人の母体となった北海ドレスメーカー女学園創立時に定められた「女性の社会的地位の向上を目指し、女性に相応しい職業的技能と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」である。その後、昭和38（1963）年に北海道女子短期大学を創設し平成9（1997）年に北海道女子大学を併設、その後男女共学制への移行、大学院の設置を行い、平成18（2006）年には学園創立時の建学の精神を基に「時代を切り開く人材」の育成を目指すため、未来に向けて新たな社会を創造する教育・研究活動を展開し、現代人に相応しい専門的実践能力を身に付けていくことで、建学の精神をより時代に即した内容に展開していくことを確認した。

このような経緯を踏まえ、平成29（2017）年に「常に変化する社会に向かって真摯にかつ創造的に対応できる人材の輩出をめざし、より高い専門性と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」を、建学の精神の今日的定義とすることとした。

教育理念は、開学以来、建学の精神に基づき、キリスト教的愛の精神と聖徳太子の説く和の心を融合した「愛と和」を掲げ、個性を生かしたきめ細やかな教育指導を展開してきた。平成7（1995）年に国際化社会への人材育成を目的として経営情報学科に国際情報コースを展開したことを契機に、教育理念「愛と和」に「国際性」を加えた。

平成19（2007）年度に大学名称の改称に合わせて教育理念を改めて確認し、一部見直しを行い、国際性を「愛」と「和」に包含し、高等教育機関としての使命を表す「英知」を加え、教授会の審議を経て「愛と和と英知」に改めた。

本学の目的は建学の精神を実現することにある。そのため、教育基本法、学校教育法及び建学の精神に基づき教育理念である「愛と和と英知」を根本に据え、広い知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教授研究するとともに、優れた職能人として、社会に貢献する人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することが本学の教育目的であると「北翔大学短期大学部学則」（以下、「学則」）及び「学校法人北翔大学ガバナンス・コード」に定めている。

本学は、この教育目的を達成するために教育研究上の組織としてライフデザイン学科とこども学科の2学科を設置している。両学科は、建学の精神に則った教育目的と人材育成方針を「学則」に明示し、短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー

一)、教育課程編成及び実施の方針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)の三つの方針を掲げ、それを基に教育研究活動を展開している。

特に建学の精神にあるように、実学を重視しつつも、職業人である前にひとりの人間として身に付けるべき教養の重要性については、設立当初から十分認識されており、本学における教養教育は、建学の精神の具現化のための重要な要素の一つと捉えている。今日、教養教育は、基礎教養と共に「社会人基礎力」の養成にとって不可欠の要素であり、本学では教育の柱の1つと位置付けている。

高等教育機関がユニバーサル段階に進行したことにより、入学生の背景は一層多様化し、学力も社会的適応能力も分化の一途を辿っている。教育目標達成のため、特に基礎学力の向上が必要な学生対応として、「基礎教育セミナーⅠ・Ⅱ」の充実、ゼミ・担任を中心とした教育支援体制の強化、ポートフォリオ(ライフデザイン学科のファイル「キャリアデザイン」、こども学科の「各種評価関連表簿」)の活用等、学科において様々な取り組みを行い教育内容の充実を図っている。

建学の精神については、入学式や学位記授与式等をはじめ様々な行事・イベント等、機会あるごとに学内外に対し公開・周知に努め、Web サイトにも掲載している。また、教育理念、短期大学の教育目的についても、学則等に明記し、学生便覧、Web サイト、種々の学内メディアにより公開・周知に努めている。

外部に対する情報の提供については、本学 Web サイトの情報の公表や定期配布の学園新聞である大学年鑑誌「PAL」、保護者懇談会、また、本学 Web サイトのニュース配信等折あるごとに行っている。

学生に対しては、配付した学生便覧や Web サイトにおいて分かりやすく建学の精神を紹介するとともに、入学式での学長式辞や新入生オリエンテーションでの学科長挨拶、クラスミーティング等機会あるごとに周知に努めている。また、学長等による学園の沿革、建学の精神、教育理念及び教育目的等を含む講義を必修科目の「基礎教育セミナーⅠ」の授業の中で展開している。これを1年次前学期に開講するなど早期に理解されるよう努めている。Web サイトからも閲覧可能な学生便覧には「学則」の全文を掲載し本学の目的を示し周知を図っている。

教員及び事務職員に対しては大学案内、学生便覧を毎年配付し(事務局は部門ごとの配付)、周知している。また、非常勤講師懇談会、新任教員及び新任職員への事務説明会においても説明を行っているほか、校舎玄関ロビーに額装掲示して建学の精神及び教育理念の理解共有に努めている。学内外への公開・周知がより効果的なものとなるように、今後も現在行っている方法をさらに視覚的・恒常的に示すなど、広く社会に積極的に発信していくよう努めていく。

建学の精神や教育理念については、学内理事で構成される常勤理事会で点検評価を行うこととしている。毎年、事業計画の策定や事業報告、年次報告書の作成に当たり確認、点検を行っているほか、長期ビジョンや中期計画の策定、教育組織の改編等の際にも建学の精神の確認を行っている。教職員にも学科や担当部署の事業計画や事業報告、また学科改組やカリキュラムの見直しの際に、教授会や学科会議等において基本事項として建学の精神の確認、点検を行っている。

【区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準 I -A-2 の現状＞

本学は地域貢献を標榜する短期大学としての使命を鮮明にするため、平成28（2016）年に従来のエクステンションセンターを「地域連携センター」に改編し、併設大学と合同の組織として大学の学部・学科や大学院の研究科と連携して活動を展開している。

生涯学習事業として、地域連携センター主催の教養講座（地域住民への生涯学習の機会提供）と実力講座（学生を主な対象とする試験対策、資格取得、技能習得関連講座）及び併設大学を含めた本学の学科等（学部や研究科を含む）の教育分野の特性を活かした講演会やシンポジウムを毎年実施しているほか、「道民カレッジ」や「ふるさと江別塾」、「江別市大学出版前講座」など北海道や江別市等自治体と連携した事業も実施している。これらの講座や事業は令和2（2020）年度以降、コロナ禍のため対面からオンデマンド方式やオンライン方式に切り替え実施している。

① 教養講座と実力講座

教養講座は、地域住民への生涯学習の機会提供として実施してきたが、令和2（2020）年度からはコロナ禍にあってオンラインでの実施としてきた。併設大学と合同で実施しており、令和2（2020）年度前学期の講座は中止とし、後学期は大学教員による2講座をオンラインで実施、受講者数（延べ再生回数）は607人であった。令和3（2021）年度もオンラインで全13講座を実施し、本学教員は2講座を担当した。受講者数（延べ再生回数）は2,280人。これらの講座のうちZoomを利用した4講座（本学教員担当1講座）は、後述する道民カレッジやえべつ市民カレッジの連携講座として実施している。他の9講座はオンデマンド方式（YouTube配信）により実施した。

令和4（2022）年度は、同じくオンラインで全12講座を開講し、受講者数（延べ再生回数）は1,550人、12講座のうち本学教員が1講座を担当した。令和5（2023）年度は、対面講座10講座、オンデマンド方式（YouTube配信）2講座、対面とZoomを併用した1講座を実施した。そのうち、本学教員は2講座を担当した。

実力講座は、試験対策・資格取得・技能習得のための講座で令和3（2021）年度、令和4（2022）年度とも全4講座を運営した。コロナ禍のため従来の対面型の講座は本学専任教員に依頼している「秘書検定対策講座」を除いて中止したが、学生の資格取得の機会を確保するため、資格専門学校が主催する各種講座をオンラインで提供した。令和5（2023）年度は全11講座を開講し、対面4講座の他、前年度と同様に資格専門学校が主催する各種講座をオンラインで提供した。そのうち、本学教員は1講座を担当した。

【令和3（2021）年度 実力講座と受講者数】

講 座 名	受講者数
秘書検定2・3級対策（対面）	7人
医療事務講座（委託・オンデマンド）	2人
MOS対策講座ワード・エクセル・パワーポイント（委託・オンデマンド）	1人
調剤薬局事務講座（委託・オンデマンド）	3人

【令和4（2022）年度 実力講座と受講者数】

講 座 名	受講者数
秘書検定2・3級対策（対面）	6人
医療事務講座（委託・オンデマンド）	2人
MOS対策講座ワード・エクセル・パワーポイント（委託・オンデマンド）	1人
調剤薬局事務講座（委託・オンデマンド）	1人

【令和5（2023）年度 実力講座と受講者数】

講 座 名	受講者数
秘書検定対策講座2級・3級（対面）	5人
カラーコーディネーター検定試験対策講座（対面）	2人
インテリアパース実技講座・1（対面）	14人
インテリアパース実技講座・2（対面）	5人
医療事務講座（委託・オンデマンド）	11名
MOS対策講座ワード・エクセル・パワーポイント（委託・オンデマンド）	4名
調剤薬局事務講座（委託・オンデマンド）	2名
2級建築士アプローチコース(建築士学科アカデミックコース)（通信）	7名
インテリアコーディネーター1次試験対策（通信）	2名
宅地建物取引士(宅建)（通信）	3名

## ② 公開講座

公開講座は、本学と併設大学の学部単位で 3 講座を実施している。公開講座もコロナ禍で令和 2（2020）年度からはオンデマンド方式で実施している。本学の持つ教育分野の特性を活かし、市民の関心の高い時宜を得た内容の講座を提供することができた。令和 5（2023）年度は対面講座とし、生涯スポーツ学研究科のシンポジウムは対面と Zoom で開催した。

### 【令和 2（2020）年度 公開講座と受講者数】

担当	配信期間	テーマ	講師	受講者数 再生回数
短期大学部	2/10～ 3/31	親子で一緒に室内遊び 「へんしん にんにん」	こども学科 中島 啓子 教授	126 人
生涯スポーツ 学部	2/10～ 3/31	自宅のできる冬場のスポーツ ライフ	スポーツ教育学科 上田 知行 教授	452 人
教育文化学部	2/10～ 3/31	新型コロナウイルスの渦中を 生きるための心理学	心理カウンセリング学科 飯田 昭人 教授 澤 聡一 准教授	338 人

### 【令和 3（2021）年度 公開講座と受講者数】

担当	配信期間	テーマ	講師	受講者数 再生回数
短期大学部	2/5	人づくり、モノづくり で時代（とき）をつなぐ I	ライフデザイン学科 田口 智子 教授 王子エフテックス株式会社 執行役員・江別工場長 大野 直孝氏	33 人
生涯スポーツ 学部	2/10～ 3/31	わがまち・江別市の高齢者福 祉施設を見に行こう！	健康福祉学科 吉田 修大 准教授	238 回
教育文化学部	2/10～ 3/31	「いっしょにね！文化祭」の 紹介とその意義	芸術学科 村松 幹男 教授	126 回

### 【令和 4（2022）年度 公開講座と受講者数】

担当	配信期間	テーマ	講師	受講者数 再生回数
短期大学部	2/10～ 3/31	考える楽しさ、 間違えてもよい楽しさ ～小学校理科ならではのよさ～	こども学科 類家 斉 教授	139 回
生涯スポーツ 学部	2/10～ 3/31	スポーツ科学を用いた野球の 練習法～スポーツ・バイオメ カニクスの視点から～	スポーツ教育学科 渡部 峻 講師	327 回
教育文化学部	2/10～ 3/31	音楽ってなぜあるの？	教育学科 岡元 敦司 講師	485 回

【令和 5（2023）年度 公開講座と受講者数】

担当	実施日	テーマ	講師	受講者数 再生回数
短期大学部	1/30	気軽にできるレザークラフト	ライフデザイン学科 富田 玲子 教授	13 人
生涯スポーツ 学部	10/28	モルックで楽しく健康づくり	健康福祉学科 小坂井 留美 教授	31 人
教育文化学部	9/30	レッツ！健康生活！！～キワ ニスドールで身体を理解し て、健康生活を変えよう～	教育学科 斉藤 ふくみ 教授	15 人
生涯スポーツ 学研究科	2/29	（第 4 回）大学院博士後期課 程開設記念シンポジウム ～北からのスポーツ科学のメ ッセージ～	生涯スポーツ学研究 科 花井 篤子 教授 畝中 智史 准教授 黒田 裕太 准教授	8 人

③ 道民カレッジ

道民カレッジは、北海道知事を学長とする北海道教育委員会の生涯学習事業で、誰でもいつでも入学できる生涯学習の学園である。本学は道民カレッジ発足時から参加し講座を登録し、カレッジ生への学習機会を提供している。令和 2（2020）年度はコロナ禍もあり、講座登録 2 件、受講者数（延べ）18 人にとどまった。

令和 3（2021）年度はオンライン教養講座を開始し、登録講座数は 9 講座で本学教員も 3 講座を担当した。受講者数（延べ視聴者数）は 18 人だった。令和 4（2022）年度は登録講座数 13 講座で本学教員は 3 講座を担当した。この年度から道民カレッジの連携講座制度が廃止となり受講者数は把握できていない。令和 5（2023）年度は、対面、オンデマンド、対面・Zoom 併用で計 13 講座を登録した。本学教員は 2 講座を担当した。

④ ふるさと江別塾

江別市、江別市教育委員会と市内 4 大学 1 短期大学との連携事業で平成 12（2000）年にスタートして今年で 24 回目の実施となった。各大学が 2 講座ずつ開講し、本学では令和 2（2020）年度は併設大学教員が福祉分野の 2 講座を、令和 3（2021）年度は併設大学教員が音楽分野（オペラ）の 2 講座を担当した。令和 4（2022）年度は本学こども学科教員が「家族」と「貧困」について考える 2 講座を実施した。この「ふるさと江別塾」の講座は上記道民カレッジとの連携講座にもなっている。コロナ禍のため、令和 3（2021）年度、令和 4（2022）年度とも YouTube 配信となり受講者数の把握はできなかった。令和 5（2023）年度は、併設大学教員が 2 講座を担当した。受講者は 98 名（実人数 51 名）であった。

#### ⑤ 江別市大学版出前講座

江別市内の 4 大学 1 短期大学の教員による出前講座で、大学の研究機能を発揮して協働によるまちづくりを推進することを目的として始まった。令和 4（2022）年度は併設大学の教員が 4 講座提供したが、短期大学教員による講座は依頼がなかった。令和 5（2023）年度は 29 講座（本学教員 4 講座）を提供したが、昨年同様に依頼はなかった。

#### ⑥ 地方公共団体や企業、教育機関等との協定に基づく連携

えべつ未来づくりプラットフォーム事業、北海道との包括連携協定、学生地域定着広域連携事業、若者「えべつ愛」育成事業（EBETSUto）、4 市町村及び民間企業との包括連携協定、協定校（高等学校）との連携事業及び地域の小中学校との交流事業などを実施している。概要は以下に示すとおりである。

##### a えべつ未来づくりプラットフォーム事業

平成 21（2009）年に調印した「江別市・大学・江別商工会議所による包括連携協定」に基づき、江別商工会議所の経費支援を受けて産学官連携で様々な活動を実施してきた。この活動を母体に令和元（2019）年度から江別市・市内 4 大学 1 短期大学・江別商工会議所により地域課題の解決を目指す「えべつ未来づくりプラットフォーム」を設立し、活動を行ってきた。令和 3（2021）年、令和 4（2022）年と私立大学等改革総合支援事業への申請に向けて活動してきたがコロナ禍で予定していた事業が計画通りには展開できず 2 年とも採択には至らなかった。令和 5（2023）年度は、4 大学合同講義「江別学」は不開催となった。学生コンペティションは、隔年で実施され次回は令和 6 年度に開催される。

##### b 北海道との包括連携協定事業

北海道のスポーツ及び教育文化の振興や人材育成、地域社会の発展に寄与することを目的として平成 29（2017）年に 5 月 30 日に北海道との包括連携協定を締結した。現在は、北海道から教員を指名した事業協力の依頼が寄せられ対応する事業又は北海道からの要請を学内周知して学生と教員を募集し派遣対応する形で運営されている。

##### c 学生地域定着広域連携事業

江別市の策定する「江別まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、江別市が中心となって近隣 4 市 4 町と江別市内 4 大学 1 短期大学との連携による地方創生事業を展開している。令和 4（2022）年度はコロナ禍であったが感染対策を工夫して 68 プログラムを実施し、本学からは延べ 92 人（本学生は 10 人）が参加した。令和 5（2023）年度は、参加者は延べ 166 名だった。また、学科の協力を得て、オリエンテーション、基礎教育セミナー I で、江別市のジモガクや EBETSUto の説明会を実施した。

##### d 若者「えべつ愛」育成事業（EBETSUto）

江別市と 4 大学 1 短期大学での連携事業で、学生に江別市の認知度と親近感を向上させることを目的として学生が主体的にイベントを企画・実施している。愛称を「EBETSUto」として江別の人々や企業と交流して情報を発信し、江別市への愛着形成を促す事業である。各大学では学内に広報ブースを設け広報物や動画を揃えて情報の提供を行っている。令和 5（2023）年度は、本学図書館で EBETSUtoBOOKCLUB の読書会を開催した。

#### e 市町村及び民間企業との包括連携協定事業

地域まるごと元気アッププログラムは、本学とコープさっぽろ、NPO 法人ソーシャルビジネスセンターの三者連携による介護予防事業で、包括連携協定を締結している自治体（赤平市、月形町、寿都町）へ併設大学生涯スポーツ学部の学生と教員が赴き体力測定や運動教室、スポーツイベント等を実施している。

また、空知管内奈井江町とも包括連携協定を締結しており、同町の地域活性化や地域福祉の向上並びに健康づくり・子育て支援対策等に寄与するため、障がい者のための「障がい福祉フォーラム」やレクリエーション、運動会等での町民同士の交流や体力づくりを支援する「ひまわりクラブ交流会」、ショーや人形劇、スポーツゲーム等で幼児と児童が学生と交流する「あそびのフェスティバル」等に学生や教職員が参加、活動してきた。令和 4（2022）年度はコロナ禍のためすべてのイベントが実施できなかった。令和 5（2023）年度は、赤平市と奈井江町で予定していた事業がコロナ禍のため実施できなかったが、その他の事業は実施することができた。

#### f 協定校（高等学校）との連携協定事業

令和 5（2023）年 3 月 20 日に江別高校、令和 5 年（2023）年 8 月 30 日に北海道教育学園三和高校と高大連携協定を締結し、現在は 18 校と連携協定を締結している。協定に基づき大学見学やゼミ体験等での受入れや出張講義、高校生の活動への学生派遣等を実施している。年度末には協定校を本学に招き、連携事業や本学への要望や課題等について情報交換会を行い高等学校からの評価も踏まえて点検評価を行い、教育研究活動の充実改善や活性化に努めている。なお、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度はコロナ禍のためオンラインで実施した。

このほか、学科独自の取り組みとしては、ライフデザイン学科では江別市セラミックアートセンターと連携した「えべつ FUROSHIKI フェスティバル～風呂敷デザインコンテスト」を継続実施しており今年で 16 回目目を迎えた。この取り組みは、素敵なデザインの風呂敷で人の輪を包み込んで「もったいない」の心を広げてみようとしたもので、令和 4（2022）年度は、道内外から最多の 698 点のデザイン応募があり一次選考を通過した 57 点を風呂敷に仕立てセラミックアートセンターに展示した。12 月から 2 月にかけて約 2 か月の事業で 2 月には表彰式や風呂敷のファッションショー、ワークショップなども実施した。

こども学科では、授業科目「保育内容演習ⅢA」履修学生（保育コース・2 年次）による子ども向けコンサートを札幌市内の認定こども園で開催した。器楽演奏やオペレッタなどを披露したほか、コンサートを聴いてくれた園児たちに「保育内容演習Ⅰ」履修学生（1 年次）が製作した「おもちゃセット」をプレゼントし交流を図った（令和 4（2022）年 7 月）。また、授業科目「こどもと自然」の一部で農園活動を行っており、近隣の認定こども園と連携して収穫体験を行っている。今年度はコロナ禍で園児たちとの交流はかなわなかったが園長先生に参加していただき、講話や質問を通して貴重な交流ができた（令和 4（2022）年 8 月）。例年、大学祭において開催している、親子を対象とした遊びの広場「こどもの国」は、300 人近くの近隣の親子が参加する大きなイベントであるが、令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度はコロナ禍で大学祭が中止となり開催することがで

きなかった。令和 5（2023）年は、4 年ぶりに大学祭を開催することができ、「こどもの国」も 500 人を超える来場者で終日賑わった。

令和 4（2022）年 12 月には学生自治会が中心となり学生に呼びかけ玄関周りや学生の休憩スペースにステンドグラスや装飾を施し、中庭でプロジェクションマッピングを行うクリスマスイベントを企画実施し、近隣の地域にも周知して最終日の 12 月 24 日には地域住民にも開放した。

ボランティア活動については、地域連携センターが窓口となり、ボランティア登録している学生が養護老人ホーム等の介護施設利用者のサポートや職員補助、幼稚園、認定こども園及び保育園、小学校等への行事手伝いやイベントの補助などに参加している。

震災ボランティア活動は平成 23（2011）年から協力支援を継続している。平成 25（2013）年からは学内で災害ボランティアサークルを立ち上げ、東日本大震災被災地域での活動に加えて平成 30（2018）年 9 月に発生し大きな被害をもたらした北海道胆振東部地震の被災地域でも復興支援活動を行ってきた。なお、東日本大震災被災地へのボランティア活動はコロナ禍により令和 2（2020）年度から派遣を見送っている。

また、北海道では、ボランティア活動を通じて人や地域、社会の絆を深め安全で安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていくなど、地域社会への貢献を目的とした「北海道・大学生等ボランティアネットワーク」が組織され、本学を含めた 11 の大学・短期大学が参加している。北海道や北海道警察から各種セミナーやボランティア活動参加依頼が回付され学内周知を行い、ネットワークの協議会にも参加している。

#### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

平成 31（2019）年 4 月から法人設置校の一つであった北海道ドレスメーカー学院の設置者変更を行い、本法人の設置校は北翔大学及び北翔大学短期大学部のみとなった。これまでの学校法人浅井学園の名称は、北海道ドレスメーカー学院を設置校に加えた北海道浅井学園が継承し、本法人は「学校法人北翔大学」に名称変更を行った。法人名称並びに設置校の変更を機に改めて建学の精神並びに教育理念を確認した。コロナ禍にあって大学においても教育指導の技術や方法、学生支援の在り方など迅速で大胆な改善対応が不可欠な現状であり、平成 29（2017）年に建学の精神の今日的定義を行ったように、日常的に建学の精神や教育理念を点検、共有し理解を深めていかなければならない。

建学の精神や教育目的を実現するために、教育目標や三つの方針が学科において互いに関連し一体となるように定め、教育活動を推進するとともに教育の質保証に努めている。また、学習成果の向上や地域・社会への貢献活動の充実を図るためには、本学の教育理念に基づく教育方針が更に広く社会に浸透することが必要であるため、本学の建学の精神をはじめとする、教育目標、学習成果及び三つの方針の学内外への表明を強化していくことが課題となる。

#### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし。

## [テーマ 基準 I-B 教育の効果]

### [区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

### <区分 基準 I-B-1 の現状>

本学では、建学の精神に基づき、「学則」第2条に教育目的を「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、本学の教育理念である「愛と和と英知」を根本にすえ、広い知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教授研究するとともに、優れた職業人として、社会に貢献する人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

各学科の教育目的と教育目標は、本学の建学の精神、教育理念、教育目的に基づき、明確に示している。

各学科の教育目的と教育目標は、以下のとおりである。

#### <ライフデザイン学科>

##### 「教育目的」(学則第2条2)

ライフデザイン学科は、教養教育、キャリア教育を通じて社会人としての基礎力を身につけ、キャリアデザイン、ファッション、舞台芸術に関わる専門的知識・技能を自己のライフデザインを描きながら学び、地域・社会で活躍する人材の育成を目的とする。

##### 「教育目標」

自らの課題を探究し、その課題を解決するための、総合的な判断力、実践力を身に付け、将来にわたって、自己を生かそうとする人材の育成を目指し、下記の目標を掲げる。

- ① 広い教養と職業的スキルを持つ社会人の育成
- ② 地域・社会と協調し、主体的に貢献する人材の育成
- ③ 感性豊かな、魅力ある人間性を養う教育

#### <こども学科>

##### 「教育目的」(学則第2条3)

こども学科は、一般教養に関する広い知識を学ぶとともに、こどもの理解、こどもを取り巻く環境や社会的課題及び子育て支援に関する専門的学芸・技術を学び、教育・保育等に関わる優れた実践力を有する人材の育成を目的とする。

##### 「教育目標」

こどもの保育や教育及びこどもに関する諸課題に適切に対処できる技術や実践力を身に付けた人間性豊かな人材の育成

各学科の教育目的・目標は、Web サイト、学生便覧等に明示し、学内外に周知している。学生には、新入生オリエンテーション、在学生オリエンテーション、個人面談等の中で周知し、理解を深めるようにしている。

また、こども学科では、各学年の段階的な学習成果を明確に示すために、学年の目標を掲げている。1 年次の目標を「感性豊かな保育者・教育者をめざして、幅広い教養と専門性を身に付ける」、2 年次の目標を「保育実習・教育実習の取り組みをとおして専門性を深め、優れた実践力・応用力と課題解決能力を身に付ける」とし、1 年次前学期を「基礎期」、1 年次後学期を「充実期」、2 年次前学期を「実践期」、2 年次後学期を「発展期」として段階的な学習過程を定め、学生が学習成果を上げられるよう配慮している。

教育目的・目標に基づく人材養成や教育展開等が地域・社会の要請に応えられているかについては、卒業生就職先企業アンケート、卒業生アンケートや学外実習評価（こども学科）等を参照し、各学科で定期的に点検と見直しを図っている。

#### [区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

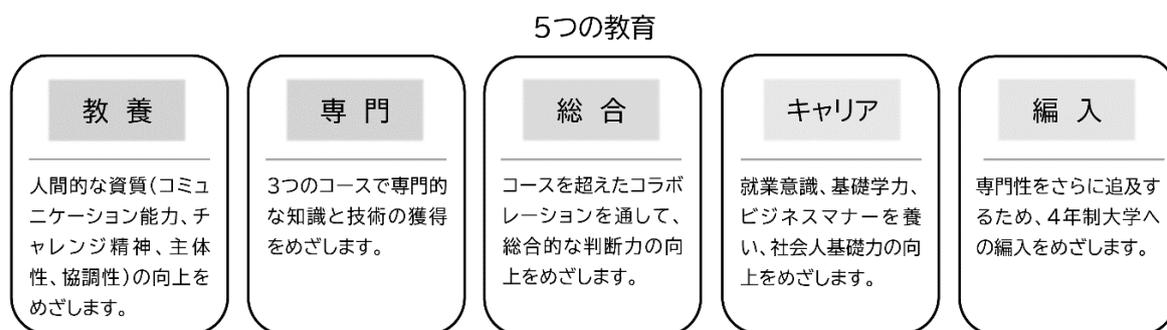
- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

#### <区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の学習成果は、建学の精神、教育目的・目標のもと、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び各科目の到達目標として定めており、本学 Web サイト、学生便覧、シラバス等で学内外に示している。

また、学科ごとに学びを通して身に付ける力を以下のように示し、学習成果についての理解を深めるようにしている。

ライフデザイン学科では、「教養教育」「専門教育」「総合教育」「キャリア教育」「編入教育」の 5 つの教育を柱に幅広い教養と豊かな人間性を身に付けるための総合的な教育を目指している。



「教養教育」では、コミュニケーション能力、チャレンジ精神、主体性、協調性といった人間的資質の向上、「専門教育」では、キャリアデザインコース、ファッションコース、舞台芸術コースの3つのコースにおける専門的知識と技術の修得、「総合教育」では、専門的知識・技術を生かしたコースを超えたコラボレーションを通して、自らの課題解決と総合的な判断力の向上を目指している。「キャリア教育」では、就業意識、基礎学力、ビジネスマナーなど社会人基礎力の向上を、「編入教育」では、短期大学の2年間で培った専門性を生かし、更に学問を追及する意欲の向上を目指している。

こども学科では、学習成果を以下のとおり明文化している。

#### 「学習成果」

こどもの保育や教育及びこどもに関する諸課題に適切に対処できる技術や実践力を身に付けた人間性豊かな保育者・教育者として地域社会で活躍できるように、保育と教育に関する専門的知識と技術を習得する。また、演習や行事等を通して感性を豊かにし、保育・教育に関わる5つの実践力（「表現する力（創造力）」

「考える力（想像力）」「感じる力（感性）」「思いやる力（豊かな人間性）」「関わる力（コミュニケーション力）」を身に付ける。



さらに、学習成果の指標としている「5つの実践力」とディプロマ・ポリシーの関連、ディプロマ・ポリシーと各科目の関連を「学習成果、ディプロマ・ポリシーとの関連を示したカリキュラムマップ」に示している。こども学科の学習成果はWebサイト、各種評価関連表簿、キャリアパンフレットに示している。

学生には、新入生オリエンテーション、在学生オリエンテーション、各授業等の中でこれらの学習成果を周知し、理解を深めるようにしている。

学習成果の指標の点検については、学校教育法に照らして点検している。学校教育法第108条では、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」と規定しているが、本学ではこれに則し、「学則」第2条で教育目的を以下のように示している。

#### 【学則】

第2条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、本学の教育理念である「愛と和と英知」を根本にすえ、広い知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教授研究するとともに、優れた職業人として、社会に貢献する人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的とする。

この教育目的を達成するために、学科ごとに教育目標と具体的な学習成果を示しており、到達レベルについては、GPA、各科目の成績、ポートフォリオ（ファイル「キャリアデザイン」、各種評価関連表簿）、授業改善アンケート、卒業生就職先企業アンケート、卒業生アンケート、免許・資格取得状況、就職率、インターンシップ成果報告会（ライフデザイ

ン学科)、専門ゼミ作品発表会(ライフデザイン学科)、履修カルテ(学生用・〈自己評価シート〉)、学習成果(5つの実践力)の自己評価のためのルーブリック(こども学科)等の結果をもとに各学科で定期的に点検し、教育改善に活用している。

**【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

#### ＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

本学短期大学部の三つの方針は、建学の精神、教育理念に基づき、定められている。短期大学部の三つの方針は、以下のとおりである。

**【卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)】**

短期大学部の教育理念が掲げる行動力・社会力・総合力を身に付け、本学の卒業生としてふさわしい人材の育成を目指し、達成度を評価して学位を授与します。

**【教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)】**

人間基礎力と実践力が身に付くようにカリキュラムを編成し、実習や行事等を準備しています。免許・資格取得に必要な科目を用意し、学修形態は基礎と応用、理論と演習のバランスのとれた教育課程を編成しています。

**【入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)】**

短期大学で学ぶ明確な目的と課題をもち、それを達成しようとする意欲のある人材を受け入れます。

上記の短期大学部の三つの方針に基づき、各学科の教育目的・目標のもと、各学科の三つの方針を定めている。各学科の三つの方針は、平成28(2016)年に、学科会議、運営企画会議等で議論を重ねて策定し、一体的な整合性を図ることができた。具体的には、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)において、卒業までに学生が身に付ける資質・能力等として、「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲・態度」、「技能、表現」の項目を定め、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)において、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するための教育内容、教育方法及び教育評価について定めている。また、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)においては、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)と教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を踏まえるとともに、高等学校までの学力を念頭に置き、入学前に身に付けるべき資質・能力や入学後の学習への興味や意欲等について定めている。

これらの三つの方針に基づいて、各学科において、学生の目標・目的に合わせたコース制を整備し、ライフデザイン学科ではビジネス、ファッション、舞台芸術、こども学科では保育、教育などの多様な専門家を目指した教育を展開し、教育・学生指導にあたってい

る。また、平成 30（2018）年には、各学科の教育課程について、学生が計画的に学べるように、カリキュラムマップを作成して示し、学習成果の可視化を図った。さらに、こども学科では、令和 4（2022）年度入学生より卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と各科目の関連を示したカリキュラムマップも整備して、学生のディプロマ・ポリシーの達成、学習成果の獲得を支援する体制を整えた。

これらの三つの方針は、Web サイト、大学案内や学生便覧等に、カリキュラムマップは Web サイト、オリエンテーション配布資料等に掲載し、学生に周知すると共に、各学科において、新入生オリエンテーションや在学生オリエンテーション、授業時等の機会あるごとに反復的に説明を行っている。また、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）については、学生募集要項に記載して公表している。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学の学習成果の指標は、建学の精神、教育目的・目標のもと、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び各科目の到達目標として定めているが、短期大学部としての学習成果を明文化していない点が課題である。また、学習成果を焦点とした体系的な教育課程を示すための具体的な対策の検討と整備、それを基にしたカリキュラムマップの見直しも喫緊の課題である。

学習成果の到達状況については、GPA、各科目の成績、履修カルテ、ポートフォリオ（ファイル「キャリアデザイン」、各種評価関連表簿）、学習成果の自己評価（ルーブリック）、授業改善アンケート、卒業生就職先企業アンケート、卒業生アンケート、免許・資格取得状況、就職率等の結果をもとに点検しているが、これらの結果を一元化するシステムを構築し、学習成果の可視化をより充実させることが課題である。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし。

## [テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

### <区分 基準 I-C-1 の現状>

点検評価については学則第 3 条に規定し、大学・大学院及び短期大学部共通の「北翔大学点検評価規程」を整備し、「点検評価規程」に点検評価委員会の設置を規定している。

#### 【点検評価規程】

(点検評価)

第 3 条 本学は、教育研究水準の向上に資するとともに、本学の目的を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法の定めるところにより、一定の期間ごとに認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前 2 項の点検及び評価の実施等に関し必要な事項は、北翔大学点検評価規程に定める。

点検評価委員会は、委員長の学長をはじめ、副学長、研究科長、学部長、学科長、図書館長、各センター長（大学、研究科及び大学付設のセンター長、研究所長を除く）、各オフィス長、事務局長及び総務部長で構成する全学的な組織である。

また、点検評価委員会は、円滑な運営を図るため必要に応じて小委員会及び専門委員会を置くことができ、また、各機関及び各部門に必要に応じて個別の委員会及び小委員会を置くことができることとしている。

各学部、学科、センターにおいては、教授会、学科会議、センター運営委員会等を通して日常的に自己点検・評価を行っている。各種会議を通して全教職員が自己点検評価活動に関与しており、事務局各部署を含め毎年度、自己点検・評価を行い、事業報告書を提出し、理事会の承認を得ている。その後、点検評価委員会による評価を付し、年次報告書として作成し、本学 Web サイトで公表している。

また、本学独自の自己点検・評価報告書の作成は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の評価基準に準拠して、原則として 3 年ごとに実施している。点検評価委員会において、点検評価等の結果について整理及び分析を行い、理事長に報告するとともに、広く周知を

図ることができる方法により、可能な限り学内外に公表することと規定しており、本学 Web サイトで公表している。このように、本学では毎年自己点検・評価を行って内部質保証に取り組んでいる。

「点検評価規程」には、「自己点検評価結果の成果は、学長が本学全体に共通する事項で、改善することが適当と認められるものについては、関連する学内機関に諮るとともに、その内容により改善策を理事長に提案すること」、「各機関又は各部門に固有の事項で、改善することが適当と認められるものについては、当該機関に改善を勧告することができること」、「委員会構成員、特に各機関及び各部門の長は、点検評価の結果を真摯に受け止め、各分野における諸活動の水準の向上とその活性化に努めること」、「理事長は、学長の報告又は提案に基づき、必要な事項については改善のための指針を示し、人的、物的、財政的な措置を講じるように努め、本学の教育研究環境の改善を推進すること」を規定している。

高等学校等の関係者からは、連携協定校との情報交換会を年度末に実施し本学の教育研究活動、学生支援や連携事業等について忌憚のない意見を聴取している。また、アドミッション・コーディネーター及びアドミッションセンター職員による高校訪問においても広く意見を聴取し、アドミッションセンター運営委員会や運営企画会議等を通じて共有し改善向上に役立てている。

#### [区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

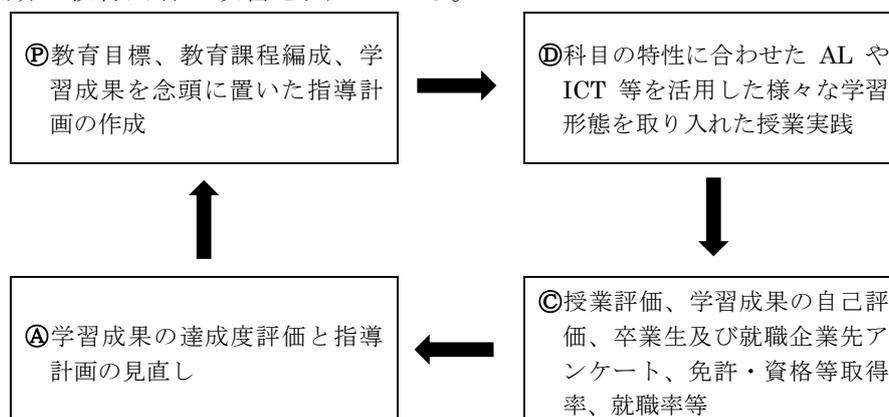
#### <区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、学校教育法施行規則第 165 条の 2 の規定に基づき、教育目標、学習成果及び三つの方針を学科レベルで策定し、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に則した教育課程を編成して展開している。学習成果を焦点とする査定の手法については、教育課程レベルでは、GPA、単位修得状況、卒業要件達成状況、学外実習等評価、免許・資格等取得状況、進路状況、卒業生及び就職先企業へのアンケート、ポートフォリオ（ファイル「キャリアデザイン」、各種評価関連表簿）、こども学科の学習成果（5 つの実践力）の自己評価のためのルーブリック等がある。科目レベルでは、入学前学習、成績評価、授業改善アンケート等があり、これらの評価結果の検証をもとに、学習成果の獲得や向上を目指した授業計画や方法、シラバス等の改善を図っている。これらの情報をもとに、各学科において、学期ごと、年度ごと等、状況に応じた検証を行い、査定の手法と内容の改善に向けた取り組みを継続的に行い、教育の向上・充実につなげている。

【学習成果を焦点とする査定の手法】

教育課程レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GPA ・単位修得状況 ・卒業要件達成状況</li> <li>・学外実習等評価 ・免許・資格等取得状況 ・進路状況</li> <li>・卒業生及び就職企業先へのアンケート</li> <li>・ポートフォリオ（キャリアデザイン、各種評価関連表簿）</li> <li>・学習成果の自己評価（ルーブリック） 等</li> </ul>
科目レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学前学習 ・成績評価 ・授業改善アンケート 等</li> </ul>

教育の向上・充実のために、以下の流れで PDCA サイクルを機能させている。教育目標、教育課程編成、学習成果を念頭に置いた指導計画の作成を行い、その指導計画に基づいて科目の特性に合わせた様々な学習形態を取り入れた授業実践を行う（アクティブ・ラーニングや ICT の活用等）。その後、学生による授業改善アンケート、ポートフォリオやルーブリックを活用した学生の自己評価の実施、また、卒業生及び就職先企業に対するアンケート調査の実施、免許・資格等取得率、就職率等から学習成果の達成度を総合的に評価した上で、次期の教育内容の改善を図っている。



学校教育法や短期大学設置基準等の関係法令の変更などの対応については、全学または学科レベルで迅速に対応している。必要に応じて、理事長、学長のもと、各種センターやオフィス、事務局、学科等が連携し、法令を遵守している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

全学的な取り組みとしては授業評価や卒業生及び就職先企業アンケート等を実施し、各学科における取り組みとしてはポートフォリオ等を活用して、学習成果の到達度を査定しているが、令和 5（2023）年度に策定したアセスメント・ポリシーをもとに、PDCA の構築を見直すことが喫緊の課題である。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし。

## <基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価における行動計画の実施状況は以下のとおりである。

(1) 建学の精神、教育理念の解釈、学位授与などの三つの方針については、さらに時代の要請と合致しているか、不断の点検を行っていく。

〈実施状況〉

建学の精神、教育理念の解釈、学位授与などの三つの方針については、不断の点検を行っている。建学の精神については、学園の創立時と変わらないものの、その解釈については、男女共学制への移行や、大学名称の変更にかかわり、教授会、理事会等の審議を経て「社会人として相応しい職業的スキルと幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」として学内での共通理解とした。さらに、平成 29（2017）年 3 月には、理事会において、建学の精神の今日的意義について確認し、「常に変化する社会に向かって真摯にかつ創造的に対応できる人材の輩出をめざし、より高い専門性と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」を、建学の精神の今日的定義とすることとした。学位授与などの三つの方針については、学科の教育目的・目標のもと、平成 28（2016）年に、現在の形に策定し、一体的な整合性を図ることができた。今後も点検を続けていく。

また、建学の精神と教育効果を広く社会に広報していくために、本学 Web サイトは定期的に更新やコンテンツの見直しを行っている。大学について、学部・学科について、学生生活について、就職・進路について等を詳しく紹介し、学生はもちろん、一般市民にも見やすく、利用しやすい工夫をしている。また、各学科の学習の取り組みや行事、部活動やサークルの情報、教員の研究成果、社会連携・生涯学習関連の記事等、全学的に積極的な発信に努めている。さらに、受験生サイトを立ち上げ、オープンキャンパスや入試情報の他、動画による学科や各種選抜制度の紹介を配信している。

(2) 学習成果の査定については、こども学科では学科としての査定の共通のスタイルを確立していく研究を進めていく。

〈実施状況〉

こども学科では、学習成果を焦点とする査定の一つとしてポートフォリオがある。これまで、「AK ファイル」（Accumulated Knowledge File「知識の蓄積」を意味するポートフォリオで講義資料や活動の成果物を保存するファイル）や「学びの足跡」（学修・生活・教育活動の軌跡ファイル）を実施してきたが、平成 30（2018）年度から、学習成果の自己点検に重点を置いた「各種評価関連表簿」（学習・生活に関するチェック、履修状況管理等）へと発展させた。

また、保育者・教育者養成の観点から、ポートフォリオの見直しと改善は毎年行っている。令和 4（2022）年度からは、学習過程のチェックと振り返りや学習成果を測定するルーブリックを新たに策定し、各種評価関連表簿に追加した。

令和 5（2023）年度には、学生の学修成果を測定・評価するための指標としてアセス

メント・ポリシーを策定し、PDCA サイクルを効果的に活用した査定手法の研究を継続して教育の質の向上と充実を図っている。

(3) 自己点検評価においては、毎年度作成している事業計画・事業報告についても期中の予算執行状況報告にあわせて、事業計画の実施状況、前年度の評価を踏まえた今後の取り組み予定の修正等を行うとともに、年次報告書及び自己点検・評価報告書の評価基準との統一化を図り、PDCA サイクルをより可視化することによって本学の教育研究活動を活性化していく。

#### 〈実施状況〉

毎年度作成している事業計画・事業報告については、期中の予算執行状況報告にあわせて、事業計画の実施状況、前年度の評価を踏まえて今後の取り組み予定の修正等を行いながら実施し、年次報告書としてまとめ公表している。年次報告書と自己点検・評価報告書の評価基準との統一化については実施できておらず課題のまま残っているが、内容面では評価基準を意識して各学科において PDCA サイクルを効果的に活用し、教育研究活動の推進、活性化に努めている。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学習成果をさらに可視化するために、統合データベース Tableau (タブロー) を導入し、入学から卒業までの情報を統合し、学習成果の分析を行う準備を進めている。令和 5 (2023) 年度にアセスメント・ポリシーを策定し、データベースを基により体系化された査定手法の多角的な分析を行い、建学の精神をはじめ、教育目的、教育目標、学習成果、三つの方針等が授業の到達目標やルーブリックとの整合性が図れているかどうか、組織的に精度の高い点検ができるシステムを構築していく。同時に、学習成果を焦点とした体系的な教育課程を示すための具体的な対策の検討と整備、それを基にしたカリキュラムマップの見直しを行う。

地域の活性化に貢献することは、地域との交流から育まれる優秀な人材づくりにつながる積極的な教育効果があると捉えている。今後も本学の建学の精神に掲げる「自立できる社会人」を育成していくために、地域・社会貢献活動をさらに活発に推進していく。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

### [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、各学科の教育目的、教育目標に基づいて、それぞれの専門分野の学習を深め、職業的技能と幅広い教養、地域社会で活躍できる人材となり得ることを学習成果と一体的に示している。

各学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、以下のとおりである。

〈ライフデザイン学科〉

#### 【知識・理解】

- (1) 感性豊かな、魅力ある人間性を持ち、社会人としての幅広い教養を身に付けている。
- (2) キャリアデザイン、ファッション、舞台芸術のいずれかの専門分野での学修を通して、社会に参加していくための実践的な智恵を身に付けている。

#### 【思考・判断】

- (3) 自らのライフステージにおいて課題を設定し、その課題を解決するために、専門分野での学修を敷衍し、考察することができる。

#### 【関心・意欲・態度】

- (4) 地域社会において、積極的に自身の学修成果を還元することができる。
- (5) 他者を尊重し、共生社会の実現に寄与することができる。

#### 【技能・表現】

- (6) 専門分野での学修を通して、高い職業的技能を身に付けている。
- (7) 自身の考えや立場を他者に伝え、他者との調整ができるコミュニケーション能力を身に付けている。

〈こども学科〉

#### 【知識・理解】

- (1) 感性豊かな、魅力ある人間性を持ち、社会人としての幅広い教養を身に付けている。
- (2) 保育・教育の分野及び保育、教育いずれかのコースでの専門的な学修を通して、保育者・教育者として社会に参加していくための実践的な知恵を身に付けている。

**【思考・判断】**

(3) 自らの生涯設計において課題を設定し、その課題を解決するために、専門的な分野での学修を生かし、社会に役立てようと考察することができる。

**【関心・意欲・態度】**

(4) 教育現場及び地域社会において、積極的に自身の学修成果を還元することができる。

(5) 他者を尊重し、共生社会の実現に寄与することができる。

**【技能・表現】**

(6) 保育者・教育者を目指す専門分野での学修を通し、高い職業的スキルを身に付けている。

(7) 自身の考えや立場を他者に伝え、他者との調整ができるコミュニケーション能力を身に付けている。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、大学案内、学生便覧、本学 Web サイトで公表し、入学後のオリエンテーション時に各学科において学生に説明している。また、「基礎教育セミナー I」等の授業時やクラスオリエンテーション等で機会あるごとに反復的に説明を行っている。

卒業の要件については、学則第 61 条及び第 62 条に規定している。

**【学則】**

**第 8 節 卒業要件及び学位授与**

（卒業の要件）

第 61 条 本学の卒業要件は、本学に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することとする。

（卒業の認定）

第 62 条 卒業の認定は、前条に規定する卒業要件を満たした学生について、教授会の議を経て、学長がこれを認定する。

2 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。

（学位の授与）

第 62 条の 2 前条の規定により卒業の認定を受け、本学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与する。

2 短期大学士の学位の授与に関し必要な事項は、北翔大学短期大学部学位規程の定めるところによる。

単位の授与については学則第 42 条、成績評価の基準については第 49 条及び第 50 条に規定している。

【学則】

第 5 節 教育課程及び履修方法等

(単位の授与)

第 42 条 一の授業科目を履修し、予め定められた成績評価基準に基づく判定に合格した学生に対しては、担当教員の認定により、所定の単位を与えるものとする。

2 学費等未納の者については、単位は与えない。

3 授業科目について、欠席時数が当該授業科目の実授業時間の 3 分の 1 を超える者については、単位は与えない。

第 6 節 成績評価基準及び成績判定

(成績評価基準)

第 49 条 第 42 条第 1 項に規定する成績評価基準は、科目試験、論文試験、口頭試問、実技試験、課題評価、作品評価及び受講態度評価等を組み合わせ、予め定めるものとする。

2 前項に定める科目試験の実施等に関し必要な事項は、北翔大学試験に関する規程の定めるところによる。

(成績判定)

第 50 条 前条第 1 項に規定する試験の成績評価は、S (秀) [100 点～90 点]、A (優) [89 点～80 点]、B (良) [79 点～70 点]、C (可) [69 点～60 点] 及び D (不可) [59 点以下] の評語をもって判定し、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

免許・資格（教育職員免許状、保育士資格、その他の資格）の取得の要件については、学則第 63 条、第 64 条及び第 65 条に規定している。

【学則】

第 9 節 教育職員免許状及び資格の取得

(教育職員免許状)

第 63 条 本学において、取得することができる教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する教育職員免許状（以下「免許状」という。）の種類及び免許教科は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	免許状の種類
こども学科	小学校教諭 2 種免許状
	幼稚園教諭 2 種免許状

2 前項に規定する免許状を得ようとする学生は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

3 免許状の取得に関し必要な事項は、北翔大学短期大学部教職課程履修規程の定めるところによる。

(保育士資格の取得)

第64条 こども学科に所属し、保育士の資格を得ようとする学生は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 保育士資格の取得に関し必要な事項は、北翔大学短期大学部保育士養成課程履修規程の定めるところによる。

(その他の資格取得)

第65条 前2条に規定する免許状及び資格の取得のほか、本学において取得することのできる任用資格及び認定資格等の取得に関し必要な事項は、それぞれの資格等の種類に応じて定める当該資格等の取得に関する履修規程の定めるところによる。

両学科において、社会人基礎力となる教養と実践力を身に付けるカリキュラムを編成しており、学生が学習成果を獲得できるように各種の資格や免許の取得を可能としている。ライフデザイン学科では、キャリアデザイン、ファッション、舞台芸術のいずれかの専門分野の学習を通して、自らの将来をデザインしていくためのカリキュラムを設定し、IT パスポート検定、コンピュータ会計能力検定、秘書検定、ビジネス文書検定、ファッションビジネス能力検定等の取得を目指すことができる。こども学科では、学位の授与とともに、保育士、幼稚園教諭2種、小学校教諭2種の免許・資格の取得を可能とするカリキュラムを設定しており、専門職の養成を行っている。本学の建学の精神が目指している社会貢献を果たすための普遍的な能力と職業的スキルを明示した卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、社会的・国際的通用性を有していると言える。

点検については、毎年、事業計画の策定及び事業報告のまとめにおいて点検評価を継続実施している。学科ごとに事業計画に基づいた自己点検評価を行い、さらに、点検評価委員会において自己点検評価を行い、年次報告書としてまとめ、学内外に公表している。点検評価の項目においては課題等も明示し、改善につなげている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、教育課程の編成を行っている。各学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、以下のとおりである。

〈ライフデザイン学科〉

本学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成します。

【教育内容】

- (1) 短期大学部共通科目では、短大での学修への導入科目として「基礎教育セミナーⅠ」、「基礎教育セミナーⅡ」を配置する他、英語、情報機器操作の基礎を修得する科目を配置している。
- (2) コース共通科目の必修 4 ユニットでは、本学科の 5 つの教育の柱である教養・専門・総合・キャリア・編入教育を理解するための「ライフデザイン」、「キャリアデザイン」等の科目を配置、2 年次に配置される「専門ゼミⅠ」、「専門ゼミⅡ」では、各自が設定した課題について、1 年間研究し、論文、作品として成果物の発表を行う。
- (3) コース共通科目の選択 4 ユニットでは、併設の北翔大学との連携により、デザイン・美術・健康づくり・第 2 外国語等の科目を配置し、幅広い教養を身に付ける。また、本学科の特色の 1 つである地域密着型インターンシップ科目として、「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」を配置している。

- (4) コース専門科目のキャリアデザイン 4 ユニットでは、経済・経営・秘書・会計・簿記・地域等に関わる科目を配置し、学期・年次進行に伴い、基礎から発展へと段階的に学修できる体系としている。
- (5) コース専門科目のファッション 4 ユニットでは、理論・作品制作・ビジネス・ファッションショー構成等に関わる科目を配置し、学期・年次進行に伴い、基礎から発展へと段階的に学修できる体系としている。
- (6) コース専門科目の舞台芸術 4 ユニットでは、バックステージ・演技・声優・ダンス等に関わる科目を配置し、学期・年次進行に伴い、基礎から発展へと段階的に学修できる体系としている。

#### 【教育方法】

- (1) コース専門科目では、双方向型授業展開を重視し、Plan→Do→See→Think のサイクルの循環により、知識・スキルを高める学修を行っている。
- (2) コース専門科目では、学内外における実習を多数設定し、学修内容を実践する機会を用意している。特に、地域や異世代と交流し知見を拓けさせる実習を重視している。
- (3) 学科独自ツールである「履修記録ノート」により、入学時からの目標設定と学期末、年度末等の節目における達成度の確認を行っている。
- (4) 担任制度により、入学時、学期末、年度末等の節目に面談を行い、学修状況確認と卒業後の進路について指導を行っている。

#### 【教育評価】

- (1) 各授業科目において、ディプロマ・ポリシーに掲げた資質や能力を修得させるために、カリキュラムマップ上の科目の位置付けを考慮した総合的な評価を行う。
- (2) 総合的な評価は、各授業科目の特性に応じ「筆記試験」、「実技試験」、「課題評価」、「作品評価」、「受講態度」、「確認テスト」、「発表」等を組み合わせて多角的に行う。実習を含む科目では、実習への取組状況や積極性、貢献度等も含めて評価を行う。

#### 〈こども学科〉

本学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成します。

#### 【教育内容】

- (1) 短期大学部共通科目では、短大での学修への導入科目として「基礎教育セミナーⅠ」、「基礎教育セミナーⅡ」を配置する他、英語、情報機器操作の基礎を修得する科目を配置している。
- (2) コース共通科目では、保育士関連科目、保育士・幼稚園教諭関連科目、幼稚園・小学校教諭関連科目等を配置し、保育士資格、教員免許状等取得に必要な知識や実践力を段階的に学ぶことができるよう教育課程を編成し、保育者・教育者の土台作りを行っている。
- (3) コース共通科目での学びを通して、「社会福祉主事任用資格」の取得を位置付けている。

- (4) コース専門科目では、各コースの専門性を伸ばすべく、より高度で専門的な科目を配置し、学びの深化を図っている。
- (5) コース専門科目での学びを通して、保育コースでは「幼児体育指導者検定 2 級」、「幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格 2 級・1 級」いずれかの取得を位置付けており、教育コースでは「こども環境管理士 2 級」の取得を推奨している。
- (6) このように、学科横断的なコース共通科目そして専門性を重視したコース専門科目へと 2 年間で段階的に学修できる体系としている。

#### 【教育方法】

- (1) 0 歳から 18 歳までの発達段階に応じたこども理解や指導の方法、ならびにその年齢幅においても普遍的である教育に対する情熱やこどもに対する接し方などを、一貫して学べるようにしている。
- (2) 自主的で対話的な深い学びを重視し、知識やスキルなどの他、コミュニケーション力を高める学修を行っている。
- (3) 保育所、児童養護施設、幼稚園、小学校等での実習を設定し、学修内容を実践する機会を用意している。それらの実習では、こどもに関わり、先生方と協力して経験を深め、教育に対する意欲をさらに高めることを重視している。
- (4) 担任制度により、入学時、学期末、年度末等の節目に面談を行い、学修状況確認と卒業後の進路について指導を行っている。

#### 【教育評価】

- (1) 各授業科目において、ディプロマ・ポリシーで示した能力や資質が育成されているかどうかを見極める振り返りを行う。また、実習での活動の様子や積極性なども含めて評価する。
- (2) 授業後に、学びの振り返りを行うなど、習熟度を学生自ら確認できるようにする。
- (3) コース共通科目、コース専門科目、実習での活動の様子、免許・資格取得状況等から、2 年間（長期履修生は 3 年間、4 年間）の学びの成果を総合的に評価する。

ライフデザイン学科の教育課程は、ライフデザイン、キャリアデザイン、ファッション、舞台芸術のユニットに配置された多様な科目で編成しており、学生自身が興味・関心や進路に合わせて、自由に組み合わせて履修することができる。一つの専門分野を集中的に学習することも、複数の分野について広く学習することも可能としており、1 年次前学期から自身のライフデザインに合わせて、キャリアデザインコース、ファッションコース、舞台芸術コースの 3 コースのうちいずれか 1 コースを選択し、社会で必要なスキルを養いながら、興味のある分野を学ぶことができる。

こども学科は、平成 26（2014）年度からコース制（保育コース、音楽コース、教育コース）を導入し、保育者・教育者を目指すにあたり、感性と人間性を豊かにする学びや実践的・体験的な学習を重視しつつ、コース毎の特色ある学びを深めることとしている。令和 2（2020）年度からは、免許と資格ごとに特化したコースへと改編し、保育コースと音楽

コースを統合して、新たに、保育コースと教育コースの 2 コース制とした。両コース共通で保育士と幼稚園教諭の養成を行い、教育コースでは小学校教諭の免許取得も可能としている。卒業までの 2 年間の学習過程を 4 期の段階に定め、免許・資格の取得を目指していく上で、段階的・体系的に学習が深められるよう、学習成果に対応した教育課程を編成している。コースごとの特色ある教育としては、保育コースでは「幼児体育指導者検定」、「幼稚園・保育園のためのリトミック指導者資格」の関連科目を設置し、幼児体育の指導に強い保育者やリトミック指導ができる保育者の養成を行っている。教育コースでは小学校教諭養成に関連する科目を必修にし、就学前教育から小学校教育への接続を理解し、保幼小連携の課題に対応できる保育者・教育者の養成を行っている。平成 27 (2015) 年度より、教育コースでは「こども環境管理士」の資格取得を推奨しており、学内で受験対策を実施している。また、芸術鑑賞会、研修旅行、新入生を迎える会、卒業生を送る会、マナー講習会、実習報告会等の行事を毎年実施しているほか、地域の親子を対象とした遊びの広場「こどもの国」等を企画・運営している。関連科目において、事前事後指導も行い、保育者・教育者としての実践力の向上を目指している。令和 2 (2020) 年度からのコロナ禍における行事は、感染状況により、中止や規模を縮小しなければならないこともあったが、オンラインを活用したバーチャル体験など工夫を凝らして実施したものもある。令和 5 (2023) 年度からは、対面や従来形態での実施が可能になる中、コロナ禍での工夫も活かしつつ、より発展充実した行事やイベントの実施に向けて努力していく。

本学では、単位、授業の方法、授業期間、単位の計算方法について、「学則」第 37 条第 38 条及び第 39 条で次のように定めている。

#### 【学則】

##### (授業の方法)

第 37 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、30 単位を超えないものとする。

4 第 1 項に定める授業を外国において履修させることができる。第 2 項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

##### (授業期間)

第 38 条 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。

##### (単位の計算方法)

第 39 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 35 条第 6 項に規定する卒業研究、卒業制作等の授業科目の成果については、これらに必要な学修及びその成果を評価して、単位数を定めるものとする。

卒業要件単位数は、短大共通科目の必修科目が 8 単位、学科専門科目の必修科目がライフデザイン学科は 16 単位、こども学科は 15 単位、その他全科目から選択した科目を合わせて 62 単位以上である。これらを 2 年間で取得するための授業科目を適切に編成し、カリキュラムマップに示している。

単位数の上限を定める CAP 制度については、こども学科では修業年限において資格・免許取得のために必要な科目、単位数が公的に決められていることから、導入が困難であるために、本学ではこれまで導入することができていなかった。しかし、こども学科と学習支援オフィスで議論を重ね、単位の実質化のため令和 4 (2022) 年度に CAP 制度を導入することについて決定し、令和 5 (2023) 年度入学生より適用を開始した。年間の履修登録上限値は 48 単位で (適用外科目あり)、直前学年時の年間 GPA による加算も定め、成績状況に合わせて、より幅広く学習ができるよう設定した。

#### 【こども学科 CAP 制度】

##### CAP 制度

本学では、学生のみなさんが履修する講義・演習・実習内容について予習復習を含めて主体的に学ぶ機会を保障するために、年間で履修登録できる単位数を制限する CAP 制度を導入しています。

##### ○履修登録上限値の設定

各学年次初めに履修登録を行うことのできる年間の単位数 (履修登録上限値) は 48 単位です。

CAP 制度が適用されない科目を除き、履修登録上限値を超えて履修登録を行った科目は、後日履修踏力が取り消される、または取得単位として認定されません。

##### ○CAP 制度が適用されない科目

- ・教養科目
- ・コース共通科目のうち、両コース共通の卒業必修科目と実習科目 (保育所実習 I・II、施設実習 I・II、教育実習)
- ・コース専門科目
- ・外国人留学生科目
- ・再履修科目
- ・その他教授会で定めた科目

##### ○GPA に応じて履修登録上限値に加算される単位数

直前学年次 (長期履修生の 3 年目以降は前年度) の年間 GPA に応じて、履修登録上限値に下記の値を加えて履修登録を行うことができます。1 年次の加算はありません。

- ・直前学年次の年間 GPA が 3.5 以上の場合は、8 単位が加算されます。
- ・直前学年次の年間 GPA が 3.0 以上かつ 3.5 未満の場合は、4 単位が加算されません。

・直前学年次の年間 GPA が 3.0 未満の場合は、単位数の加算はありません。

○備考

次年度以降、CAP 制度の運用方法が変更される場合があります。

成績評価については、講義、演習、実技、実習など授業内容により、筆記試験、実技試験、レポート、発表、作品の評価や受講態度、提出物などを組み合わせて総合的に行っている。成績の総合評価は、S（秀）[100～90点]、A（優）[89～80点]、B（良）[79～70点]、C（可）[69～60点]、D（不可）[59点以下]の評語をもって判定し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格としている。

また、GPA 制度を導入しており、学生便覧等に成績評価基準を明示し、厳格な適用に努めている。GPA 制度は、学習や実習指導への活用、学業表彰対象者の選考や就職活動に際しての判断基準等にも用いている他、教員は学生の GPA データをもとに授業改善に役立っている。

シラバスについては、各科目において、科目名、授業形態、単位数、授業の目的（ねらい、到達目標）、授業の計画、学習形態、授業時間外の学修内容、テキスト、参考書、成績評価の方法、課題に関するフィードバックの方法、科目担当者の実務経験と科目との関連、質問への対応、科目と免許・資格の関連、その他（履修に当たっての注意事項等）を明示している。Web サイトにも公開しており、パソコン等から閲覧することができる。こども学科では、シラバスの他に「学習成果、ディプロマ・ポリシーとの関連を示したカリキュラムマップ」を用いて、学生が各科目とディプロマ・ポリシーとの関連を把握し、教育課程の全体像と学習の進め方の理解を深められるようにしている。

また、短期大学での学習に対応する基礎学習力を培うために、全学的に入学者対象の入学前学習支援プログラム（文章表現力、読解力の向上等）を実施している。さらに、こども学科では、音楽（ピアノ実技と音楽基礎知識）、絵本読書（こどもに読み聞かせしたい絵本や児童文学作品を探し、入学までに読んでおく）の課題を実施し、入学前から短期大学の授業に興味・関心をもち、入学後、スムーズに授業が受けられる取り組みを行っている。令和 5（2023）年度入学生からは「時事関連」として保育、教育、こどもに関するニュースの収集も課題に加えることとした。

令和 2（2020）年度より、コロナ禍のため、遠隔授業の対応が必要となり、本学で策定した危機管理行動指針と授業実施マニュアルにより、学事日程や授業計画、開講時期を再構築しながら、授業回数を確保し、教育内容の質の保証に努めた。また、使用教材や資料を自宅へ郵送したり、オンラインで受講するための環境が整っていない学生へは通信環境整備のための支援金の給付を行ったりするなど、学生の学びの支援を行った。令和 4（2022）年度は、学びの保障を第一に考え、対面授業で得られる学習効果を重視し、危機管理行動指針と授業実施マニュアルに基づきながら、感染防止対策に努め、可能な限り対面授業を基本として実施した。市中や学内の感染状況によっては、遠隔授業やハイブリッド授業を併用して実施した。市中の感染拡大の影響により、学外での実習は延期や日数変更などが発生し、予定通りに実施できなかったものもある。こども学科の教育実習や保育実習では、所定の日数を満たすことができなかつたり、代替施設を確保することができなかつたりした一部の学生は、文部科学省、厚生労働省の通達による特別措置（学内での代

替演習等)を実施し、学びの保障に努めた。

遠隔授業を行う場合は、主に Microsoft Teams や Forms、本学ポータルサイトを使用し、オンデマンド方式、テキスト方式、リアルタイム双方向方式で授業を展開し、課題の提示や回収等もオンライン上で行ってきた。授業内容に関する学生からの質問は、チャットやメール等でも受け付け、担当教員が丁寧に回答している。また、対面授業を行う場合も、Microsoft Teams や Forms、本学ポータルサイトを併用することで学習効果を高めている科目もある。令和 5 (2023) 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが 5 類に移行したこともあり、対面授業や従来の実習形式に戻して実施することとしている。

教育課程の見直しについては、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)とともに学科会議等で定期的に点検している。こども学科では、教育職員免許法改正に伴うカリキュラムの見直しを令和 2 (2020) 年度から令和 3 (2021) 年度にかけて行い、学科と教職センターで十分に精査した上で再課程認定を受けた。同時に、保育士養成課程のカリキュラムと各コースでの専門性をより高める学科推奨科目(コース専門科目「保育内容演習Ⅲ」、「小学校教育授業研究」等)の見直しも行い、令和 4 (2022) 年度入学生から新カリキュラムをスタートしている。また、令和 5 (2023) 年度以降の短期大学部の入学生はこども学科のみとなるため、「短大共通科目」の名称を「教養科目」に変更し 2 年間にわたるセミナー科目(「基礎教育セミナーⅠ・Ⅱ」「応用教育セミナーⅠ・Ⅱ」)の系列配置を整えた。

教育課程については、教育目的・目標の達成を図るべく、全教科目において、担当者が最終の評価、単位の取得状況ならびに単位認定方法の検証を行っている。加えて、学生による授業評価等、教育課程を検証する多様な機会を捉え、その結果をふまえて教育課程の改善に努めている。今後は、統合データベース Tableau(タブロー)を活用した学科全体としての全教科目における最終評価の割合、単位の取得状況等の分析に基づいたさらなる検証システムの構築を行う予定である。

**[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

各学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に、短大での学習への導入科目の配置を明記している。教養教育については、主に「短大共通科目」や一部の「コース共通科目」において、専門教育については「コース共通科目」及び「コース専門科目」において、主体的な学びを積み重ねていくことのできるカリキュラムを設定している。

教養教育については、具体的には必修科目である「基礎教育セミナーⅠ」（1年次前学期）において、本学の建学の精神や教育理念を理解し、社会人として求められる文章の読み方や書き方などの基礎的な表現力や健康な生活に向けたメンタルヘルスに関する知識を身に付けるように指導している。このほか、国際化・情報化の時代に対応すべく「英語コミュニケーションⅠ」、「外国の歴史と文化」、「情報機器操作Ⅰ」を短大共通科目に設定している。さらに、ライフデザイン学科では、コース共通科目で「英語コミュニケーションⅡ」、「韓国語」、「中国語」、「フランス語」等の外国語科目や、「情報機器操作Ⅱ」をはじめとする社会で活躍するための幅広い教養を身に付けることのできる科目を開設し、教養教育を学科の教育の5つの柱の一つに位置付けている。

専門教育についても各学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って設定し、教養教育と専門教育の関連については、各学科で作成しているカリキュラムマップに示している。学生および保護者が理解しやすいよう、カリキュラムマップは入学時に学生へ配布するほか、本学 Web サイトに掲載している。

教養教育の効果は、各科目の成績評価および授業改善アンケートで測定している。さらに、こども学科では学生が学期ごとに「各種評価関連表簿」を用いて自己点検を行っており、その中でも教養教育の効果測定している。

現在、学習成果をさらに可視化するため、統合データベース Tableau（タブロー）を導入し、入学から卒業までの情報を統合し、学習成果の分析を行う準備を進めている。

**〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

職業教育については、教育課程の内外両面で実施しており、全学の就職・進路支援を行うキャリア支援センターと学科が連携を図りながら進めている。

教育課程外の職業教育としては、入学時からキャリア形成がスタートしていることを意識付けるために、1年次4月の新入生オリエンテーションで、入学から卒業までの2年間の在学中のキャリア形成に関する就職ガイダンスを行っている。また、2年次4月の在学生オリエンテーションでも就職ガイダンスを行い、実習や就職活動に備えた内容の指導をしている。このように、2年間にわたり、定期的にキャリアガイダンスを開催したり、適

正検査を行って客観的に自己を見つめ直したりしながら、進路について考える機会を設けて、意識の向上を図っている。また、年間を通して、「就職活動対策セミナー」を開催し、内定に至るまで継続的に指導・支援を行っている。

ライフデザイン学科の学びの特色は、①自分の将来をデザインする、②自分の興味をデザインする、③自分の学びをデザインする、の3点を明示している。そして、「教養教育」「専門教育」「総合教育」「キャリア教育」「編入教育」を5つの柱としてユニット履修制を導入し、卒業後の進路に向けた指導を備えている。

また、1年次前学期から「キャリアデザイン」という科目を必修科目として設定し、入学当初から就業意識を高め、就職活動における必要な知識を習得すると共に、就職先企業研究や編入などの進路を考える機会を提供している。そして、それぞれの専門コースに準じた理論－演習－実践の教育を展開し、実践的スキルアップを図る機会を提供している。キャリアデザインコースでは、ビジネスワークショップ（仕入れ－販売－在庫管理－財務管理の一連を実践できる活きたビジネス教育の推進）の他、地域密着型インターンシップとして3週間の実習を行い、その後成果報告会を開催し、ビジネス教育の体制を整えている。ファッションコースでは、作品制作におけるスキルを日頃の授業により養成・向上させ、自ら制作した作品を着用して札幌市中央区にある本学の施設、札幌円山キャンパス多目的ホールで併設大学の芸術学科と合同でファッションショーを開催している。また、地域高齢者向けのウェディングドレスを制作し、高齢者向けウェディングファッションショーの開催や障がい者向けファッションの制作、ショーを開催するなど、ファッションを通じた地域課題貢献にも寄与している。舞台芸術コースでは、併設大学の芸術学科と合同で日頃の学習成果を年数回開催される舞台公演として発表している。学生はキャスト側とスタッフ側の両役割を経験することで、個々の責任を果たすことの重要性を学び、舞台を介した職業教育に取り組んでいる。

ライフデザイン学科は、専門性が明確なコース構成がされており、それぞれの学びの集大成と言える企画・イベント形式で開催し成果発表を実施している。そして、反省や改善点を検討し、次につなげている。また、専門教育科目についても科目ごとの効果測定および評価を実施し、改善へとつなげている。

令和4（2022）年度はコロナ禍のため、規模を縮小したのもあったが、仕入れ・販売実践やファッションショー、舞台公演等を開催し、学びの充実を図ることができた。令和5（2023）年度からは規模も戻し、従来どおりに実践できている。

こども学科では、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を養成する専門教育を短大共通科目、学科専門科目（コース共通科目、コース専門科目）のすべてで展開している。学科推奨科目としている2年次の「応用教育セミナーⅠ」と「応用教育セミナーⅡ」は、1年次の「基礎教育セミナーⅠ」及び「基礎教育セミナーⅡ」から段階的に学べる科目として計画しており、2年間の継続的な保育・教育に関する実践的活動を通して、社会人基礎力を育み、職業意識を高めている。専門の講師によるマナー講習会を開催し、日頃の生活態度を見直すと共に、基本的な挨拶や立ち居振る舞いなど、学外実習や就職活動においても必要となる、社会人としてのマナーを身に付けている。芸術鑑賞会等の行事の取り組みでは、感性を磨き、人生を豊かにするための心を育み、卒業後の進路や人生設計について考える力を身に付けるキャリア教育に取り組んでいる。また、保育コースでは、「幼児体育指導者検定

2級」、「幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級・1級」のいずれかの取得を位置付けており、教育コースでは「こども環境管理士2級」の取得を推奨している。さらに、「准学校心理士」の資格を目指すこともでき、これらの検定試験合格や認定資格取得に向けた学習は、保育者・教育者としての実践力を高め、子どもと関わる活躍の幅を広げる目的がある。

令和3（2021）年度以降の各種検定・資格の取得者数は、以下のとおりである。

○幼児体育指導者検定2級、幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級・1級、こども環境管理士2級の合格者数、准学校心理士の申請者数

	幼児体育 指導者検定 2級	リトミック 指導資格 2級	リトミック 指導資格 1級	こども 環境管理士 2級	准学校 心理士
令和3 (2021)年度	36人	27人	21人	3人	5人
令和4 (2022)年度	58人	6人	17人	3人	0人
令和5 (2023)年度	22人	10人	4人	8人	2人

(※資格により受験者数が異なるため取得者数の記述とし取得率は算出していない。)

職業教育の効果測定としては、保育士資格、幼稚園教諭2種免許状、小学校教諭2種免許状等の取得率とこれらの資格を活かした職種への就職状況を基に評価している。

令和3（2021）年度以降の保育士資格・教員免許の取得者数・取得率は、以下のとおりである。

○保育士資格、幼稚園教諭2種免許状、小学校教諭2種免許状の取得者数・取得率

(取得率は、保育士資格と幼稚園教諭2種免許状は全コース卒業生数で算出、小学校教諭2種免許状は教育コース卒業生数で算出)

	卒業生数		保育士資格	幼稚園教諭 2種免許状	小学校教諭 2種免許状
	保育コース	教育コース			
令和3 (2021)年度	保育コース	58人	79人 (89.8%)	82人 (93.2%)	26人 (92.9%)
	音楽コース	2人			
	教育コース	28人			
	計	88人			
令和4 (2022)年度	保育コース	68人	78人 (83.9%)	85人 (91.4%)	21人 (84.0%)
	教育コース	25人			
	計	93人			
令和5 (2023)年度	保育コース	52人	72人 (82.8%)	77人 (88.5%)	29人 (82.9%)
	教育コース	35人			
	計	87人			

また、就職先企業を対象としたアンケート調査及び卒業生を対象としたアンケート調査を全学的に行い、測定・評価を行っている。調査の結果はキャリア支援センターで分析し、その分析結果については、キャリア支援センター運営委員会や運営企画会議、学科会議を通して全学的に共有し、改善に向けて活用している。この調査結果は、併設の大学と合わせた全学的な集計であるため、より細かく分析するためには、学部や学科ごとに集計・分析ができる方法も今後検討していく必要がある。

こども学科では、前年度卒業生を対象とした「卒業生懇談会」を毎年10月頃に開催している。参加した卒業生から、短期大学での学びと卒業後の状況について（就業状況、仕事でやりがいを感じていることや困っていることなど）の聴取や、保育所や幼稚園等の園長先生の講演や教員との懇談を通して、卒業後のフォロー・アップを行っている。コロナ禍においては、対面で開催することが難しかったため、令和3（2021）年、令和4（2022）年は、Webによるアンケート調査を行い、回答に答える内容と激励のメッセージを動画配信した。アンケート結果は、学科会議を通して共有し、教育の改善に向けて活用している。令和5（2023）年度は、対面で開催し、保育・教育現場で数年勤務している本学卒業生の講演も入れ、交流を図るプログラムとした。

#### [区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と一体的、整合的に策定しており、学習成果が入学者受入れの方針に対応づけられている。

各学科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、「以下に示す資質、能力等を身につけた者を受け入れます」とした上で、入学前の学習成果を把握・評価を明示するために、学科ごとに具体的に明記している。

## 【本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）】

### 【ライフデザイン学科】

- (1) 高等学校の教育課程を修了し、高等学校卒業に相当する学力を身につけている。
- (2) 高等学校までの履修内容を通じて、聞く・話す・書くというコミュニケーション能力の基礎的な内容を身につけている。
- (3) キャリアデザイン・ファッション・舞台芸術のいずれかの専門分野に興味を持ち、修得した知識や経験を社会で役立てたいという意欲がある。
- (4) 他者の考えに耳を傾け、理解しようと努める態度を有している。
- (5) 自身の興味や考えを、論理的に考察し、他者に説明することができる。

### 【こども学科】

- (1) 高等学校の教育課程を修了し、高等学校卒業に相当する学力を身に付けている。
- (2) 論理的・社会的なものの見方・考え方ができる。
- (3) 保育者・教育者を目指す上で、保育、教育コースの専門的な分野に興味や関心を持っている。
- (4) 修得した知識や経験を保育・教育現場や社会で役立てたいという目的意識や意欲がある。
- (5) 自分の考えを論理的に考察し表現するなど、コミュニケーション能力を身に付けている。
- (6) 創造したり表現したりすることの技能が備わっている。

この入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、Web サイト、大学案内やアドミッションガイド、学生募集要項の中に明確に示し、受験者、保護者や高校の進路指導者に印刷物と Web サイトを通じて周知している。

入学者受入れの方針は、入学にあたって求める学習成果の把握と評価を明確に示している。本学では、この方針に基づき入学選抜を実施しており、受験者の学習成果を適正に判定し、入学者を選抜している。すべての入試で入学に当たって求める「学力の 3 要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協調性）」を受験者に明確に示し、それぞれの入試制度の特性に合わせて設定している。

入学選抜の方法は、①総合型選抜制度、②学校推薦型選抜制度（指定校推薦・一般推薦・指定スポーツ推薦）、③一般選抜制度（A 日程・B 日程）、④大学入学共通テスト利用選抜制度（A 方式・B 方式・C 方式）、⑤特別選抜制度（社会人・帰国子女・外国人留学生）を実施している。

- ① 総合型選抜制度は、入学希望者の将来の目標や学習に対する意欲、問題発見能力、応用力などを調査書、エントリーシート、課題（実技含む）、面談で評価する選抜方法である。総合型選抜制度のエントリー受付は 4 期に分けて行っている。希望者からのエントリー受付、次にエントリーシートを基にした希望学科の教員との 1 回の面談と課題を実施した後、出願案内通知を送付する。その後、願書を受付（専願）し、

本人の希望学科への適性を見極めながら、調査書・エントリーシート・課題・面談により判定し選抜している。

- ② 学校推薦型選抜制度は、本学が指定する高等学校または中等教育学校の生徒を対象とした指定校推薦、出身学校長から推薦された生徒を対象とする一般推薦、本学指定の部活動またはスポーツ競技団体に、高等学校在学時所属している生徒を対象とする指定スポーツ推薦がある。いずれも本学を専願とし、出身学校長から推薦された者としている。指定校推薦は提出書類（調査書・推薦書）と口頭試問・面接、一般推薦は提出書類（調査書・推薦書）と小論文・面接、指定スポーツ推薦は提出書類（調査書・推薦書・本学及び高校のクラブ顧問連名の推薦書）と口頭試問・面接により判定し選抜している。
- ③ 一般選抜制度は、A 日程を 2 月、B 日程を 3 月に実施し、調査書・記述課題（課題 1、2）・必須科目（「国語」、「図解」）により判定し選抜している。A 日程は選抜会場として、本学以外に 5 会場で実施している。
- ④ 大学入学共通テスト利用選抜制度は、A 方式・B 方式・C 方式を実施しており、いずれも大学入学共通テストの試験科目（「国語」、「選択 1 科目」）・調査書・記述課題（課題 1、2）の結果で判定し選抜している。
- ⑤ 特別選抜制度は、社会人特別選抜、帰国子女特別選抜および外国人留学生特別選抜とも、学校推薦型選抜制度と同一日程で実施している。募集人員はいずれも若干名で、出願書類と面接により選抜している。いずれも本学を専願する者としている。

ライフデザイン学科の総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の入学者選抜においては、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に対応して、教養教育、専門教育、総合教育、キャリア教育、編入教育を柱に幅広い教養と豊かな人間性を身に付ける目的意識や適性、基礎学力を重視して選抜してきた。

こども学科の総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の入学者選抜においては、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に対応して、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭としての目的意識や適性、基礎学力を重視して選抜している。

授業料、その他入学に必要な経費は大学案内、学生募集要項、Web サイトに明示し、さらに高校訪問、進学相談会、オープンキャンパスにおいても伝えている。

入試の専門部署としてアドミッションセンターを設置し、入試、学生募集に特化し学生の受け入れに対応できるよう体制を整備している。また、高校及び高校生、保護者とのパイプ的役割を担い、オープンキャンパスや平素の学科相談会など企画・運営を行い、参加者動員に貢献している。現在のコロナ禍にあっては、学科ごとの広報紙送付のほか、SNS などのインターネットを活用した情報発信をして、ネットワークを構築している。

受験の問い合わせ窓口はアドミッションセンターが行っているが、教育内容に対しての問い合わせは、学習支援オフィスが対応している。奨学金、その他学生生活に関する質問については学生生活支援オフィスが対応している。その他、質問内容に応じて各部署が対応している。

受験に関する問い合わせは、主に電話・メール・個別大学見学で対応している。その他、高校生、保護者などが来訪するオープンキャンパスでは学科相談、体験授業、各種相談（入試、奨学金、就職・教職、住居等）の時間を設け質問に応じている。このように、

様々な問い合わせに適切な対応を行っている。

高等学校関係者の意見は、アドミッションセンターが高校との連携を図るために情報収集している。アドミッションセンターでは、アドミッション・コーディネーターとして高等学校校長経験者を採用しており、高校訪問等で本学全体および各学科の情報を入手し共有している。また、毎年年度末に行っている連携協定校との情報交換会においても高等学校からの意見や要望を聴取している。これらを踏まえて入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）や入試制度等の在り方について検討をするなど改善に努めている。

#### **[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

#### **<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>**

本学の学習成果は、建学の精神、教育目的・目標のもと、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び各科目の到達目標として定めている（基準Ⅰ-B-2に記載）。各科目レベルではシラバスにおいて到達目標を示すほか、講義時には目標到達までの学習過程を具体的に説明し、指導を徹底している。

ライフデザイン学科では、学習成果の可視化の観点からファイル「キャリアデザイン」を活用して指導をしており、2年間の履修記録、資格取得及び資格に係る学び、地域活動、企業実習、就職活動などインデックスを付けて区分し、それぞれについて学生個々に自己管理できる体制を整えている。このファイルは、1年次前学期必修科目「キャリアデザイン」開講時に学生全員に配付し、学びの計画立てに役立てて、2年間にわたり高い学習意欲を維持できるよう意識付けている。令和元（2019）年度から、従来の「履修記録ノート」からファイル「キャリアデザイン」に変更したことにより、修学の見える化が実現し、学生個別課題によるキャリアプランニングを導入し、取り組み過程を指導する体制も整った。また、就職活動や地域活動、資格取得のための学びなど数値化できない活動実績も見える化を図ることにより、学生自身が達成度を確認することができると共に、明確な時系列を鑑みて指導する体制を整えた。

こども学科では、学習成果を明文化している（基準Ⅰ-B-2に記載）。学習成果は「各種評価関連表簿」の活用によって可視化しており（詳細は基準Ⅱ-A-7に記載）、2年間の修学により獲得可能なものとしている。「各種評価関連表簿」では、各科目とディプロマ・ポリシーの関連を明記することで、科目履修がどのような学力の習得につながるのか、学生が具体的に理解できるようにしている。これらの履修（単位修得）を積み重ねることで、保育コースでは保育士資格および幼稚園教諭2種免許状、教育コースではさらに小学校教諭2種免許状を取得できる教科科目の配置としている。各科目の履修（単位修得）に加え、保育者・教育者として求められる基本的な資質・能力の習得状況の測定、学習成果の達成度を測るルーブリック評価により、学習成果を測定可能なものとしている。

**【区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

**<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>**

学習成果の獲得状況は、GPA や単位取得状況、卒業要件達成状況、資格・免許等取得状況、進路状況、学外実習評価、就職先企業を対象としたアンケート、卒業生を対象としたアンケート等を活用して量的・質的に測定している。さらに、科目レベルでは、成績評価、学生による授業改善アンケート等を活用して学生の学習成果を測定するとともに、各科目担当教員が授業改善アンケートの結果をふまえて自己評価を行い、授業改善に努めている。

ライフデザイン学科では、ファイル「キャリアデザイン」を活用して、2年間の学びを記録・管理するシステムを導入している。このファイル「キャリアデザイン」は、履修記録、資格取得、資格講座受講歴、就職活動、地域活動などそれぞれ指定フォーマット化しており、学生による自己管理体系と指導教員による時系列を追った指導体系が整っている。また、ビジネス系の科目では、科目担当者の指導のもと学生個別・科目ごとの自己点検評価票を作成し、自らの講義態度・発言等について自己評価をするシステムを導入し、学生自身が自らを評価し、学習意欲向上に結びつけている。近年のコロナ禍においては、インターンシップをはじめ、外部連携による実習等は実現できなかったものがあるため、経験値を測ることは難しい状況となっているが、学内で対応できる演習・実習については、学生個々の評価はもちろん、学生自身も自らの行動で学びを体感でき、それらをキャリアデザインシートに記入していくことで、学びの足跡をつけることを可能とし、振り返りデータとして大いに活用している。

こども学科では、「各種評価関連表簿」を活用して学習成果の把握を行っている。学生は入学時にカリキュラムマップで卒業までの学習のプロセスを確認し、各学期の中間及び期末に学習・学生生活に関する自己点検（保育者・教育者としての基本的な資質・能力の到達状況、学習状況、今後の課題等）を行い、学期開始ごとに成績と GPA 及び単位修得状況の確認と目標設定を行っている。学生の学習の集積は科目ごとで実施され、その成果と振り返りは、成績確認の際に科目群ごとに行っている。また、各学年後学期には履修カルテによって教育職員に必要な資質・能力についての自己評価・教員評価を行い、各学年末には学習成果の達成度を点検するためのルーブリック評価（5つの実践力の習得度）を行っている。これらを「各種評価関連表簿」としてファイリングし、各学期中間期には担任による個人面談を実施して指導の機会を設け、学習状況の確認と学習成果の達成度を定期的に点検している。

学科ごとの大学編入学・留学率、就職率は、キャリア支援センターで集計している。また、在籍者及び卒業生状況は、学習支援オフィスで把握している。これらのデータは、各

種委員会や教授会等で報告され、全学的に情報を共有している。また、大学案内、キャリアパンフレット（こども学科）及び Web サイト等で学内外に公表している。オープンキャンパスや高校訪問等でも周知・報告を行っている。

卒業生や就職先企業への調査は、前年度の卒業生と就職先企業を対象にアンケートを実施している。また、こども学科でも卒業生に対して、短期大学での学びと卒業後の就業状況について調査を行っており、学習成果の獲得状況を調査し、学生指導やキャリア支援の参考にしている。

#### **【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

#### **<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>**

組織的な就職支援体制を推進するため、キャリア支援センターでは平成 30（2018）年度から併設する大学と併せ、全学的に卒業生及び就職先企業等へのアンケート調査を実施している。

令和 2（2020）年度卒業生の就職先企業へのアンケートは、卒業後約 1 年後に実施し、教育学習業、医療福祉業、サービス業等から回答（89 社／234 社、回答率 38%）を得ることができ、「対人対応能力（65.2%）」と「周囲との協調性（61.8%）」をかなり重視する傾向であることがわかった。また、職場での知識については、「チームの中で仕事を遂行する能力（55.1%）」や「礼儀・マナー（57.3%）」が求められ、総合的評価では「遅刻・欠勤をしない（69.7%）」、「期限を守って仕事を処理する（42.7%）」などが高い値を示していた。本学への要望等については、「優秀な方がたくさんいらっしゃり、大変ありがたく思います。今後も期待しております」、「貴学の学生を採用させていただきましたが、いつも明るく頑張っており、責任感も感じられ、採用してよかったですと感じています」と好評価がある一方で、「職業倫理、企業倫理、服務規程など基本的なことをしっかり理解させてほしい」との回答もあった。

令和 2（2020）年度卒業生へのアンケート（卒業約 1 年後に実施）からは、「実習科目での学び」、「学外実習科目での学び」、「自らすすんで挨拶をすることができる」、「自分の意見をわかりやすく伝えることができる」、「会話を通じて相手の意見を受け止めることができる」という学びや態度が重要であるとの回答を得た（101 人／504 人、回答率 20%）。また「環境・設備・制度について重要だと思うこと」については「奨学金・学費援助制度の充実」と「学費補助制度の充実」を重要視していた。

これらの調査結果を分析・検討し、オリエンテーション時のキャリア指導において学生に周知するなど学生のキャリア意識の向上に活かしている。また、得られた知見は運営委員会で共有し、学科報告事項として発信するとともに、全教員が学生支援に役立てられるように努めている。

こども学科においては、卒業生の進路先については 2 年次の実習指導（保育園、幼稚園、認定こども園、児童福祉士施設等への訪問や架電）の折に、就業状況等について聴取

し、就職指導等に反映している。また、学科教員のネットワークを活用し、施設や小学校の就業状況等についての把握に努めている。聴取した結果は、担当教員が学科会議で報告し共有するほか、キャリア支援センターに報告し、学習成果の点検や就職指導に活かしている。卒業生懇談会のヒアリング（アンケート）結果や卒業生から連絡が来た際に教員が現在の進路先からの評価について卒業生から聴取できることもある。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

現在実施している就職先企業を対象としたアンケート調査及び卒業生を対象としたアンケート調査は、併設の大学と合わせた全学的な集計であるため、本学卒業生の実態をより精密に分析するためには、学部や学科ごとの集計・分析ができる方法の検討が必要である。

令和 5（2023）年度入学生から募集を停止したライフデザイン学科では、令和 5（2023）年度以降も在籍する学生が目指す進路を達成できるまできめ細やかな指導を継続して行っていく。

こども学科では、学習成果の査定の一つとして「各種評価関連表簿」（学習・生活に関するチェック、履修状況管理等）を用いているが、現在の内容は、学習成果の自己点検に重点を置くことを目的として令和 4（2022）年度に改編したものである。この査定手法による自己点検の検証が今後の課題となる。

卒業後の評価については、現在行っている調査方法が妥当かを含め、今後の取組み方法を検討していく必要がある。就職先や学外実習施設からの情報聴取の機会を増やし、学習成果の点検の方策も含めて検討していきたい。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし。

## [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

### [区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
  - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に沿って、シラバスに授業概要（ねらい・到達目標など）、授業計画及び展開方法、成績評価方法を学生に示し、科目のねらいを達成させる努力をしている。成績評価については、明確な基準・規定とシラバスに示す成績評価方法に基づき、適切・公平に行っている。また、学習成果把握のために学生による自己評価や個人面談を行い、個々の学生に対し丁寧に相談やアドバイスを行っている。

教員は、本学の非常勤講師を含むすべての教員を対象とした全学的な授業評価として授業改善アンケートを実施しており、年 2 回評価機会を確保している。評価は、アンケート調査票への回答（5 段階評価法及び自由記述）によって行われ、その集計結果（各項目のデータと平均値・学生からのコメント）は教員へ返却される。授業評価結果は、各担当教員がその内容を真摯に受け止め、次回以降の授業改善のための資料・ヒントとして利用している。また、集計結果から見えてくる授業評価の傾向や特徴、学生の要望を、個々の教員レベルで把握するほか、科目担当者の打ち合わせや学科会議等で情報共有している。また、各学科におけるポートフォリオの点検等とあわせて、教育目的・教育目標の達成状況を把握・評価し、検討を重ねることで PDCA サイクルの体制を構築している。さらに、FD 講演会、FD 研修会、授業コンサルテーション等の機会を設定しており、各教員は授業改善に役立っている。こうした取り組みは、教員の授業を改善する意識の醸成とともに、授業方法を見直す好機となっている。

授業担当者間の意思疎通などは、定例の学科会議のほか、必要に応じて開催される打ち合わせにおいて、授業についての情報交換を行い、教員間の共通理解に努めている。

学生に対しての履修指導等は、各学期の開始前に学年ごとのオリエンテーションやクラス単位での個別指導を実施し、履修科目や資格取得のための科目選択、実習等についての指導助言を行っている。科目選択を学生が適切に判断して選択できるように、学生便覧の他、ライフデザイン学科ではファイル「キャリアデザイン」、こども学科では「各種評価関連表簿」等を使用して履修指導を行っている。また、こども学科では各科目と卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連を示し、学習成果を可視化しやすくしている。このように、学生の日々の学習を適切に支援することによって、学習成果の確実な獲得を目指している。

事務職員は「建学の精神」「教育理念」を理解し、それぞれが所属する部署の職務等を通じて学生が知識、スキル、態度等の学習成果を獲得できるよう支援している。学習支援、生活支援、FD 支援の重要な窓口となっている教育支援総合センターの各オフィスの所管業務は以下のとおりとなっている。学習支援オフィスでは入学前学習支援プログラムの運営、新入生学籍発生、前・後学期オリエンテーション準備、教科書販売準備、入学前既修得単位認定、単位互換派遣支援、履修登録、認定単位を所管し、学生生活支援オフィスでは奨学金業務、課外活動支援、国際交流関係業務等を所管している。また、FD 支援オフィスでは授業評価、FD（学生参加 FD 活動も含む）、ICT 支援等を所管している。

各オフィスの事務職員はそれぞれの一連の職務を通じて学生の学習成果を認識し、学科の教育目的・目標の達成状況の把握に努めている。また、履修及び卒業に関する支援の主たる業務は所管である学習支援オフィスが担うが、各オフィスでの窓口業務では、各学科の学習支援委員、学生生活支援委員、FD 支援委員及び指導教員との連携を密にして、学生に対する指導内容を共有している。加えて、Web を利用した事務システムの厳密かつ効果的な運用に努め、タイムリーに学生に情報伝達する工夫を行っている。

学生の成績記録は学生簿に記録しており、「文書取扱規程」の重要文書に当たると位置付け永久保存として学習支援オフィスで適切に保存管理している。開学当初から紙媒体の様式で保存してきたが、平成 21（2009）年度から教務事務システムを導入し従前の成績記録は PDF 化して保存し、以降の成績記録はデジタルデータで適切に保存管理している。

以上のような現状ではあるが、頻繁に学生と接する部署の事務職員と、学生と接する機会の少ない部署の事務職員とでは、認識の度合いに深淺が生じやすいため、学生と接触の少ない部署の事務職員については、学生に関わる行事やイベント等での運営やサポート業務に関わるなど、学生と接する部署の事務職員とは別の角度から支援することで、意識を共通にするよう努めている。

図書館は、専有面積 2,300.20 m<sup>2</sup>であり、座席は 298 席を有する。図書 226,658 冊、雑誌 2,727 種、視聴覚資料 11,132 点を所蔵し、電子ジャーナル契約種数は 6,631 種、新聞記事、文献検索等のデータベース契約種数は 10 種である。令和 5 (2023) 年度年間開館日数は 244 日、授業期間平日の開館時間は 8:45~19:00、土曜日の開館時間は 8:45~15:00 であった。

図書館内には、学習スペース「生涯学習サポート教室 (まなぼっと)」を設置し、大型タッチパネルディスプレイ 4 台、大型液晶ディスプレイ 1 台、プロジェクター 2 台、スクリーン 2 台、可動式テーブル 18 台、可動式椅子 36 脚等を設置し、アクティブ・ラーニングに対応できる環境を整備している。

このほか個人学習ゾーン (846.99 m<sup>2</sup>)、グループ学習ゾーン (246.61 m<sup>2</sup>)、ラーニング・コモンズ (178.88 m<sup>2</sup>) を確保し、学内 LAN 接続のパソコン 20 台及びプリンター 1 台のほか貸出用モバイルパソコン 20 台を備えている。遠隔授業の実施以降、学生個人が所有するパソコン等の持ち込み利用が増加しているが、図書館全館で無線 LAN (eduroam) が利用可能であり、充電が必要な場合はコンセントの使用を認めている。

シラバスに記載された教科書、参考書等を「科目関連図書コーナー」に集めて配架しているほか、資格関連図書、レポート・論文参考資料、基礎学力、CD、DVD 等のコーナーを設置している。

職員は、専任職員 3 人のほか契約職員 1 人、派遣職員 1 人の 5 人体制 (5 人全員が図書館司書資格を保有している) で、学習支援を行っている。

学生への学習支援として、新入生への図書館利用ガイダンスは、情報リテラシー教育支援を目的として全学共通科目「基礎教育セミナー I」内で実施している。コロナ禍以前は特別に研修を受けた学生スタッフの案内による館内ツアー形式で実施していたが、令和 2 (2020) 年度からの遠隔授業実施以降は、オンラインでの動画視聴と演習課題により実施している。情報検索ガイダンスは、学科やゼミごとに教員からの要請に応じて実施している。少人数の場合は、図書館内「生涯サポート教室 (まなぼっと)」で実施するほか、参加人数に応じて教室及びオンラインによる実施にも対応している。また、図書館外からの利用を支援するため、電子図書館機能の整備を実施してきた。本学図書館の Web サイトを窓口として文献複写申込、返却期限延長手続き、貸出中の資料への予約登録等各種サービスを受付可能としたほか、学生からの相談対応のため「図書館なんでも相談室」をオンラインで開設した。電子ブックについても購入数を増やし、令和 5 (2023) 年度までに 459 冊が利用可能となっている。

パソコンの利用については、情報処理教育を行っている教室の他に、自由に使用できる教室を用意し、図書館にも設置するなど学生が日頃から使用できるようにしている。情報処理演習室 (コンピュータ教室) は、授業で使用していない時間帯は自由に使用することができる。これらの管理と定期的なハードウェア、ソフトウェアの更新は、教育支援総合

センターFD 支援オフィスで行っている。また、教職員、学生からの日常の問い合わせ対応も行っている。なお、コロナ禍においては、学生ポータルサイトを利用した課題提出に加え、リモートワークシステム（Microsoft Teams）を利用した授業運営も行っている。

平成 24（2012）年度か LAN 環境の整備を行い、現在では 84 カ所の無線アクセスポイントを設置して全校舎で LAN 環境への接続を可能としている。

また、平成 26（2014）年度に学内メールをクラウドサービスの office365 に変更し、情報共有、SNS など最新のサービスも活用することができるようになった。

近年のコロナ禍を機に、教職員、学生共に ICT スキル、セキュリティに対する意識の向上が必要となり、令和 2（2020）年 12 月より、全教職員を対象にした ICT 相談会を開催している。令和 2（2020）年度は 50 回、令和 3（2021）年度は 152 回、令和 4（2022）年度は 84 回開催した。令和 5（2023）年度も継続して実施し、41 回開催した。

平成 23（2011）年度以降、学生 FD の組織化を行い、学生視点での FD 活動を取り入れることにより、本学の FD 活動の活性化を図っている。今後は、更なる ICT の知識向上、セキュリティ意識向上の取り組みを検討する必要がある。

#### [区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

本学では、合格者に対して、送付している入学手続要項に「誓約書」「学生個人票」「個人情報取扱いに関する同意書」の他、「学費等納付金の納付および納付期日」「入学式について」「入学後の学生生活について（入学後のスケジュール、教科書等の購入、通学、奨学金、学生教育研究災害傷害保険等）」を掲載している。同時に、「心身健康調査書」「合理

的配慮の申し出書」等の保健や支援に関する資料も送付しており、入学後の学生生活を安心して過ごせるよう情報を提供している。

また、入学手続者を対象に入学前学習支援プログラムを実施している。初年次教育と連動する内容の入学後の学び方を学習する課題に取組ませ、入学後の不安を取り除くようにしている。さらに、こども学科では、音楽（ピアノ実技と音楽基礎知識）、絵本読書（こどもに読み聞かせしたい絵本や児童文学作品を探し、入学までに読んでおく）等の課題を実施し、保育・教育に関わる授業への興味・関心を高めるようにしている。特にピアノについては、入学者の多くが初心者であるため、演奏するためのサポート資料を送付し、入学前に楽譜の読み方や指づかいに慣れるための課題を設定し、入学後のピアノ実技科目をスムーズに受講できるよう配慮している。令和 5（2023）年度入学生からは時事関連として、保育・教育・こどもに関するニュースの収集を加えている。ライフデザイン学科では、入学前講座を開講し、入学予定者と交流を図りながら、大学生活や授業に関する情報を提供する場を設けた。

入学者を含め全学生に対して学期の開始時期にオリエンテーションを実施し、各学科で履修科目選択に関するガイダンスを実施している。また、各種資格や免許状取得等に関しては、将来の就職に向けたキャリア形成を意図しながら、履修指導を丁寧に行っている。毎年度当初に学生便覧やシラバスを発行し、学生及び教職員に配付するとともに、本学 Web サイトにも公開している。学生便覧は当該年度入学生を対象とする内容のため卒業まで使用し、シラバスは当該年度開講授業を網羅した内容のため在学年次ごとに分冊して配付していたが、現在は Web 上での公開のみとしている。

基礎学力が不足する学生の対応については、図書館内に設置している生涯学習サポート教室（まなぼつと）を使用して「学習サポート教室」を開設している。今日的な課題や学生の多様なニーズに対応すべく、英語や数学、国語に関する基礎的な内容や就職試験対策、学習上の相談など多岐に渡る内容について指導している。

学習上の相談体制については、本学では担任制度をとっており、少人数によるきめ細かな指導を行っている。具体的には担任教員がオフィスアワーを設定し、教科担当教員や学習支援オフィス等とも連携を図りながら、学生の様々な問題に対する日常的な相談窓口として対応している。

進度の速い学生に対する学習上の配慮や学習支援については、こども学科の器楽科目（「こどもと器楽 I」等）のような実技科目において、一人ひとりのレベルと進度にあわせて個人レッスンを実施しているが、一部の科目での対応にとどまっている。

留学生の受け入れについては、平成 23（2011）年度人間総合学科入学の韓国・交流協定校交換留学生 1 名が平成 24（2012）年度まで在籍したが、以後、留学生は在籍していない。派遣については、平成 25（2013）年度及び平成 26（2014）年度に各 1 名の学生を、約 1 年間の交換留学生として韓国・交流協定校に派遣した。こちらも平成 27（2015）年以降の派遣実績はない。

学習成果の獲得状況を示す量的データは、出席率や各科目の成績等をもとに測定している。質的データは、各科目での提出課題や学生の自己点検評価等をもとに測定している。これらのデータを学科会議等において共有し、学習指導に役立て、学習支援方を点検している。

また、学習成果をさらに可視化するために、統合データベース Tableau（タブロー）を導入し、入試情報から進路についての情報を統合し、学習成果の分析を行う準備を進めている。

**[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

**<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>**

学生生活を支援するための組織は、教員の学務分掌として学生生活支援委員会が設置されている。委員会は併設する大学との合同組織として令和 5（2023）年度は、委員長 1 人と大学 2 学部 5 学科、短期大学部 2 学科から選出された委員と事務局の学生生活支援オフィス担当課長 1 人を加えた合計 11 人で構成している。学生生活支援は多岐にわたるため、三つの小委員会を設け担当を分担している。第一小委員会では、学生の生活環境、学内環境、厚生に関することや障がいのある学生のための学内生活環境整備、育英奨学、安全防災に関することを担当する。第二小委員会では、学生自治会、行事、集会及び掲示に関することを担当する。第三小委員会では、課外活動及びセミナー室（雅館）の運営を担当する。学生からの生活相談や賞罰、食生活支援、学生の厚生補導等に係る学則や諸規程の整備等、学生の関わる学外諸団体との連絡調整は全体で担当している。年度当初に前年度の実施状況を基に、年間計画を立案し実施している。

学生生活支援委員会は定例で月 1 回、緊急の課題が生じた時は臨時委員会を開催し、学生生活に関する諸問題を審議している。奨学生の選考、学内学生団体活動支援、SNS 及び

インターネット情報公開等の指導、試験時の不正行為防止等の学内外のルール指導を行っている。本学は自動車通学を認めていないが、私生活で自家用自動車を運転する学生もいることから運転事故防止と、日々の交通手段である自転車事故防止に力を入れ、オリエンテーション等で安全指導を行っている。また、違法薬物使用防止についてもオリエンテーション等で指導し、その重要性を意識付けている。

学生生活の安全を確保するために、学生生活支援委員と学生生活支援オフィス職員による情報交換を行っている。学生生活支援委員会で対応しきれない問題や全学に関わる問題が生じた場合は、教育支援総合センター会議での審議を仰いでいる。事務組織である学生生活支援オフィスは 6 人編成で、委員会で決定した事項の円滑な実施のため、学生への周知、教員への連絡を担っている。「何でも相談」窓口を通じて学生の多様な相談に応じ、適切な部署の紹介や教員への連絡をとる他、学生の生活安全を支援するために保健センターとも連携している。

令和 5 (2023) 年度の課外活動を行っている学内学生団体 (部活動・サークル活動) は体育系 36 団体、文化系 20 団体、合計 56 団体である。各団体は顧問、監督、コーチ等の指導の下、自主的な活動を展開している。学生団体の登録者数は、体育会系が短大 18 人、大学 747 人、文化系が短大 18 人、大学 346 人、合計 1,129 人で、在籍する学生全体の約 50% を占めている。いずれの団体も併設する大学に所属する学生と合同で活動している。各学生団体に対して設立・継続許可、部室貸与、指導者 (学外コーチ含む) の配置、学生遠征費の補助、指導者引率費支給の実施などを学生生活支援委員会が担当している。活動成績については、特に体育系では例年、全道大会優勝、全国大会及び国際大会出場など目覚ましい活躍を続けている部活動が多い。なお、課外活動中に怪我人が出て重篤な状態に至らないよう、保健センターやトレーナー部 (救急法救命員認定資格者) と連携し、AED 講習会や救急搬送方法の講習会を実施している。

学生自治会 (北翔大学学生自治会) は本学と併設大学の合同組織となっており、主な活動は、新入生歓迎会、大学祭、卒業生祝賀会などのイベントの企画、運営や補助金交付、近隣地域自治会の環境問題会議出席などである。自治会費は年額一人 5,000 円を徴収し、学生団体活動支援や自治会主催行事の運営費に充てている。大学祭については、学生が大学祭実行委員会を組織し展示、模擬店、演奏会やショー、体験会、花火大会などを企画運営している。各学科、センター教職員の参加に加え、近隣の地域自治会への呼びかけにより地域住民による出店もあり、地域住民との交流も図られている。学生生活支援委員会及び学生生活支援オフィスは、企画の段階から助言し町内会、保健所、警察署、消防署への手続き、当日は学内の巡回体制をとり参加者、学生が安全に楽しめるよう後方支援に努めているが、近年のコロナ禍の影響により、令和 2 (2020) 年度から中止が続いていた。令和 5 (2023) 年度は、未経験の新しい実行委員のもと、直前まで準備を進め 4 年振りに開催することができた。また、令和 4 (2022) 年度には、12 月に学生自治会と併設大学の学生が中心となり、学内でクリスマスイベント「HOKUSHO X'mas NIGHT ~ To a prosperous future ~ (豊かな未来へ)」を開催した。イルミネーションとプロジェクションマッピング、クリスマス装飾やステンドグラス、近隣の小学校やこども園の子どもたちが描いた絵の展示などを行った。令和 5 (2023) 年度もイルミネーションを施しキャンパスを地域にも公開し、多くの方々に楽しんでいただいた。

学生サービスの施設面としては、カフェテリア（食堂）や休憩できるホール、交流スペース“hug”等がある。カフェテリア（食堂）は PAL 棟 4 階と 5 階の 2 フロアに分かれて約 600 席あり、昼食時間以外でも休憩スペースとして学生に開放している。ホールは教員の研究室の近くにも配置され、学生と教員が日常的にコミュニケーションを図ることのできる環境となっている。売店では、学用品、食品、雑貨などを取り扱っている。さらに、学生全員に小型ロッカーを在学期間中、貸与している。

宿舎が必要な学生への支援については、単身用アパート、マンションを扱っている不動産会社と連携し、遠方からの入学予定者や在对学生に対し、大学付近の住居情報を提供している。

本学は、JR で札幌駅から約 15 分、札幌市営地下鉄東西線終点の新さっぽろ駅からバスで約 12 分という江別市文京台地区に所在しており、通学時間帯は便数も多く、通学のための交通の便は大変良い。また、駐輪場も整備されており、冬季以外は、いつでも利用可能である。

奨学制度については、「本学の建学の精神と教育理念を十分体得して、将来実社会で意欲的に活躍できる優秀な学生を確保することによって、本学のより一層の活性化を図るとともに、優れた学生であって経済的理由により修学が困難な者等に対して学生納付金等の減免等を行い、もって、学生の修学支援を目的とする」（北翔大学奨学規程第 2 条）という趣旨のもとで、出願時に募集する入学時成績優秀特待生、入学後に募集する成績優秀奨学生、修学支援奨学生、やる気チャレンジ奨学生、浅井淑子記念特別奨学生等、独自の各種奨学制度を設けている。このほか本学同窓会が設けている淑萃会奨学金がある。

学生の学業及び生活支援のため、保健センターでは学生の健康管理、特別な配慮や支援が必要な学生への学習支援及び生活支援のためのメンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。保健センターには常勤看護師の他、併設されている学生相談室や障がい学生支援室にも臨床心理士、精神保健福祉士等の資格を有する専門職員を配置し、学生生活の悩みや不安を抱える学生に対して、カウンセリングや学習支援を行っている。

学生の健康管理では、入学手続き段階で「心身健康調査書」の提出を求めている。障がいのある学生や学習において支援が必要な場合には、「障がい学生支援室」（平成 28（2016）年度設置）に申し出るよう案内をしており、ノートテイク（一部実技科目でも実施）や PC テイク、コミュニケーション支援アプリ活用を含めて合理的な配慮、支援を行っている。提出された情報は保健センターに保管され、入学前から配慮が必要な学生の支援につながるように各部署と連携する資料としている。また、入学時の情報は健康診断の実施結果と併せて、学生の健康サポートに利用している。校舎はスロープ、エレベーター、多目的トイレを整備しており、バリアフリーに対応している。対応状況については本学 Web サイトの障がい学生支援室ページや支援室横の専用掲示板にバリアフリーマップを掲示して示している。

学生生活に関しての学生の意見や要望の聴取については、本学は担任制を敷いており、聴取する窓口を明確化している。教員はオフィスアワーの時間や Teams のチャット等を活用して、学習相談や日常の学生生活の中での悩みや相談に対応している。また、隔年で学生の生活実態及び学生の要望等を把握するために本学と併設大学の在學生を対象とした学生生活調査を実施している。直近では、令和 5（2023）年度に実施し、コロナ禍後における

る学生の生活と健康状況を把握し、調査結果を基に学生生活支援委員会は関係部署と連携して改善に努めている。

留学生については、令和 5 (2023) 年度現在、在籍していない。

社会人学生が在籍している場合においても、一般学生と同様に指導をすると共に、社会人学生の特性・資質に合わせて個別に資格取得やステップアップした学びへと導いている。また、多様な状況、目的で入学する学生への対応として、在籍期間を 3 年または 4 年とする長期履修制度を導入している。制度の詳細は「長期履修規程」に定めている。申請は出願時の他、一定の条件のもと入学後にも対応している。また、長期履修学生に対しては、履修期間の短縮または取りやめも認めている。

社会的な活動及び課外活動、学業成績において精励し、本学の建学の精神と教育理念を十分体得して、課外活動の振興に功績をあげた学生や優秀な成果を修めた学生及び学生団体に対しては、本学「学生表彰規程」に則り、毎年表彰を行い、卒業年次生については卒業式で表彰し公表している。

#### [区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学では、学生の就職支援の実務を担当するキャリア支援センターと、センターの運営方針等を検討するキャリア支援センター運営委員会を中心に、教職員が一丸となって学生の就職・進路の支援を行い、学生の個々の事情に合わせた対応に努めている。

また、職員がキャリア教育や就労支援などの研修会に参加し、学生に多くの情報を提供しサポートできるよう職員の資質向上に取り組んでいる。

キャリア支援センターは、センター長（運営委員会委員長を兼務）、副センター長（運営委員会副委員長を兼務）を中心として、事務職員 6 人の計 8 人で構成している。キャリア支援センター運営委員会は、センター長、副センター長の他、本学及び併設大学の教員 5 人、担当課長の合計 8 人構成となっている。運営委員会は隔月 1 回の定例開催のほか、必要に応じて臨時会議も開催している。センター各業務に関連して、学生の状況に合った就職支援のあり方について定期的に検討を行っている。

キャリア支援センターには、学生用のパソコン 6 台を設置、リクナビやマイナビ等の就職情報サイトの活用や企業 Web サイトの閲覧をはじめ、オンラインによる説明会や面接試験等にも対応できるよう通信環境を整えている。加えて、ワード、エクセル、パワーポイントなどのソフトも自由に使うことができ、学生のエントリーシート作成、就職試験におけるプレゼンテーション資料の作成が効果的に行えるようにしている。求人情報は複数の

ファイルに整理されており、自由に閲覧できる。さらに、学生ポータルサイトを通じて学外でも求人等の情報を確認できる環境も整えている。具体的には、「求人企業情報検索」、「企業情報検索」、「イベント・説明会情報検索」、「インターンシップ情報検索」「就職活動の報告検索（先輩たちの受験記録）」をマニュアル化し、利便性を高めた。また、教員にも適宜求人情報を提供し、学生への周知の強化を図っている。

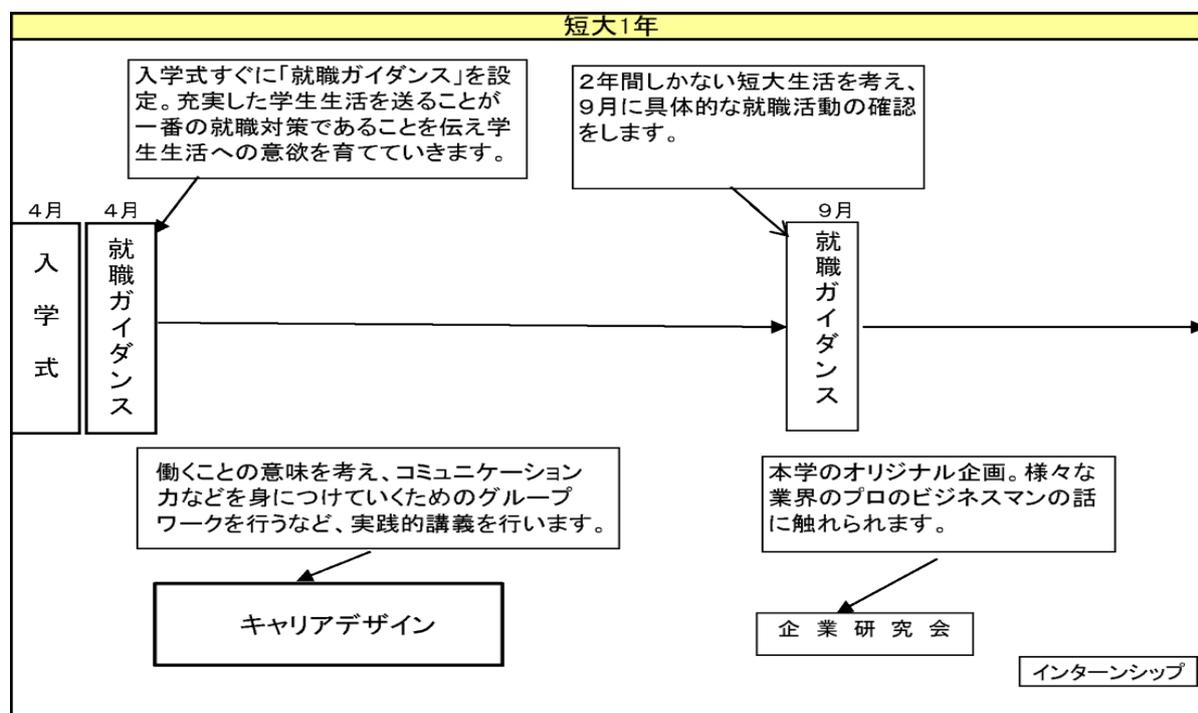
求人票の他、一般企業、幼稚園、保育園、福祉施設のパフレット等の資料、日本経済新聞をはじめとする新聞、就職四季報などの就職情報、就職関連図書を学生がいつでも自由に閲覧できるスペースに備え付けている。特に、一般常識や SPI3 等の適性検査、エントリーシート、小論文対策等の就職関連参考図書を多数取り揃え、学生に貸し出している。

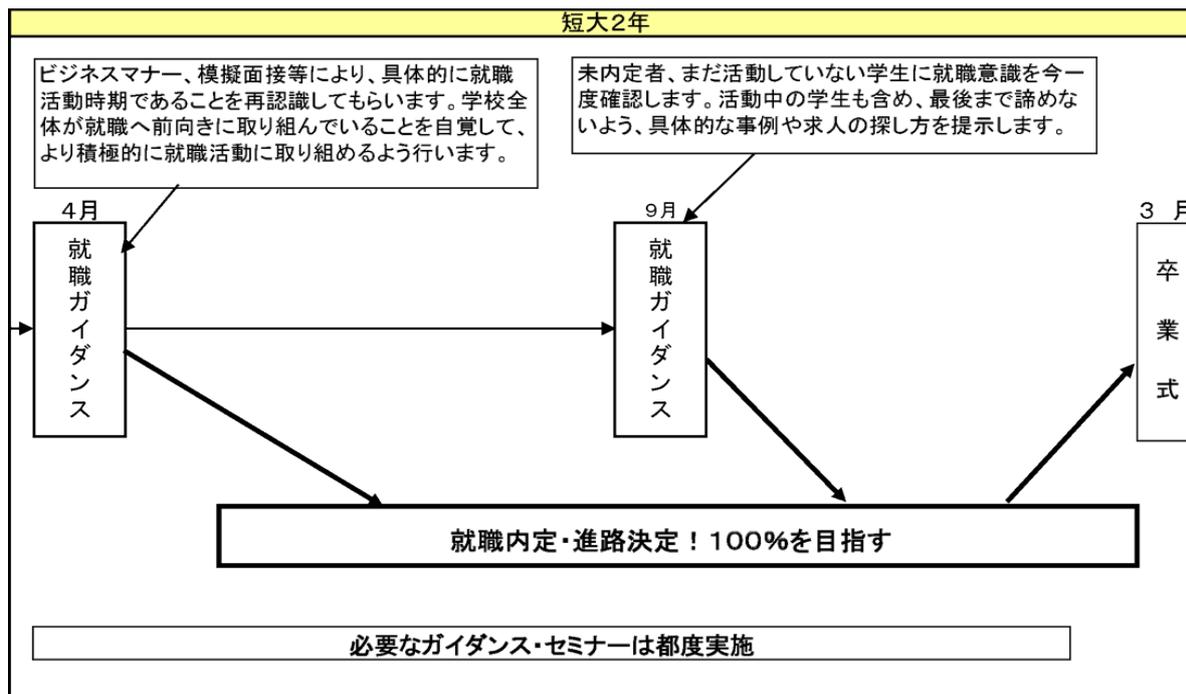
学生がいつでも就職に関する相談ができるよう、キャリア支援センターの職員は、日頃より情報収集に努め、学生を支援するための自身のスキルアップを図ると共に、職員間での情報共有を密に行いながら、学生によりの確なサポートができるよう努めている。

就職のための資格取得に関しては、こども学科では、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等の資格を活かした専門職を目指す学生が多く、カリキュラム全体がそれらの職において活躍できるものとなっている。特に、実習や実習指導においては、就職へ向けて多くの気づきを発見でき、就職意欲の醸成の場となっている。ライフデザイン学科でもインターンシップを授業科目として実施しており、参加学生の就職に対する意識の向上が見られることはもちろんのこと、他の学生への波及効果も見られる。

学生の就職・進路決定に向けて、各種の就職ガイダンス、就職活動セミナー、学内企業研究会、学内単独企業説明会等を計画的に実施している。

＜北翔大学短期大学部 就職指導、キャリア支援＞





日常的な就職指導（1年次より進路相談は勿論、面接の練習など実践的な要望もお受けします。就職活動時期より具体的な就職活動の相談、模擬面接等）

※民間企業においては、1年次の3月から企業の広報活動開始、2年の6月から面接などの選考開始となります。福祉施設や幼稚園・保育園の選考のピークは2年の9月～12月となります。但し、この分野も年々早期化しています。

また、個別面談による就職・進路相談、履歴書・エントリーシート添削、面接練習を行っている。学生がポータルサイト内の進路希望・求職登録に入力した希望職種等の情報を基に、運営委員を中心とする各教員と密に連絡を取り合いながら、個々の学生に合った就職指導、キャリア支援を心がけている。加えて、学科教員による応募書類の書き方や面接の指導も実施しており、複合的な就職支援を行っている。

卒業年度生の進路状況（就職・進学）については、各学科で情報を収集し、キャリア支援センターで集約している。毎年3月の卒業時には最終進路調査を実施し、卒業生の最終進路を把握するとともに、卒業後のキャリア支援の際の参考資料としている。4月以降に進路が決定する者については、進路決定に至るまで継続して支援し、最終進路決定率の向上に努めている。各学科の就職率・進路決定率及び進路先は定期的に委員会や学科会議で報告され、年度内及び次年度の進路指導に活用している。

令和5（2023）年度卒業生の就職率、進学率、進路決定率は、以下のとおりである。

	就職率	進学率	進路決定率 (就職・進学)
ライフデザイン学科	91.7%	—	91.7%
こども学科	98.7%	100.0%	98.8%

### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生相談室で、コロナ禍に対応して相談ツールを対面面接以外にも拡充（Teams ビデオ面接、メール、電話相談）したところ、相談を希望する学生数が増加してきており、学生相談室の相談枠の拡充や医療機関へのスムーズな連携が課題である。障がい学生支援室においても、支援を要する学生のニーズが多様化・複雑化しており、専門的な支援の重要性が増している。保健センター専門職員と他部署（学科、学習支援オフィス、キャリア支援センター等）との連携した支援体制の整備・充実が今後の課題と考えている。

コロナ禍を機に、教職員、学生共に ICT スキル向上の必要性が高まり、学習機会の設定も必要と考えている。また、学生のニーズが多様化してきていることから「学習サポート教室」の指導内容等について、講師陣と密接な連携を図りながら日常的に検証、検討していく必要がある。

### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし。

### <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価における行動計画の実施状況は以下のとおりである。

(1) 「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）と一貫性のあるポリシーへの見直しを図るとともに、今後も定期的に点検する。

##### <実施状況>

先述のとおり、両学科の三つの方針については、建学の精神、教育理念、短期大学部の教育目的・目標を踏まえ見直しを行い、平成 28（2016）年に現在の一貫性のある三つの方針を策定した。これまでも時代や社会の要請に合わせ、且つ学習成果の測定を継続するなど不断の点検を行ってきた。

(2) センター間での連携の強化、緊密化を図るとともに、平成 28（2016）年度内には実効的な SD 活動推進のための規程整備を行い、短期大学運営の効率化、水準の向上に努める。

##### <実施状況>

平成 28（2016）年度の大学設置基準等の改正に伴う SD の義務化に合わせて、本学においても「北翔大学 SD 規程」を策定し、平成 29（2017）年 4 月から施行している。令和 4（2022）年度と令和 5（2023）年度は、理事を含む全教職員を対象に、学外から講師を招聘した講演や、学内の情報スタジオの利活用説明会などの SD 研修会を実施した。

## 【学則】

(教育研究活動等の適切かつ効果的な運営のための研修)

第 7 条の 2 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させるための研修（スタッフ・ディベロップメント（SD）、第 40 条の 3 に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 前項の研修の実施に関し必要な事項は、北翔大学 SD 規定に定める。

(3) 奨学制度を充実させ学生生活を継続できる支援体制を検討する。

〈実施状況〉

奨学制度については、先述のとおり、出願時または入学後に募集する制度を整えており、毎年多くの学生が申請している。近年は、文部科学省の高等教育の就学支援新制度の実施等により、各種制度の申請者に偏りが生じているため、改正や新規の制度についての検討を重ね、学生生活を継続できる支援体制の強化に努めている。令和 5（2023）年度から、在学生がチャレンジする活動において、その活動が達成された者、または、その活動が本学の名誉を高め、学生に希望と勇気を与えたと認められた者を対象とした「やる気チャレンジ奨学生」を新設した。

(4) 学科とキャリア支援センターの連携により高い就職率の維持に努める。

〈実施状況〉

短期大学は 2 年間という修学期間のため、入学式翌日にキャリア支援センター職員による就職ガイダンスを行うなど、1 年次から就職を意識させる指導と支援の体制を整えている。また、ポータルサイトを活用した支援も行っており、学外からでも求人票を閲覧することができる。さらに、学生がポータルサイト内にある進路希望・求職登録に入力した希望職種等の情報を担任とキャリア支援センターで共有し、早い時期から両方で手厚い支援と指導を行い、高い就職率の維持に努めている。

過去 3 年間（令和 3（2021）～令和 5（2023）年度）の就職率は以下のとおりである（いずれの年度も翌年 5 月 1 日時点の就職率）。

	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）年度	令和 5（2023）年度
ライフデザイン学科	80.0%	88.9%	91.7%
こども学科	100.0%	100.0%	98.7%

例年、ライフデザイン学科の学生は、総合職、販売職、サービス職、営業職等、金融機関やアパレルなど多様な職業に就いており、こども学科の学生は約 9 割が保育・幼児教育、小学校教諭として就職している。なお、卒業までに就職先が決定しなかった学生については、卒業後も希望進路にあわせた支援を引き続き行っている。

(5) 高校生に対してより確かな情報を提供するため、各学科とアドミッションセンターの連携をより強いものにする。

〈実施状況〉

学生募集や入試に関わる内容、オープンキャンパス、出張講義、進学相談会等における、高校生に対して提供する情報については、学科とアドミッションセンターで共有しており、学科の情報を詳細に伝えられるようにしている。さらに、こども学科では、アドミッションセンターと連携し、学科独自のパンフレット作成、進学体験イベントの実施、出張学科体験イベント等の新たな取り組みも独自に行っている。

#### **(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

学習成果の測定の精度を高めるために、統合データベース Tableau（タブロー）と各学科のポートフォリオを連動させる方策を検討する。

進路先からの評価については、各学科とキャリア支援センターの連携を強化し、アンケートや情報聴取の実施内容や方法についての検討を進める。

学生のニーズが多様化・複雑化していることから、学生相談にかかる件は保健センター専門職員と学科や関係部署との連携支援の状況を点検・評価し、整備・充実を図っていく。学習相談にかかる件は「学習サポート教室」の講師陣と学習支援オフィス、学科が連携を図りながら個々の学生のニーズや指導内容等について日常的に検証、検討を行い、支援の充実に努めていく。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

### [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

#### [区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

#### <区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイに定める学科の種類に応じて定める専任教員数は、こども学科で 10 人である。また、同設置基準別表第 1 のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数は 4 人となっている。合わせた設置基準上の教員数は 14 人である（ライフデザイン学科は令和 5（2023）年度より募集停止）。

本学の専任教員の現況は、募集停止中のライフデザイン学科に 1 人、こども学科に 14 人を配置している。こども学科は、設置基準及び教職課程等の配置基準を満たしており、学生が学習成果を獲得できるための教育を実践し得る教員編成としている。ライフデザイン学科では 1 名の専任教員を置き、在籍するすべての学生が卒業、進路決定に至るまで一人ひとりに応じた細やかな指導・支援を行っていく。また、非常勤教員については、ライフデザイン学科 18 人、こども学科 11 人、両学科を合計して実人数は 29 人であるが、毎年度、短期大学設置基準の規定を準用して人事委員会及び常勤理事会を経て選考・決定し、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき適任者を適正に配置している。

一方、専任教員の真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等の資格と資質を明らかにする個人調書については、研究業績管理システムを利用してそれぞれの教員が個人調書及び教育研究業績書を適宜更新することで最新のデータで整理できている。

これら専任教員の学位や教育実績、研究業績等は本学 Web サイトにおいて顔写真とともに専門分野や研究テーマ、所属学会等とともに公表している。

教員の採用については、以下の規程に基づいて行っている。

- ・「学校法人北翔大学就業規則」
- ・「北翔大学短期大学部教育職員任用規程」
- ・「北翔大学短期大学部教育職員の採用及び昇任の選考に関する申し合せ」
- ・「北翔大学・北翔大学短期大学部教育職員の任期に関する規程」
- ・「北翔大学特別任用教育職員に関する規程」
- ・「北翔大学・北翔大学短期大学部外国人教育職員任用基準」

採用に際しては、毎年度、各学科から人事委員会に教員編成計画が提出され、審議を経て学長から常勤理事会に付される。編成計画承認後、公募を行い当該学科において採用候補者の選定を行う。採用候補者については人事委員会で判定し、当該専門分野の専任教員が参加する模擬授業及び学長、副学長、学科長、事務局長等による面接を行い、人事委員会の最終審議を経て常勤理事会に付議され、採用を決定している。なお、本学では助手やTA等の補助教員の採用は行っていない。

昇任については、「教育職員の採用及び昇任の選考に関する申し合せ」に基づき、学科の選考委員会から昇任候補者が推薦され、人事委員会の審議を経て、学長が教育職員の昇任・昇格について常勤理事会に諮り理事長が決定している。

**[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

**<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>**

専任教員の研究活動については、各教員の専門分野に関する学会や団体に所属し研究活動を行っている。専任教員は、その成果を学科の目的達成や学生の学習成果獲得につながるよう教育並びに学生指導等において学生に還元している。研究活動の実績は、顔写真とともに専門分野、研究テーマ、所属学会のほか、著書論文作品等を本学 Web サイトにおいて公表している。

科学研究費補助金等の外部研究費の獲得に関しては、科学研究費助成事業に 4 人の教員が応募し、内 1 人が採択された（令和 4（2022）年度若手研究）。令和 5（2023）年度も 3 人が申請（基盤 C・変革領域 A／不採択）しており、今後も申請人数の増員及び各種資金獲得に向けた支援の充実を図り、外部資金獲得に努めていく。加えて、江別市大学連携調査研究事業補助金において、令和 3（2021）年度は全 6 件中本学が 1 件（他併設大学で 2 件）、令和 4（2022）年度は全 7 件中本学が 2 件（他併設大学で 1 件）、令和 5（2023）年度は全 9 件中本学が 1 件（他併設大学で 4 件）採択されている。

研究活動に関する規程は、「北翔大学個人研究費規程」「北翔大学特別研究費規程」「北翔大学北方圏学術情報センター規程」「北方圏学術情報センター研究規程」「北翔大学北方圏生涯スポーツ研究所規程」「北翔大学公的研究資金等取扱規程」及びこれらに付随する規程として整備し、適正な管理・運営に努め、研究活動における不正行為の防止にも取り組んでいる。一方で、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は未整備の状況にある。

研究倫理を遵守する取り組みとして、毎年、コンプライアンス（研究倫理分野）研修を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での研修会開催が難しい状況であるが、オンデマンドによる Web 研修に切り換え、研修機会の確保に努めている。この研修は全教職員を対象として、100%の受講を目指している（令和 4（2022）年度受講率 95.1% 令和 5（2023）年度受講率 100%）。その他、科学研究費補助金の申請者に義務付けられている日本学術振興会の研究倫理 e ラーニング（eL CoRE）の受講を、全教員と研究支援関連部署（総務課・財務会計課）の担当事務職員及び管理責任者（事務局長・総務部長）にも義務付けし、研究倫理に対する意識の統一と向上を図っている。

専任教員の研究成果を発表する機会は、「北翔大学研究紀要編集規程」に基づき、北翔大学短期大学部研究紀要を毎年発刊し、令和 5（2023）年度で第 62 号を数える。

加えて、併設大学に附置されている北方圏学術情報センターの研究機関の研究員として、短期大学部教員が共同研究に取り組んでおり、センターが実施する研究会、シンポジウムや、刊行する叢書、研究年報など研究成果を発表する機会が確保されている。

北方圏学術情報センターでは年 1 回開催の「研究成果報告会」においてパネル展示、市民講座、シンポジウム等で研究成果を一般公開しており、その告知は本学 Web サイト、北方圏学術情報センター近隣住民への新聞折り込み広告、北方圏学術情報センター研究員の関係者へのメール配信、道内の新聞社等のマスメディアへのリリースにより行っている。

本学が発行する研究紀要・年報等は、本学の学術機関リポジトリ「北翔大学学術リポジトリ」において電子的に保管し、インターネット上で公開している。同リポジトリは「北翔大学学術リポジトリ運用指針」に基づき、科学研究費補助金等公的資金による研究成果物のオープンアクセス化にも活用可能である。

専任教員の研究室等については、教員 1 人に 1 室の個人研究室を割り当てている。また、学内の研究環境としては、短期大学部共同研究室（162.00 m<sup>2</sup>）が設置されているほか、併設大学に附置されている北方圏学術情報センター（8,689.43 m<sup>2</sup>）、北方圏生涯スポーツ研究所（11,603.95 m<sup>2</sup>）の 2 つの研究機関及び施設を有している。

専任教員の研究、研修を行う時間として、「学校法人北翔大学就業規則」「北翔大学・北翔大学短期大学部教育職員の服務に関する内規」に基づいて研修日（週 1 回（特定曜日））を確保しているほか、授業、学務に支障のない範囲で学外での研究活動も可能としている。

また、年末年始、夏・冬・春の休業日は研究等に集中して取り組むことができる状況にある。

FD 活動に関する規程は、平成 16（2004）年に授業の内容及び方法の改善を目的として「北翔大学 FD 規程」を制定し現在に至っている。また、FD 活動については、FD 支援委員会及び FD 支援オフィスを中心に、FD ネットワーク“つばさ”の活動や学生 FD 活動を含めて年間スケジュールを基に実施している。授業評価アンケートは、FD ネットワーク“つばさ”の共通フレームを利用し、その結果は“つばさ”の年報で全国に公表している。統一のフレームを使用することでネットワーク加盟の他大学との比較ができるようになっており、授業・研究方法の改善に向けた参考データとして活用している。

平成 21（2009）年度に設置した教育支援総合センターには 3 つのオフィスを置き、学習支援、学生生活支援のほかメンタルヘルスの支援を含めた対応等について、教育支援総合センター会議で関係部署・機関と連携、協議するほか教員と事務職員との緊密な連携を図っている。

#### 〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織及び事務職員の職制と職務については「学校法人北翔大学管理運営規程」に規定し、また、各部署の分掌は「学校法人北翔大学事務分掌規程」に規定して事務局長以下の事務組織の責任体制を明確にしている。事務職員は各々、業務を円滑に遂行するための知識の習得に努め支障なく業務を遂行しており専門的な職能を有していると評価している。

職員の配置については、個々の適性や能力等を考慮して担当部署に配置しており、人事異動は経験年数等も考慮して適宜行い、個々の職員の能力や適性を十分発揮できるよう努めている。

事務関係の諸規程は、「学校法人北翔大学事務分掌規程」「学校法人北翔大学諸規則に関する規程」「学校法人北翔大学文書取扱規程」、「学校法人北翔大学公印規程」「学校法人北翔大学決裁規程」「学校法人北翔大学経理規程」「学校法人北翔大学資金運用規程」「学校法人北翔大学固定資産及び物品管理規程」「学校法人北翔大学予算管理規程」「学校法人北翔大学工事等契約に関する規程」に「学校法人北翔大学補助金等取扱規程」「北翔大学公的研究資金等取扱規程」等、不足なく整備しており、業務遂行上の根拠として活用している。

規定に適った業務の遂行や統制がなされているかは、監査計画に基づき計画的に内部監査が実施され、確認、状況に応じた指導を通して適切な業務の遂行が確認されている。

事務部署は、学生の学習や生活に関する窓口を集約する等、学生や受験生、地域の方々の利便性を考慮した配置としている。また、FD 支援オフィスが情報・ICT 業務を所管しており、事務職員 1 人に 1 台貸与しているパソコンを含め学内のセキュリティ対策やネットワークの保守管理をはじめ、学内の ICT 関連の整備や要望に対応している。

SD 活動では、FD 研修と合わせた FD/SD 研修や学外団体が主催する職制別研修会や職務別研修会等に参加して資質の向上やスキルアップを図ってきた。令和 2 (2020) 年度以降はオンライン形式の研修が多くなったことから、事務局長や部課長が研修内容と職員を照らし合わせて検討しこれまでよりも多くの職員が研修を経験できる状況になった。SD 規程は平成 28 (2016) 年度に整備し (平成 29 (2017) 年 4 月 1 日から施行)、「職員とは、本学に常時勤務する専任の教育職員、事務職員及び技術職員をいう」と教育職員も対象とすることを明記した。令和元 (2019) 年 8 月には、令和 3 (2021) 年度から始まる第 4 期中期計画の検討に入ることから、本学が置かれている現状を知り、未来の北翔大学のために何をしなければならないかを考える機会とすべく 4 人の外部講師による 2 日間の SD 研修を実施した。概要は以下のとおりである。

第 1 講演	テーマ：未来に消えていそうな大学 ～ダメな大学の学内雰囲気と学外評判 講 師：石渡嶺司氏 (ジャーナリスト)
第 2 講演	テーマ：予備校だから知る、高校生・高校から見た北翔大学と本音 受験生・高校生は北翔大学をどのように見て、考えているのか 講 師：高縁博氏 (学校法人クラズユニック経営者)
第 3 講演	テーマ：大手大学周辺校・地方大学の生き残り戦略 関東大手大学の周辺大学・地方大学の成功例 講 師：安田賢治氏 (大学講師 / (株) 大学通信)
第 4 講演	テーマ：大学広報とブランディング マーケティング結果からみる北翔大学と広報 講 師：石塚秀樹氏 (プランナー / 広告社 (株)) ※第 4 講演ののち、石塚講師と 15 人の教職員でディスカッション

また、令和 4 年 (2022) 年 8 月には、教職員一人ひとりが連携し協働できるチーム力を持つことの重要性を再確認するための機会として 2 人の外部講師による研修を実施した。概要は以下のとおりである。

第 1 講演	テーマ：「選ばれ続ける必然」を作り出すブランディングの進め方 講 師：佐藤圭一氏 (コンサルタント)
第 2 講演 第 3 講演	テーマ：組織としての統制・チーム力 テーマ：これからの大学に必要な人材育成 講 師：大野康人氏 (流通科学大学事務局長・理事)

令和 5 (2023) 年度は、新任教員対象の本学の沿革と大学を取り巻く状況を理解する研修、学修成果可視化とアセスメント・ポリシー策定にあたっての研修、全教職員の合理的配慮及び生涯学生支援に関する内容についての共通認識を図る研修を実施した。概要は以下のとおりである。

第 1 講演	<p>テーマ：本学の沿革と大学を取り巻く状況</p> <p>講師：教育支援総合センター長 松澤 衛教授</p>
第 2 講演	<p>テーマ：本学の教育課程と授業などについて</p> <p>講師：学習支援オフィス長 新川 貴紀准教授</p>
第 3 講演	<p>テーマ：本学 FD 活動について</p> <p>講師：教育支援総合センター長 松澤 衛教授</p>
第 4 講演	<p>テーマ：1. 学修成果可視化が求められる背景</p> <p>2. 他大学での学修成果可視化</p> <p>3. アセスメント・ポリシー策定に向けて他</p> <p>講師：(株) リアセック</p>
第 5 講演	<p>テーマ：・障がいの社会モデル</p> <p>・改正障害者差別解消法 (してはいけないこと、しなければならないこと)</p> <p>・本学の取り組み状況及び課題 ・事例紹介</p> <p>講師：障がい学生支援室 飯竹コーディネーター</p>

このほか、SD 活動の一環として年 1 回教授会前に時間を設定して教職員に次年度の事業（運営）方針並びに予算編成方針についての説明、前年度決算についての報告を行い、本学の現状を共有している。事務職員においては、本人の意向を確認した上で令和 3 (2021) 年度から経験年数の短い若手職員を対象に所属部署以外での業務経験を 1 回 3 日間程度経験させる学内インターンシップを試行的に実施している。個々の職員のスキルアップはもちろん、実務をとおして広く大学運営業務を理解することで所属部署を超えた職員間連携をスムーズに進め効果的・効率的な業務遂行につながることを目指している。令和 5 (2023) 年度は、8 回実施し合計 8 人が経験している

学生の学習成果獲得の向上を目的として平成 26 (2014) 年に設置した教育支援総合センターは、学習支援オフィス、学生生活支援オフィスと FD 支援オフィスの 3 つのオフィスからなり、キャリア支援センターやアドミッションセンター、教職センター、保健センターに地域連携センターも加えた教育支援総合センター会議で審議や意見交換を行い、連携を図りながら学生の学習成果獲得の向上や支援に取り組むとともに、令和 4 (2022) 年度には「学修成果の可視化に関するプロジェクトチーム」を発足し、システムの導入やデータの確認作業を行っている。令和 5 (2023) 年度の現状は、学修成果の把握や可視化に係る意義・方法等の課題について審議し、情報の共有をはかるため、教育支援総合センター会議に「学修成果の可視化検討委員会」を設置した。当委員会、学習支援委員会、並びに学部・学科での検討を経て、学修成果を評価・測定するための「北翔大学・北翔大学短期大学部アセスメント・ポリシー」を制定した。また、実際に学科別 GPA 分布や高校評定平均・GPA 相関等の分析を進めた。

また、心身面で配慮や支援の必要な学生に対しては保健センター、学生相談室及び障がい学生支援室が連携、情報を共有して教員と協力しながらその支援に当たっている。

現在、教職員は、ポータルサイト（Campusmate-J）を運用することで学生の学習状況や出席状況等を随時確認し学生支援に活用しているが、一層の充実に向けて学生カルテや学生情報の一元管理・分析システムの導入についての検討を始めている。さらに、学内の各員会に事務職員が委員として参加し職員の立場から意見を述べ、教育活動や学生支援の活動に反映できる体制も構築している。

事務局では、令和 2（2020）年 2 月以降、コロナ禍にあつて感染状況に応じた迅速な対応が必要なことから、各部門の課題等について事務局長と関係部署で現状を点検・確認し対応策を検討しながら改善に努め担当業務を通して学生支援や大学運営に当たってきた。コロナの感染状況が落ち着き始めてきており、令和 5（2023）年度からはコロナ禍以前のように部課長会議を開催し理事会や教授会での審議や決定事項の共通理解・共有を図るとともに大学運営や各部署の業務遂行状況を定期的に点検・評価し、意見交換を行いながら業務遂行のための連携協力や業務改善に努めている。

**[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規程については、労働基準法第 89 条に基づき「学校法人北翔大学就業規則」をはじめ下記の規程等を整備している。

- ・「学校法人北翔大学嘱託教育職員に関する規程」
- ・「学校法人北翔大学嘱託事務・技術職員に関する規程」
- ・「学校法人北翔大学契約事務職員に関する規程」
- ・「学校法人北翔大学臨時事務職員に関する規程」
- ・「北翔大学・北翔大学短期大学部教育職員の服務に関する内規」
- ・「学校法人北翔大学育児休業・介護休業等に関する規程」
- ・「学校法人北翔大学給与規程」
- ・「北翔大学短期大学部教育職員任用規程」
- ・「北翔大学短期大学部教育職員の採用及び昇任の選考に関する申し合せ」
- ・「学校法人北翔大学退職中の職員の給与等の取扱い」
- ・「北翔大学・北翔大学短期大学部退職手当規程」
- ・「学校法人北翔大学職員表彰取扱要項」
- ・「学校法人北翔大学賞罰委員会規程」
- ・「学校法人北翔大学苦情処理委員会規程」
- ・「北翔大学安全衛生委員会規程」

- ・「北翔大学ストレスチェック制度実施規程」
- ・「学校法人北翔大学コンプライアンス管理規程」
- ・「学校法人北翔大学コンプライアンス委員会規程」
- ・「学校法人北翔大学公益通報者の保護に関する規程」
- ・「学校法人北翔大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」
- ・「北翔大学・北翔大学短期大学部教育職員の任期に関する規程」
- ・「北翔大学特別任用教育職員に関する規程」
- ・「北翔大学・北翔大学短期大学部外国人教育職員任用基準」
- ・「北翔大学・北翔大学短期大学部留学研修規程」
- ・「北翔大学における職員の旧姓使用の取扱い」

これらの教職員の就業に関する諸規程は、総務部総務課において関係法令の改正や社会情勢の変化に対応して適宜改正等を含めた整備を行い適切に運用している。規程の整備、改正に当たっては、事前に従業員代表の意見を聴取し、決定後は学内のポータルサイトで周知している。これらの規程は誰もが閲覧できるよう学内ポータルサイトで全編公開されているほか、事務局各部署には規程集として配備している。

令和 4（2022）年には、「育児休業・介護休業に関する規程」を整備して、育児・介護休業法の改正に対応した。

出退勤については、令和 4（2022）年度から管理システムを導入し、出退勤時には各自のパソコンで入力、所属長による月締め及び確認の後、総務課にて一元管理している。また、時間外勤務、休日勤務についても出退勤システムで行われ、時間外勤務及び休日勤務を行う際は入力とともに上司の承認を得て行っている。なお、休日勤務については休日出勤・振替休日願により振替休日の取得を義務付けている。

年次有給休暇は年間 11 日以上、最大 20 日までの付与としており、年度内の未使用分は翌年度に限り繰越すことができるよう規定している。なお、有給休暇は 5 日以上取得するよう義務付けており、学生の夏季休業や冬季休業、春季休業期間前には総務課から全教職員に告知がなされている。

育児休業および介護休業の申し出は、規程に基づいて行われており、変更や時間外労働の制限、短時間勤務等について書式を定め手続きに則って行われている。

また、職場の労働災害及び健康障害を防止し、職員の安全及び健康を確保するため、安全衛生委員会を設置し、月 1 回定例で職場の安全及び衛生管理の状況について確認するとともに措置が必要な事項について協議を行い対人支援も含めた環境の改善等に努めている。平成 28（2016）年度からは全教職員を対象にストレスチェックも実施している。

### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

大学運営において、従前の業務に加え新たな対応や整備が必要な課題が年々発生してきている。教育の質の保証、内部質保証に努めながら、きめ細やかな学生指導や対応を維持し、更には質の向上に恒常的に取り組んでいかなければならない。そのために、研鑽の機会として多様な研修機会を設定し、教職員一人ひとりが資質の向上に努められるよう体制や環境を整えていかなければならない。

### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

### [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

### <区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地については、基準校地面積 3,800.00 m<sup>2</sup>に対し、短期大学部と併設大学の共用で 121,279.00 m<sup>2</sup>である。校舎については、基準校舎面積 4,087.50 m<sup>2</sup>に対し、短期大学部専有分と併設大学との共用部分を含めて現有校舎面積は 34,065.07 m<sup>2</sup>である。以上のように、

校地面積・校舎面積ともに短期大学設置基準を大きく上回り整備も十分になされている。また、運動場は、短期大学部と併設大学の共用で 41,311.00 m<sup>2</sup>の運動場用地を有しており、陸上競技場、テニスコート、野球場、サッカーグラウンド（サッカー・ラクロス用）、PALグラウンド（ソフトボール用）を整備している。

エレベーターの設置箇所は、講義棟校舎に 3 カ所（2・6・7 号棟）、厚生施設（カレッジホール PAL）に 2 カ所、図書館に 1 カ所、北方圏生涯スポーツ研究センターに 2 カ所あり、平成 9（1997）年度以降の建設校舎等（4 棟）にはスロープ、引き戸を設置、多目的トイレも設置している。主要な出入口は全て自動開閉扉にしているが、スロープが設置されている出入口は 2 カ所となっている。

本学の校舎は体育館と雅館を除き、全ての棟が廊下でつながっており、平成 26（2014）年 3 月に 2 号棟の建て替えを完了し各棟への車椅子での通行が可能となった。また、各校舎等の玄関横には障がい者専用の駐車スペースも設置しており、校地・校舎ともに障がい者に配慮した対応も行っている。

体育館は、第 1 体育館（4 階建て、6,208.55 m<sup>2</sup>）、第 2 体育館（平屋、1,568.93 m<sup>2</sup>）、その他北方圏生涯スポーツ研究センター（6 階建て、11,603.95 m<sup>2</sup>）内に多目的ホール、ジмнаナスホール、スポルホール等を有しており、運動場とともに、被験授業等に指定されている学科授業や、学生の課外活動に利用されている。

教室については、1 号棟から 8 号棟、体育館までの校舎に大教室（200 人以上）7 教室、中教室（100 人～200 人）12 教室、小教室（100 人以下）14 教室、実験・実習室 139 室、演習室 52 室、研究室 113 室を有している（併設大学との共有等を含む）。実験・実習室については、絵画・彫刻等の美術系実習室、音楽・合奏室及び指導室等の音楽系実習室も整備している。特にこども学科の保育者・教育者養成においては、前記した 2 号棟が 4 階建ての保育者養成関連設備を充実させた施設であり、1 階には「保育実技室」、2 階には「保育演習室」・「模擬授業室・造形教室」、3 階には「ピアノ練習室」10 室と「ピアノレッスン室」2 室、4 階には「音楽室」と各種の演習、実験・実習室を整備している。「保育実技室」には保育所・幼稚園の 1 室を想定した設備とともに、最新の入浴装置や子ども用流し台・トイレを設置し、さらには授乳室を配置して、保育所・幼稚園実習や就職に向けての充実した実技・演習を実施している。なお、加えて 1 号棟には、「ピアノ練習室」21 室、「ピアノレッスン室」・「指導室」5 室を整備しており、保育者・教育者になるためのピアノの技量を磨くための教室も充実している。また、小学校教諭養成については、理科指導法のための「理科室」・家庭科指導法のための「調理実習室」、小学校の教室を想定した「619 教室」を整備している。

## (保育者養成関連教室：2号棟)

教室名	設備	数量	令和5(2023)年度稼働率
保育実技室	授乳室	1	前学期 37%
	幼児トイレ	1	後学期 50%
	流し室	1	
	壁面流し台	3	
	園児用折りたたみテーブル	8	
	乳児用折りたたみテーブル	2	
	園児用椅子	30	
	乳児用椅子	6	
	絵本棚	2	
	収納棚	2	
	ベビーベッド	3	
	おむつ交換台	2	
	電子ピアノ	1	
	折りたたみテーブル	20	
	折りたたみテーブル(小)	1	
	スタッキングチェアー	60	
	その他		
保育演習室	壁面作業台	1	前学期 47%
	壁面流し台	1	後学期 47%
	教員用美術机	1	
	学生用美術机	9	
	角いす	54	
	電子ピアノ	1	
	その他		
模擬授業室・造形教室	壁面作業台	1	前学期 40%
	壁面流し台	1	後学期 53%
	机	77	
	椅子	77	
	折りたたみテーブル(小)	1	
	電子ピアノ	1	
ピアノレッスン室(2室)	グランドピアノ	4	—
ピアノ練習室(10室)	アップライトピアノ	10	—
音楽室	グランドピアノ	2	前学期 47%
	電子ピアノ	2	後学期 40%
	折りたたみテーブル	34	
	スタッキングチェアー	102	
	その他		

これら施設設備の維持管理は、総務課の所管業務となっており、経年劣化による施設設備の計画的整備のため、5 か年の中期修繕計画を策定し毎年見直しをしながら実施している。建物の老朽化も進んでいるため、今後は 10 年～20 年程度の長期的な計画も策定する必要もあることから、財務計画と併せて検討することが課題となる。また、平成 21（2009）年度に施行された「施設設備委員会規程」に基づき、常勤理事会の諮問機関として学長を委員長とした施設設備委員会を組織し、学生による授業評価の一部で求める施設設備に対する要望や、教学からの要望を取り纏め、優先度の高いものから整備・予算化を常勤理事会へ答申している。学生から要望の多かった整備事項への取り組みは、近年では令和 3（2021）年度にトイレの整備を一部進めたほか、令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度の 2 年計画で、夏場の室内環境整備のためエアコン設置工事を進めた。エアコン設置工事は令和 6（2024）年度も継続して実施する予定である。

情報関連教室はキャンパス全体でコンピュータ教室 5 室、CAD 実習室 1 室を設置し共用している。コンピュータ教室においては、事務ソフトウェアや 3D グラフィック制作ソフトウェアなど業界標準アプリケーションが利用できる。また、令和 3（2021）年度には、コンピュータ教室の 1 室をアクティブ・ラーニングに対応可能な仕様にリニューアルした。CAD 室においては、アパレル専用 CAD システムを整備し、服飾、ファッション関係の実践的な授業を行うことができている。これらの設備は、更新計画を作成し、定期的に機器の交換を行い時代に合うよう整備している。この計画については、FD 支援オフィスで毎年見直しを行っている。

個別の授業のための機器備品や、学科や教育分野特有の機器備品等は、毎年度の予算要求及び予算管理委員会によるヒアリングで確認し、学科予算に計上して購入・整備を行っている。

## (情報関連教室)

室名	機種	数量	令和5(2023)年度 使用頻度
527 情報スタジオ	Windows (教員用含む) モノクロプリンター カラープリンター (兼スキャナー) 教材提示装置	57 2 1 1	北翔大学と共用 前学期 25.5 時間/週 後学期 18.0 時間/週
740 情報スタジオ	Windows (教員用含む) モノクロプリンター カラープリンター (兼スキャナー)	26 2 1	北翔大学と共用 前学期 6.0 時間/週 後学期 9.0 時間/週
128 情報スタジオ	Windows iMac モノクロプリンター	20 20 2	北翔大学と共用 前学期講義利用なし 後学期講義利用なし (自由開放教室として利用)
528 情報スタジオ	Windows (教員用含む) モノクロプリンター カラープリンター (兼スキャナー) 教材提示装置 プロジェクター スクリーン	57 2 1 1 1 1	北翔大学と共用 前学期 19.5 時間/週 後学期 18.0 時間/週
544 情報スタジオ	iMac (教員用含む) モノクロプリンター カラープリンター (兼スキャナー) 教材提示装置	45 2 1 1	北翔大学と共用 前学期 13.5 時間/週 後学期 9.0 時間/週
545 情報スタジオ	電子黒板 BDプレイヤー 教材提示装置 スクリーン Wi-Fi AP プロジェクター スクリーン	1 1 1 1 1 1 1	北翔大学と共用 前学期 9.0 時間/週 後学期 9.0 時間/週
730 情報スタジオ	電子黒板 BDプレイヤー カラープリンター スクリーン	1 1 1 1	北翔大学と共用 前学期 7.5 時間/週 後学期 6.0 時間/週
CAD 実習室	Windows (教員用含む) カッティングプロッター 大判プリンター プロジェクター カラープリンター (兼スキャナー) パターンスキャナー	13 1 1 1 1 1	北翔大学と共有 前学期 12.0 時間/週 後学期 13.5 時間/週
生涯学習サポート教室	電子黒板 ビデオプロジェクター BDプレイヤー モバイルPC デジタル複合機	4 2 4 20 1	北翔大学と共用 前学期 15.0 時間/週 後学期 15.0 時間/週 (必要に応じて予約して利用)

【補足】「128 情報スタジオ」「生涯学習サポート教室」を除き、各期初時点の予定で使用頻度を算出。このうち新型コロナウイルス感染拡大防止対策により開講方式を変更した授業あり。

図書館は併設大学と共有で専有面積は 2,300.20 m<sup>2</sup>であり、座席は 298 席を有する。図書 226,658 冊、雑誌 2,727 種、視聴覚資料 11,132 点を所蔵し、電子ジャーナル契約種数は 6,631 種、新聞記事、文献検索等のデータベース契約種数は 10 種である。

図書館内に設置している学習スペース「生涯学習サポート教室（まなぼっと）」には、大型タッチパネルディスプレイ 4 台、大型液晶ディスプレイ 1 台、プロジェクター 2 台、スクリーン 2 台、可動式テーブル 18 台、可動式椅子 36 脚等を設置し、アクティブ・ラーニングを支える環境を整備している。令和 5（2023）年度の生涯学習サポート教室の稼働時間については、前学期 15.0 時間/週、後学期 15.0 時間/週となっている。また、個人学習ゾーン、グループ学習ゾーン、ラーニング・コモンズを確保し、学内 LAN 接続のパソコン 20 台及びプリンター 1 台のほか貸し出し用モバイルパソコン 20 台を備え、学生の学習環境を整備している。

図書館については「図書館規程」に基づき、各学部から選出された委員で構成する「図書館運営委員会」を設置し、図書館長の下で図書の選書、学習スペース確保等の利便性の向上方策、運営方針等について審議している。

購入図書選定及び廃棄は、「図書館規程」及び「図書館資料管理規程」に基づき実施している。選定は教員、図書館職員が行うほか、学生購入希望図書制度を設け常時購入希望を受け付けている。このほか、書店店頭またはオンラインで学生が図書館の蔵書を選ぶ「選書ツアー」を毎年実施し、学生の要望を積極的に取り入れている。また、シラバスに記載された教科書、参考書等を「科目関連図書コーナー」に集め、学習支援に寄与している。

#### **[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

#### **<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>**

「経理規程」で規定する固定資産、即ち、土地・建物・構築物・機器備品・図書・車両等及びその他の固定資産と、耐用年数 1 年以上で 1 個または 1 組の価格が 10 万円未満の用品、耐用年数 1 年未満の消耗品（用品と消耗品を物品と称す）について、その調達、維持保全、処分等に関し適正かつ効率的な運用を図る目的で「固定資産及び物品管理規程」を整備し、この規程に基づき固定資産と物品を維持管理している。

火災・地震対策・防犯対策に関しては、火災予防と人的防災に重点を置き、火災そのほか災害による人的、物的被害を最小限にとどめることなどに必要な事項を定めることを目的に、「防火・防災管理規程」を制定し、防災計画を定め、防火防災対策委員会を設置している。学生には避難経路について学生便覧で示すとともに各教室にも掲示し、オリエンテ

ーション等でも周知し、注意を促している。教職員には防災計画書を配布し、火元責任者、防災対策体制、それぞれが行う役割を示し防災意識を高めている。

平成 30（2018）年 9 月に北海道胆振東部地震が発生し、北海道全域に大きな被害が発生した。本学も建物等への大きな被害はなかったものの、停電と前日までの台風による被害が重なり数日間にわたり業務が停滞した。この地震の際の教訓を活かしてより実効性のある防災対策の整備に向けて検討を進め、災害備蓄品の計画的購入の検討や、各地区隊の通信機器、ヘルメット、ビブスの整備を行い、災害時に即応できるよう避難誘導體制の充実・強化を図っている。また、今後は従前までの防災訓練を見直し、各地区隊の主要構成員となる職員の防災教育強化の検討を進めていく。

耐震改修が必要な施設については、平成 28（2016）年度に 3 号棟及び 4 号棟の耐震補強工事を実施し、平成 30（2018）年度に 1 号棟及び第 2 体育館についても耐震改修工事を行った。平成 25（2013）年度の 2 号棟建て替えと合わせて耐震対策は完了している。

防犯については、規程化してはいないが、正門に守衛を配置し、訪問者・侵入車両の確認を行っている。特にロッカー室、危険物等設置施設周辺には防犯カメラを設置し、夜間は機械警備システムも導入しており、平成 30（2018）年度からは、校地・校舎の開口部を中心に録画可能な防犯カメラを新たに 23 台設置した。令和 3（2021）年度には正門の開閉時間や常駐警備員の配置場所の見直しを行い、令和 4（2022）年度には、教職員の車両入構場所を限定することで外部からの車両入構確認をしやすい体制に変更するなど、更なる防犯強化に努めている。また、近隣の住民自治会と協力し、夏場を中心に大学周辺の文京台地区の周辺パトロールも実施している。学生生活支援委員会及び学生生活支援オフィスのほか特待生や学生自治会役員等の学生ボランティアが参加し、地域と連携しながら防犯対策の強化を図っている。コロナ禍の影響により一旦休止していたが、令和 4（2022）年度から教職員がパトロールを再開、令和 5（2023）年度からは学生の参加も再開した。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、サーバの約 9 割を学外のデータセンターに設置し、入退室管理、耐震、防災などの対策を行っている。その他にファイアーウォールで不要なポートを閉じて不明なデータ侵入を排除している。また、大量データなどが発生した場合、通信を監視しているデータセンターから連絡を受けて学内のシステム動作環境等を確認している。学内において、学内 LAN にパソコンその他の通信機器を接続する時は、必ず申請して接続許可を受けることになっている。パソコンについては、指定したウイルス対策ソフトをインストールしてウイルス対策をしている。サーバへのアクセスは、各自のユーザー ID とパスワードでログインを行っている。また、仮想化ネットワークを構成し、学生、教員、職員が接続できるサーバを限定している。

平成 28（2016）年度に、情報セキュリティ強化のため、不正機器検知システム（Counter-ACT）の導入設置を行い、本学に申請していないパソコン及び通信機器などを検知してネットワークの遮断などを行い学内ネットワークの監視が可能となった。令和 3（2021）年度にはシステム（L2Blocker）を更新し、セキュリティ体制の維持に努めている。

省エネルギー・省資源対策は、総務課において光熱水費、使用量、二酸化炭素換算排出量の月次管理を行う一方、クールビズの実施、冷暖房の室内温度を把握・調整し、省エネルギー・省資源に努めている。

### ＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

本学では、耐震改修工事は終了したが、校舎等の老朽化が進んでおり、財務計画と合わせた今後10～20年程度の長期的な整備計画を策定する必要がある。第4期中期計画の中間年を迎えることから、第5期中期計画に繋げていくことも含めて、第4期中期計画の中で概要を検討する必要がある。また、ライフデザイン学科が、令和5（2023）年度入学生から募集停止となったことから、第4期中期計画に則って、占有してきた実験実習室等を学生の活動を支援できる環境として活用するための検討も必要である。

防火・防災対策について、平成30（2018）年の北海道胆振東部地震で経験した被害を踏まえて、被害を最小・最短に抑えることができるよう実効性のある防災計画、危機管理マニュアルの見直し・リニューアル整備と防火・防災訓練の強化が喫緊の課題である。

### ＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

令和4（2022）年度から小規模ではあるが、非常時に備え、発電機やヘルメット、懐中電灯、保温シートなどの防災用品の購入整備や非常食の備蓄などを始めたところである。

## [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

### <区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく技術サービス及び専門的支援については、向上・充実に努めている。学生及び教職員は、Microsoft Teams の他に、ポータルサイトを使って、学習、生活、就職等の情報の入出力を行っている。ポータルサイトは、学生と教職員全員が個別の ID を所持しており、学内及び学外からも活用することができる。

情報技術の向上に関しては、情報機器の操作を卒業必修科目として開講しており、その他の科目においても情報機器を活用した授業展開を行っている。また、講義以外にもコンピュータ教室を開放し、学ぶ機会を提供している。教員については、FD 支援オフィスが必要な基礎知識や技術の講習会を実施している。特に、令和 2（2020）年度から、コロナ禍にあって授業が対面から遠隔方式へ移行又は併用となり、FD 支援委員会が Web による ICT 相談会を実施（令和 2（2020）年度 50 回、令和 3（2021）年度 152 回、令和 4（2022）年度 84 回）した。令和 5（2023）年度も 41 回実施して教職員の情報技術の向上をサポートし遠隔授業を技術的に支援している。また、日常的業務上で支障をきたす事態が発生した場合は、FD 支援オフィス担当職員が迅速に対応し、指導・措置をする体制が整っている。組織的な技術的支援にまでは至っていないが学内における有効な対策の一つとなっている。

技術的資源と設備の両面において、計画的に維持、整備を行ってはいるが今後も学生の学習成果獲得支援につながるよう年次計画を策定して整備を進めていく。

技術的資源の分配については、限られた資源の中で活用しているため、必要性が重なった場合、円滑に活用できないこともあり、需要に即して今後も検討する余地がある。授業や学校運営に活用できるようコンピュータ教室を含めたコンピュータ環境は整えている。

また、学生の学習支援のために必要な学内 LAN の整備も進めており、学内のコンピュータ教室設置機器へのメンテナンスも定期的に行われている。こうした学内のコンピュータ環境は LAN で接続されており、平成 24（2012）年から LAN 環境の整備を行い、現在は 84 カ所の設置となっており、校舎全域で LAN 環境への接続が可能となっている。なお、その技術を教員間で共有し、相互に啓発された空間を築いて行くことによって、一層充実した授業展開が実現するものと考えている。

授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室等の特別教室は、教育支援総合センター内の FD 支援オフィス及び担当教員が整備している。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

学内の LAN の見直しを行い、現在は 84 カ所の無線アクセスポイントを設置し、全学で LAN 環境に接続が可能となっている。技術的資源については計画的に整備がなされており、令和 5（2023）年度に無線アクセスポイントの追加配備と既設箇所の見直しを実施したことで、学内のエリアによる通信状況の格差が改善された。今後も学内の通信環境の安定化を図るため、老朽化した情報機器の整備および更改について検討する必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

#### [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

##### [区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

#### <区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

資金収支の翌年度繰越支払資金は、令和 5（2023）年度に大きく減少しているが、これは資産運用支出の増加によるものであり、現預金を有価証券等（主に債券・金銭信託）の購入に充て、受取利息等の増加を図ったことによるものである。現預金を含む金融資産の合計では 3 年間で 9 億円超の増加となっている。事業活動収支の基本金組入前当年度収支差額は、令和 3（2021）年度以降は 2 億円超の収入超過を継続している。

負債については計画どおりに減少し令和 6（2024）年度に終了する予定であり、新たな負債も発生していない。また、金融資産が負債総額を上回っており健全に推移している。

入学定員及び収容定員の充足状況については、入学定員充足率 42%から 56%、収容定員充足率 44%から 52%と厳しい状況が続いていたライフデザイン学科では令和 5（2023）年度入学生からの募集を停止した。

また、こども学科においても収容定員充足状況は、平成 29（2017）年度から 100%を割った状況が続いている。こども学科では、高校生に対してより確かな情報を提供できるようオープンキャンパスに加えて独自のパンフレットを作成したり、進学体験イベント等を開催したりするなどの取り組みも行ってきた。しかしながら、入学定員の確保や入学者の増加には至らず、令和 4 年（2022）度より入学定員を 140 人から 110 人に変更した。

これを受けて、こども学科の令和 4（2022）年度入学定員充足率は 86%、収容定員充足率は 89%まで回復したが令和 5（2023）年度の入学定員充足率は 56%、収容定員充足率も 84%と厳しい状況が続いている。令和 7（2025）年度以降からの新たな教育組織検討部会において、新たな資格取得課程の設置などの具体的な検討も進めており、鋭意、改善案の検討と具体化に向けて取り組んでいるところである。

なお、併設大学は令和元（2019）年度から定員を充足しており、大学・短大合計では入学定員充足率が改善している。令和 5（2023）年度は大学・短大合計の入学定員数 550 人に対し、入学者数は 609 人であった。

資産運用においては、運用対象となる債券の格付等運用基準の明確化と管理体制の強化を図るため令和 2（2020）年度に改定した資金運用規程に基づき、適切に資金運用を進め、利息収入の増加を図っている。また、経営基盤の安定を図るため、令和 4（2022）年度に

施設・設備等整備拡充引当特定資産を創設し、2年間で8億円を組み入れた。加えて、特定資産以外にも有価証券の購入を増やし、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の3年間で、長期・短期合わせて12億円増額している。

【施設設備・図書支出決算額(短期大学部)】(単位:千円)

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施設関係支出	1,741	5,434	5,738
教育研究用機器備品支出	4,990	4,386	3,415
図書支出	1,604	1,561	1,450

【入学定員充足率及び収容定員充足率】

(ライフデザイン学科)

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
入学定員充足率	42%	48%	
収容定員充足率	47%	44%	48%

(こども学科)

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
入学定員充足率	76%	86%	56%
収容定員充足率	79%	89%	84%

本学では令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の5年間について策定した第4期中期計画に基づき、毎年度課題の取組状況や成果の検証を行っている。また、毎年度、事業方針及び予算編成方針を示し、各部門の具体的な事業計画の策定及び予算編成にあたって計画の確実な履行に努めており、適切な財務運営を行っている。予算は前年度3月の理事会で決定し、5月の理事会で決算及び学生数の確定による補正を行う。確定した予算は速やかに予算管理単位に通知され適正に執行されている。日常的な出納業務は適切で円滑に実施され、経理責任者である事務局長を経て理事長に報告されている。月次試算表は毎月作成し、経理責任者(事務局長)を経て学内理事、専務理事、理事長まで報告している。

また、監事、監査法人及び内部監査室による三様監査の体制を構築し、適切な会計処理により資産及び資金を安全かつ適正に管理している。監査法人による監査は期中監査3回を含め年12日(469時間)にわたって行われ、監査意見や指導にはその都度適切に対応している。また、監査法人による監査の都度、専務理事、内部監査室長、事務局長、総務部長、財務会計課長と財務会計課担当職員が出席して講評を受けている。

寄付金については、平成21(2009)年6月に所得税法施行令第217条第1号の2、第3号又は第4号及び法人税施行令第77条第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益法人の証明書の交付を受け、期間終了ごとに更新し、寄付金募集を行っている。女子短期大学であったという沿革も背景にあり、同窓会からの寄付(現物寄付を含む)以外の個別同窓生からの寄付は多くはない現状にある。令和4(2022)年度に江別市ふるさと納税の使途に本学を含む市内の高等学校及び大学が追加され、納められた寄付額の一部が教育環境充実のため翌年度に補助金として交付される制度が始まった。この制度にて令和5(2023)

年度はサイクルスタンドの追加設置を行った。なお、学校債は発行していない。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

#### <区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」では令和 5（2023）年度「A3」に該当し、正常状態を維持している。

本学は、創立以来 59 年の歴史と伝統を持つ短期高等教育機関として高校生や地域社会の要請に幅広く応えてきた。平成 15（2003）年度には、地域総合科学科の認定を受けた「人間総合学科」を開設して受験生からも一定の支持を得たが、平成 19（2007）年度以降は定員を確保できず、数度の定員減を行いながら、平成 24（2012）年度にはライフデザイン学科に名称を変更し、高校生や社会のニーズに対応できるよう教育内容の見直しも重ねてきた。平成 28（2016）年度からは、就職の強化を図り実務教育協会の認定する新たな資格取得も可能とし、一時回復傾向にあった。令和 2（2020）年度、ライフデザイン学科は従来の 2 コース制からキャリアデザインコース、ファッションコース、舞台芸術コースの 3 コース制にして教育課程の見直しを図ったが、その後も入学定員充足率 42%～56%と厳しい状態が続き、令和 3（2021）年度末に令和 5（2023）年度入学生の募集停止を決定した。

一方、こども学科は、保育士資格及び幼稚園教諭 2 種免許状の取得を主として小学校教諭 2 種免許状も取得可能な学科であり、3 つの免許・資格が取得できることが道内の他の

短期大学にはない特長である。この特長と 100%近い就職率を継続している実績がありながら、平成 28（2016）年度以降は入学定員未充足が続き、令和 4（2022）年度から入学定員を 140 人から 110 人に変更した。また、教育課程及び履修方法の見直しを図り、従来の 3 コース制から音楽・保育コースを統合した保育コースと教育コースの 2 コース制に変更して将来像を意識した学習指導、学生指導を強化している。令和 7（2025）年度以降からの新たな教育組織検討部会において、新たな資格取得課程の設置などの具体的な検討も進めており、鋭意、改善案の検討と具体化に向けて取り組んでいるところである。

客観的な環境分析は、理事長、専務理事及び学長を中心に日本私立大学協会や日本私立短期大学協会（いずれも北海道支部を含む）の総会資料、教育政策や進学情報に詳しいソリューション部門を有する書店や広告代理店等からの提供資料等から行っている。また、「北の学び」研究会に参加し、高等教育の諸課題や情報交換等を道内他大学と行っている。さらに、それぞれの業界で実績のある学外理事との意見交換や証券会社からの定期的な道内外大学の財務状況及び本学との比較分析についてのレクチャー等を通じて行い、理事会で共有している。令和 3（2021）年度からの第 4 期中期計画を策定し、毎年度点検評価により進捗状況を確認し、達成状況を検証するとともに、教育政策や社会状況の変化を踏まえ、PDCA サイクルを機能させながら安定的な運営にあたっている。

学生募集については、アドミッションセンター運営委員会で実施計画（オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問、メディア・看板広告等）を立案し、学長の確認・承認を経て実施している。また、高等学校からの要請による出張講義にも積極的に取り組んでいる。入学者選抜においては、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜など多様な選抜制度を実施している。学納金は据え置きを堅持しつつ長期履修生制度も設け、社会人やじっくり学びたいという学生に対する経済的負担への配慮も行っている。本学独自の奨学金制度の他、令和 2（2020）年度には高等教育の修学支援新制度の対象校に採択され、学費の減免制度の一層の充実を図り、また、分納・延納制度を設けて柔軟に対応している。

法人全体での人件費比率は 50%台と減少傾向にあるが、短期大学部では 60%台～70%台で推移してきた。中期計画における人件費抑制方針のもと、教育の質の保証を前提としながら、免許・資格要件に不足を生じる場合を除いて退職者の後任は不補充を原則としているほか、教育課程の見直しによる非常勤講師の抑制にも努めている。

施設設備計画は、毎年度施設整備委員会で各部門から要請を聴取し、優先順位を設定し可能な範囲内で整備・改修を行っており、平成 30（2018）年度に第 2 期耐震改修工事を終了した。また近年は、コロナ禍の影響による遠隔授業の実施に対応するため、インターネット環境整備を中心に、学生、教職員の安心安全な教育研究環境の整備に努めている。

事務局もサポートを行い全学で外部資金の獲得に努めており、令和元（2019）年度短期大学部で科学研究費助成事業に 1 件採択され、令和 4（2022）年度まで継続して採択された。包括連携協定に基づく江別市からの研究資金は、令和 3（2021）年度に 1 件、令和 4（2022）年度に 2 件、令和 5（2023）年度に 1 件採択されている。今後も計画性をもった外部資金の獲得に向けて方策を講じていく。

遊休資産については、2,910.30 m<sup>2</sup>の土地を含む法人内専修学校の旧校地、校舎等の資産の将来的な活用・運用を専修学校のあり方を含めて平成 29（2017）年度から検討を行った

結果、平成 31（2019）年 4 月に専修学校の法人分離、あわせて法人名を浅井学園から北翔大学に変更並びにそれに伴う寄附行為の変更を行った。

定員管理については、ライフデザイン学科で入学定員充足率 42%～56%、収容定員充足率 44%～52%と厳しい状況が続いており、令和 5（2023）年度生から募集を停止した。こども学科では、平成 28（2016）年度以降未充足に転じて厳しい状況が続いていたが、令和 4（2022）年度に入学定員を 140 人から 110 人に変更し、収容定員充足率は 89%まで回復した。しかし、令和 5（2023）年度は再び 84%まで下降した。

施設設備費や図書費は短期大学部全体では適切に配分されおり、教育研究経費比率も 30%台を維持している。事業方針並びに予算編成方針についての教授会前の全体説明、ヒアリングを通じた予算統制や執行段階において予算管理単位（学科等）が抑制に努めることで、収支均衡となるよう努力を続けている。学内に対する経営情報の公開は、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、寄附行為第 36 条に規定して、請求に応じて閲覧できるよう財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に監査報告書を加えて事務室内に備えており、本学 Web サイトには学校法人概要、事業概要報告、分かりやすく解説した決算概要、収支計算書、貸借対照表、財産目録及び監査報告書を掲載し公開している。また、学長から、理事会報告として決算概要を運営企画会議（学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、案件のあるセンター長、事務局長）を通して学内に説明・報告を行っている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

短期大学部の安定した経営・運営には入学定員及び収容定員充足による収入の確保が不可欠である。こども学科では、令和 4（2022）年度入学生から入学定員を減少したことで入学定員充足率 80%台に回復したものの入学者数では減少傾向が続いている。こども学科独自の学生募集活動も実施してきたが、定員充足に向けた具体的な諸施策の検討と実施が喫緊の課題であり、新たな資格取得課程の設置等の具体的な検討を進めている。

財務面では、財務基盤の強化に向けて流動資産を固定資産（特に特定資産）に組み直し、運用資金を増加させることで運用益の増加につなげていく。また、事務局の支援体制も整備し外部研究資金の獲得増加を目指していく。更に、第 4 期中期計画に基づき寄付金の増加を目指して具体的で効果的な募集計画を立案する。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

### ＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価における行動計画の実施状況は以下のとおりである。

(1) 次世代の人材育成ニーズに応え、社会に貢献できる人材を輩出するために、先を読んだ教育課程や教育組織の編成・改善をしていかなければならない。

##### 〈実施状況〉

学生の学習成果獲得を支援できるよう、教職課程の再課程認定に向けた教育課程の見直しや資格取得状況など教育の効果を勘案した教育課程の確認や見直しを毎年行っている。しかし、ライフデザイン学科では令和 5（2023）年度入学生から募集を停止し、こども学科では令和 4（2022）年度入学生から入学定員の削減（140 人から 110 人に変更）を行うなど、定員充足に苦慮している状況にあるが、学長を中心に併設大学を含めて教育改善の方策や教育組織編成について全学的な検討に取り組んでいる。

(2) 教育環境の整備においては、平成 28（2016）年度からの第 3 次中期計画の策定を進めており、その年次計画に基づく整備を進めていく。

##### 〈実施状況〉

第 3 次中期計画に基づき、平成 30（2018）年度は第 2 期耐震改修工事（1 号棟、第 2 体育館）、1 号棟のサッシ交換や玄関フードの改修、外壁塗装等の改修工事を行った。

また、令和 3（2021）年度から取り組みを開始した第 4 期中期計画に基づき、各施設設備の点検・修理を適切に行い、主に老朽化が進行している施設設備の管理・整備に努めている。令和 5（2023）年度からは「施設・設備等整備拡充引当特定資産」を活用し、学生の学修環境向上のための学内の施設設備の改修工事を 3 年計画で行っている。令和 5（2023）年度は「学生生活調査」の結果から学生の要望を把握し、教室の冷暖房設備の整備や机、椅子の取り換え、トイレの改修工事を実施した。

(3) 研究活動に関する規程において、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等、未整備の規程について、全学規程として整備を進めていく。

##### 〈実施状況〉

専任教員の留学に係る規程として留学研修規程は整備しているが、他の海外派遣や国際会議出席等に係る規程は整備できていないため、併設大学を含めた規程の整備に取り組む。

(4) 少子高齢化、四年制大学志向、資格・実学系学問の人気、学生の多様化等、短期大学を取り巻く環境が厳しい中で、今後も教育による社会的使命を達成できるよう、そして社会及び学生から支持されるよう教育課程の不断の見直しと学生支援内容の充実を図り、学生確保に努めていく。

##### 〈実施状況〉

本学では、学生の学習成果獲得の支援につながるよう、教育課程の確認や見直しを毎年

行っている。ライフデザイン学科では、令和元（2019）年度から進路や学習内容をより明確にして従来の 2 コースから 3 コースに、こども学科は令和 2（2020）年度から、これまでの 3 コースから取得できる免許・資格を明確にした 2 コースに再編成を行った。しかし、いずれも定員充足には至っておらず、ライフデザイン学科では令和 5（2023）年度入学生から募集を停止し、こども学科では令和 4（2022）年度入学生から入学定員の削減を行った。現在は、新たな教育組織検討部会において令和 7（2025）年度以降の新たな資格取得課程の設置などの具体的な改善案の検討と具体化に向けて取り組んでいる。

#### **(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

大学運営において、従前の業務に加え新たな対応や整備が必要な課題が年々発生してきている。こうした課題に適切に対応していくために、教職員一人ひとりが一層、資質の向上に努められるよう多様な研修機会を設定し、効果的な SD 活動を計画的に実施していく。

校舎等の老朽化が進んでおり、財務計画と合わせた今後 10～20 年程度の長期的な整備計画を策定し、校舎等の施設設備の維持、改修等の整備を計画的に進めていく。

防火・防災対策については、毎年度、学生・教職員混成で実施している防災・避難訓練がより実践的な内容になるよう、江別消防署の指導のもと改善しながら継続していく。

令和 5（2023）年度に実施した無線アクセスポイントの追加配備と既設箇所の見直しにより、学内 LAN のエリアごとの通信状況の格差が改善されたが、今後も学内の通信環境安定化を図るため、老朽化した情報機器の整備および更改について検討する。

こども学科の学生確保に向けて早急に具体的な方策を検討し実施していく。

流動資産から固定資産（特に特定資産）への組直しや外部研究資金の獲得、寄付金募集計画の立案検討等を行い、財務基盤の強化に努めていく。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

### [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

#### [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

#### <区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、建学の精神・教育理念を理解し、その具現化のための教育研究を推進し、本法人の適正な運営、経営に努め法人の発展に寄与している。

理事長は、令和 5（2023）年 5 月 26 日に就任した。前職で私立大学の事務局長、財務担当常務理事を約 10 年務め、その後本法人の監事、内部監査室長を経て平成 29（2017）年に理事に就任、同時に専務理事となり前理事長とともにリーダーシップを発揮しながら本法人の発展向上に努めてきた（令和 6（2024）年 6 月逝去）。

本法人の「寄附行為」第 12 条に、私立学校法の規定を踏まえて「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定め、理事長の職務と法人を代表することを規定しており、理事長は法人の運営全般にわたりリーダーシップを発揮する立場にある。令和 2（2020）年 3 月には「学校法人北翔大学ガバナンス・コード」を策定して役員は本法人及

び短期大学の運営に関して法的な責任があることを認識するとともに適切なガバナンスを確保して時代の変化に対応した大学づくり・運営を進めていくことを宣言し公表している。

理事長は、予算や事業計画等の重要事項についてあらかじめ評議員会に諮問している。また、「寄附行為」第 35 条の規定に基づき決算並びに事業の実績について、毎会計年度終了後 2 月以内に監事による監査を経て理事会で決議を得た後、評議員会に報告を行っている。理事会及び評議員会の承認を得た決算及び事業の実績に係る書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書）は私立学校法の規定に基づいて利害関係人への閲覧に供するとともに本学 Web サイトに掲載して情報公開に努め公共性を有する法人としての説明責任を果たしている。

本法人の管理運営にかかわる役員（理事）については、「寄附行為」第 6 条、第 7 条及び第 11 条に選任、退任及び解任について規定し、私立学校法の役員を選任の規定に基づいて選任されている。また、第 11 条の（役員解任及び退任）については、学校教育第 9 条の欠格事由の規定を準用している。「寄附行為」第 6 条の選任においては複数の学外理事選任を義務付けており、現在は理事定数 9 人のうち 5 人が学内理事、4 人が学外理事という構成になっている。9 人の理事は、理事長、専務理事、学長、評議員会選任 2 人（副学長及び事務局長）、民間企業の役員（元職を含む）2 人、社会福祉法人理事長及び行政機関理事という構成で、いずれも建学の精神を理解し、本法人の健全な運営について学識及び見識を有する者また本学を熟知する者が選任されている。それぞれの役員の役割は学外理事を含めて明確にするとともに本学 Web サイトで公表している。

監事については、「寄附行為」第 7 条に「監事は、理事、評議員又はこの法人の職員以外のものの中から評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定し 2 人を選任している。

「寄附行為」第 16 条に、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事長、理事及び常勤理事の職務の執行を監督する。」「理事会は、理事長が招集する。」「理事会に議長を置き、理事長を持って充てる。」と定めており、理事長はこの規定に則って年 6 回（定例会）の理事会を招集し、議長となり適切に運営して重要事項を審議決定している。

認証評価については学長を委員長とした点検評価委員記を中心に対応している。点検評価委員会には理事である事務局長も委員となっており、学長理事とともに責任ある立場で運営、対応に当たっている。認証評価の受審や報告書作成に当たっては理事会審議を経て決定しており、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っているといえる。

理事会では、事案の審議決定のほか、それぞれの理事がその役割や所属する業界からの視点で短期大学を含む高等教育に関する課題についての意見交換もなされ、短期大学の発展のための情報の収集と共有がなされている。

理事会からの委任を受けた事項については、理事会規程、常勤理事会規程に基づき常勤理事会（学内理事 5 人）において審議決定し、円滑で迅速な運営に努めている。また、理事長は、非公式ではあるが、学内理事懇談会を適宜招集して教学運営や管理運営状況についての意見交換や確認・調整を行い情報共有、認識の共有にも努めている。理事会は、これら理事会規程や常勤理事会規程に加えて本法人並びに本学の運営に関する諸規程等を整備している。規程集は事務局各部署、役職教職員及び共同研究室に配置するとともに学内

グループウェアにも掲載し誰もが日常的に規程を閲覧、確認できるようにしている。改廃は各規程の定めにより手続きを経て行われ、グループウェアで周知している。

＜法人運営並びに本学の運営に関する主な規程＞

「学校法人北翔大学ガバナンス・コード」、「学校法人北翔大学管理運営規程」、「学校法人北翔大学理事会規程」、「学校法人北翔大学常勤理事会規程」、「学校法人北翔大学企画室規程」、「学校法人北翔大学事務分掌規程」、「学校法人北翔大学内部監査規程」、「学校法人北翔大学賞罰委員会規程」、「学校法人北翔大学苦情処理委員会規程」、「北翔大学安全衛生委員会規程」、「学校法人北翔大学コンプライアンス管理規程」、「学校法人北翔大学コンプライアンス委員会規程」、「学校法人北翔大学公益通報者の保護に関する規程」、「学校法人北翔大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」、「学校法人北翔大学経理規程」、「学校法人北翔大学固定資産及び物品管理規程」、「学校法人北翔大学予算管理規程」他

理事会は、学校法人の業務に関する最高の意思決定機関として、短期大学部の教育課程や教育組織の変更、認証評価等の重要事項について審議決定しており、短期大学の運営に関しても最終責任を有している。理事会の開催に当たっては、理事会の重要性に鑑み学外理事や監事が遠隔地からでも出席が可能となるようリモート会議システムも活用して運営している。

なお、前回評価時に理事長のリーダーシップの改善計画に記述していた理事の任期及び再任回数等の制限等の検討については、理事長、専務理事は2期8年を限度とすること、理事長、専務理事以外の理事、監事及び評議員については3期12年を限度とする等、役員等の就任期間の目安について、令和3（2021）年度第6回理事会（令和4（2022）年3月11日開催）において理事会申し合せとして定めた。

＜テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題＞

私立学校法の改正に伴う、令和7（2025）年度からの学校法人制度改革（ガバナンス改革）に適った新たな理事会、評議員会体制を検討し適切に整備していく。

＜テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有して

- いる。
- ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

#### <区分 基準IV-B-1の現状>

学長は、「北翔大学・北翔大学短期大学部学長選考規程」に基づいて選任されている。「学校法人北翔大学管理運営規程」（第13条に、「大学及び短期大学の学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と明記しており、短期大学部の最高責任者として教学運営に当たっている。

学長は、北海道立教育研究所の室長、指導主事を経て、平成9（1997）年に北海道女子大学短期大学部（現、北翔大学短期大学部）助教授に就任し、平成12（2000）年に北海道浅井学園大学（現、北翔大学）教授に就任した。平成26（2014）年度から学長補佐、平成28（2016）年度から副学長を経て、平成30（2018）年2月から学長に就任し、再選を経て、現在に至っている。平成19（2007）年からは、学校法人浅井学園（現、学校法人北翔大学）の理事として、16年にわたって法人経営にも参画している。また、大学認証評価機関の理事ほか、公職も多く、道内各地の教育現場からの研修会講師の要請も多い。このように、学長は、長く多彩な教育活動経験から教育全般にわたり広い見識を持ち、社会活動を併せて大学・短期大学部の教育振興、発展に努めている。

学長は、「基礎教育セミナーI」において、建学の精神や教育理念、大学教育の意義等についての学長講話を担当している。また、教育課程の実施や非常勤を含む教員編成に責任を持ち、短期大学部の教育研究の充実と推進に努めている。

学生の懲戒の手續については、「学則」第67条（賞罰）に定めている。また、「北翔大

学における学生の不祥事に対する懲戒処分又は措置等のガイドライン」、「北翔大学における試験時に不正行為を行った本学学生の取扱要項」、「北翔大学における喫煙ルールに違反した本学学生の取扱要項」も定めており、学生便覧に掲載している。

学長は、「学則」第4章及び「北翔大学短期大学部教授会規程」に基づき教授会を開催し、短期大学の教育研究、学生に関する事項についての審議機関として、適切に教授会を運営している。教授会は、毎月1回、定例開催している。教授会には所属の全教員が参加し、事務局からは事務局長、総務部長及び総務課長が参加している。教授会における審議事項については、「学則」第9条及び「北翔大学短期大学部教授会規程」第3条に定めている。学則や教育課程に関する事項、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、学生の賞罰に関する事項、教育研究に関する事項等について審議・決定している。なお、「北翔大学短期大学部教授会規程」第11条の規定により、併設大学と合同で教授会を開催できることになっており、学習成果や三つの方針について認識の共有をしている。

議事録については、総務課で作成し、事務局長が保管、管理している。作成した議事録は、学長、副学長、事務局長、総務部長、総務課長、学科長等が回覧して内容を確認している。

学長は、教授会の他、運営企画会議、点検評価委員会、人事委員会、入試総務委員会、新型コロナウイルス対策本部会議、危機管理対策連絡調整会議等の議長も務め、教学運営の長として、強いリーダーシップを発揮している。

併設大学と合同で教育運営上のセンター等を置き、それぞれのセンター規程等に基づいて、委員会を適切に運営している。教育支援総合センター（学習支援オフィス、学生生活支援オフィス、FD支援オフィス）、アドミッションセンター、キャリア支援センター、教職センター、図書館、保健センター、スポーツ科学センター、地域連携センター等がある。委員会又は運営委員会は担当事務部門の課長（一部課長代理等）も委員として参加し、教職協働で教学運営業務や学生支援業務に当たっている。各センターのセンター長及び副センター長、各オフィスのオフィス長、図書館長は学長が任命している。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

近年、少子化の影響や短期大学進学率の低下等により、両学科ともに入学者の減少傾向が拡大してきている。このような状況を踏まえて、検討を重ねた結果、こども学科は、コースを再編し、令和4（2022）年度入学生から入学定員を140名から110名に減少し、ライフデザイン学科は、令和5（2023）年度入学生から募集を停止した。短期大学を取り巻く環境が厳しさを増している中、学長のリーダーシップにより、本学の特長を最大限に引き出す教育改善、教育の充実及び教育組織について検討を進めているが、短期大学及び併設大学全体の将来ビジョンを明確に示した上で早期に具体化していくことが重要である。

また、学習成果の把握・可視化については、FDネットワーク“つばさ”に加盟し、アンケートにより行っているが、集計・分析結果を改善に活用するまでには至っていない。より一層の教育の充実に向けて併設大学での取り組みを参考にしながら、学習成果の把握並びにその分析による教育改善に繋げていかなければならない。

### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は、併設大学学長及び短期大学部学長を兼任しており、よりリーダーシップが発揮しやすくなり、全学的な改善や改革が迅速に進められるようになった。就任 2 年目の令和 2 (2020) 年 2 月には、新型コロナウイルス対策本部会議を立ち上げ、令和 5 (2023) 年 5 月の新型コロナウイルスの感染法上の 5 類移行まで本部長として情報収集と分析のもと、感染防止並びにコロナ禍での学生の安全確保と学習機会の確保に鋭意努めてきた。

### [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

#### [区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

#### <区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は内部監査室と連携を図り、内部監査の結果報告を踏まえるとともに、期中監査の講評にも出席し監査法人との面談・意見交換も行う。また、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査するとともに年 6 回開催される理事会、年 4 回開催される評議員会に出席して法人の重要事項の審議決定において意見を述べている。監査法人による監査の講評日には、別途、理事長、専務理事との面談も行っている。これらの活動を通して監事は法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、監査報告書を毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、理事会及び評議員会へ提出している。

また、監事として高等教育を取り巻く諸状況や職務遂行上の知識を取得するため、文部科学省主催の学校法人監事研修会にも積極的に参加している。

これらの監事の業務は、私立学校法に従い「寄附行為」第 15 条に規定しており、その定めに則って遂行されている。「寄附行為」では監事定数は 2~3 人となっており、内部監査室との連携が図れていることから現在は 2 人体制としており、評議員会には毎回出席している。

なお、監事の任期及び再任回数の制限について、3 期 12 年を限度とする役員等の就任期間の目安について、令和 4 (2022) 年 3 月 11 日に理事会申し合せとして定めた。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

#### <区分 基準IV-C-2の現状>

評議員の定数については、「寄附行為」第20条第2項に「評議員会は19～20人の評議員をもって組織する。」と規定し、現在の理事定数(9人)の2倍を超える19人で組織している。選任区分と人数については同24条に「法人職員から選任された者5人」「設置校卒業生で25才以上の者5人」「学識経験者1人」「理事会において適当と認め選任された者8～9人」と定め、法人職員から選任される者のうち1人は内部監査室から選任するよう努めることと設置校卒業生及び理事会選任の評議員の過半数は法人職員以外の者を選任するよう努めることを規定しており、現在は、法人職員区分の5人を除く14人中11人(全19人中11人)が法人職員以外の者となっている。

評議員会の目的は、「寄附行為」第20条に「重要な業務を理事会が決定するに当たり、妥当性があり、関係者の理解が得られるか否かを確認すること」と定め、私立学校法第42条の規定に従い、「寄附行為」第22条に規定する事項について理事長はあらかじめ評議員会に諮問し、意見を求めている。評議員会は、これらの「寄附行為」や「管理運営規程」の定めにも則り適切に開催、運営されている。質疑や意見交換も活発になされ、理事長は、その意見を踏まえ理事会において重要事項を審議決定している。

「寄附行為」に定める諮問事項は以下のとおりとなっており、過去3年間の評議員会開催状況は以下の表に示すとおりである。

#### 【寄附行為】

##### (諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長が、あらかじめ監査報告を含め十分な情報開示と説明を行い、評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該会計年度間の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、功労金その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。)の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの

【令和3（2021）年度】

開催日	議事内容	出席者数	評議員 現員	監事 現員
5月27日	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対策について</li> <li>・第3次中期計画について</li> <li>・令和3年度入学者数及び在籍者数について</li> <li>・令和2年度卒業生進路について</li> <li>・令和2年度事業報告について</li> <li>・令和2年度決算について</li> <li>・役員を選任について</li> <li>・評議員の辞任及び選任について</li> </ul> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度補正予算について（案）</li> <li>・北翔大学学則の改正について（案）</li> <li>・北翔大学短期大学部学則の改正について（案）</li> <li>・北翔大学大学院学則の改正について（案）</li> <li>・役員を選任について（案）</li> </ul>	<p>評議員9人</p> <p>書面出席8人</p> <p>監事1人</p>	19人	2人
9月9日	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対策について</li> <li>・令和2年度計算書類の差し替えについて</li> <li>・北翔大学学長・北翔大学短期大学部学長選考規程の改正について</li> <li>・理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱い並びに学校法人寄附行為作成例の改正について</li> </ul> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度事業・予算方針について（案）</li> <li>・北翔大学学則の改正について（案）</li> <li>・北翔大学短期大学部学則の改正について（案）</li> </ul>	<p>評議員13人</p> <p>書面出席6人</p> <p>監事1人</p>	19人	2人
12月9日	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対策について</li> <li>・学生募集状況について</li> <li>・令和3年度卒業予定者進路状況（中間報告）について</li> <li>・学長候補者の決定について</li> <li>・学校法人 ガバナンス改革会議報告書について</li> </ul> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人 北翔大学 寄附行為の改正について（案）</li> <li>・北翔大学 学則の改正について（案）</li> </ul>	<p>評議員17人</p> <p>書面出席2人</p> <p>監事1人</p>	19人	2人
3月10日	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対策について</li> <li>・学生募集状況について</li> <li>・理事の選任について</li> <li>・副学長の選任について</li> <li>・令和3年度コンプライアンス研修報告について</li> </ul> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度補正予算について（案）</li> <li>・令和4年度事業計画について（案）</li> </ul>	<p>評議員15人</p> <p>書面出席4人</p> <p>監事1人</p>	19人	2人

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度予算について（案）</li> <li>・ライフデザイン学科令和5年度学生募集停止について（案）</li> <li>・役員賠償責任保険について（案）</li> <li>・北翔大学学則の改正について（案）</li> <li>・北翔大学短期大学部学則の改正について（案）</li> <li>・北翔大学大学院学則の改正について（案）</li> </ul>			
--	--	--	--	--

【令和4（2022）年度】

開催日	議事内容	出席者数	評議員 現員	監事 現員
5月26日	報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対策について</li> <li>・第4期中期計画について</li> <li>・令和4年度入学者数及び在籍者数について</li> <li>・令和3年度卒業生進路について</li> <li>・令和3年度事業報告について</li> <li>・令和3年度決算について</li> <li>・評議員の退任及び選任について</li> </ul> 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度補正予算について（案）</li> <li>・施設・設備等整備拡充引当特定資産の創設について（案）</li> <li>・理事の選任について（案）</li> <li>・監事の選任について（案）</li> </ul>	評議員13人 書面出席6人 監事1人	19人	2人
9月8日	報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対策について</li> <li>・令和3年度計算書類の差し替えについて</li> </ul> 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度事業・予算方針について（案）</li> <li>・北翔大学短期大学部学則の改正について（案）</li> <li>・人間福祉学研究科の名称変更について（案）</li> <li>・就労に関する方針について（案）</li> </ul>	評議員18人 書面出席1人 監事1人	19人	2人
12月8日	報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生募集状況について</li> <li>・新型コロナウイルス対策について</li> <li>・設置基準見直し事項について</li> <li>・令和4年度卒業予定者進路状況（中間報告）について</li> <li>・就労に関することについて</li> </ul>	評議員13人 書面出席6人 監事1人	19人	2人
3月9日	報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生募集状況について</li> <li>・新型コロナウイルス対策について</li> <li>・私立学校法の一部を改正する法律案の概要について</li> <li>・北翔大学（短期大学部）の開学60周年記念式典等について</li> <li>・令和4年度コンプライアンス研修報告について</li> </ul>	評議員16人 書面出席3人 監事2人	19人	2人

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北翔大学 就業規則の改正について</li> </ul> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度補正予算について(案)</li> <li>・令和5年度事業計画について(案)</li> <li>・令和5年度予算について(案)</li> <li>・役員賠償責任保険について(案)</li> <li>・学校法人北翔大学ガバナンス・コードの改正について(案)</li> <li>・北翔大学学則の改正について(案)</li> <li>・介護福祉士養成課程廃止について(案)</li> </ul>			
--	---	--	--	--

【令和5(2023)年度】

開催日	議事内容	出席者数	評議員 現員	監事 現員
5月25日	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対策について</li> <li>・令和5年度入学者数及び在籍者数について</li> <li>・令和4年度卒業生進路について</li> <li>・第4期中期計画について</li> <li>・令和4年度事業報告について</li> <li>・令和4年度決算について</li> <li>・短期大学部認証評価について</li> <li>・理事の選任について</li> <li>・評議員の選任について</li> <li>・新しい教育組織検討委員会の設置について</li> </ul> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度補正予算について(案)</li> <li>・北翔大学学則の改正について(案)</li> <li>・北翔大学大学院学則の改正について(案)</li> <li>・監事の選任について(案)</li> </ul>	<p>評議員15人</p> <p>書面出席3人</p> <p>監事1人</p>	19人	2人
9月7日	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校法の一部改正に伴う学校法人寄附行為作成例(改正案)について</li> </ul> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度事業・予算方針について(案)</li> <li>・第3号基本金の取崩しについて(案)</li> <li>・学校法人北翔大学旅費規程の改正について(案)</li> </ul>	<p>評議員16人</p> <p>書面出席3人</p> <p>監事1人</p>	19人	2人
12月7日	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生募集状況について</li> <li>・令和5年度卒業予定者進路状況(中間報告)について</li> <li>・私立学校法の一部改正に伴う学校法人寄附行為改正案について</li> </ul> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員の選任について(案)</li> <li>・事務組織の改編について(案)</li> </ul> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人北翔大学ガバナンス・コードの改正について(案)</li> <li>・学校法人北翔大学寄附行為の改正について(案)</li> </ul>	<p>評議員18人</p> <p>書面出席1人</p> <p>監事1人</p>	19人	2人

	・北翔大学大学院学則の改正について（案）			
3月7日	報告事項 ・学生募集状況について ・令和5年度コンプライアンス研修報告について ・評議員の辞任について ・北翔大学・北翔大学短期大学部副学長の選任について 協議事項 ・令和5年度補正予算について（案） ・令和6年度事業計画について（案） ・令和6年度予算について（案） ・寄附行為の改正について（案） ・北翔大学学則の改正について（案） ・北翔大学短期大学部学則の改正について（案） ・役員賠償責任保険について（案） その他 ・令和6年度理事会・評議員会日程について（案）	評議員11人  書面出席4人  監事1人	19人	2人

なお、評議員の任期及び再任回数の制限について、3期12年を限度とする役員等の就任期間の目安について、令和4（2022）年3月11日に理事会申し合せとして定めた。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

#### <区分 基準IV-C-3 の現状>

本学は、高い公共性と社会的責任の下、情報の公表・公開に努めている。

教育情報は、学校教育法施行規則に規定する教育研究活動の状況を、本学 Web サイトで公開しており、日本私立学校振興・共済事業団の「大学ポートレート」でも公表している。このほか、学校教育法施行規則に示された教育研究活動等の状況についての情報の公表に伴う開示、教職課程情報の公表、高等教育修学支援新制度等に対応した情報の公表等必要な教育情報の開示を充実させているところである。

また、私立学校法の定めるところに従い、所定の財務情報を備え付け閲覧に供するとともに、Web サイトにも掲載している。大学年鑑誌「PAL (パル)」には事業概要報告 QR コードを掲載し、スマートフォンからでも閲覧できるようになっている。財務情報は、①前年度の事業報告書、②前年度の決算概要、③直近 3 年間の財務比率表、④前年度の収支計算書、⑤前年度末の貸借対照表、⑥前年度末の財産目録、⑦前年度の決算に対する監事の監査報告書を、毎年 6 月末日までに本学 Web サイトにて公開している。また、②前年度の決算概要の内容では、グラフや図表を活用するなど分かり易く表示するよう工夫している。加えて、中期計画や年次報告も本学 Web サイトで公表している。

#### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

特になし。

#### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

#### <基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価における行動計画の実施状況は以下のとおりである。

収支における支出超過の縮小に努めているが、安定的な経営、教学運営のためにも収支均衡の財務状況を実現していかなければならない。定員を充足できない学科を含めた短期大学部の将来像を示し、再生の方策を早急に検討する。老朽化した校舎・設備の維持、改修、耐震補強工事等が計画されることとなり、策定中の第 3 次中期計画及び財務計画を計画通り実行していくためには、理事長、学長がそれぞれの責任のもと、一層の

リーダーシップを發揮していく。

〈実施状況〉

短期大学部は入学定員、収容定員ともに未充足の状態です。支出超過の状況が続いている。ただし、予算管理委員会から予算編成方針の周知や予算執行に当たっての要請を行い予算統制に努め、併設大学を含めた法人全体では令和 2（2020）年度以降収入超過の状況を継続できている。

第 3 次中期計画については、毎年、理事会に実施状況を報告しながら、理事長及び学長のリーダーシップにより約 90%の課題（66 課題中 58 課題）に取り組んだ。令和元（2019）年末からのコロナ禍で計画通りに取り組むことができなかった課題やさらに見直しや向上を図ることが必要な課題もあり、これらは令和 3（2021）年度からの第 4 期中期計画に引き継ぎ、各課題に向けて取り組みを継続している。

短期大学部の再生の方策については、学生の学習成果獲得をより向上させるための教育課程の見直し、履修コースを再編して進路や学びの目的を明確にするなどの対応を行っているが、定員充足には至らず、ライフデザイン学科では令和 5（2023）年度入学生から募集を停止し、こども学科では令和 4（2022）年度入学生から入学定員の削減（140 人から 110 人に変更）を行った。現在は、学長を中心に併設大学を含めて教育改善の方策や教育組織編成について全学的な検討を続けている。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

併設大学を含めた法人全体での教育組織や教育改善の方策について早期実施に向けて検討を急ぐとともに、第 4 期中期計画について可能な限り計画通りの実施に努めていく。

また、私立学校法の改正に伴う、令和 7（2025）年度からの学校法人制度改革（ガバナンス改革）に適った新たな理事会、評議員会体制を検討し適切に整備していく。



2021～2023 年度 北翔大学・北翔大学短期大学部  
自己点検・評価報告書

令和 7(2025)年 3 月発行

編集 点検評価委員会  
発行 北翔大学・北翔大学短期大学部  
〒069-8511 北海道江別市文京台 23 番地  
TEL 011-386-8011  
FAX 011-387-1542  
URL <http://www.hokusho-u.ac.jp>

